

新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例

施設整備マニュアル

新旧対照

建築物編

色分けについて

赤字：今回の改定で新規追加（都マニュアルの改定内容の反映など）

青字—：現在のマニュアルから削除

緑塗：新宿区独自項目（今回の改定で新規追加）

黄色塗：新宿区独自項目（現在の区マニュアルに既に記載）

灰色塗：右列に参照が記載されている項目

令和 7 年（2025 年）3 月

新宿区

はじめに

新宿のまちは、新宿駅周辺をはじめとする繁華街や超高層ビル群、みどり豊かな住宅街、歴史や文化が感じられる地域など、多彩な顔と豊かな表情を持っています。そして、国内外から多くの人々が訪れ、暮らし、働き、学び、遊ぶなど、多様性が新宿区の魅力となっています。

区は、誰もが移動しやすく、利用しやすく、わかりやすいまちを実現するため、令和2年3月に新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例を制定しました。

条例制定から5年が経過し、国における「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」の改正、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の改訂が行われたほか、東京都においては、「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」や「東京都福祉のまちづくり条例」の改正など、バリアフリーに関する基準の見直しが図られました。

区においても、国や都の改正内容を踏まえ、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則について車椅子利用者用便房や宿泊施設の一般客室、道路、公共交通施設に関する整備基準の改正を行うなど、ユニバーサルデザインまちづくりの一層の推進を図ることとし、今回のマニュアル改定に反映させています。

本マニュアルは、すべての人が都市施設を円滑に利用できるようにするため「整備基準」について、図解も含めて詳しく解説するとともに、より高い水準である「望ましい整備」についても説明しています。区民や施設所有者等の皆様が、ユニバーサルデザインまちづくりを推進する一助となることを期待します。

令和7年 8 月
新 宿 区

目 次

第 1 部 概要	1	1-1
1 ユニバーサルデザインまちづくりへのこれまでの取組	1	1-2
2 条例制定までの経緯	1	1-3
3 新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例の概要	1	1-5
4 マニュアルの見方	1	1-16

第 2 部 整備基準等

I 建築物編	1	2-1
1 整備基準の概要について	1	2-2
2 対象施設の考え方	1	2-8
3 小規模建築物の整備基準について	1	2-10
4 階段、傾斜路の点状ブロック等の敷設について	1	2-11
5 対象施設（建築物編）と遵守基準となる整備項目	1	2-14

I 建築物（共同住宅等以外）	1	2-21
① 移動等円滑化経路等	1	2-22
② 出入口	1	2-28
③ 廊下等	1	2-36
④ 階段	1	2-44
⑤ 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	1	2-54
⑥ エレベーター及びその乗降ロビー	1	2-60
⑦ 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	1	2-70
⑧ 便所（トイレ）	1	2-76
⑨ 浴室又はシャワー室	1	2-98
⑩ 宿泊施設の客室	1	2-104
⑪ 観覧席・客席	1	2-120
⑫ 敷地内の通路	1	2-126
⑬ 駐車場	1	2-132
⑭ 標識	1	2-142
⑮ 案内設備	1	2-146
⑯ 案内設備までの経路	1	2-150
⑰ 公共的通路	1	2-158
⑱ 子育て支援環境の整備	1	2-164
⑲ 洗面所	1	2-170
⑳ 更衣室・脱衣室	1	2-172
㉑ 屋上・バルコニー	1	2-174

②②	カウンター	1	2-176
②③	公衆電話	1	2-178
②④	自動販売機・水飲み器	1	2-180
②⑤	コンセント・スイッチ	1	2-182
②⑥	緊急時の設備・施設	1	2-184
②⑦	手すり	1	2-190
②⑧	床の滑り	1	2-194
②⑨	店舗内の通路や座席	1	2-198
③⑩	休憩スペース、カームダウン・クールダウン	1	2-206

II	共同住宅等	1	2-209
①	特定経路等	1	2-210
②	出入口	1	2-214
③	廊下等	1	2-220
④	階段	1	2-224
⑤	階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	1	2-230
⑥	エレベーター及びその乗降ロビー	1	2-234
⑦	特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	1	2-240
⑧	便所（トイレ）	1	2-244
⑨	浴室又はシャワー室	1	2-256
⑩	敷地内の通路	1	2-260
⑪	駐車場	1	2-266
⑫	標識	1	2-272
⑬	案内設備	1	2-276
⑭	案内設備までの経路	1	2-280
⑮	公共的通路	1	2-284

III	小規模建築物	1	2-291
①	出入口	1	2-292
②	便所（トイレ）	1	2-296
③	敷地内の通路	1	2-300

2	道路編	2	2-303
①	歩道（歩車道の分離）	2	2-304
②	歩道（歩道の有効幅員、勾配）	2	2-308
③	歩道（歩道舗装）	2	2-312
④	歩道と車道との段差（単路部）	2	2-314
⑤	歩道と車道との段差（交差点部）	2	2-318
⑥	歩道と車道との段差（細街路との交差点部）	2	2-320
⑦	車乗り入れ部	2	2-324

⑧ 横断歩道	2	2-328
⑨ 視覚障害者誘導用ブロック	2	2-332
⑩ 立体横断施設	2	2-338
⑪ ベンチ等	2	2-342
⑫ 案内・標示	2	2-344
⑬ 駐車場（道路附属物としての駐車場）	2	2-346
3 公園編	2	2-347
① 出入口	2	2-348
② 園路	2	2-354
③ 階段	2	2-358
④ 傾斜路	2	2-362
⑤ 転落防止等	2	2-366
⑥ 休憩所	2	2-368
⑦ 野外劇場・野外音楽堂	2	2-370
⑧ 公園内建築物・屋内設備	2	2-374
⑨ 駐車場	2	2-376
⑩ 便所（トイレ）	2	2-380
⑪ 水飲み・手洗場	2	2-390
⑫ 案内・標示	2	2-392
⑬ ベンチ	2	2-396
⑭ 野外卓	2	2-398
⑮ 排水溝（ます）	2	2-400
⑯ 広場	2	2-402
⑰ 修景施設	2	2-404
⑱ 遊戯施設	2	2-406
⑲ 運動施設	2	2-408
	4	
4 公共交通施設編	2	2-409
	4	
I 公共交通施設	2	2-411
① 移動等円滑化経路	2	2-412
② 出入口	2	2-414
③ 駐車場	2	2-416
④ コンコース・通路・ホール等	2	2-418
⑤ 出札・案内所等	2	2-420
⑥ 階段	2	2-422
⑦ 傾斜路	2	2-426
⑧ エレベーター	2	2-428
⑨ エスカレーター	2	2-434

⑩ 便所（一般用トイレ）	2	2-438
⑪ 便所（車椅子使用者用便房）	2	2-442
⑫ 旅客待合所	2	2-444
⑬ 戸	2	2-446
⑭ 案内板等	2	2-448
⑮ 視覚障害者誘導案内用設備	2	2-452
⑯ 視覚障害者誘導用ブロック	2	2-456
⑰ 手すり	2	2-460
⑱ 券売機	2	2-464
⑲ 休憩施設（ベンチ等）、カームダウン・クールダウン	2	2-468
⑳ その他の設備	2	2-472

II 鉄軌道駅	2	2-473
① 改札口	2	2-474
② 乗降場（プラットフォーム）	2	2-476
③ 軌道の停留場	2	2-480

III バスターミナル	2	2-481
① バスターミナル	2	2-482
② バス停留所	2	2-484

5 路外駐車場編	2	2-487
① 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設	2	2-488
② 路外駐車場移動等円滑化経路	2	2-490

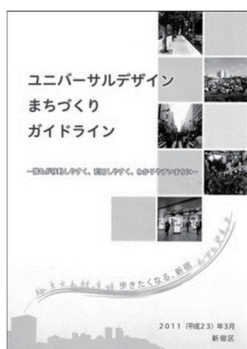
資料編	1	資-1
1 関係法令等	1	資-3
1-1 新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例	1	資-4
1-2 新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則	1	資-9
1-3 新宿区告示第 665 号	1	資-87
1-4 新宿区ユニバーサルデザインまちづくり審議会等に報告する基準について (別冊)	1	資-94
1-5 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー関係)		
1-6 高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例 (東京都建築物バリアフリー条例)		
2 各種規格等	1	資-95
2-1 標識、設備及び機器への点字の適用方法 (JIS T 0921:2017 抜粋)	1	資-96
2-2 触知案内図の情報内容及び形状並びにその表示方法 (JIS T 0922:2007 抜粋)	1	資-98
2-3 点字の読み方	1	資-101
2-4 視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列 (JIS T 9251:2014 抜粋)	1	資-102
2-5 エレベーターについて	1	資-106
2-6 公共トイレにおける便房内操作部の形状、色、配置及び器具の配置 (JIS S 0026:2007 抜粋)	1	資-109
2-7 案内用図記号(JIS Z 8210:2020 抜粋)	1	資-111
2-8 案内用図記号(JIS Z 8210:2020)以外の図記号	1	資-114
2-9 コミュニケーション支援用絵記号デザイン原則 (JIS T 0103:2005 抜粋)	1	資-116
2-10 色弱者の特性と色の選び方	1	資-117
2-11 書体について	1	資-120
2-12 基本寸法	1	資-122

第 I 部 概要

Ⅰ ユニバーサルデザインまちづくりへのこれまでの取組

(1) ユニバーサルデザインまちづくりガイドラインの策定

新宿区には、日本を代表するターミナル駅である新宿駅周辺や、趣のある路地が独特の風情を漂わせる神楽坂、豊かなみどりや水辺等がある新宿御苑などがあり、働く、学ぶ、遊ぶ、憩う等の様々な目的で多くの人々が訪れます。また、高齢化や少子化、国際化の進展等の社会変化やノーマライゼーションの理念の浸透等により、様々な人の社会参加や自由な都市活動を支える都市空間づくりが求められています。



ガイドライン

こうした新宿区のまちの特性や社会変化等に対応し、利用者、事業者、行政等の連携による都市空間の改善方策を検討するため、平成 20 年度に学識経験者や関係団体等で構成する「ユニバーサルデザインまちづくりガイドライン有識者会議」を設置しました。

区は、有識者会議での検討を踏まえて、~~すべて~~全て全ての人が、より自由で、快適に、安心して、楽しく、そしてわかりやすく活動できるまちの実現を目指して、平成 23 年 3 月にユニバーサルデザインまちづくりガイドラインを策定しました。

(2) ユニバーサルデザイン推進会議の設置



ユニバーサルデザイン
推進会議

ユニバーサルデザインの効果的な推進を図るため、平成 24 年度に学識経験者や区民、事業者、障害者団体、関係団体で構成する「ユニバーサルデザイン推進会議」を設置しました。

また、平成 27 年度に庁内の関係部署を横断する組織である「ユニバーサルデザイン庁内推進会議」を設置し、推進方策に関する情報交換や検討等により、横断的な連携や調整を行っています。

(3) ワークショップ及びガイドブックの作成による周知啓発



ガイドブック

区民や施設所有者等のユニバーサルデザインまちづくりに対する理解を深めるため、平成 26 年度からワークショップを開催してきました。

令和元年度には、平成 30 年度までのワークショップで得られた、ユニバーサルデザインに関する 10 のテーマへの気づきを、区民と共に、ガイドブックとしてまとめました。このガイドブックを、区の窓口やイベント、区内の小学校などで配布する等、周知啓発に取り組んでいます。

2 条例制定までの経緯

(1) 新たな推進方策の検討

平成 29 年 12 月に策定した「新宿区まちづくり長期計画」では、観光立国の取組が進む中、新宿区に住む人、働く人、訪れる人など、誰もが移動しやすく、利用しやすい、快適な都市空間を形成するため、ユニバーサルデザインの視点を強化しました。

また、ユニバーサルデザイン推進会議や区民意識調査等において、ユニバーサルデザインまちづくりの視点から都市施設の整備をさらに進めることを求める意見がありました。

こうしたことから、ユニバーサルデザインに即した質の高い都市施設の整備を促進するため、事前協議等の新たな推進方策の検討を行いました。

(2) 新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例の制定

区、区民、施設所有者等が協力・連携して、ユニバーサルデザインまちづくりをこれまで以上に推進するため、令和 2 年 3 月に新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例を制定しました。

この条例により、区、区民、施設所有者等が相互に連携して意識啓発に取り組むとともに、建築等の計画の早い段階からの事前協議制度や工事完了報告制度を創設しました。

また、ユニバーサルデザインまちづくりに関する施策を円滑に推進するため、附属機関として、学識経験者、区民、地域団体、事業者で構成するユニバーサルデザインまちづくり審議会を設置しました。

(3) 条例制定後における整備基準の改正経緯

令和 3 年 3 月に、車椅子使用者用便房に様々な機能（オストメイト用設備、ベビーベッド等）が付加されることで利用が集中し、車椅子使用者の利用が困難となるケース等が発生したことから、国土交通省の高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準が改正され、トイレの表示は、「多機能」「多目的」など、誰でも使用できるような名称ではなく、利用対象及び個別機能を表示するピクトグラム等のみで表示する、又は、機能分散がなされている個別機能を備えた便房であれば、主な利用対象者を明確にする名称やピクトグラム等で表示する工夫を行うよう見直されました。東京都福祉のまちづくり条例においても、トイレの出入口の表示について、これまでの誰でもが利用できる旨（だれでもトイレ）の表示を改め、車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示する旨の規則改正が行われたため、新宿区においても新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則の改正を行いました。（令和 4 年 4 月 1 日施行）

また、東京 2020 大会を契機としたバリアフリー化の進展等を踏まえ、浴室等における前面通路幅の基準の設置や出入口幅の強化により、電動車椅子を含む車椅子使用者がより使いやすい

一般客室の整備を促進するため東京都建築物バリアフリー条例や福祉のまちづくり条例についても宿泊施設の一般客室の整備基準について規則改正されたことに伴い、新宿区においても新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則の改正を行いました。（令和５年１０月１日施行）

3 新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例の概要

(1) 構成

第1章 総則

① 定義

- ア ユニバーサルデザインまちづくりとは、都市施設に関し、年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、全ての人が安全で、安心して、かつ、快適に暮らし、又は訪れることができるまちの実現を図るための取組をいいます。
- イ 都市施設とは、病院、図書館、飲食店、ホテル、劇場、物販店舗、共同住宅、道路、公園、公共交通施設その他の施設で新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則（以下、「規則」という。）で定めるものをいいます。
- ウ 施設所有者とは、都市施設を所有・管理・新設・改修しようとする者をいいます。
- エ 整備基準とは、ユニバーサルデザインまちづくりに関し、施設所有者等の判断の基準となるべきものとして規則で定める事項をいいます。

② 区の責務

区は、ユニバーサルデザインまちづくりに関する施策を総合的かつ効果的に実施する責務を有します。

③ 区民の責務

区民は、ユニバーサルデザインまちづくりについて理解を深め、自らユニバーサルデザインまちづくりに努める責務を有します。

④ 施設所有者等の責務

施設所有者等は、その都市施設について、自らユニバーサルデザインまちづくりに努める責務を有します。

第2章 施策の推進

⑤ 整備基準への適合努力義務

施設所有者等は、その都市施設を整備基準に適合させるための措置を講ずるよう努めるものとします。

⑥ 整備基準の遵守

特定都市施設（都市施設のうち、規則で定めるもの）の新設又は改修をしようとする者（特定整備主）は、整備基準のうち遵守基準に適合させるための措置を講じるものとします。

⑦ 事前協議

事前協議対象施設（特定都市施設のうち、規則で定めるもの）の新設又は改修をしようとする者は、あらかじめ、区長と協議を行うこととします。

⑧ 届出

特定整備主は、特定の事項について、工事に着手する前に、区長に届け出るものとします。

⑨ 工事の完了報告

⑧の届出をした者が工事を完了したときは、速やかにその旨を区長に報告するものとします。

⑩ 整備基準適合証の交付

施設所有者等は、都市施設を各整備項目に係る整備基準に適合させているときは、区長に対し、整備基準適合証の交付を請求することができるものとします。

⑪ 報告の徴収及び立入調査

区長は、特定整備主等に対し、報告の提出を求め、又は、特定都市施設への立入調査をすることができるものとします。

⑫ 指導・助言

区長は、特定整備主等に対し、特定都市施設の設計及び施工に係る事項について必要な指導及び助言をすることができるものとします。

⑬ 勧告・公表

正当な理由なく都市施設の整備基準へ適合させるための措置が著しく不十分であると認めるとき又は整備基準の遵守に違反しているとき、区長は特定整備主等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができるものとします。

この勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わなかったとき、区長はその旨を公表することができるものとします。

第3章 ユニバーサルデザインまちづくり審議会

⑭ 新宿区ユニバーサルデザインまちづくり審議会の設置

ユニバーサルデザインまちづくりに関する施策を円滑に推進するため、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり審議会を設置しました。

(2) 条例の対象施設

建築物

区分	都市施設	特定都市施設	事前協議 対象施設
1 学校等施設	(1)学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づくものに限る。) (2)その他これに類する施設	すべて 全て	2,000㎡以上
2 医療等施設	(1)病院又は診療所 (小規模建築物に該当するものを除く。) (2)助産所(200㎡以上に限る。) (3)施術所(200㎡以上に限る。) (4)薬局(医薬品の販売業を併せ行うものを除く。) (200㎡以上に限る。)	すべて 全て	2,000㎡以上
3 興行施設	(1)劇場、観覧場、映画館又は演芸場 (2)その他これらに類する施設	500㎡以上	2,000㎡以上
4 集会施設	(1)集会場(冠婚葬祭施設を含む。)(一の集会室の床面積が200㎡を超えるものに限る。) (2)集会場(冠婚葬祭施設を含む。)(すべて 全ての集会室の床面積が200㎡以下のものに限る。) (3)公会堂 (4)公民館 (5)その他これらに類する施設	(1) すべて 全て (2)1,000㎡以上 (3) すべて 全て (4)200㎡以上 (5)200㎡以上	2,000㎡以上
5 展示施設等	(1)展示場 (2)その他これに類する施設	500㎡以上	2,000㎡以上
6 物品販売業を営む店舗等	(1)百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(200㎡以上に限る。) (2)卸売市場	(1) すべて 全て (2)2,000㎡以上	(1)2,000㎡以上 (2)対象外
7 宿泊施設	(1)ホテル又は旅館 (2)その他これらに類する施設	500㎡以上	2,000㎡以上
8 事務所	(1)保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 (2)事務所(他の施設に附属するものを除く。)	(1) すべて 全て (2)1,000㎡以上	(1)2,000㎡以上 (2)対象外
9 共同住宅等	(1)共同住宅、寄宿舍又は下宿 (2)長屋 (3)その他これらに類する施設	1,000㎡以上	対象外
10 福祉施設	(1)老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (2)老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	すべて 全て	2,000㎡以上
11 運動施設又は遊技場等	(1)体育館、水泳場、ボーリング場又は遊技場 (2)その他これらに類する施設	500㎡以上	2,000㎡以上
12 文化施設	(1)博物館、美術館又は図書館 (2)その他これらに類する施設	すべて 全て	2,000㎡以上
13 公衆浴場	公衆浴場	1,000㎡以上	2,000㎡以上

14 飲食店等	(1)飲食店(200㎡以上に限る。) (2)キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	(1) すべて 全て (2)1,000㎡以上	2,000㎡以上
15 サービス店舗等	(1)郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗(200㎡以上に限る。) (2)一般ガス事業、一般電気事業又は電気通信事業の用に供する営業所(200㎡以上に限る。) (3)学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの(200㎡以上に限る。)	すべて 全て	2,000㎡以上
16 工業施設	(1)工場 (2)その他これに類する施設	2,000㎡以上	対象外
17 車両の停車場等で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	車両の停車場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	すべて 全て	2,000㎡以上
18 自動車関連施設	(1)自動車の停留又は駐車のための施設 (2)自動車修理工場 (3)自動車洗車場 (4)給油取扱所(200㎡以上に限る。) (5)自動車教習所	(1)500㎡以上 (2)200㎡以上 (3)200㎡以上 (4) すべて 全て (5)1,000㎡以上	対象外
19 公衆便所	公衆便所	すべて 全て	2,000㎡以上
20 公共用歩廊	公共用歩廊	2,000㎡以上	2,000㎡以上
21 地下街	(1)地下街 (2)その他これに類する施設	2,000㎡以上	2,000㎡以上
22 その他の住宅	一戸建ての住宅	対象外	対象外
23 複合施設	1の項から22の項まで及び小規模建築物に掲げる都市施設の複合建築物	1,000㎡以上	2,000㎡以上

小規模建築物

区分	都市施設	特定都市施設
1 医療等施設	(1)診療所(患者の収容施設を有しないもので、200㎡未満に限る。) (2)助産所(200㎡未満に限る。) (3)施術所(200㎡未満に限る。) (4)薬局(医薬品の販売業を併せ行うものを除く。)(200㎡未満に限る。)	すべて 全て
2 物品販売業を営む店舗	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(200㎡未満に限る。)	すべて 全て
3 飲食店	飲食店(200㎡未満に限る。)	すべて 全て
4 サービス店舗等	(1)郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗(200㎡未満に限る。) (2)一般ガス事業、一般電気事業又は電気通信事業の用に供する営業所(200㎡未満に限る。) (3)学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの(200㎡未満に限る。)	すべて 全て
5 自動車関連施設	給油取扱所(200㎡未満に限る。)	すべて 全て

道路

区分	都市施設	特定都市施設
道路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路	すべて 全て

公園

区分	都市施設	特定都市施設
公園等	(1)都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園(以下「都市公園」という。) (2)児童福祉法(昭和22年法律第164号)第40条の児童遊園(以下、「児童遊園」という。) (3)都市公園及び児童遊園以外の地方公共団体が設置する公園 (4)国及び地方公共団体以外の者が都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第4項の認可を受けて行う都市計画事業による公園 (5)庭園(寺社等、美術館、博物館等又は冠婚葬祭施設等に附属するものを除く。) (6)動物園及び植物園(大学、研究所等が学術研究を目的として設置しているものを除く。) (7)遊園地 (8)その他これらに類する施設 ただし、次のいずれかに該当する施設のうち、整備基準への適合が困難であると区長が認めるものについては、この限りでない。 ア 工作物の新築、改築又は増築、土地の形質の変更その他の行為についての禁止又は制限に関し、文化財保護法、都市計画法その他の法令又は条例の規定の適用があるもの イ 山地・丘陵地、崖その他の著しく傾斜している土地に設けるもの ウ 自然環境を保全する必要がある場所又は動植物の生息地若しくは生育地として適正に保全する必要がある場所に設けるもの エ (2)から(5)までにおいて、著しく狭小な敷地に設けるもの	すべて 全て

公共交通施設

区分	都市施設	特定都市施設
公共交通施設	(1)鉄道の駅 (2)軌道の停留場 (3)自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号)第2条第6項に規定するバスターミナル	すべて 全て

路外駐車場

区分	都市施設	特定都市施設
路外駐車場(建築物及び小規模建築物以外のもの)	駐車場法(昭和32年法律第106号)第2条第2号に規定する路外駐車場で建築物及び小規模建築物以外のもの(特殊装置のみを用いるものを除く。)	駐車のに供する部分の面積が500㎡以上

※1 次に掲げる地区、街区、区域などで新設又は改修する場合は、特定都市施設となります。

○都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第3号に規定する高度利用地区

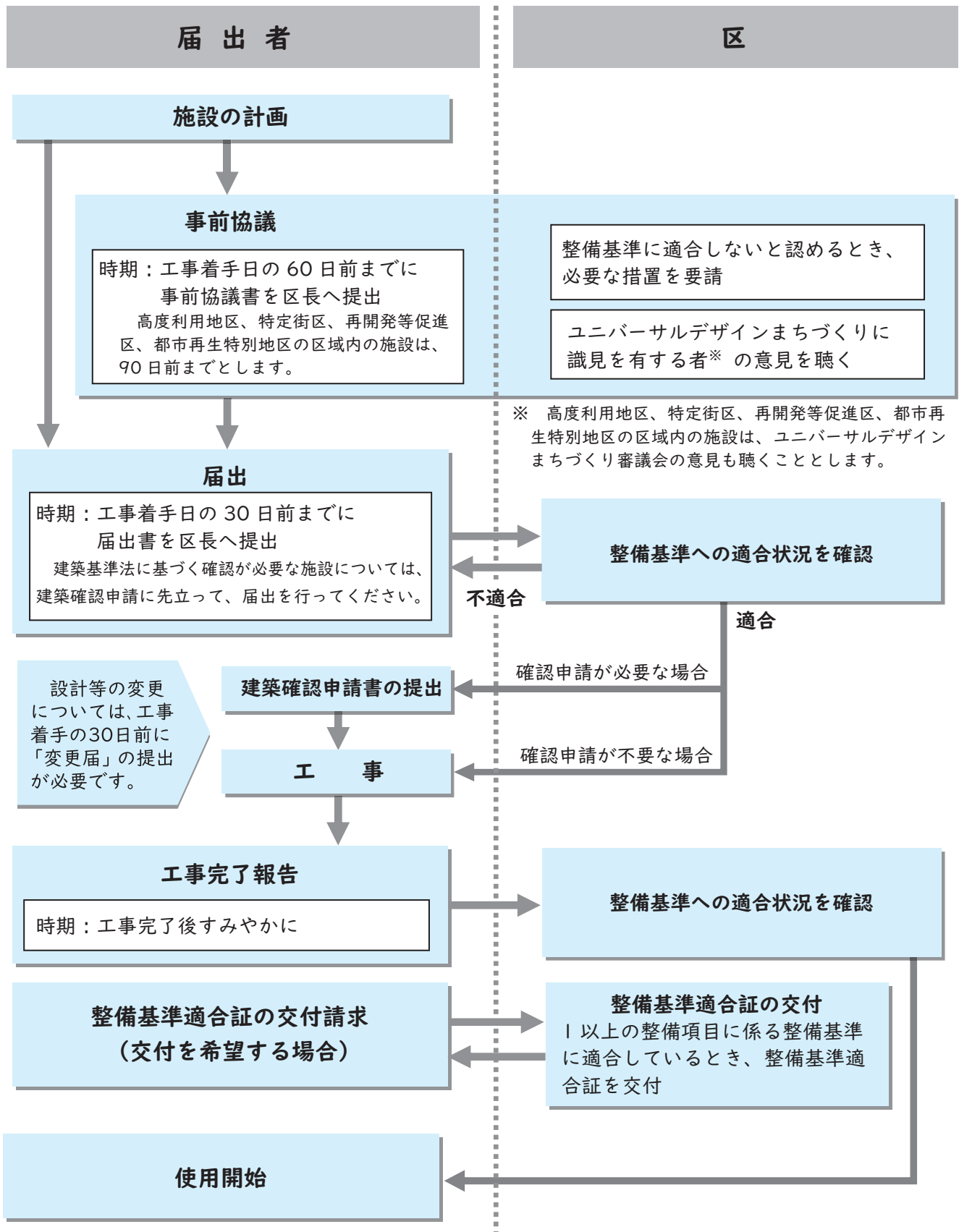
○都市計画法第8条第1項第4号に規定する特定街区

○都市計画法第12条の5第3項に規定する再開発等促進区

○都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第36条第1項に規定する都市再生特別地区

※2 ※1のうち、床面積の合計が2,000㎡以上のものは、事前協議対象施設となります。

(3) 事務手続の流れ (条例に定められた日数にかかわらず、早めにご相談、ご提出をお願いします。)



《コラム》

「合理的な配慮について」

「障害者差別解消法」では、行政機関等及び事業者に対し、障害のある方々への障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、障害のある方々から申出があった場合に「合理的配慮の提供」を求めることなどを通じて、「共生社会」を実現することを目指しています。

令和3年に改正された「障害者差別解消法」では、店舗や飲食店等の事業者による障害のある方々への「合理的配慮の提供」が義務化されました。

建築の計画などにおける環境の整備が、合理的な配慮の提供に大きな役割を担っています。

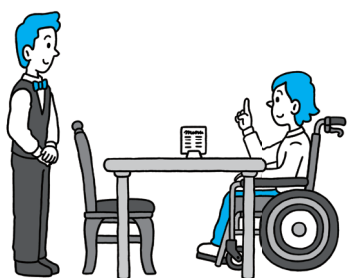
車椅子使用者、聴覚障害、視覚障害の方々以外にも様々な障害者がいます。環境整備で対応できない障害者もいるため、合理的な配慮が必要となります。

<合理的配慮の具体例>

物理的環境への配慮



飲食店で障害のある人から「車椅子のまま着席したい」との申出があった。



【対応例】

机に備え付けの椅子を片付けて、車椅子のまま着席できるスペースを確保した。

意思疎通への配慮



障害のある人から「難聴のため筆談によるコミュニケーションを希望しているが、弱視でもあるため細いペンで書いた文字や小さな文字は読みづらい」との申出があった。



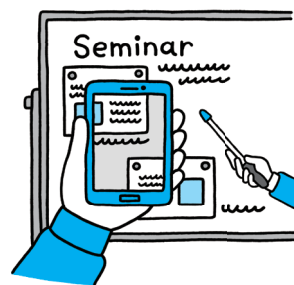
【対応例】

太いペンで大きな文字を書いて筆談を行った。

ルール・慣行の柔軟な変更



障害のある人から「文字の読み書きに時間がかかるため、セミナーへの参加中にホワイトボードを最後まで書き写すことができない」との申出があった。



【対応例】

書き写す代わりに、デジタルカメラやスマートフォン、タブレット端末などでホワイトボードを撮影することとした。

※合理的配慮の内容は個別場面に応じて異なるものになりますので、上記の例は、あらゆる事業者が必ずしも実施するものではないこと、また例以外であっても合理的配慮に該当するものがあることに留意しましょう。

資料：障害者差別解消法が変わりました！（内閣府）
政府広報オンライン（内閣府大臣官房政府広報室）

<https://www.gov-online.go.jp/article/202402/entry-5611.html>

手続きに必要な書類

事前協議

- ・事前協議書（規則別記第1号様式）
- ・特定都市施設整備項目表（第14号様式から第21号様式のうち該当するもの）
- ・規則別表第11に定める図書のうち、該当するもの

届出

- ・特定都市施設設置工事計画(変更)届出書（建築物及び小規模建築物）（第2号様式）又は特定都市施設設置工事計画(変更)届出書（建築物及び小規模建築物以外）（第3号様式）
- ・特定都市施設整備項目表（第14号様式から第21号様式のうち該当するもの）
- ・規則別表第11に定める図書のうち、該当するもの

工事の完了報告

- ・工事完了報告書（規則第4号様式）
- ・整備基準への適合状況及び遵守基準への適合状況を把握するために必要な書類
- ・その他区長が必要と認める書類

整備基準適合証の交付請求

- ・整備基準適合証交付請求書（規則第5号様式）
- ・規則別表第11に定める図書のうち、該当するもの

(4) 建築物バリアフリー条例等※¹との関係

新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例では、高齢者、障害者等の移動等円滑化の促進に関する法律（以下、「バリアフリー法」という。）や東京都の高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（以下「建築物バリアフリー条例」という。）で対象となる新築、増築、改築、用途変更に加え、大規模の修繕、大規模の模様替えの際にも届出が必要となるほか、建築物バリアフリー条例等の整備項目に加え、「観覧席・客席」及び「公共的通路」に関する整備項目を追加するとともに、対象とする建築物の用途と規模をより広範に定めています。

建築物バリアフリー条例等の対象となる建築物を新築、増築、改築、用途変更しようとする際には、原則として建築基準法に基づく確認申請時に審査を受け、中間・完了検査時に検査を受けます。この場合、事前協議対象施設を除き、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例に基づく届出は免除されます。

※¹ 建築物バリアフリー条例等：バリアフリー法及び建築物バリアフリー条例を示します。

(5) 東京都福祉のまちづくり条例との関係

新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例及び規則は、都市施設の整備について、東京都福祉のまちづくり条例及び同施行規則が定める整備基準に適合させるための措置と同等以上の措置を講ずることを定めています。

このため、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例の届出を行った都市施設は、東京都福祉のまちづくり条例第 29 条にも基づき、東京都への提出は不要となります。

(6) 合理的な配慮について

令和3年に改正された「障害者差別解消法」では、店舗や飲食店等の事業者による障害のある方へ、物理的環境への配慮、意思疎通への配慮、ルール・慣行の柔軟な変更などの合理的な配慮が義務化されました。

このため、建築の計画などにおけるユニバーサルデザインを考慮した環境の整備が、合理的な配慮の提供に大きな役割を担っています。

(7)当事者参画、スパイラルアップの考え方

ユニバーサルデザインの考え方に立って施設の環境整備を進めていくためには、利用者の様々な行動特性や利用実態を理解し、把握しておく必要があります。

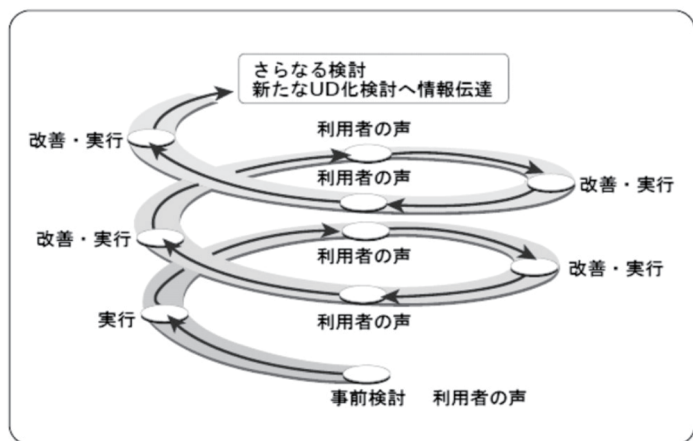
施設の新設や大規模な改修等を行う場合には、運営事業者や設計者は、計画・設計・施工・完成後の各段階において、障害等の当事者を含めた多様な利用者等による検証や意見交換で得た情報や課題等の収集と蓄積を行い、活用していくことが重要です。

次の計画にも反映し、さらに使いやすく、より良い整備に努めることができるだけでなく、維持管理面での工夫や適切な人的サポートにもつなげることができます。

このように利用者の多様なニーズにきめ細やかに対応した建築物・道路・公園・公共交通施設等に改善していくために、整備の計画・設計・施工及び施設の設備の運用・管理において、こうした作業の繰り返し（スパイラルアップ）を着実に行うことが重要です。

そして、好事例が他の地域や事業者、設計者等へ波及してノウハウ等の蓄積が図られることにより、新たな取組が生まれ、当事者参画の機会が更に増えることが求められます。

イメージ図



新規

4 マニュアルの見方

(1) 建築物編

建築物編では、「建築物（共同住宅等以外）」「共同住宅等」「小規模建築物」の順番で掲載しています。「建築物（共同住宅等以外）」「共同住宅等」では整備項目ごとに、「基本的な考え方」「整備基準（規則で定める遵守基準及び努力基準）」「整備基準の解説」「望ましい整備（整備基準の定めはないが今後社会的に目指していくべきより望ましい水準）」及び参考図で構成しています。ただし、「建築物（共同住宅等以外）」の整備項目「①⑨洗面所」から「③⑩休憩スペース、カームダウン・クールダウン」は、整備基準を定めていないため「整備基準」及び「整備基準の解説」はありません。

また、「小規模建築物」では、整備項目ごとに「整備基準（遵守基準）」「整備基準の解説」及び参考図で構成しています。

各整備項目の整備に関する基本的な考え方を示しています。

規則により定められた基本的な基準です。

整備基準のうち、整備対象範囲に係る一般基準です。

整備基準のうち、移動等円滑化経路等、特定経路等、宿泊者特定経路に係る整備基準です（色付き部分）。

整備項目

【基本的考え方】

■整備基準（規則で定めた基準）

整備基準（遵守基準）

整備基準（努力基準）

一般基準

移動等円滑化経路等

■整備基準の解説

◆一般基準

【凡例】

- ：遵守基準と努力基準共通の解説
- ：努力基準のみの解説

◆移動等円滑化経路等

【凡例】

- ：遵守基準と努力基準共通の解説
- ：努力基準のみの解説

■望ましい整備

【凡例】

- ◎：整備基準（規則）を満たした上で配慮することが望ましい事項

《参 考 図》

【凡例】

- ：遵守基準となる整備基準
- ：努力基準となる整備基準
- ◎：望ましい整備

マニュアルの図解は
整備基準の内容の理解を
容易にするためのもので、一例として表
示してあります。各施設の設計目的や構
造などに応じて、より利用しやすいよう、
設計における配慮をお願いします。

今後社会的に目指していくべき、より望ましい水準です。

参考とすべき図の番号や項目、用語の説明、補足事項などを示しています。

整備基準の根拠や具体的な内容、審査の際の判断基準を示しています。

(2) 道路編・公園編・公共交通施設編・路外駐車場編

整備項目ごとに「基本的な考え方」「整備基準（遵守基準）」「整備基準の解説」「望ましい整備」及び参考図で構成しています。

各整備項目の整備に関する基本的な考え方を示しています。

規則により定められた基本的な基準です。

整備項目

・【基本的考え方】

■整備基準（規則で定めた基準）

整備基準

■整備基準の解説

【凡例】

●：整備基準の解説

■望ましい整備

【凡例】

◎：整備基準（規則）を満たした上で
配慮することが望ましい事項

《参 考 図》

【凡例】

●：遵守基準となる整備基準

◎：望ましい整備

マニュアルの図解は
整備基準の内容の理解を
容易にするためのもので、一例として表
示してあります。各施設の設計目的や構
造などに応じて、より利用しやすいよう、
設計における配慮をお願いします。

今後社会的に目指していくべき、より望ましい水準です。

整備基準の根拠や具体的な内容、審査の際の判断基準を示しています。

参考とすべき図の番号や項目、用語の説明、補足事項などを示しています。

「コラム」

「新宿区 UD まちづくりニュースレター」

新宿区では、新宿区のユニバーサルデザインまちづくりに関する取り組みや区内のユニバーサルデザインに配慮した施設の紹介などを区民の方々に発信するために、「新宿区 UD まちづくりニュースレター」を発行しています。



・【創刊号】眺望のもり ほか



・【第13号】都立明治公園 ほか



出典：新宿区 HP「UD まちづくりニュースレターについて」

URL：https://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/keikan01_000001_00023.html

第 2 部 整備基準等

I 建築物編

I 整備基準の概要について

(1) 整備基準の種類

建築物の整備基準は、努力基準と遵守基準に分かれています。努力基準は、遵守基準より水準の高い整備基準です。

① 努力基準

都市施設に適用される整備基準で、都市施設所有者が適合に努めなければならない整備基準です。なお、都市施設のうち、共同住宅等には共同住宅等の努力基準が適用されます。

② 遵守基準

特定都市施設に適用される整備基準で、特定整備主が遵守しなければならない整備基準です。なお、床面積の合計が 200 m²未満の特定都市施設のうち規則で定める建築物（小規模建築物）については、小規模建築物の遵守基準が適用されます。また、共同住宅等には共同住宅等の遵守基準が適用されます。

(2) 整備基準の適用範囲について

努力基準は、都市施設において、不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分に適用します（※1）。

遵守基準は、特定都市施設において、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分に適用します（注）（※2）。

（注）読み替え規定により、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」は「多数の者が利用する」となります。

◆読み替え規定とは◆（規則第4条 第4項）

都市施設のうち、建築物（共同住宅等を除く）に係る遵守基準（小規模建築物の遵守基準を含む）の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」と読み替えます。

※1 不特定少数の者が利用する場所や多数の従業員が利用する部分等にも適用します。

※2 特定多数の者が利用する事務所、工場等においては、従業員用の階段、便所などにも適用します。宿泊施設においては、不特定少数の者が利用する一般客室についても適用します。

(3) 整備基準の対象

努力基準及び遵守基準は、「①適用範囲内の~~すべて~~全ての部分に係る基準（一般基準）」と「②高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路・多数の者が円滑に利用できる経路」に係る基準の二つに分かれます（小規模建築物の遵守基準を除く。）。

① 一般基準（適用範囲内の~~すべて~~全ての部分に係る基準）

それぞれの整備基準の中で、適用範囲内の~~すべて~~全ての廊下等・階段・敷地内通路・駐車場・便所などを対象とした整備基準を設けています。

② 高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路・多数の者が円滑に利用できる経路

ア 移動等円滑化経路等

高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路を移動等円滑化経路等として規定

イ 特定経路等

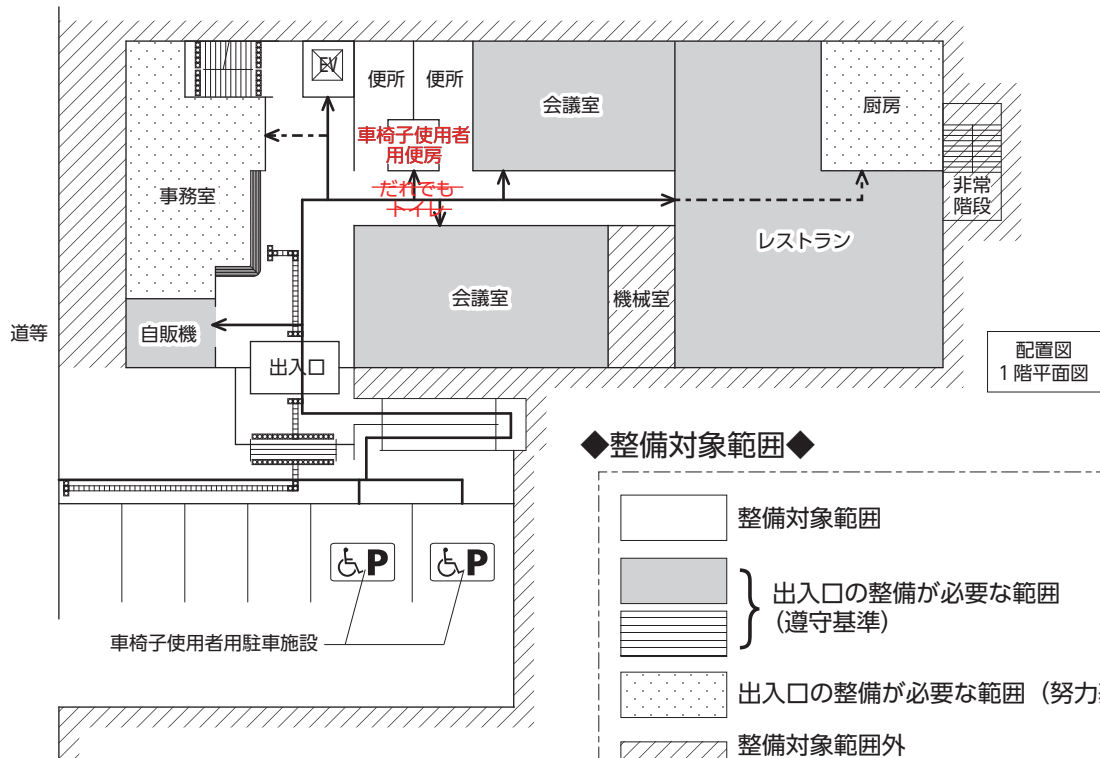
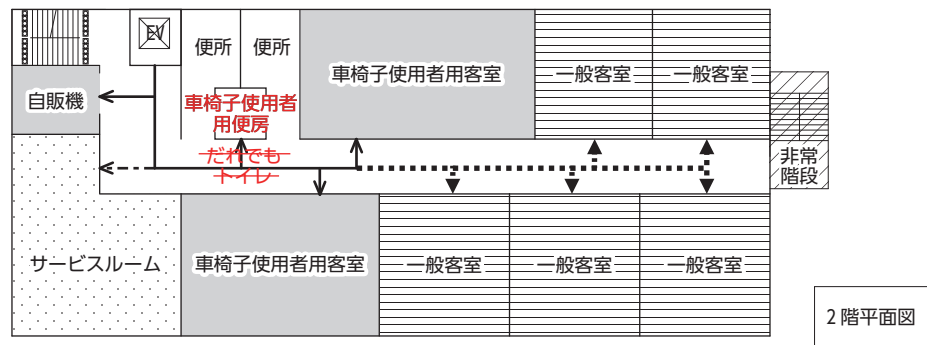
共同住宅等では、多数の者が円滑に利用できる経路を特定経路等として規定

ウ 宿泊者特定経路

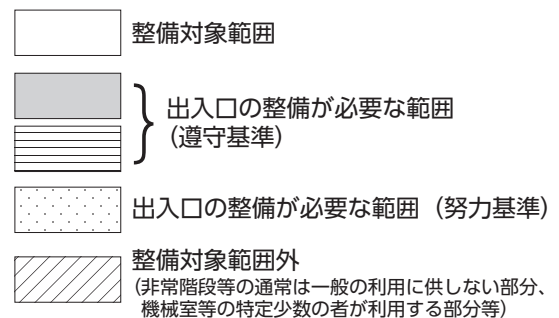
宿泊施設では、不特定少数の者が利用する一般客室までの経路を宿泊者特定経路として規定

不特定かつ多数の者が利用する建築物の整備対象範囲

■宿泊施設の例



◆整備対象範囲◆



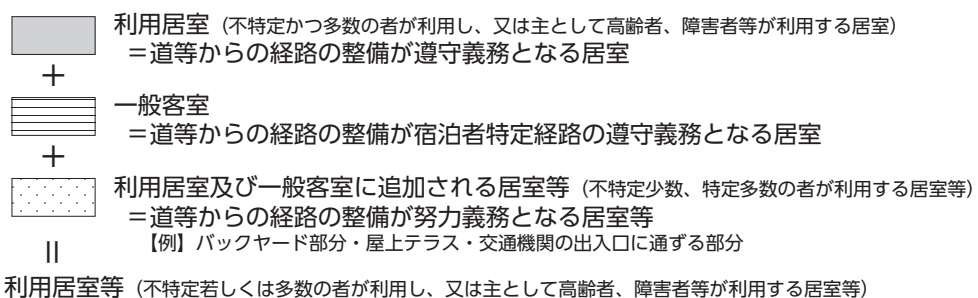
◆移動等円滑化経路等◆

- > 整備基準への適合が遵守義務となる経路
- > 整備基準への適合が努力義務として追加される経路

◆宿泊者特定経路（道等から宿泊施設の一般客室までの段差又は段を設けない経路）◆

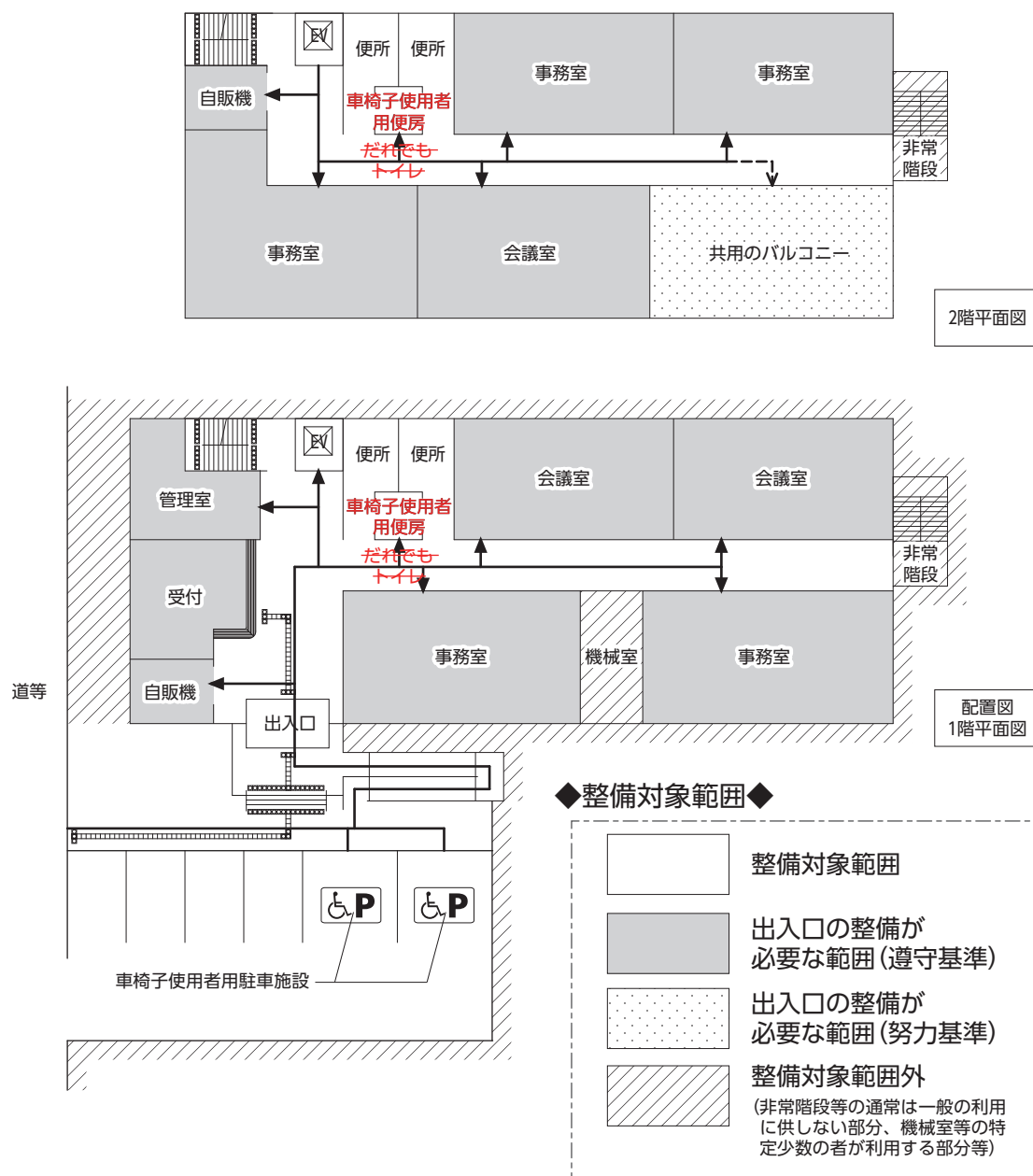
-> 整備基準への適合が遵守義務となる経路
※ただし、同じ経路でも遵守基準では宿泊者特定経路、努力基準では移動等円滑化経路等となるので注意が必要。

◆利用居室と利用居室等の違い◆



特定多数の者が利用する建築物の整備対象範囲

■事務所の例



◆移動等円滑化経路等◆

- 整備基準への適合が遵守義務となる経路
- > 整備基準への適合が努力義務として追加される経路

◆利用居室と利用居室等の違い◆

- 利用居室 (特定多数の者が利用する居室)
＝道等からの経路の整備が遵守義務となる居室
- +
- 「利用居室等」として利用居室に追加される居室等
＝道等からの経路の整備が努力義務となる居室等
【例】屋上テラス・交通機関の出入口に通ずる部分
- ||
- 利用居室等 (特定多数の者が利用する居室等)

(4) 改修における遵守基準の適用範囲

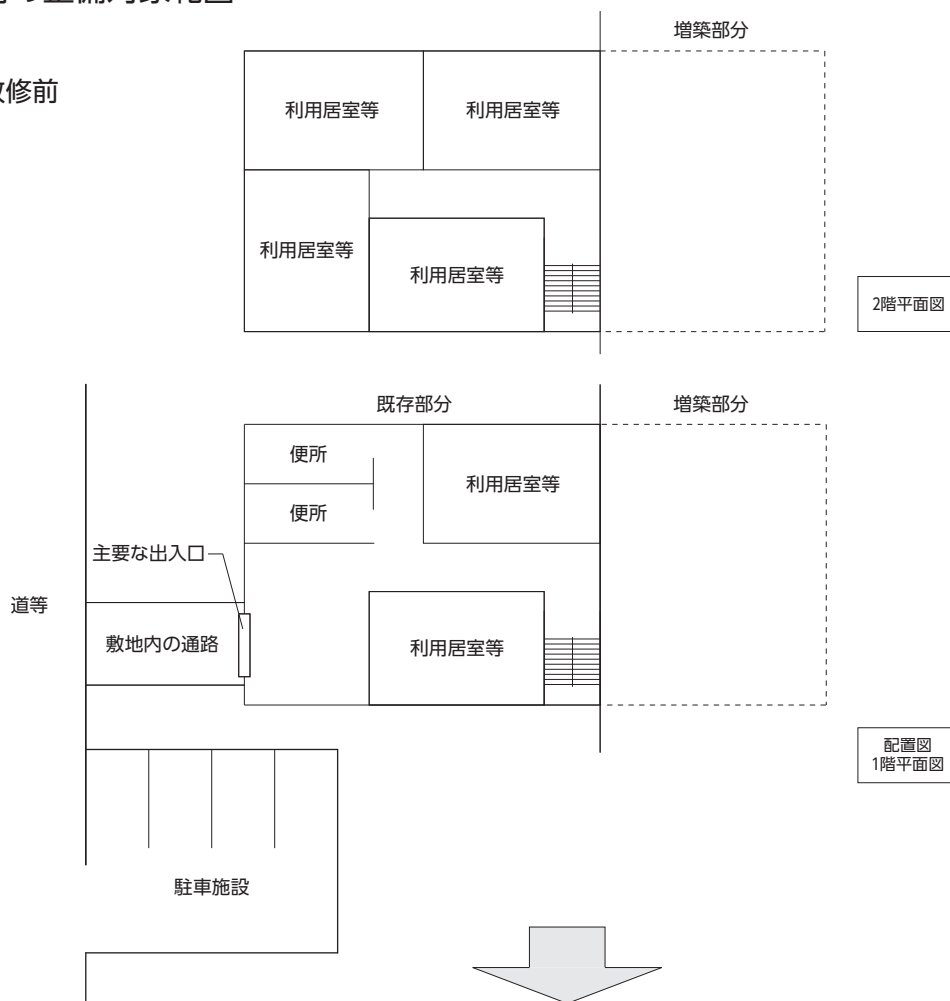
特定都市施設を改修（増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え、用途変更）する場合、遵守基準は、次に掲げる部分に適用します。ただし、読み替え規定により、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」となります。

- ① 当該改修に係る部分
- ② 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」といいます。）から次に掲げる施設（①に掲げる部分に設ける場合に限り、）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
 - ア 利用居室
 - イ 共同住宅等の各住戸
 - ウ ホテル若しくは旅館（※）における車椅子を使用する者（以下「車椅子使用者」といいます。）が円滑に利用できる客室以外の各客室（以下「一般客室」といいます。）
- ③ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所
- ④ ①に掲げる部分に設ける利用居室（設けないときは、道等）から車椅子使用者が円滑に利用することができる便房（③に掲げる便所に設けるものに限り、）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- ⑤ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場
- ⑥ 車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（⑤に掲げる部分に設けるものに限り、）から次に掲げる施設（①に掲げる部分に設けるものに限り、）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
 - ア 利用居室（設けないときは、道等）
 - イ 一般客室

※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に規定する専ら異性を同伴する客の宿泊等（休憩を含む。）に利用させる営業のための施設、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第3項に規定する簡易宿所営業の用に供する施設を除きます。

改修時の整備対象範囲

■改修前



■改修後



2 対象施設の考え方

(1) 特定都市施設の考え方

特定都市施設に該当するか否かは、都市施設の各用途の床面積の合計で判断します(※)。

改修(増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え、用途変更)の場合は、当該改修に係る部分の床面積の合計で判断します。

※ バックヤードなどの従業員が利用する部分や物品倉庫、附属駐車場(建築物となるものに限る。)なども含みます。

<同一用途が複数ある場合>

飲食店 A 100 m ²	飲食店 B 100 m ²
飲食店 C 100 m ²	飲食店 D 100 m ²

それぞれの飲食店は100㎡ですが、
同一用途のためA～Dの合計400㎡で判断します。
⇒特定都市施設(建築物「飲食店等」)に該当します。

診療所 A 50 m ²	診療所 B 50 m ²
飲食店 C 300 m ²	

診療所に係る部分(A及びB、合計100㎡)と飲食店に係る部分それぞれで判断します。
⇒診療所に係る部分は特定都市施設(小規模建築物「医療等施設」)、
飲食店に係る部分は特定都市施設(建築物「飲食店等」)に該当します。

【凡例】

 : 届出対象となる施設

(2) 複合施設の考え方

特定都市施設に該当するか否かは、都市施設の用途ごとの規模で判断しますが、一つの建築物に複数の対象用途があり、各用途が特定都市施設となる規模に満たなくても、各用途の床面積の合計が 1,000 m² 以上の場合は、特定都市施設の「複合施設」に該当します。

① 複合建築物の延べ面積 1,000 m² 未満の場合

建築物全体としては特定都市施設の「複合施設」には該当しません。各用途の床面積で特定都市施設に該当するか判断します。

(特)① 病院 500 m ²		(都)④ 共同住宅 700 m ²		(都)④ 共同住宅 700 m ²	
(特)⑤ 飲食店 100 m ²	(特)① 物販店舗 300 m ²	(特)① 飲食店 200 m ²		(都)③ 運動施設 200 m ²	

② 複合建築物の延べ面積 1,000 m² 以上の場合

建築物全体として、特定都市施設の「複合施設」に該当するため、各用途の床面積に関わらず、全ての用途が特定都市施設となります。

(特)① 病院 500 m ²		(特)③ 映画館 600 m ²		(特)③ ホテル 200 m ²	(特)③ 劇場 200 m ²
(特)① 集会場 300 m ²	(特)④ 共同住宅 400 m ²	(特)③ 展示場 400 m ²	(特)② 自動車洗車場 100 m ²	(特)③ 展示場 200 m ²	(特)④ 共同住宅 500 m ²

【凡例】

- : 届出対象となる施設
- (都) : 都市施設
- (特) : 特定都市施設
- ① : ~~すべて~~全ての規模が特定都市施設となる用途
- ② : 200 m² 以上が特定都市施設となる用途
- ③ : 500 m² 以上が特定都市施設となる用途
- ④ : 1,000 m² 以上が特定都市施設となる用途
- ⑤ : 小規模建築物 (200 m² 未満の規則で定めるもの)

3 小規模建築物の整備基準について

(1) 基本的考え方

生活に身近な施設のうち、用途に供する部分の床面積の合計が 200 ㎡未満のもの（小規模建築物）のための遵守基準を設けています。

遵守基準は、①出入口、②便所、③敷地内の通路について、小規模建築物の実態に合わせて、最低限の設備を求めるものになっています。

【整備基準例】



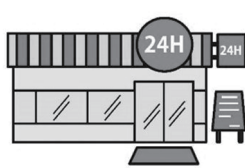
(2) 対象となる用途

以下の用途に供する部分の面積が 200 ㎡未満の施設が対象となります。

- ・診療所(患者の収容施設を有しないもの)
- ・助産所
- ・施術所
- ・薬局(医薬品の販売業を併せ行うものを除く。)
- ・百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- ・飲食店
- ・郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービスを営む店舗
- ・一般ガス事業、一般電気事業又は電気通信事業の用に供する営業所
- ・学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの
- ・給油取扱所



診療所など



物販店舗



飲食店



サービス店舗など



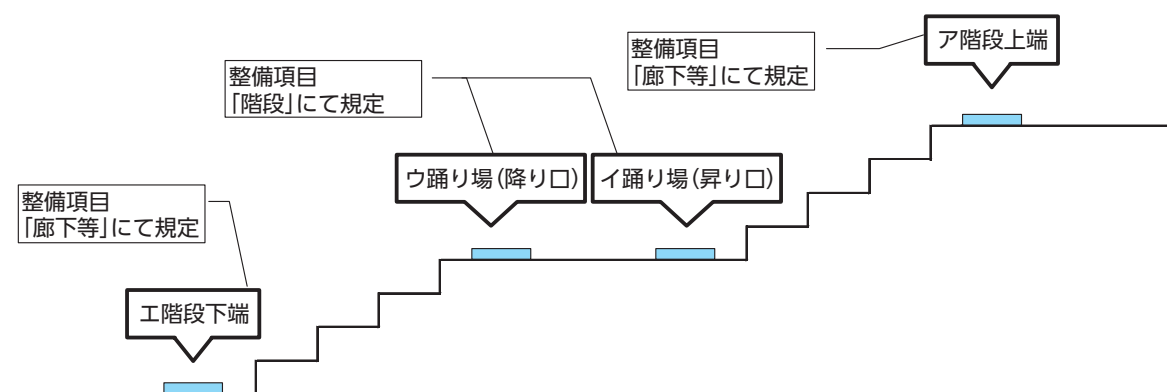
給油取扱所

4 階段、傾斜路の点状ブロック等の敷設について

(1) 階段

階段の上下端に近接する廊下等の部分（下図ア、エ）、段がある部分の上下端に近接する踊り場の部分（下図イ、ウ）には、点状ブロック等を敷設する。ただし、遵守基準においては、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限られる。また、自動車の駐車のために供する施設に設けるもの、段がある部分と連続して手すりが設けられている踊り場、長さが250cm以下の直進の踊り場については、一部除外規定がある。

公共的通路に設ける階段については、遵守基準、努力基準ともに、②の表による点状ブロック等の敷設が必要となる。また、共同住宅等の階段への点状ブロック等の敷設については、努力基準のみで規定されている。



① 遵守基準（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）

	一般基準		移動等円滑化経路等	
		自働車 駐車施設		自働車 駐車施設
ア 階段上端	○	×	○	×
イ 踊り場 （昇り口）	×	×	—	—
ウ 踊り場 （降り口）	○	×	—	—
段がある部分と連続して手すりが設置されている踊り場	×	—	—	—
エ 階段下端	×	×	○	×

点状ブロック等の敷設が施設の利用に特に支障を来す場合を除く。

階段上端と踊り場（降り口）には、整備基準の適用範囲において、点状ブロックの敷設が必要となる。また、移動等円滑化経路等上にある廊下等においては、段がある部分と近接する部分に点状ブロック等の敷設が必要となる。

【凡例】

○＝敷設が必要なもの

② 努力基準（共同住宅等を含む。）

	一般基準 （「廊下等」の移動等円滑化経路等を含む）
ア 階段上端	○
イ 踊り場 （昇り口）	○
長さが250cm以下の直進の踊り場	×
ウ 踊り場 （降り口）	○
段がある部分と連続して手すりが設置されている踊り場	○
長さが250cm以下の直進の踊り場	×
エ 階段下端	○

階段上端、踊り場（昇り口及び降り口）、階段下端には、整備基準の適用範囲において、点状ブロックの敷設が必要となる（段がある部分と連続して手すりが敷設されている踊り場（降り口）を含む。）。

【凡例】

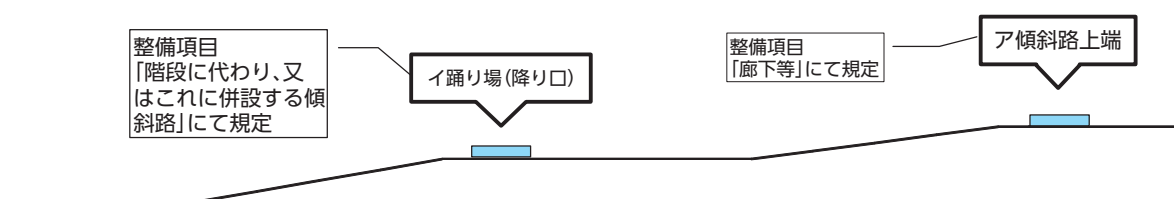
○＝敷設が必要なもの

×＝除外されるもの

(2) 傾斜路（建築物内に設けるものに限る。）

傾斜路の上端に近接する廊下等の部分（下図ア）、傾斜がある部分の上端に近接する踊り場の部分（下図イ）には、点状ブロック等を敷設する。ただし、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。また、自動車の駐車のために供する施設に設けるもの、勾配が $1/20$ を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、高さが 16cm を超えず、かつ、勾配が $1/12$ を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、傾斜がある部分と連続して手すりが設けられている踊り場、長さが 250cm 以下の直進の踊り場については、一部除外規定がある。

公共的通路（屋内）に設ける傾斜路については、遵守基準、努力基準ともに、②の表による点状ブロック等の敷設が必要となる。



① 遵守基準（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）

		一般基準 （「廊下等」の移動等円滑化経路等を含む）		
		自動車 駐車施設	勾配 $1/20$ 以下	高さ 16cm 以下 かつ 勾配 $1/12$ 以下
ア 傾斜路上端	○	×	×	×
イ 踊り場（降り口）	○	×	×	×
傾斜がある部分と 連続して手すりが設 置されている踊り場	×	×	×	×

傾斜路上端と踊り場（降り口）には、整備基準の適用範囲において、点状ブロックの敷設が必要となる。

【凡例】

○＝敷設が必要なもの

×＝除外されるもの

② 努力基準（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）

		一般基準 （「廊下等」の移動等円滑化経路等を含む）		
		自動車 駐車施設	勾配 $1/20$ 以下	高さ 16cm 以下 かつ 勾配 $1/12$ 以下
ア 傾斜路上端	○	○	×	×
イ 踊り場（降り口）	○	○	×	×
傾斜がある部分と 連続して手すりが設 置されている踊り場	○	○	×	×
長さが 250cm 以下の直進の踊り 場	×	×	×	×

傾斜路上端、踊り場（降り口）には、整備基準の適用範囲において、点状ブロックの敷設が必要となる。（傾斜がある部分と連続して手すりが敷設されている踊り場（降り口）、自動車の駐車のために供する施設に設けるものを含む。）

【凡例】

○＝敷設が必要なもの

×＝除外されるもの

5 対象施設（建築物編）と遵守基準となる整備項目

都 市 施 設 の 名 称			特 定 都 市 施 設 網掛け部分が特定都市施設 床面積（以上～未満）							
			200㎡	500㎡	1,000㎡	2,000㎡	3,000㎡	5,000㎡		
1	学校等施設	学校（幼稚園を除く。）	■	■	■	■	■	■		
		幼稚園	○	○	○	○	■	■		
		その他これらに類する施設	●	●	●	●	■	■		
			○	○	○	○	○	○		
2	医療等施設	病院、診療所（患者の収容施設を有するもの。）	○	○	○	○	■	■		
		診療所（患者の収容施設を有しないもの。）	○	○	○	○	■	■		
		助産所、施術所、薬局（医薬品の販売業を併せ行うものを除く。）	○	○	○	○	■	■		
			○	○	○	○	○	○		
3	興行施設	劇場、観覧場、映画館、演芸場	○	○	○	○	■	■		
		その他これらに類する施設	○	○	○	○	■	■		
4	集会施設	集会場（冠婚葬祭施設を含む。） （一の集会室の床面積が200㎡を超えるもの。）	○	○	○	○	■	■		
		公会堂	○	○	○	○	■	■		
		集会場（冠婚葬祭施設を含む。） （すべての集会室の床面積が200㎡以下のもの。）	○	○	○	○	■	■		
		公民館 その他これらに類する施設	○	○	○	○	■	■		

特定都市施設
の凡例

- 新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例の事前協議及び届出が必要な用途及び規模
- ▲★ 新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例の届出が必要な用途及び規模
- △ バリアフリー法令等に基づく届出を行うことで、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例の届出が不要になるもの

遵守基準となる整備項目

① 経路移動円滑化	② 出入口	③		④ 階段	⑤ 傾斜路	⑥ エレベーター及びその乗降ロビー	⑦ 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	⑧			⑨ 浴室又はシャワー室	⑩ 宿泊施設の客室	⑪ 観覧席・客席	⑫ 敷地内の通路	⑬ 駐車場	⑭ 標識	⑮ 案内設備	⑯ 案内設備までの経路	⑰ 公共的通路
		廊下等	授乳場所等					便所	ベビーチェア	ベビーベッド									
■	■	■		■	■	■	■	■			■			■	■	■	■	■	■
○	○	○		○	○	○	○	○			○			○	○	○	○	○	●
■	■	■		■	■	■	■	■	■	■	■			■	■	■	■	■	■
○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	●
○	○	○		○	○	○	○	○	○		○			○	○	○	○	○	●
○	○	○		○	○	○	○	○			○			○	○	○	○	○	●
■	■	■		■	■	■	■	■			■			■	■	■	■	■	■
●	●	●		●	●	●	●	●			●			●	●	●	●	●	●
■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■			■	■	■	■	■	■
■	■	■		■	■	■	■	■	■	■	■			■	■	■	■	■	■
○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	●
○	○	○		○	○	○	○	○	○		○			○	○	○	○	○	●
○	○	○		○	○	○	○	○			○			○	○	○	○	○	●
■	■	■		■	■	■	■	■	■	■	■			■	■	■	■	■	■
○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	●
○	○	○		○	○	○	○	○			○			○	○	○	○	○	●
●	●							●	●		●			●		●	●	●	●
	★							★						★					
■	■	■		■	■	■	■	■	■	■	■			■	■	■	■	■	■
●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●
●	●	●		●	●	●	●	●	●		●			●	●	●	●	●	●
●	●							●	●		●			●		●	●	●	●
	★							★						★					
■	■	■		■	■	■	■	■			■		■	■	■	■	■	■	■
○	○	○		○	○	○	○	○			○		●	○	○	○	○	○	●
●	●	●		●	●	●	●	●			●		●	●	●	●	●	●	●
■	■	■		■	■	■	■	■			■		■	■	■	■	■	■	■
●	●	●		●	●	●	●	●			●		●	●	●	●	●	●	●
■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■			■	■	■	■	■	■
■	■	■		■	■	■	■	■	■	■	■			■	■	■	■	■	■
○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	●
○	○	○		○	○	○	○	○	○		○			○	○	○	○	○	●
■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		■	■	■	■	■	■	■
■	■	■		■	■	■	■	■	■	■	■		■	■	■	■	■	■	■
○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		●	○	○	○	○	○	●
○	○	○		○	○	○	○	○	○		○		●	○	○	○	○	○	●
○	○	○		○	○	○	○	○			○		●	○	○	○	○	○	●
■	■	■		■	■	■	■	■			■			■	■	■	■	■	■
○	○	○		○	○	○	○	○			○			○	○	○	○	○	●
■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■			■	■	■	■	■	■
■	■	■		■	■	■	■	■	■	■	■			■	■	■	■	■	■
●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●
●	●	●		●	●	●	●	●	●		●			●	●	●	●	●	●

整備項目
の凡例

- 建築物（共同住宅等以外）の遵守基準
 ▲△ 建築物（共同住宅等）の遵守基準
 ★ 小規模建築物の遵守基準

都 市 施 設 の 名 称			特 定 都 市 施 設 網掛け部分が特定都市施設 床面積（以上～未満）							
			500㎡		2,000㎡		5,000㎡			
			200㎡	1,000㎡	3,000㎡					
5	展示施設等	展示場								■
		その他これに類する施設								■
6	物品販売業を営む店舗等	卸売市場								
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗								■
7	宿泊施設	ホテル、旅館								
		その他これらに類する施設								■
8	事務所	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署								
		事務所（他の施設に附属するものを除く。）								■
9	共同住宅等	共同住宅								
		寄宿舍、下宿、長屋、その他これらに類する施設								△
10	福祉施設	老人ホーム、保育所、福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの								
		その他これらに類するもの								○
11	運動施設又は遊技場等	体育館、水泳場、ボーリング場、遊技場								
		その他これらに類する施設								○

特定都市施設の凡例

■

新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例の事前協議及び届出が必要な用途及び規模

●▲★

新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例の届出が必要な用途及び規模

○△

バリアフリー法令等に基づく届出を行うことで、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例の届出が不要になるもの

遵守基準となる整備項目

① 移動円滑化経路等 (▲△は特定経路等)	② 出入口	③ 廊下等 授乳場所等	④ 階段	⑤ 傾斜路	⑥ エレベーター及び その乗降ロビー	⑦ 特殊な構造又は使用 形態のエレベーター その他の昇降機	⑧ 便所 ベビーチェア ベビーベッド	⑨ 浴室又は シャワー室	⑩ 宿泊施設の客室	⑪ 観覧席・客席	⑫ 敷地内の通路	⑬ 駐車場	⑭ 標識	⑮ 案内設備	⑯ 案内設備までの 経路	⑰ 公共的通路
■	■	■	■	■	■	■	■	■		■	■	■	■	■	■	■
■	■	■		■	■	■	■	■		■	■	■	■	■	■	■
○	○	○		○	○	○	○	○		●	○	○	○	○	○	●
●	●	●		●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●
■	■	■	■	■	■	■	■	■		■	■	■	■	■	■	■
■	■	■		■	■	■	■	■		■	■	■	■	■	■	■
●	●	●		●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●
●	●	●		●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●
■	■	■	■	■	■	■	■	■			■	■	■	■	■	■
■	■	■		■	■	■	■	■			■	■	■	■	■	■
○	○	○		○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	●
○	○	○		○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	●
●	●						●	●		●	●		●	●	●	●
	★						★				★					
■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
■	■	■		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
○	○	○		○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	●
●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
■	■	■		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
■	■	■	■	■	■	■	■	■			■	■	■	■	■	■
■	■	■		■	■	■	■	■			■	■	■	■	■	■
○	○	○		○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	●
○	○	○		○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	●
○	○	○		○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	●
●	●	●		●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●
△	△	△		△	△	△	△	△			△	△	△	△		●
▲	▲	▲		▲	▲	▲	▲	▲			▲	▲	▲	▲		▲
▲	▲	▲		▲	▲	▲	▲	▲			▲	▲	▲	▲		●
■	■	■		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
○	○	○		○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	●
○	○	○		○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	●
○	○	○		○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	●
■	■	■		■	■	■	■	■		■	■	■	■	■	■	■
○	○	○		○	○	○	○	○		●	○	○	○	○	○	●
●	●	●		●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●

整備項目
の凡例

- 建築物（共同住宅等以外）の遵守基準
- ▲△ 建築物（共同住宅等）の遵守基準
- ★ 小規模建築物の遵守基準

都 市 施 設 の 名 称			特 定 都 市 施 設 網掛け部分が特定都市施設 床面積（以上～未満）							
			200㎡	500㎡	1,000㎡	2,000㎡	3,000㎡	5,000㎡		
12	文化施設	博物館、美術館、図書館							■	
		その他これらに類する施設							■	
13	公衆浴場	公衆浴場							■	
		飲食店							■	
14	飲食店等	料理店							■	
		キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの							■	
15	サービス店舗等	郵便局、理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行 その他これらに類するサービス業を営む店舗							■	
		一般ガス事業、一般電気事業、電気電信事業の用に供する営業所 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの							■	
16	工業施設	工場その他これに類する施設							●	
17	停車場、発着場を構成する建築物	車両の停車場を構成する建築物で旅客の乗降、待合いの用に供するもの							■	
18	自動車関連施設	自動車の停留、駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）							○	
		自動車修理工場、自動車洗車場							●	
19	公衆便所	給油取扱所							●	
		自動車教習所							●	
20	公共用歩廊	公共用歩廊							■	
21	地下街	地下街その他これに類する施設							■	
22	その他の住宅	一戸建ての住宅								
23	複合施設	上記1の項から22の項までに掲げる都市施設の複合建築物								

特定都市施設の
凡例

- 新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例の事前協議及び届出が必要な用途及び規模
- ▲★ 新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例の届出が必要な用途及び規模
- △ バリアフリー法令等に基づく届出を行うことで、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例の届出が不要になるもの

遵守基準となる整備項目

① 経路等	② 移動円滑化	③ 廊下等	授乳場所等	④ 階段	⑤ 傾斜路	⑥ エレベーター及びその乗降ロビー	⑦ 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	⑧ 便所	ベビーチェア	ベビーベッド	⑨ 浴室又はシャワー室	⑩ 宿泊施設の客室	⑪ 観覧席・客席	⑫ 敷地内の通路	⑬ 駐車場	⑭ 標識	⑮ 案内設備	⑯ 案内設備までの経路	⑰ 公共的通路
■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		■	■	■	■	■	■	■
■	■	■		■	■	■	■	■	■	■	■		■	■	■	■	■	■	■
○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		●	○	○	○	○	○	●
○	○	○		○	○	○	○	○	○		○		●	○	○	○	○	○	●
○	○	○		○	○	○	○	○			○		●	○	○	○	○	○	●
■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		■	■	■	■	■	■	■
■	■	■		■	■	■	■	■	■	■	■		■	■	■	■	■	■	■
●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●
●	●	●		●	●	●	●	●	●		●		●	●	●	●	●	●	●
●	●	●		●	●	●	●	●			●		●	●	●	●	●	●	●
■	■	■		■	■	■	■	■			■		■	■	■	■	■	■	■
○	○	○		○	○	○	○	○			○		●	○	○	○	○	○	●
■	■	■		■	■	■	■	■	■	■	■			■	■	■	■	■	■
○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	●
○	○	○		○	○	○	○	○	○		○			○	○	○	○	○	●
●	●							●	●		●			●		●	●	●	●
	★							★						★					
■	■	■		■	■	■	■	■			■			■	■	■	■	■	■
○	○	○		○	○	○	○	○			○			○	○	○	○	○	●
■	■	■		■	■	■	■	■			■			■	■	■	■	■	■
●	●	●		●	●	●	●	●			●			●	●	●	●	●	●
■	■	■		■	■	■	■	■	■	■	■			■	■	■	■	■	■
○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	●
○	○	○		○	○	○	○	○	○		○			○	○	○	○	○	●
●	●							●	●		●			●		●	●	●	●
	★							★						★					
■	■	■		■	■	■	■	■	■	■	■			■	■	■	■	■	■
●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●
●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●
●	●							●	●		●			●		●	●	●	●
	★							★						★					
●	●	●		●	●	●	●	●			●			●	●	●	●	●	●
■	■	■		■	■	■	■	■			■			■	■	■	■	■	■
○	○	○		○	○	○	○	○			○			○	○	○	○	○	●
■	■	■		■	■	■	■	■			■			■	■	■	■	■	■
■	■	■		■	■	■	■	■	■	■	■			■	■	■	■	■	■

用途や規模により異なります（新宿区告示第250665号(資-86) 参照）

整備項目
の凡例

■●○ 建築物（共同住宅等以外）の遵守基準

▲△ 建築物（共同住宅等）の遵守基準

★ 小規模建築物の遵守基準

I 建築物（共同住宅等以外）

①移動等円滑化経路等

【基本的考え方】

だれもが建築物を円滑に利用することができるように、建築物の敷地の接する道等から利用居室等に至る経路のうちそれぞれ 1 以上の経路を、段差がなく通行しやすい幅とした経路（移動等円滑化経路等）とする。また、当該利用居室等から車椅子使用者用便房 ~~又はだれでもトイレ~~ に至る経路、当該利用居室等から車椅子使用者用駐車施設に至る経路のうちそれぞれ 1 以上の経路についても移動等円滑化経路等とする。さらに、公共用歩廊の経路についても移動等円滑化経路等とする。

■整備基準（規則で定めた基準）

整備基準（遵守基準）	整備基準（努力基準）
(1) 次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める経路のうち 1 以上(エに掲げる場合にあっては、その全て)は、移動等円滑化経路等にななければならない。	(1) 次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める経路のうち 1 以上(エに掲げる場合にあっては、その全て)は、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる経路(別表第 10 を除き、以下「移動等円滑化経路等」という。)にななければならない。
ア 建築物に利用居室を設ける場合 道等から当該利用居室までの経路(幼稚園、保育所及び母子生活支援施設並びに理髪店、クリーニング取次店、質屋及び貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗については、直接地上へ通ずる出入口がある階(以下「地上階」という。)又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。)	ア 建築物に、不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室等(以下「利用居室等」という。)を設ける場合 道等から当該利用居室等までの経路
イ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房(車椅子使用者用客室に設けるものを除く。)を設ける場合 利用居室(設けないときは、道等。ウにおいて同じ。)から当該車椅子使用者用便房までの経路	イ 建築物又はその敷地に 車椅子使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた者等誰もが円滑に利用することができる便房(以下「だれでもトイレ」という。) 8 の項(2)アに掲げる構造の車椅子使用者用便房(車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。)を設ける場合 利用居室等(設けないときは、道等。ウにおいて同じ。)から 当該だれでもトイレ 当該車椅子使用者用便房までの経路
ウ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路	ウ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路
エ 建築物が公共用歩廊である場合 その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通	エ 同左

過し、その他方の側の道等までの経路(当該公共用歩廊又はその敷地に設ける部分に限る。)	
(2) 移動等円滑化経路等上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。	(2) 同左

■整備基準の解説

(1) 移動等円滑化経路等	● アからエまでの経路のうちそれぞれ 1 以上を高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路とする。 ● 経路は、安全で、分かりやすく、通行しやすい動線計画、形状等とする。 ● 移動等円滑化経路等上にある出入口、廊下等、傾斜路、エレベーター、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、敷地内の通路は、各整備項目の移動等円滑化経路等の整備基準に適合させる。	→【図 1.1】参照
ア 利用居室等までの経路	● 移動等円滑化経路等として、道等から不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室(利用居室)までの経路を挙げている。 ● ただし、「幼稚園、保育所及び母子生活支援施設並びに理髪店、クリーニング取次店、質屋及び貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗」においては、地上階又はその直上階のみに利用居室を設ける場合や、地上階又はその直下階のみに利用居室を設ける場合は、上下の移動に係る部分は移動等円滑化経路等としない。 ● 「幼稚園、保育所及び母子生活支援施設並びに理髪店、クリーニング取次店、質屋及び貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗」には、郵便局、銀行は含まない。その他これらに類するサービス業を営む店舗の例として、美容院、レンタルビデオ屋、損害保険代理店が挙げられる。 ○ 経路として、道等から不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室等(利用居室等)までの経路を挙げている。 ○ 「幼稚園、保育所及び母子生活支援施設並びに理髪店、クリーニング取次店、質屋及び貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗」の用途であっても、すべて全ての階層の利用居室等に至る経路は移動等円滑化経路等とする。	→【図 1.2】参照
イ 車椅子使用者用便房 だれでもトイレ までの経路	● 利用居室から車椅子使用者用便房までの経路は、「幼稚園、保育所及び母子生活支援施設並びに理髪店、クリーニング取次店、質屋及び貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗」の用途であっても、上下の移動に係る部分も含めて移動等円滑化経路等となる。 ● したがって、アで利用居室までの経路のうち上下の移動に係る部分が移動等円滑化経路等として除外されていたとしても、その利用居室がある階に車椅子使用者用便房が設置されていない場合は、移動等円滑化の措置がとられた傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を設ける必要がある。 ○ 利用居室等からだれでもトイレ車椅子使用者用便房までの経路のうち、それぞれ 1 以上を移動等円滑化経路等とする。	
ウ 車椅子使用者用駐車施設までの経路	● 車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路は、「幼稚園、保育所及び母子生活支援施設並びに理髪店、クリーニング取次店、質屋及び貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗」の用途であっても、上下の移動に係る部分も含めて移動等円滑化経路等とする。 ○ 車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路のうち、それぞれ 1 以上を	

エ 公共用歩廊	移動等円滑化経路等とする。	
(2)段差の禁止	● 公共用歩廊とは、駅等の連絡通路やペDESTリアンデッキなどで、建築物であるものをいい、不特定かつ多数の者が利用し、建築物と一体ではなく独立しているものが対象となる。 ● 移動等円滑化経路等上には、階段や段差を設けないことが原則となる。そのため、移動等円滑化経路等上に階段や段差がある場合には、移動等円滑化の措置がとられた傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を必ず併設する必要がある。	→【図 1.3】参照

■望ましい整備

	◎ 大規模な施設や不特定多数の者が利用する施設の場合には、複数の経路を整備するよう配慮する。 ◎ 避難に関わる設備・施設については、機能や構造の面で配慮するとともに、避難経路は分かりやすく、最短の経路とすることが重要である。	→「建築物編（共同住宅等以外）」 ②④緊急時の設備・施設」参照
--	---	------------------------------------

◆ソフト面の工夫

	◎ 災害時等に避難経路を適切に利用できるよう、利用者や施設職員に対して避難方法や連絡手段等を日頃から周知するとともに、高齢者や障害者、外国人等の避難を想定した防災訓練等を実施する。	→「建築物編（共同住宅等以外）」 ②④緊急時の設備・施設」参照
--	--	------------------------------------

「コラム」

「新宿らくらくバリアフリーマップ」

新宿区では、障害のある方や高齢の方、子ども連れの家族などに、区内の公共施設や商業施設、公園等のバリアフリー情報を提供するオンラインマップをホームページに掲載している。

パソコンとスマートフォンに対応し、現在地付近にあるバリアフリー対応施設や、利用したいバリアフリー設備を検索することができる。

また、視覚障害のある方のために、区内の主要施設について、近くの駅から地図によらない音声道案内を作成している。



＜検索できるバリアフリー設備の例＞

・スマートフォンの利用イメージ



段差なし



音声誘導装置



点字ブロック



車椅子対応
エレベーター



車椅子対応
トイレ



ベビベッド
ベビチェア
オストメイト
対応トイレ



障害者用
駐車スペース



手話のできる
スタッフ



英語対応



施設内への
補助犬受入

新宿区ホーム>くらし>福祉・介護>障害福祉>

新宿らくらくバリアフリーマップ・障害福祉に関する冊子等【障害福祉】>新宿らくらくバリアフリーマップ

https://www.city.shinjuku.lg.jp/fukushi/shogai01_001010.html

作成協力：「認定NPO法人ことばの道案内（略称、ことナビ）」

「施設管理者のバリアフリー情報の発信」

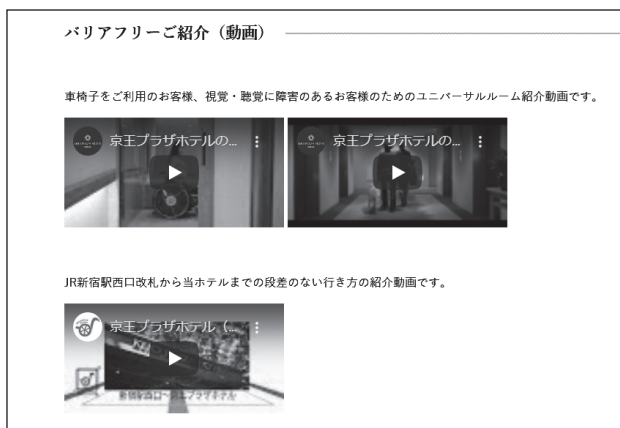
○バリアフリー対応についてのホームページでの紹介

施設のホームページで、バリアフリー設備の対応状況や、車椅子利用者、視覚・聴覚障害者および補助犬ユーザーへ行っている配慮について、ピクトグラムや写真を使いながら紹介するとわかりやすい。

また、車椅子利用者、視覚・聴覚障害者等が、実際に施設内を移動・利用する様子や、最寄り駅から施設までの経路等を動画で紹介するなど、施設を利用したいときに参考になるような情報の発信が必要である。



・バリアフリー設備の情報の例

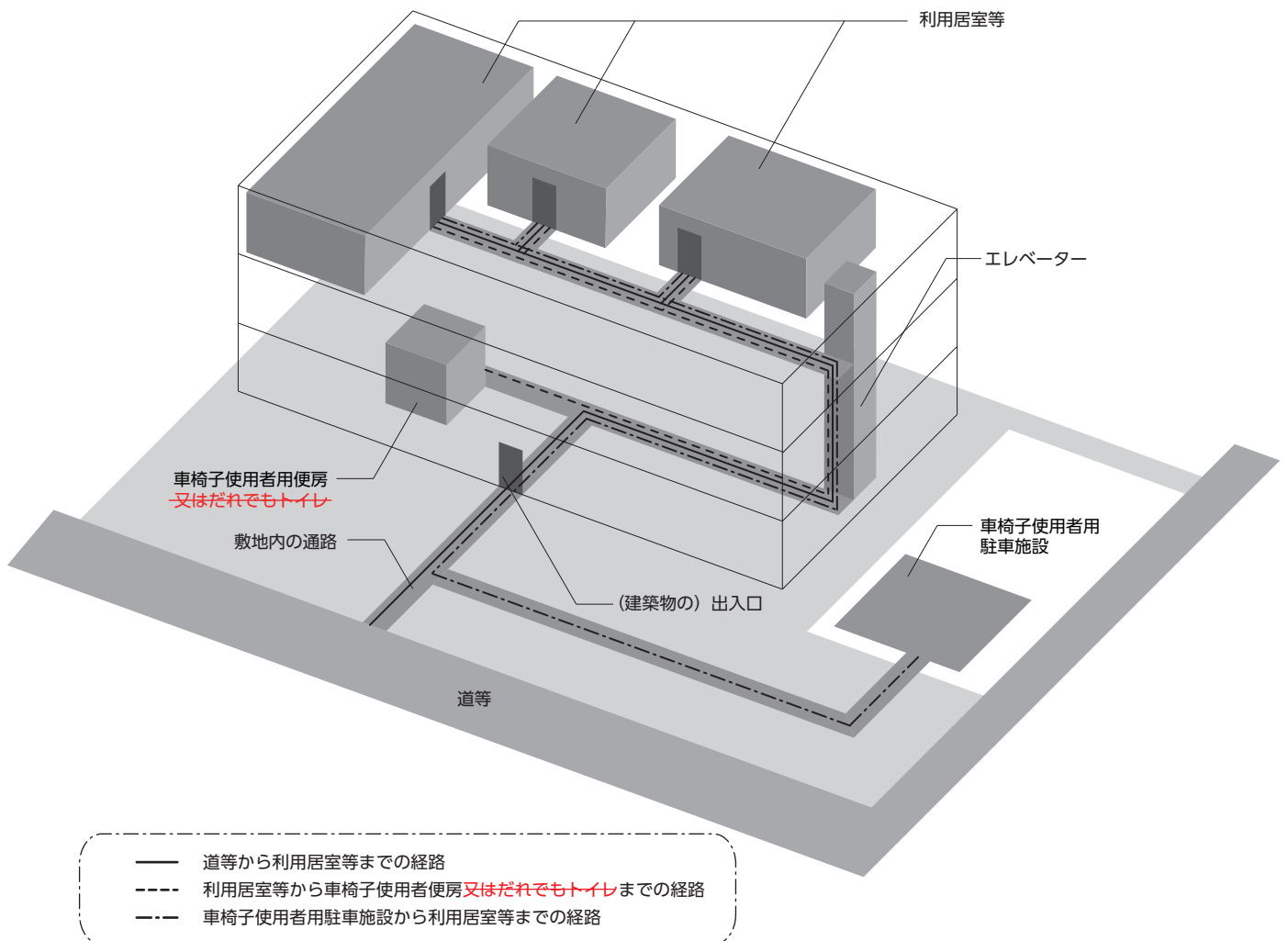


・動画による情報発信の例

写真提供：京王プラザホテル

《 参 考 図 》

【図1.1】 移動等円滑化経路等

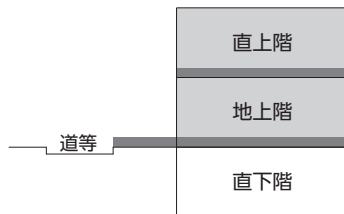


《 参 考 図 》

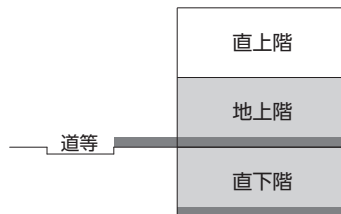
【図1.2】 移動等円滑化経路等とならない上下の移動に係る経路

■ 遵守基準における幼稚園、保育所及び母子生活支援施設並びに理髪店、クリーニング取次店、質屋及び貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗の道等から利用居室までの移動等円滑化経路等（断面図）

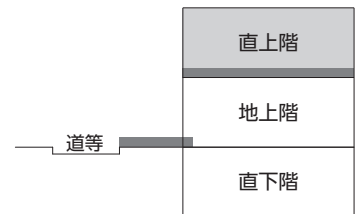
①地上階とその直上階のみに利用居室がある場合



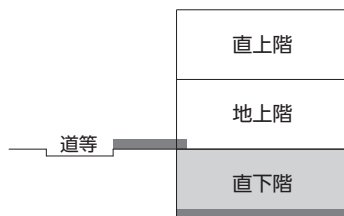
②地上階とその直下階のみに利用居室がある場合



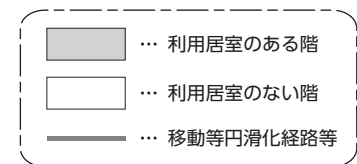
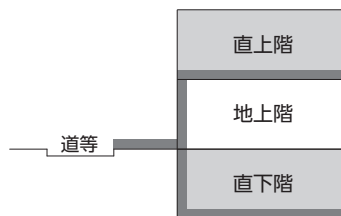
③地上階の直上階のみに利用居室がある場合



④地上階の直下階のみに利用居室がある場合

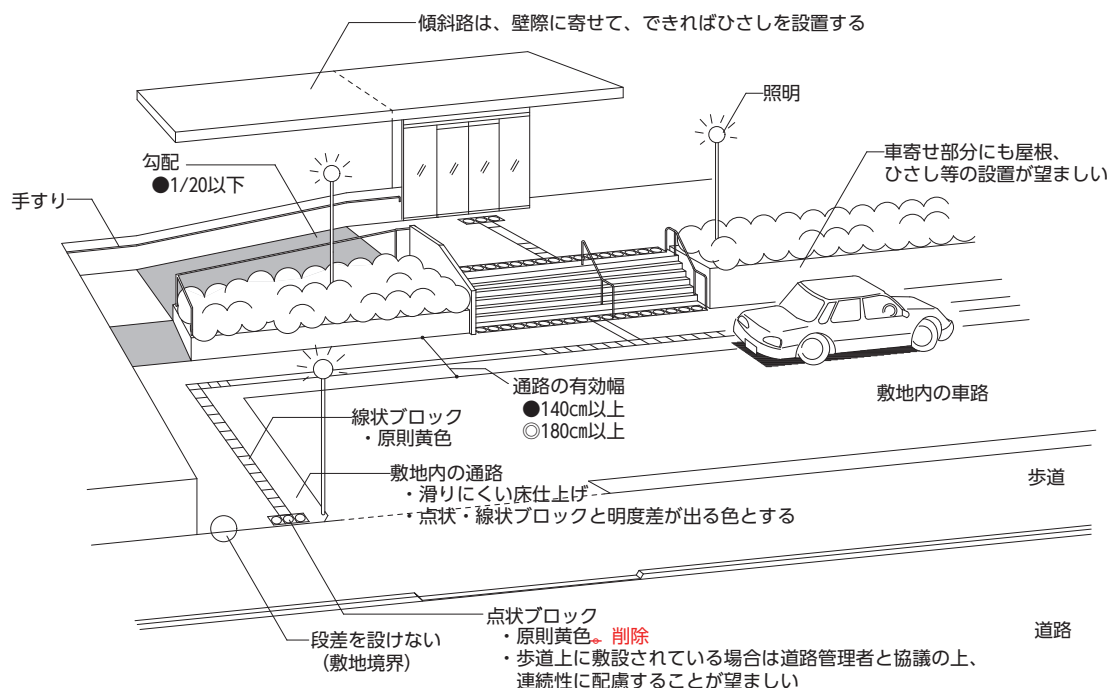


⑤地上階の直上階と直下階のみに利用居室がある場合



※ ①～④の場合は、上下の移動に係る部分は移動等円滑化経路等とならない。ただし、車椅子使用者用便所・車椅子使用者用駐車施設を設けた階までの経路は、移動等円滑化経路等となる。また、努力基準の場合は上下の移動に係る部分も移動等円滑化経路等となる。

【図1.3】 移動等円滑化経路等に傾斜路を設けた例



②出入口

【基本的考え方】

建築物の玄関やメインエントランス等の直接地上へ通ずる出入口、各利用居室等の出入口、車椅子使用者用便房又はだれでもトイレの出入口、車椅子使用者用駐車施設へ通ずる出入口等のうち、移動等円滑化経路等上にある出入口は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう整備する。また、移動等円滑化経路等以外の屋外へ通ずる出入口のうち 1 以上を、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるよう整備する。

■整備基準（規則で定めた基準）

整備基準（遵守基準）	整備基準（努力基準）
—	(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋外へ通ずる出入口（移動等円滑化経路等を構成する直接地上へ通ずる出入口の一を除く。）の 1 以上は、次に掲げるものでなければならない。
—	ア 幅は、85 センチメートル以上とすること。
—	イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
移動等円滑化経路等を構成する出入口は、次に掲げるものであること。	(2) 同左
(1) 幅は、85 センチメートル以上とすること（(2)に掲げるもの並びにエレベーターの籠及び昇降路の出入口に設けるものを除く。）。	ア 同左
(2) 直接地上へ通ずる出入口の幅は、100 センチメートル以上とすること。	イ 同左
(3) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	ウ 同左

■整備基準の解説

有効幅	● 移動等円滑化経路等上にある出入口の有効幅は 85cm 以上とする。ただし、エレベーターの籠及び昇降路の出入口は除く。 ● 直接地上へ通ずる出入口の有効幅は 100cm 以上とする。 ○ 屋外へ通ずる出入口が 2 つ以上ある建築物において、移動等円滑化経路等上にある直接地上へ通ずる出入口が 1 つのみの場合は、当該出入口以外の屋外へ通ずる出入口のうち 1 以上の出入口の有効幅は、85cm 以上とする。 ● 幅は、開放時の有効幅とする。開き戸の場合は戸を開けた状態での幅（戸厚を含めない幅）とし、引き戸の場合は引き残しを含めない幅とする。また、両開き戸の場合は、片側の戸のみの開放時の有効幅とする。 ● 設計にあたっては、ドアの開閉機構を考慮したうえで、開口寸法、ドア寸法などを決定する。	→【図 2.1】参照 【図 2.2】参照 →【図 2.3】参照 →【図 2.4】参照
-----	--	---

戸	● 開閉動作の難易度からみると、引き戸のほうが開き戸より容易である。一般に推奨されている順位としては、①自動式引き戸、②手動式引き戸の順である。 ● 引き戸は軽い力で開閉できるものとする。 ● 自動式開き戸は、突然開いたドアに衝突する危険があるので配慮を要する。 ● 廊下等に向かって開く戸を設ける場合には、当該戸の開閉により高齢者、障害者等の通行の安全上支障がないよう、戸幅以上のアルコーブを設けるなど必要な措置を講ずる。 ● 車椅子使用者の開閉時の動作を考慮して、袖壁と開閉スペースを確保する。 ● ドアチェックを設ける場合は、開閉速度が調節できるものがよい。 ● ドアハンドルは、車椅子使用者や子どもにも使いやすい高さに設ける。また、握り玉は上肢や手に障害のある人が使いにくいので避ける。 ● 出入口マットは埋込式とする。ハケ状のものは足を取られたり、車椅子のキャスターが沈み込んだりして通行の支障となりやすいので用いない。 ● 回転ドアは基本的に車椅子での利用は困難であり、視覚障害者や歩行困難者も危険が伴いやすいため設けない。気密性の関係からやむを得ず回転ドアを設ける場合は、それ以外の形式の扉を移動等円滑化経路等の出入口として併設し、視覚障害者の誘導にも十分配慮する。 ● 自動ドアの起動装置は、視覚障害者、車椅子使用者等の通行に支障なく作動するように配慮する。 ● 戸の前後には、150cm以上の水平部分を設ける。ただし、床面積の合計が500㎡以下の店舗等で、敷地の形状等により150cm以上の水平部分を設けることが困難なときは、最低限車椅子使用者が止まって戸を開閉できる水平スペースを設ける。 ● 扉ガラス衝突防止やドアに挟まれないよう、ドア走行部で存在検出を行うため、ドア枠の左右かつ安全な高さに安全装置（補助光電センサー）を設置する。 ● 戸は防火戸も含む。	→【図 2.5】参照 →【図 2.6】参照 【図 2.7】参照 →【図 2.8】参照 →【図 2.9】参照
その他の 注意事項	● 外部出入口の周辺は雨掛けや、傘の持込み等により濡れる可能性が大きいので、水分が付着した状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択する。 ● 外部出入口の建具は雨仕舞の関係から多少の段差が生じてくる場合があり、その際にはすりつけを設ける等、車椅子使用者の通行に支障とならない配慮を行う。	→2cm以下の段差は許容

■望ましい整備

有効幅	◎ すべて全ての出入口を基準に適合させる。 ◎ 直接地上へ通ずる出入口及び屋外へ通ずる出入口の有効幅は120cm以上とし、それ以外の出入口の有効幅を90cm以上とする。 ◎ 車椅子使用者の利用が多い施設等では、200cm程度の有効幅をとると、杖使用者の通過や車椅子使用者同士のすれ違いも円滑に行える。	
構造	◎ 有効幅を120cm以上とした直接地上へ通ずる出入口のうち1以上は、戸を自動的に開閉する構造とする。 《扉への配慮》 ◎ 扉ガラスには、車椅子あたりを設け、ガラスの選定に配慮する（割れにくい材料）。	

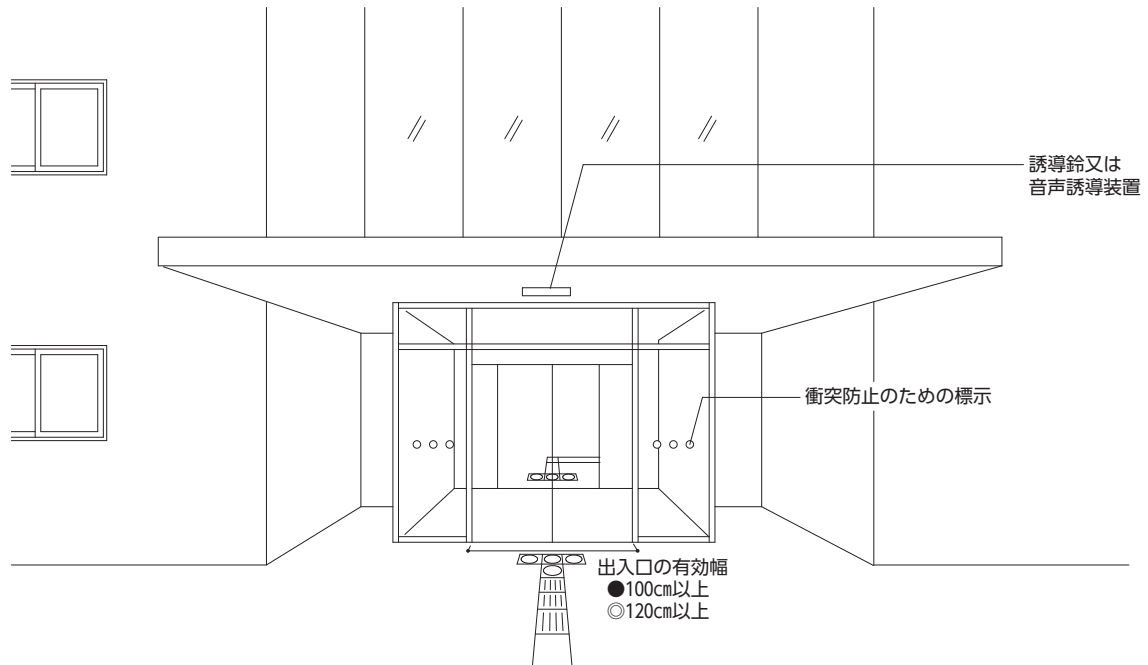
その他の 注意事項	◎ 扉ガラスには、ガラスが認識できるように衝突防止用のステッカー等を目の高さに設ける。 ◎ 鍵の設置高さや施錠開錠方法に配慮する。 《自動扉への配慮》 ◎ 開きは早く、閉はゆっくりとする。 ◎ 非常時対応手動扉を設ける。 ◎ 扉ガラス衝突防止やドアに挟まれることを防止するために、ドア枠の左右かつ適切な高さに安全センサーを設置する。 《手動扉への配慮》 ◎ 開き戸にはなるべく小窓を設ける。また、窓は車椅子使用者や子ども等が容易に利用できる高さ・位置とする。 《風除室への配慮》 ◎ 風除室内で自動扉が感知しない空間を長さ100cm以上確保し、車椅子が入った場合でも両側の扉が開くことのない構造とする。 ◎ 必要に応じ手すりを設ける。 ◎ 風除室内は、ゆとりのあるスペースとし、建物内外を移動する際に方向転換しなくてよい計画とする。やむを得ず風除室内での方向転換が必要になる場合は、視覚障害者誘導用ブロックを設置する。 《出入口廻りの配慮》 ◎ 誘導鈴又は音声誘導装置を設ける。 ◎ 建築物の出入口には屋根、ひさしを設ける。 ◎ FIX ガラスと扉ガラスを併設する場合は、FIX ガラスに衝突防止のための標示をするなど、出入口がはっきりわかるよう配慮する。 ◎ 玄関ホールに車椅子を常備する。 ◎ 靴を履き替えるところには、高齢者、障害者等が履き替えしやすいように椅子を常備する。 ◎ 出入口にインターホン設ける場合には、周囲に妨げとなるものを置かない。
--------------	---

－出入口幅の比較－

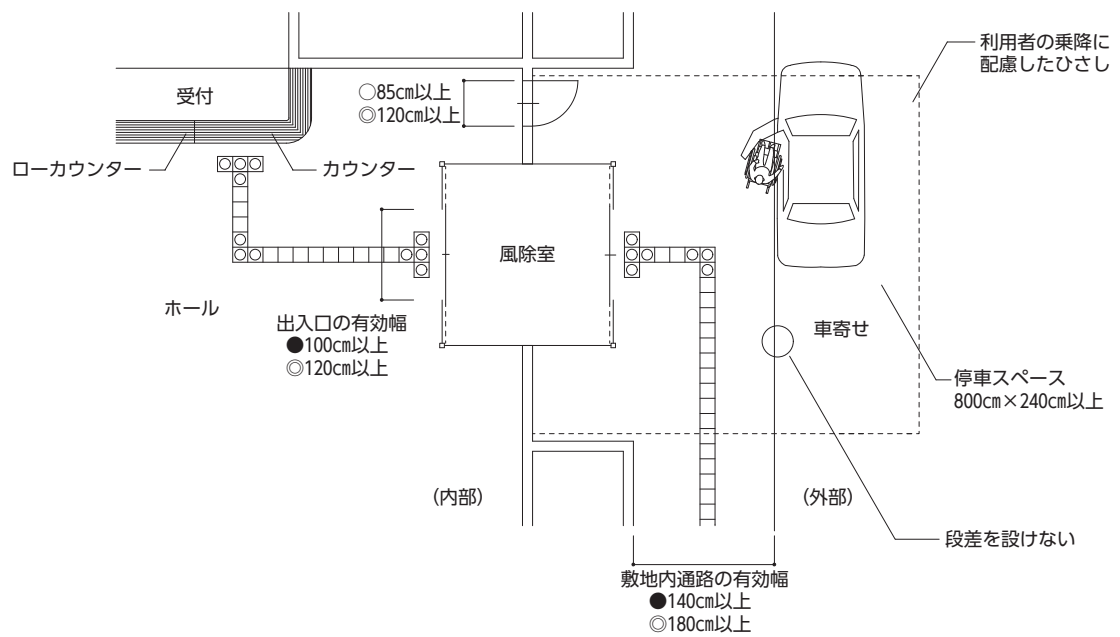
	出入口の種類	遵守基準	努力基準	望ましい整備	整備項目
移動等円滑化経路等	直接地上へ通ずる出入口	100cm 以上	100cm 以上	120cm 以上	②出入口
	車椅子使用者用便房 だれでもトイレ の出入口	85cm 以上	85cm 以上	90cm 以上	
	車椅子使用者用客室の出入口	85cm 以上	85cm 以上	90cm 以上	
	エレベーターの籠及び昇降路の出入口 (床面積の合計が 5,000 m ² 以下の建築物)	80cm 以上	80cm 以上	90cm 以上	⑥エレベーター及びその乗降ロビー
	エレベーターの籠及び昇降路の出入口 (床面積の合計が 5,000 m ² を超える建築物)	90cm 以上	90cm 以上	90cm 以上	
	上記以外の移動等円滑化経路等上にある出入口	85cm 以上	85cm 以上	90cm 以上	②出入口
宿泊者特定経路	宿泊施設の一般客室の出入口	80cm 以上	85cm 以上 80cm 以上	90cm 以上	⑩宿泊施設の客室
一般基準	屋外へ通ずる出入口	—	85cm 以上	120cm 以上	②出入口
	浴室又はシャワー室の出入口	85cm 以上	85cm 以上	90cm 以上	⑨浴室又はシャワー室

《 参 考 図 》

【図2.1】 主要な出入口の例



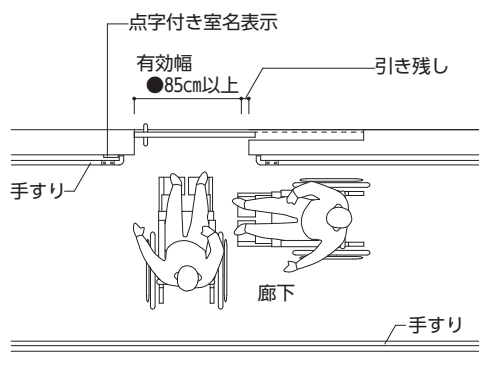
【図2.2】 建物の出入口の例



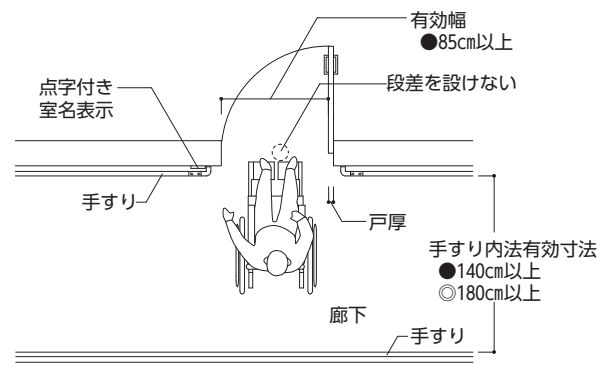
《 参 考 図 》

【図2.3】 戸幅の寸法

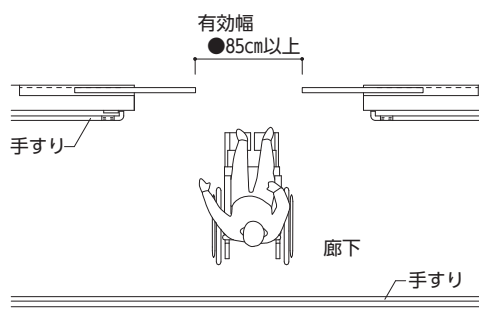
■引き戸の場合



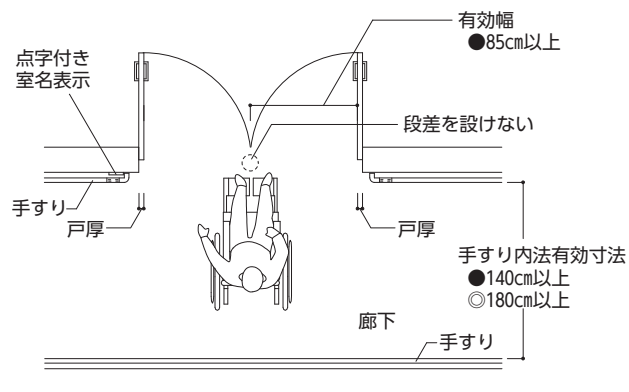
■開き戸の場合



■自動扉の場合

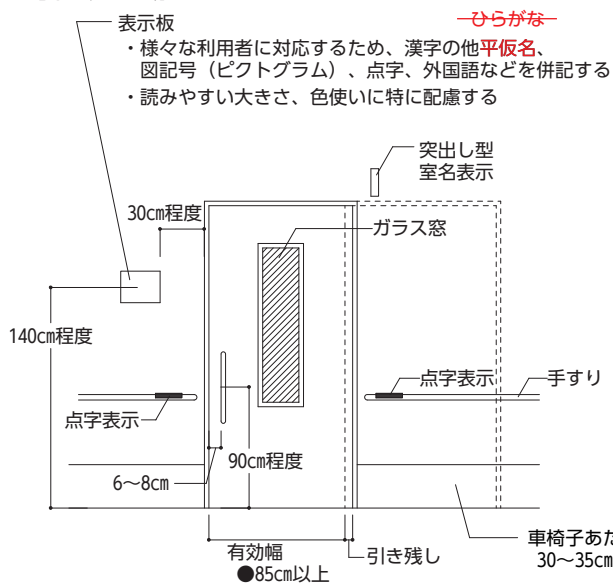


■両開き戸の場合

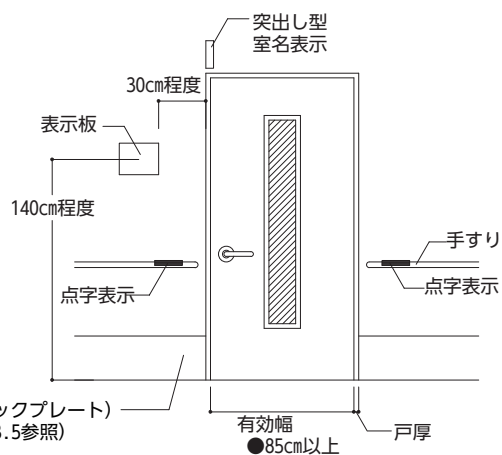


【図2.4】 出入口の例

■引き戸の場合

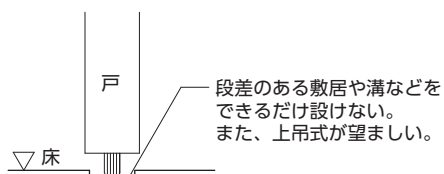


■開き戸の場合

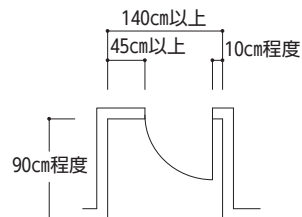


《 参 考 図 》

【図2.5】引き戸への配慮

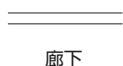


【図2.6】アルコーブの各部寸法



【図2.7】開き戸への配慮

■内開き ○

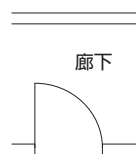


■外開き (アルコーブ付) ○



アルコーブの設置
(アルコーブスペースの
開口は広い方が開けやすい)

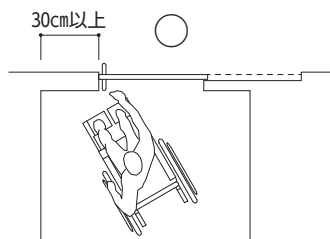
■外開き ×



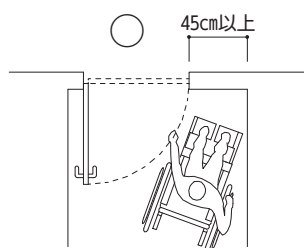
※外開き戸は、高齢者、障害者等の利用を考慮すると好ましくない。そのため建築基準法施行令第118条で内開き戸が禁止されている建築用途にあって外開き戸を設置する際にはアルコーブを設ける等の配慮が必要である。

【図2.8】車椅子使用者のための開閉スペースの設置

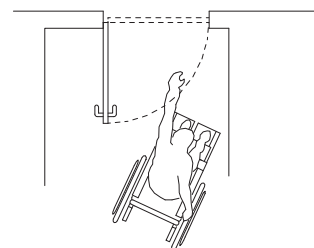
■引き戸の場合



■開き戸の場合



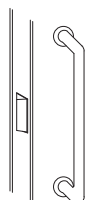
×



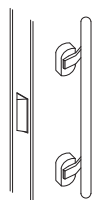
※袖壁は、引き戸の場合は30cm以上、開き戸の場合は45cm以上を確保すると、車椅子使用者が戸を開閉しやすい。また、必要となる袖壁と開閉スペースは、戸の開閉機構、取っ手の形状、周囲の状況等によって異なるため、設計にあたってはそれらを考慮したうえで、袖壁と開閉スペースを確保する。

【図2.9】取っ手の使いやすさ

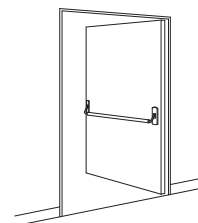
■棒状 ○



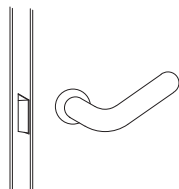
■プッシュプルハンドル ○



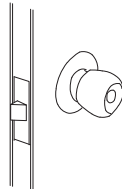
■パニックバー ○



■レバーハンドル ○

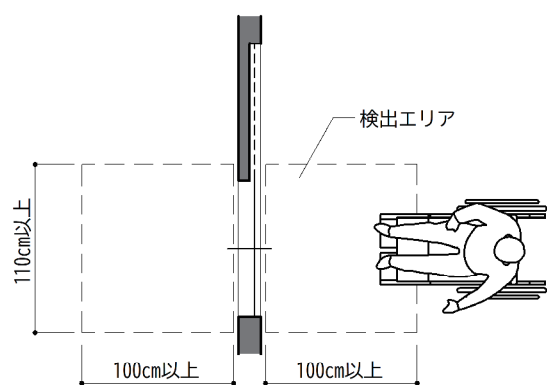


■握り玉 ×

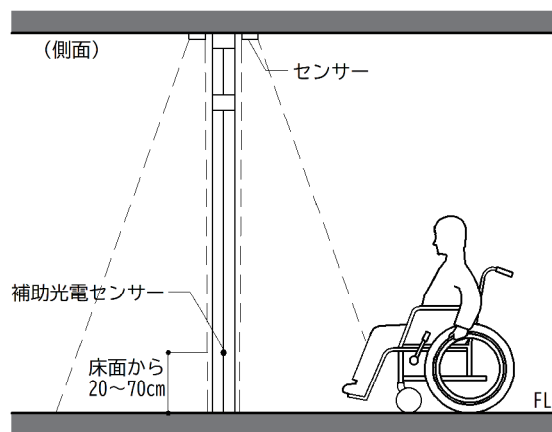
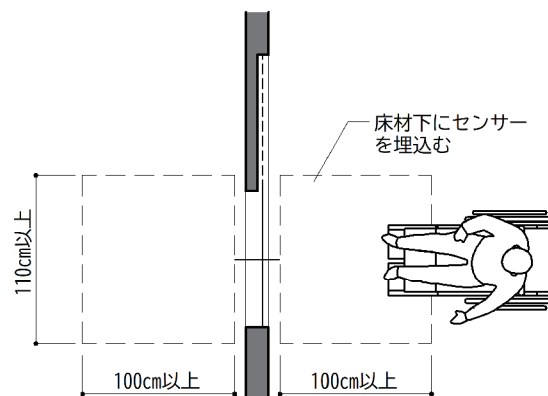


【図2.10】 自動式引き戸の例（有効幅員80cmの場合）

■光線式反射スイッチ（平面）

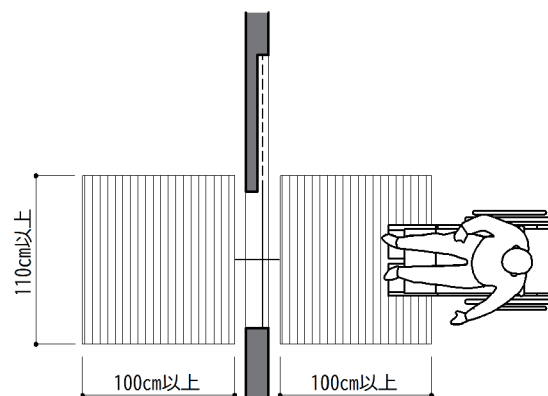


■床埋込センサー式スイッチ



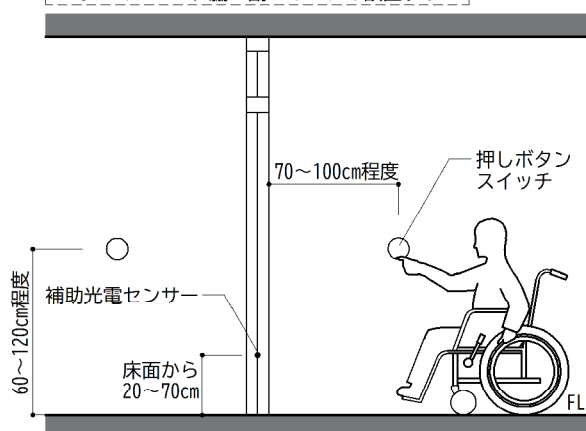
※透過型の光線スイッチもあるが、主として工場、倉庫等で開口が広い場合に使われる

■マットスイッチ



■押しボタンスイッチ

・戸に直接設けたスイッチは、車椅子では接近しにくいので、脇に副スイッチも設置する



③廊下等

【基本的考え方】

廊下等は建築物内を円滑に利用するための最も重要な部分であり、最低限車椅子使用者と歩行者がすれ違いうことができ、車椅子使用者が転回できるだけの幅が必要となる。また、視覚障害者の利用に配慮し、階段の上下端及び傾斜路の上端に近接する廊下等の部分には、点状ブロック等を敷設する。

■整備基準（規則で定めた基準）

整備基準（遵守基準）	整備基準（努力基準）
(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。	(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。
ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	ア 同左
イ 階段又は傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の上端に近接する廊下等の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該廊下等の部分が次に掲げるものである場合は、この限りでない。	イ 階段の上下端に近接する廊下等の部分又は傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の上端に近接する廊下等の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起を設け、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、その存在を容易に識別することができるものをいう。以下同じ。)を敷設すること。ただし、当該廊下等の部分が次に掲げるものである場合は、この限りでない。
(ア) 勾配が 20 分の 1 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの	(ア) 同左
(イ) 高さが 16 センチメートルを超えず、かつ、勾配が 12 分の 1 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの	(イ) 同左
(ウ) 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの	—
(2) 移動等円滑化経路等を構成する廊下等は、(1)に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。	(2) 同左
ア 幅は、140 センチメートル以上とすること。	ア 同左
イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	イ 同左

ウ 階段の下端に近接する廊下等の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、点状ブロック等を敷設すること(主として自動車の駐車のために供する施設に設ける場合又は点状ブロック等の敷設が施設の利用に特に支障を来す場合を除く。)	ー
エ 授乳及びおむつ交換をすることができる場所を1以上設け、ベビーベッド、椅子等の設備を適切に配置するとともに、その付近にその旨の表示を行うこと(他に授乳及びおむつ交換をすることができる場所を設ける場合を除く。)	ウ 同左

■整備基準の解説

◆一般基準

ア 床面	● 滑りにくく、転倒しても衝撃の少ない床材料を使用する。カーペットの場合は毛足の長いものは避け、他の材料の部分と同一レベルとなるように敷き込む。 ● 特に表面が濡れるおそれがある部分は、仕上げに配慮する。	
イ 点状ブロック	● 視覚障害者に階段及び傾斜路の位置を知らせるためのものである。 ● 階段及び傾斜路の上端に近接する部分には点状ブロック等を敷設する。 ● ただし、勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものについては、この限りでない。 ○ 階段の下端に近接する部分には点状ブロック等を敷設する。 ○ 主として自動車の駐車のために供する施設についても、階段の上下端及び傾斜路の上端に近接する部分には点状ブロック等を敷設する。 ○ 主に高齢者が入所する福祉施設等(全盲の視覚障害者が入所しない場合に限る。)や幼児が利用する保育所等の施設で、点状ブロック等の敷設が利用者の利用に特に支障を来す場合には、仕上げの色を変えるなどして段を識別しやすくし、注意を喚起すること等でも可とする。	

◆移動等円滑化経路等

	● 床面には段差を設けないこと。 ● 経路は、安全で、分かりやすく、通行しやすい動線計画、形状等とする。	
ア 有効幅	● 歩行者が横向きにならず、車椅子使用者とすれ違える幅が140cmである。 ● 幅のとり方については、手すり等を設置する場合はその内法有効寸法である。	→【図3.1】参照
イ 戸	● 「②出入口」の整備基準の解説「戸」を準用する。	
ウ 点状ブロック	● 階段の下端に近接する部分には点状ブロック等を敷設する。	

エ 授乳及び おむつ交 換場所	● 「⑩子育て支援環境の整備」を参照。	
-----------------------	---------------------	--

■望ましい整備

	◎ すべて 全ての廊下を基準に適合させる。	
有効幅	◎ 有効幅は 180cm 以上とする。	→【図 3.2】参照
転回 スペース	◎ 50m 以内ごとに車椅子が転回できるスペース（おおよそ 170cm×140cm 角以上）を設ける。	
戸	◎ 廊下等に向かって開く戸を設ける場合には、当該戸の開閉により高齢者、障害者等の通行に安全上支障がないよう、戸幅以上のアルコーブを設けるなど必要な措置を講ずる。 ◎ 戸は、衝突防止のため、廊下等の曲り角部分から十分に離れた位置に設置する。	→【図 2.6】参照 →【図 2.7】参照
突出物	◎ 原則として突出物を設けない。やむを得ず設ける場合は、視覚障害者の通行の支障とならないよう必要な措置を講ずる（高さ 65cm 以上の部分に突出物を設ける場合は突き出し部分を 10cm 以下とする。）。	→【図 3.3】参照
手すり	◎ 手すりは、開口部分等についても設置するよう配慮し、できるだけ両側に連続性を確保する。 ◎ 手すりの形状は、利用者の負担なく利用しやすいものとするため、できるだけ直線のものとし、波形のもの等は避ける。	→【図 3.4】参照
壁仕上げ	◎ 壁仕上げは手触りのよいものとする。 ◎ 壁面には、床 上 30～35cm 程度まで車椅子あたりを取り付ける。 ◎ 曲がり角部分には「隅きり」又は「面取り」を設けたり、鏡を設けるなどにより、危険防止の配慮をする。 ◎ 床から壁の立ち上がり境を視認しやすくするため、床仕上げ材料と壁は、明度、色相、又は彩度の差の大きいものとする。	→【図 3.5】参照 →【図 3.6】参照
その他の 注意事項	◎ 階段の上端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差の存在の警告を行うために、点状ブロック等を 2 列敷設する。 ◎ 傾斜がある部分の下端に近接する廊下等の部分に、点状ブロック等を設ける。 ◎ 休憩のためのスペース及び設備を適切な位置に設ける。（例：腰掛け等を設置） ◎ 自動販売機・水飲み器を設置する場合は、だれもが使用しやすい位置と形状に配慮するとともに、通行の支障とならないよう配慮する。 ◎ 照明は、むらのない、通行に支障のない明るさとする。また、適宜足元灯、非常用照明装置を設置する。 ◎ 衝突のおそれのある箇所には、安全ガラス等を用いる。 ◎ 主な部屋の出入口では、両側の手すり及び取っ手側の壁面の高さ 140cm 程度の位置に室名などを点字で表示する。 ◎ 部屋の入口左右の手すりの一定の位置に室名の墨字と点字を表示する。 ◎ 部屋番号については、 浮き出し 文字（一般の数字を浮き出しにして触察できるようにしたもの）により、分かりやすい位置に表示する。	→JIS T 0921 資-94・95 参照 →JIS T 0921 資-94・95 参照

	◎ 防火区画上に防火戸やくぐり戸を設ける場合、分かりやすい配置にし、車椅子使用者等の通行が可能な構造とする。 ◎ 掲示する標識等は、必要な情報のみとし、情報過多とならないよう配慮する。	→「建築物編（共同住宅等以外） ②⑥緊急時の設備・施設」参照
--	---	-----------------------------------

ー廊下幅の比較ー

出入口の種類	遵守基準	努力基準	望ましい整備	整備項目
一般基準	—	—	180cm 以上	③廊下等
移動等円滑化経路等	140cm 以上	140cm 以上	180cm 以上	③廊下等

《コラム》

「通路に物品を置かない工夫」

施設の供用開始後に、通路にベンチ、案内板、植木鉢、自動販売機、消火器等の物品が置かれることもある。このような場合にも、有効幅員が確保できなくなったり、手すりや壁による連続誘導が妨げられたりしないように、設備機器・備品等の設置場所を、あらかじめ確保することが望ましい。

視覚障害者誘導用ブロック等は、設備・備品が置かれることが想定される壁際を避けて敷設することが望ましい。



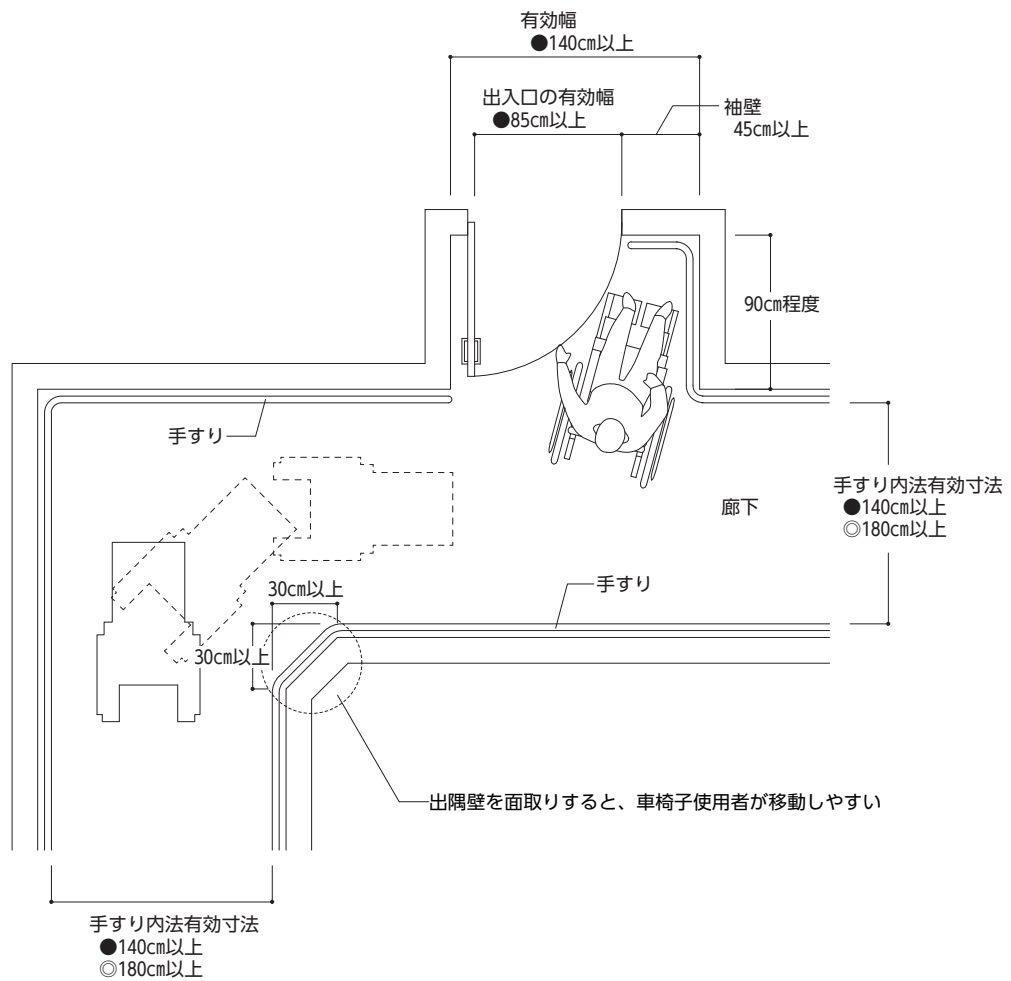
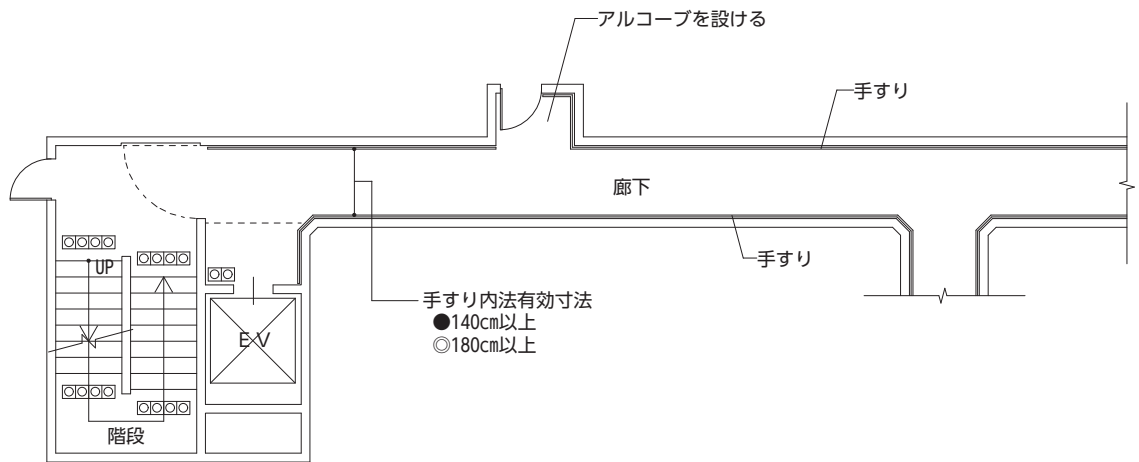
- ・歩行の障害とならないように、壁に埋め込まれた消火器置場



- ・通行の妨げにならない休憩スペース

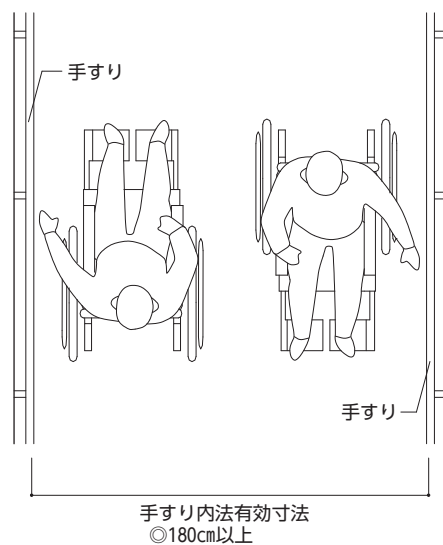
《 参 考 图 》

【図3.1】廊下の基本的な考え方

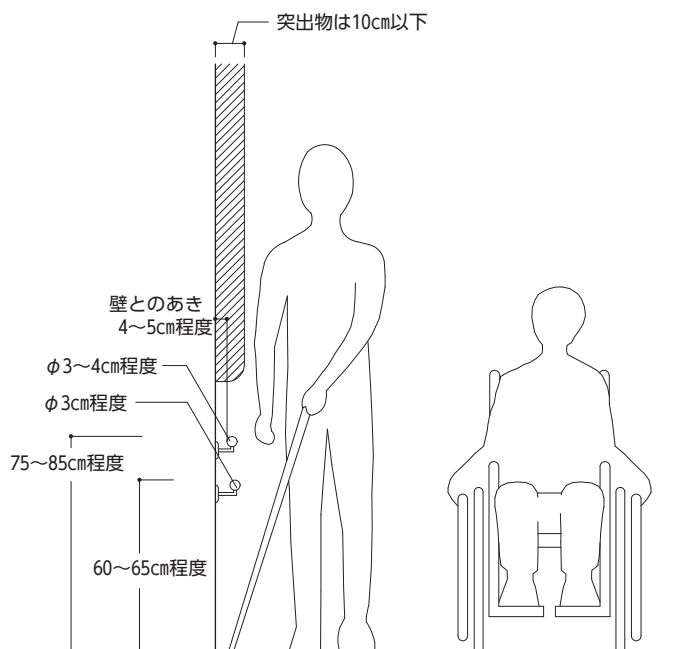


《 参 考 図 》

【図3.2】 車椅子使用者同士がすれ違える寸法
(車椅子使用者と杖使用者がすれ違える寸法)

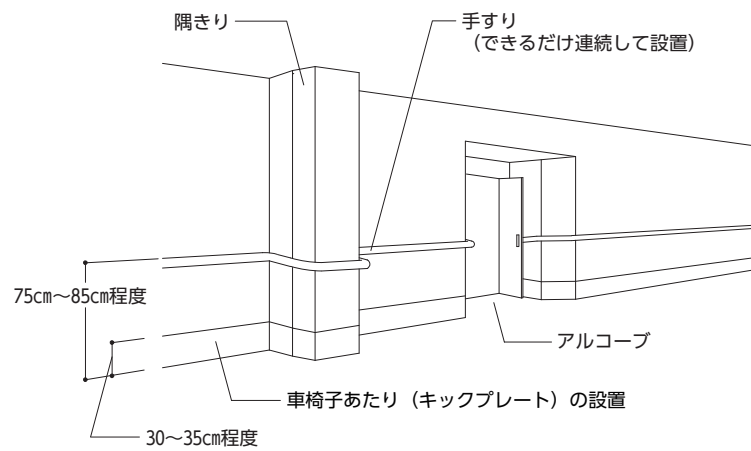


【図3.3】 壁面の配置例

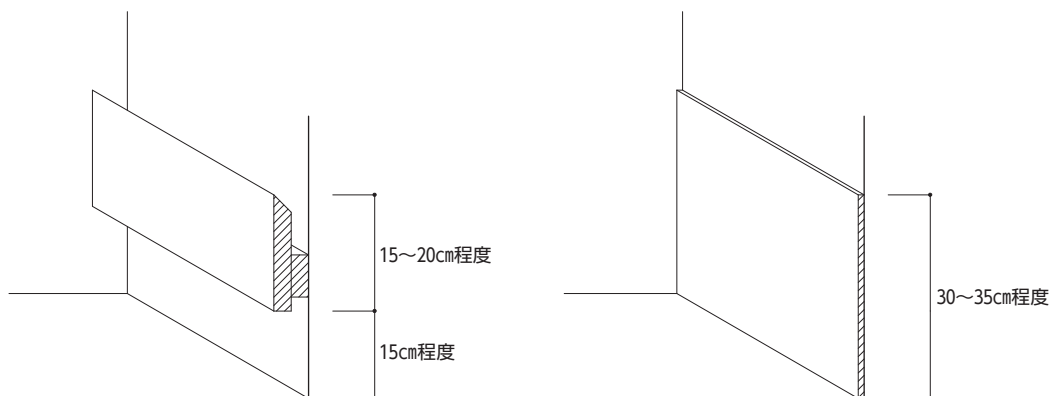


《 参 考 図 》

【図3.4】 廊下に柱型等が出ている場合の手すりの設置例

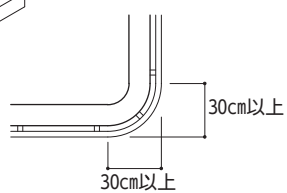
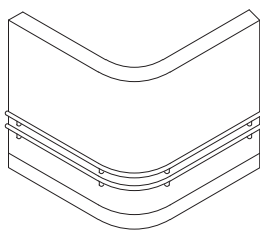


【図3.5】 車椅子あたり (キックプレート) の設置例

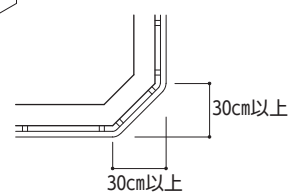
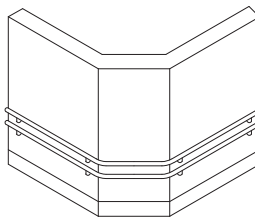


【図3.6】 廊下の角の例

■面取り



■隅きり



④階段

【基本的考え方】

階段は、高齢者、杖使用者、視覚障害者等の安全かつ円滑な通行を配慮した構造とする。

■整備基準（規則で定めた基準）

整備基準（遵守基準）	整備基準（努力基準）
(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。	(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。
ア 段がある部分に手すりを設けること。	ア 踊り場を含めて、手すりを設けること。
ー	イ 手すりの端部の付近には、階段が通ずる場所を示す点字を表記すること。
イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	ウ 同左
ウ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別することができるものとする。	エ 同左
エ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。	オ 同左
オ 段がある部分の上端に近接する踊り場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該踊り場の部分が主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合又は段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合においては、この限りでない。	カ 段がある部分の上下端に近接する踊り場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該踊り場が250センチメートル以下の直進のものである場合においては、この限りでない。
カ 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。	キ 同左
(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段のうち1以上は、(1)に掲げるもののほか、次に掲げるものでなければならない。	(2) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段のうち1以上は、(1)に掲げるもののほか、次に掲げるものでなければならない。
ア 踊り場に手すりを設けること。	ア 踊り場を含めて、両側に手すりを設けること。
イ 蹴上げの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とすること。	イ 同左
ウ 階段の幅（当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）は、120センチメートル以上とすること。	ウ 同左

(3) (2)の規定は、6 の項(1)に定める基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーを併設する場合には、適用しない。ただし、主として高齢者、障害者等が利用する階段については、この限りでない。	(3) 同左
---	--------

■整備基準の解説

◆階段

ア 手すり	● 手すりは片麻痺者等の利用を考慮すると、階段の両側に連続して設けることが基本であるが、構造上困難な場合には、少なくとも片側に設ける。 ● 段がある部分には、手すりを設ける。階段のうち 1 以上は、踊り場にも連続して手すりを設ける。 ○ 踊り場を含め、手すりを設ける。階段のうち 1 以上は、踊り場も含め両側に連続して手すりを設ける。 ● 手すりは断面が円形又は楕円形とし、壁面から 4~5cm 程度の空気を確保する。この空き寸法は、手すりとの間に手が滑り込まないで、しかも手すりをつかみやすいものとするのに必要な寸法である。	→【図 4.1】 【図 4.2】参照 →【図 27.1】参照
イ 床面	● 階段の床面仕上げは、滑りにくいものとする。特に表面が濡れるおそれがある部分は、仕上げに配慮する。	
ウ 踏面	● 段鼻に滑り止めを設けることが有効であるが、滑り止めは金属製のものは杖が滑るので避け、踏面及びけこみ板の面とそろえてつまずきにくい構造とする。 ● 踏面は、段鼻（滑り止め）の色と明度の差の大きい色とする等により、段を識別しやすいものとする。	
エ 形状	● けこみは 2cm 以下とする。 ● けこみ板は杖や足の落ち込みを防止するために必ず設ける。 ● 段鼻を突き出すとつま先がひっかかりやすいので、突き出しは設けない。 ● 杖の転落を防止するために、立ち上がり（2cm 以上）を設ける。	→【図 4.3】参照 →【図 4.4】参照 →【図 4.5】参照
オ 点状ブロック等	● 視覚障害者に階段の位置を知らせるためのものである。 ● 段がある部分の上端に近接する踊り場の部分に点状ブロック等を敷設する。 ● ただし、階段が主として自動車の駐車のために供する施設に設けられるものである場合、又は段のある部分と連続して手すりが設けられているものである場合においては、この限りでない。 ● 階段の上下端に近接する廊下等の部分に敷設する点状ブロック等については「③廊下等」において規定している。 ● 点状ブロック等は、視覚障害者が手すり付近を歩く際にも踏み外さないよう、階段の幅いっぱいに敷設する。 ○ 階段が主として自動車の駐車のために供する施設に設けられているものである場合、又は段のある部分と連続して手すりが設けられているものである場合を含め、段がある部分の上下端に近接する踊り場の部分に点状ブロック等を敷設する。 ○ ただし、踊り場の長さが 250cm 以下の直進のものである場合はこの限りでない。 ○ 主に高齢者が入所する福祉施設等（全盲の視覚障害者が入所しない場合に限る。）や幼児が利用する保育所等の施設で、点状ブロック等の敷設が利用者の利用に特に支障をきたす来す場合には、仕上げの色を変えるなどして段を識別しやすいものとする。	→JIS T 0921 資-94-95 参照

カ 回り 階段 その他の 注意事項	くし、注意を喚起すること等でも可とする。 ● 主たる階段は、回り階段とはしない。ただし、改修等で既存の回り階段以外の階段を新たに設けることが構造上困難である場合等はこの限りでない。 ● 階段下側の天井やささら桁が低くなる部分では、視覚障害者等がぶつかる危険があるため、柵やベンチ、植栽、点状ブロック等を適切に配置するなどの安全に配慮した措置を講ずる。	→【図 4.6】参照 →【図 4.7】参照
--------------------------------	---	-------------------------------------

◆階段のうち 1 以上

イ 形状	● すべり 蹴上げの寸法は 18cm 以下とし、踏面の寸法は 26cm 以上とする。同一の階段においては同一寸法を原則とする。	→【図 4.3】参照
ウ 有効幅	● 歩行困難者が円滑に通行できる幅は 120cm 以上となっている。	

◆除外規定

除外規定	● (2)の規定は、「⑥エレベーター及びその乗降ロビー」の移動等円滑化経路等の基準を満たす設備を併設する場合には、適用しない。ただし、病院・老人ホームなどの主として高齢者、障害者等が利用する階段には適用する。	
------	--	--

■望ましい整備

手すり	◎ すべり全ての階段を基準に適合させる。 ◎ 手すりは両側に連続して設ける。 ◎ 手すりは、利用者が使いやすいよう、必要に応じて 2 段とする。 ◎ 階段の始点・終点の手すり部分には、点字や浮き彫りの数字により階を表示する。 ◎ 階段の幅が 300cm を超える場合は、中央にも手すりを設置する（高さ 100cm 以下の階段を除く。）。 ◎ 階段の上端部分の手すり端部及び踊り場部分の手すり端部には 45cm 以上、階段の下端部分の手すり端部には 30cm 以上の水平部分を設け、廊下の手すりとは連続させる。 ◎ 手すり子形式の場合は、子どもの落下防止等を考慮し、手すり子のピッチを 10cm 以内とする。 ◎ 手すりの点字表示は、現在位置及び上下階の情報等を、昇降以前の水平部分に表示する。	
形状	◎ 回り段は設けない。 ◎ 折り返し階段とすることが望ましい。 ◎ すべり蹴上げは 16cm 以下、踏面は 30cm 以上とする。 ◎ 階段は、杖の転落を防止するために両側を側壁とするか、立ち上がり（5cm 以上）を設置する。 ◎ 階段の上端・下端の水平スペースは十分な空間を設けることが望ましい。 ◎ 連続する階段では、すべり蹴上げ、踏面の色や素材、寸法等を変えないことが望ましい。	→【図 4.3】参照
有効幅	◎ 階段及び踊り場の有効幅は、150cm 以上とする（2 本杖使用者が昇降しやすい	

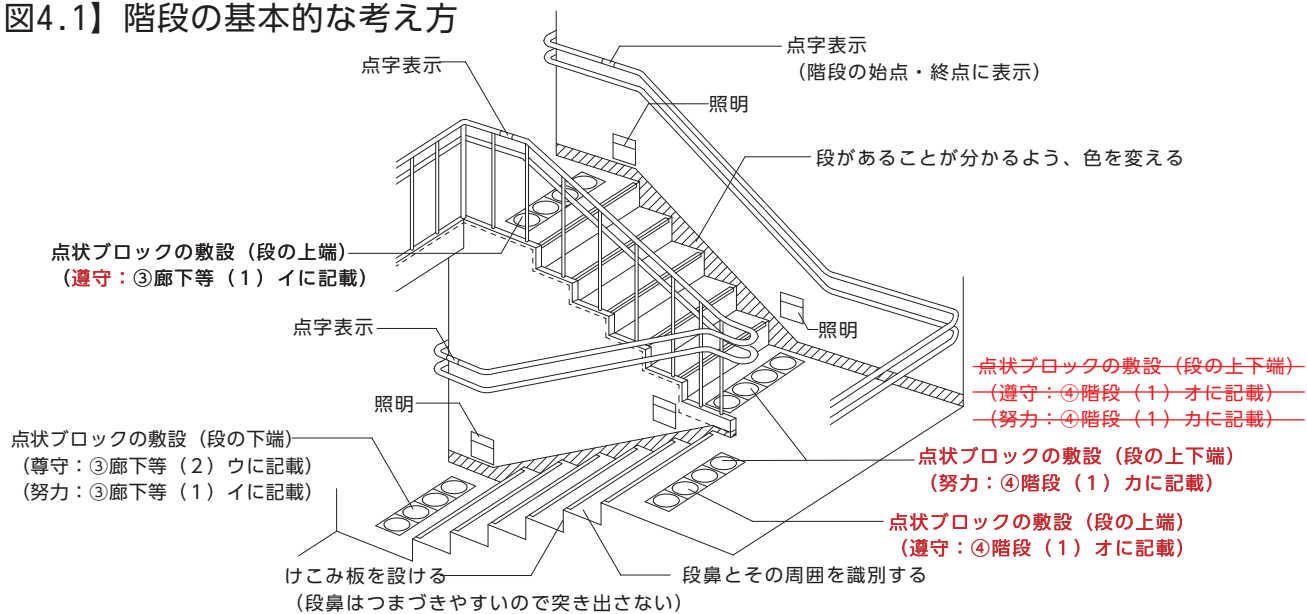
	寸法)。	②⑥緊急時の設備・施設 より追加・加筆
一時待避スペース	◎ 車椅子使用者等は、階段を利用して避難することが難しいため、安全な救助を待つための一時待避スペースを設ける。 ◎ 非常用エレベーター付近や階段踊り場等に90×120cmの一時待避スペースを設ける。 ◎ 避難階段、特別避難階段などの階段の踊り場(各階につながる部分)、階段に隣接したバルコニー、階段の付室等に設置し、救助を待つために必要な耐火性能や遮煙・遮炎性能等を有するものとする。 ◎ 車椅子使用者が待機するのに十分なスペースを避難動線の妨げとならない位置に設ける。 ◎ 一時待避スペースであることを、標識や案内設備を活用して、分かりやすく表示する。 ◎ 階段室や付室に設ける場合は、出入口に一時待避スペースが設置してある旨を表示する。 ◎ 一時待避スペースには、緊急時に連絡がとれるようインターホンを設置する。 ◎ 救援まで時間のかかる場合を考慮し、携帯トイレ等の防災用品を備えておく。	→【図 4.8～4.12】参照 →【図 4.13】参照
その他の注意事項	◎ 適宜、足元灯・非常用照明装置を設置する。 ◎ 照明は、むらがなく、通行に支障のない明るさとする。 ◎ 外壁に面する階段においては、自然光が入る小窓等を設け、採光に配慮する。 ◎ 床面や壁面に大きめの算用数字で階数番号を表示する。 ◎ 避難階段等には車椅子使用者の一時避難スペースを確保する。 ◎ 折り返し階段の屈曲部には、聴覚障害者等が安全に通行できるよう、衝突を回避するための鏡を設ける。	→「建築物編(共同住宅等以外)」 ②⑥緊急時の設備・施設」参照

一階段の一般基準の比較一

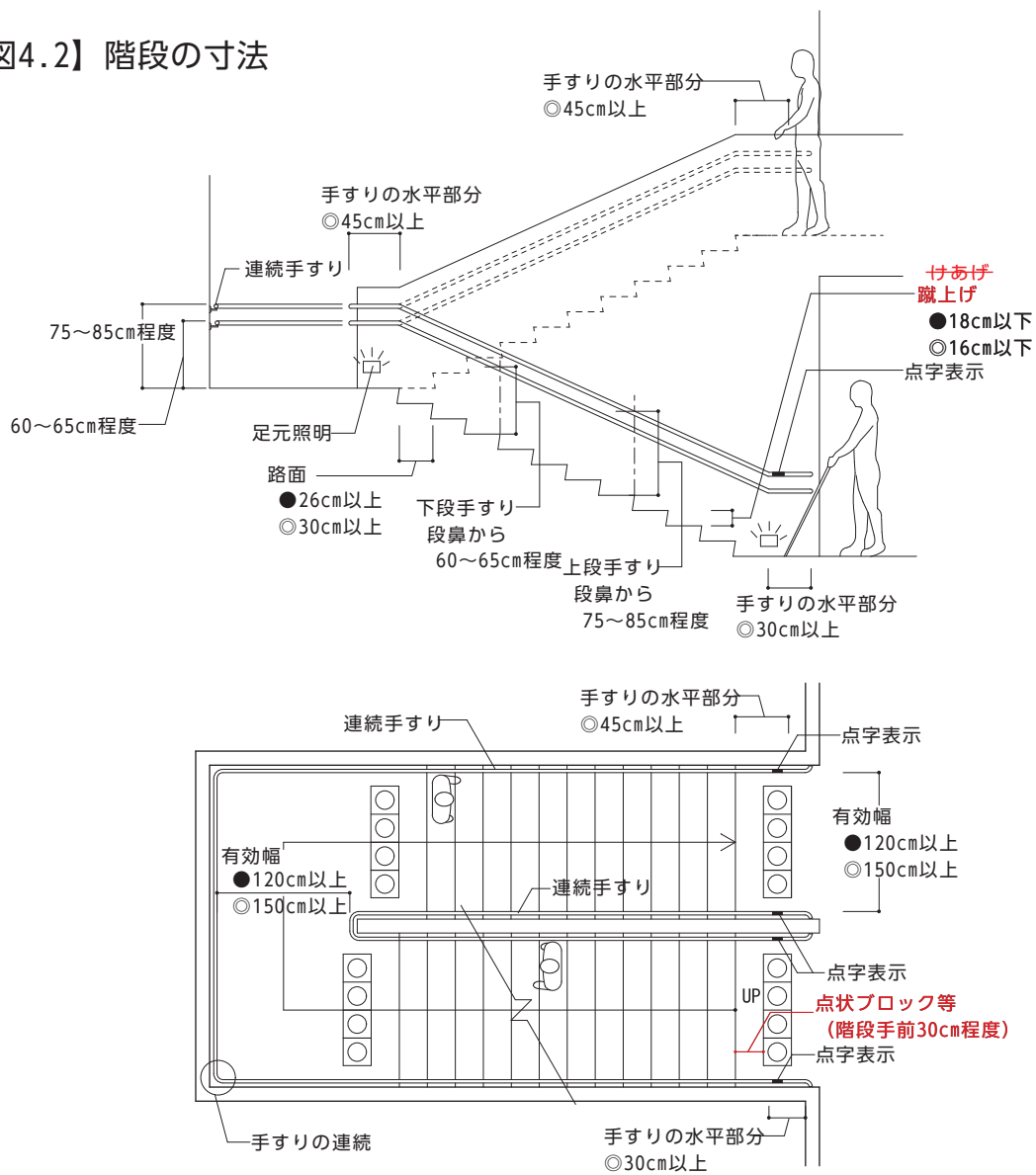
出入口の種類	遵守基準	努力基準	望ましい整備	整備項目
手すり	段がある部分	踊り場を含め、設置	両側に連続して設ける	④階段 ②⑦手すり
手すり(1以上の階段)	踊り場に設置	踊り場を含め、両側に設置	両側に連続して設ける	④階段 ②⑦手すり
蹴上げ(1以上の階段)	18cm 以下	18cm 以下	16cm 以下	④階段
踏面(1以上の階段)	26cm 以上	26cm 以上	30cm 以上	④階段
階段の幅(1以上の階段)	120cm 以上	120cm 以上	階段及び踊り場の有効幅 150cm 以上	④階段

《 参 考 图 》

【図4.1】 階段の基本的な考え方

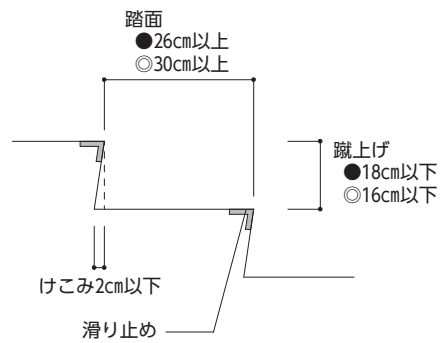


【図4.2】 階段の寸法

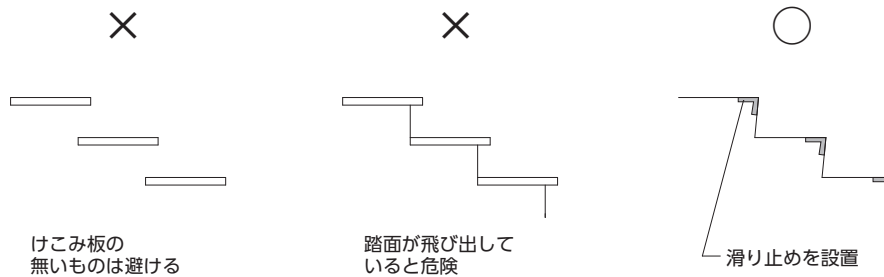


《 参 考 図 》

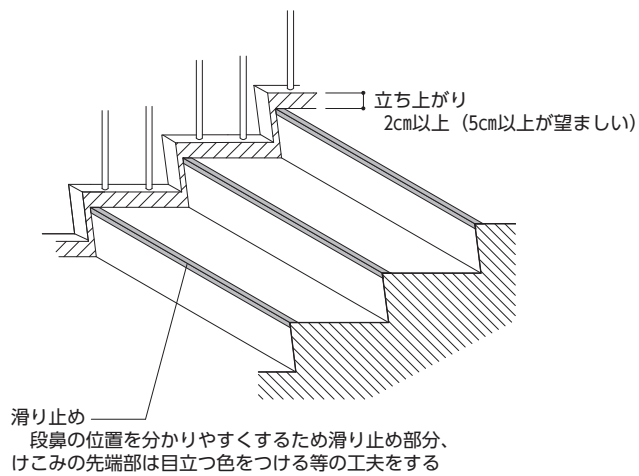
【図4.3】 踏面端部の例



【図4.4】 蹴上げ、踏面の形状（つまずきにくい構造の例）



【図4.5】 踏面端部の例

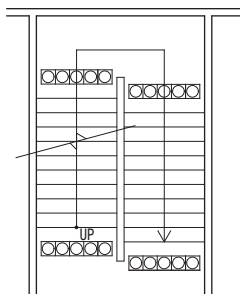


— 出典：公共交通機関の旅客施設に関する移動円滑化整備ガイドライン —

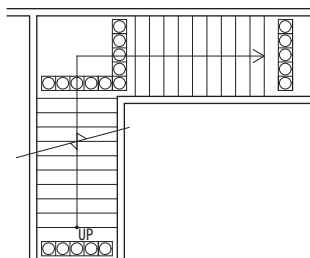
《 参 考 図 》

【図4.6】 階段の形状

■折返し階段 ○

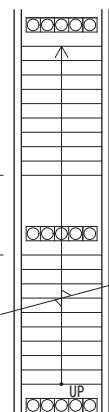


■折返し階段 ○



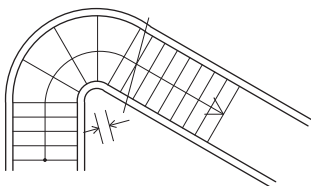
■直線階段 ○

踊り場の幅
※踊り場の幅が250cmを
超える場合は、点状
ブロックを敷設する



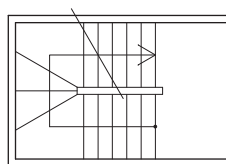
■回り階段 △

(構造上困難な場合に限る。
また踏面の最少寸法は30cm必要)



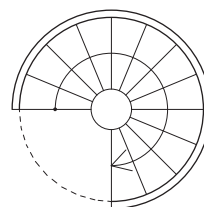
■回り階段 △

(構造上困難な場合等に限る)

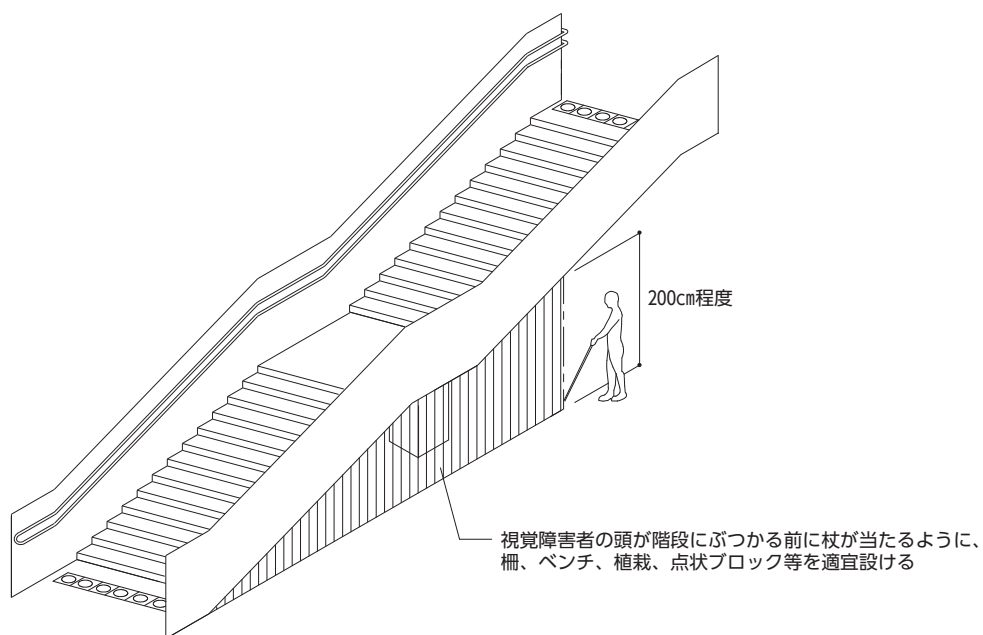


■らせん階段 ×

(らせん階段は主階段としない)

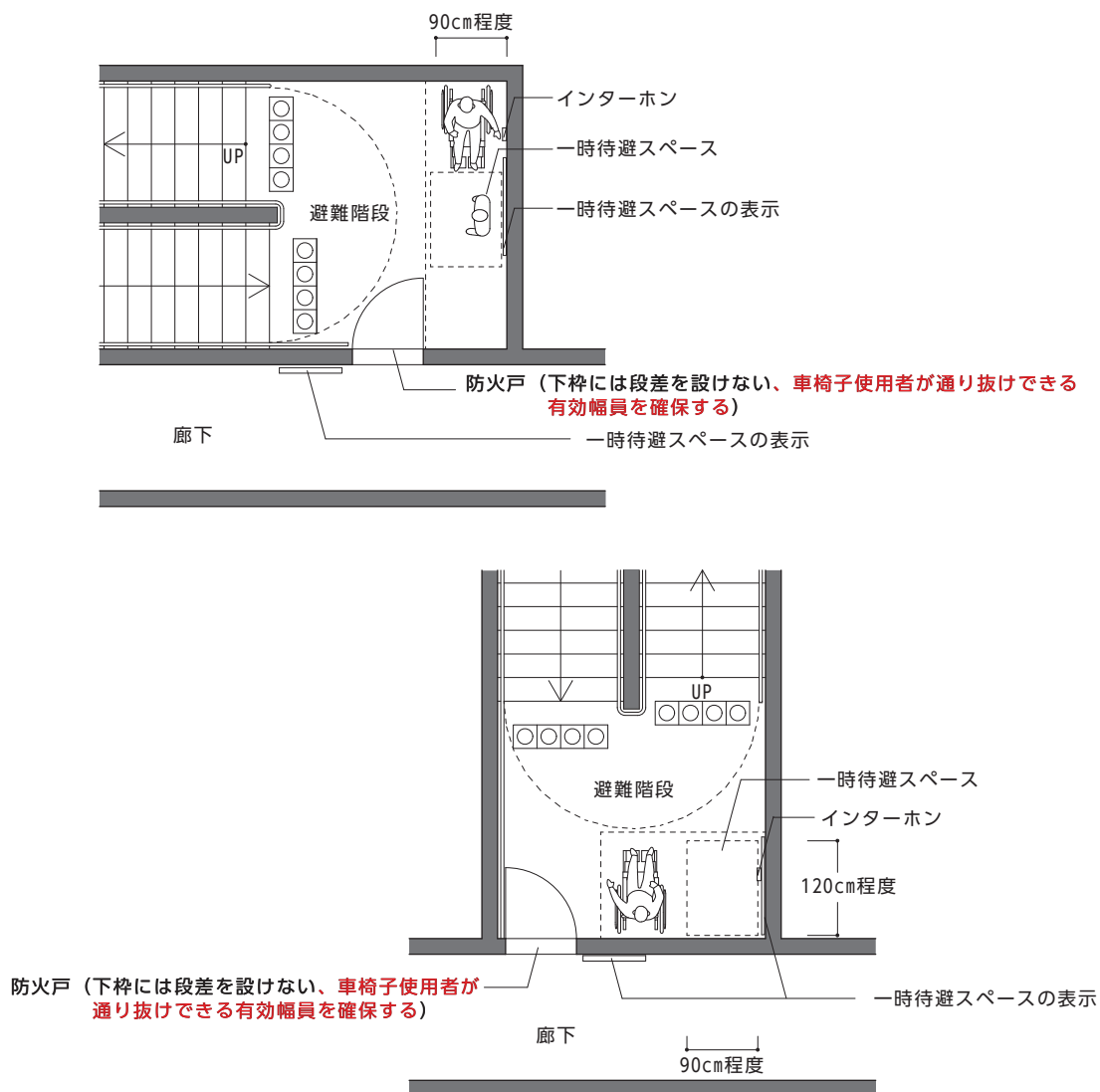


【図4.7】 視覚障害者に対する階段下の安全確保の措置の例

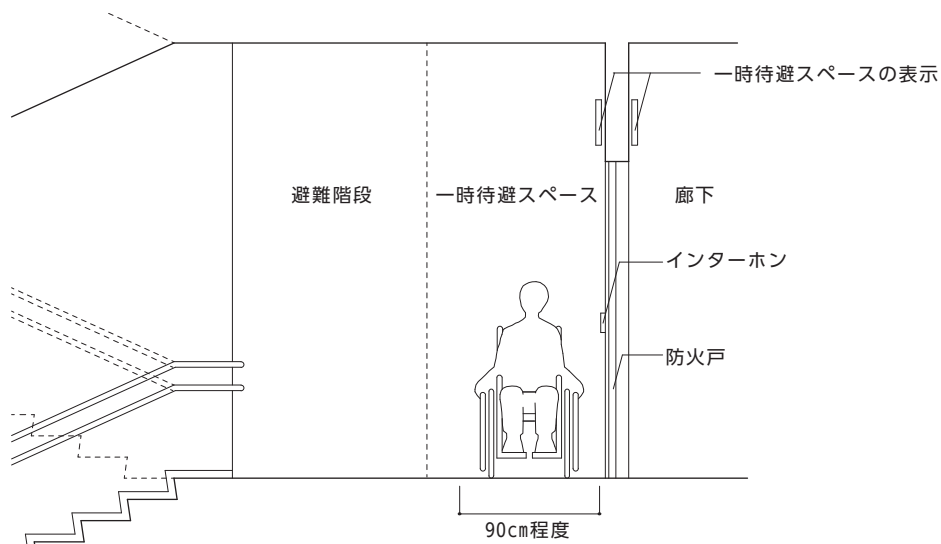


《 参 考 図 》

【図4.8】階段の一時待避スペースの例

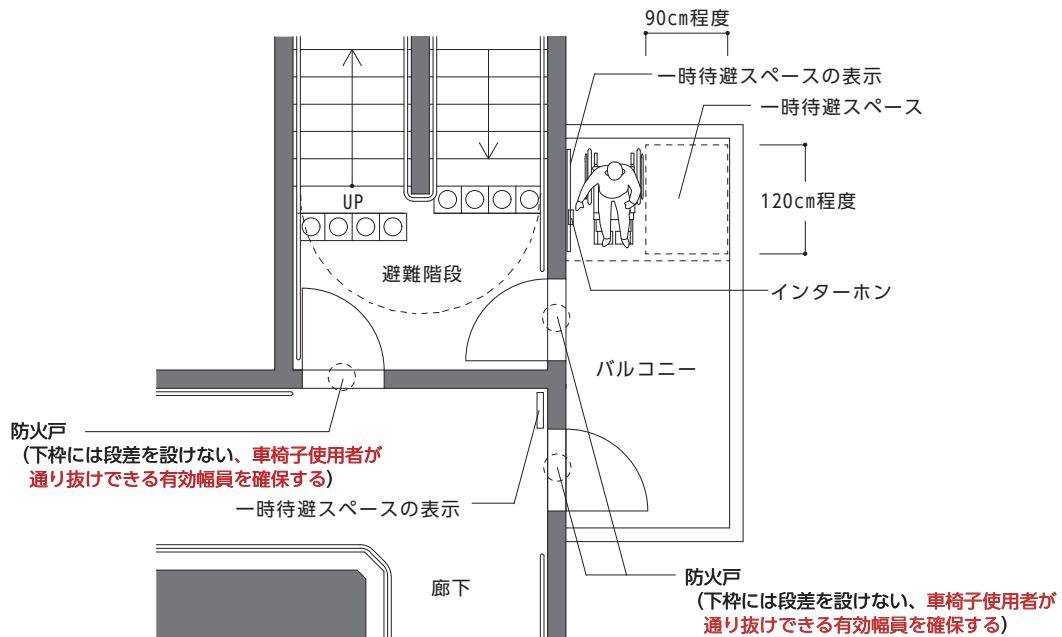


【図4.9】一時待避スペースの断面イメージ（避難階段）

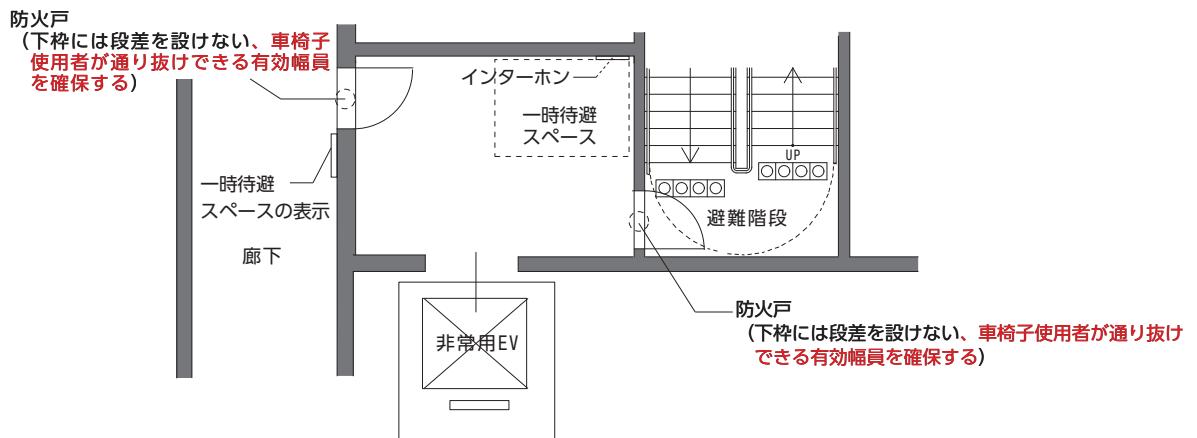


《 参 考 図 》

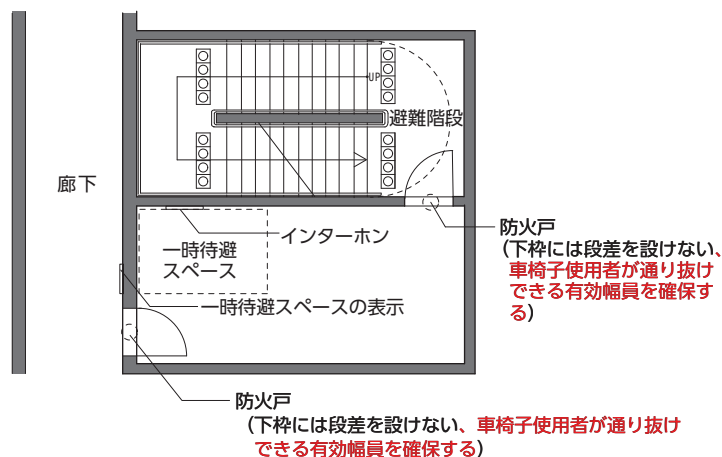
【図4.10】 バルコニー等の一時待避スペースの例



【図4.11】 非常用エレベーターの兼用ロビーに設定する例



【図4.12】 避難階段に連結して設定する例



【図4.13】 一時待避エリアの表示例



※一時待避エリアの要件を満たす場合に限る。
 ※一時待避エリアについては、「高層建築物等における歩行困難者等に係る避難安全対策」(平成25年 東京消防庁)を参照すること。

《コラム》

「緊急時の避難について」

建築物の設計においては、高齢者、障害者等の避難に配慮した様々な工夫が求められますが、例えば、緊急時に階段などによる垂直移動の避難が困難となる利用者に対しては、以下のような配慮が必要となります。

避難に時間を要するため、とりあえず安全に救助を待つための一時待避スペースを設けることが望ましいです。一時待避スペースの構造は、十分な耐火性能や防火性能を有するものとします。

人的支援により垂直移動ができるよう、階段を移動できる器具（階段避難車）や一人でも搬送可能な救護用担架を設置しておくことが望ましいです。

階段避難車は車椅子使用者の場合、自身の使用する車椅子から乗り換える必要があります。

階段避難車を利用するためには、階段の形状が直線でないと使用できないので、設計する際に注意が必要です。



資料：災害時・緊急時に対応した避難経路等のバリアフリー化と情報提供のあり方に関する調査研究 報告書
（平成 25 年 3 月 国土交通省総合政策局安心生活政策課）
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000035.html

⑤階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路

【基本的考え方】

建築物には設計上段差が生じるのをどうしても避けられない場合がある。しかし、車椅子使用者は１段でも段差があると前進することができなくなるので、傾斜路を設ける。傾斜路は、車椅子使用者はもとより高齢者やベビーカーの通行などにも有効なものである。なお、この項目では屋内の傾斜路について規定している。

■整備基準（規則で定めた基準）

整備基準（遵守基準）	整備基準（努力基準）
(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げるものでなければならない。	(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げるものでなければならない。
ア 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。	ア 手すりを設けること。
イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	イ 同左
ウ その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することができるものとする。	ウ 同左
エ 傾斜がある部分の上端に近接する踊り場の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該踊り場の部分が次に掲げるものである場合は、この限りでない。	エ 同左
(ア) 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの	(ア) 同左
(イ) 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの	(イ) 同左
(ウ) 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの	—
(エ) 傾斜がある部分と連続して手すりを設けるもの	—
—	(ウ) 直進で、長さが250センチメートル以下の踊り場に設けるもの
(2) 移動等円滑化経路等を構成する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、(1)に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。	(2) 同左
ア 幅は、階段に代わるものにあつては140センチメートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。	ア 同左

イ 勾配は、12 分の 1 を超えないこと。	イ 同左
ウ 高さが 75 センチメートルを超えるものにあつては、高さ 75 センチメートル以内ごとに踏幅が 150 センチメートル以上の踊り場を設けること。	ウ 同左
エ 手すりを設けること((1)アの手すりを設ける場合を除く。)	—
オ 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。	エ 同左
カ 傾斜路の始点及び終点には、車椅子を安全に停止させることができる平坦な部分を設けること。	オ 同左
(3) ホテル又は旅館においては、道等及び車椅子使用者用駐車施設から一般客室までの階段又は段を設けない経路(以下「宿泊者特定経路」という。)を構成する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げるものであること。	—
ア 勾配が 12 分の 1 を超え、又は高さが 16 センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。	—
イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	—
ウ その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することができるものとする。	—
エ 幅は、階段に代わるものにあつては 120 センチメートル以上、階段に併設するものにあつては 90 センチメートル以上とすること。	—
オ 勾配は、12 分の 1 を超えないこと。ただし、高さが 16 センチメートル以下のものにあつては、8 分の 1 を超えないこと。	—
カ 高さが 75 センチメートルを超えるものにあつては、高さ 75 センチメートル以内ごとに踏幅が 150 センチメートル以上の踊り場を設けること。	—
キ 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。	—
ク 傾斜路の始点及び終点には、車椅子を安全に停止させることができる平坦な部分を設けること。	—

■整備基準の解説

◆一般基準

ア 手すり	● 手すりは歩行困難者にとって歩行の補助になる。勾配が $1/12$ を超え、又は高さが 16cm を超える傾斜がある部分には、手すりを設ける。 ● 手すりは、片麻痺者等の利用を考慮すると両側に設けることが基本となるが、構造上やむを得ない場合は、少なくとも片側に設ける。 ○ 手すりは、勾配や高さに関係なく、すべて全ての傾斜路に設ける。	→【図 5.1】参照
イ 床面	● 勾配が急になると、車椅子はスリップして昇降できなくなる。したがって、傾斜路の表面は滑りにくい材料や仕上げを選択する必要がある、特に表面が濡れるおそれがある部分は、仕上げに配慮する。	
ウ 傾斜部分	● 傾斜のある部分は、平たん部の色と明度の差の大きい色とすること等により、これらと識別しやすいものとする。	
エ 点状ブロック等	● 傾斜がある部分の上端に近接する踊り場の部分に、点状ブロック等を敷設する。 ● ただし、勾配が $1/20$ を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、高さが 16cm を超えず、かつ、勾配が $1/12$ を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるもの、傾斜のある部分と連続して手すりを設けるものについては、この限りでない。 ○ 主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるもの、傾斜のある部分と連続して設けるものについても、点状ブロック等を敷設する。 ○ ただし、直進で長さが 250cm 以下の踊り場の部分に設けるものについては、この限りでない。	

◆移動等円滑化経路等

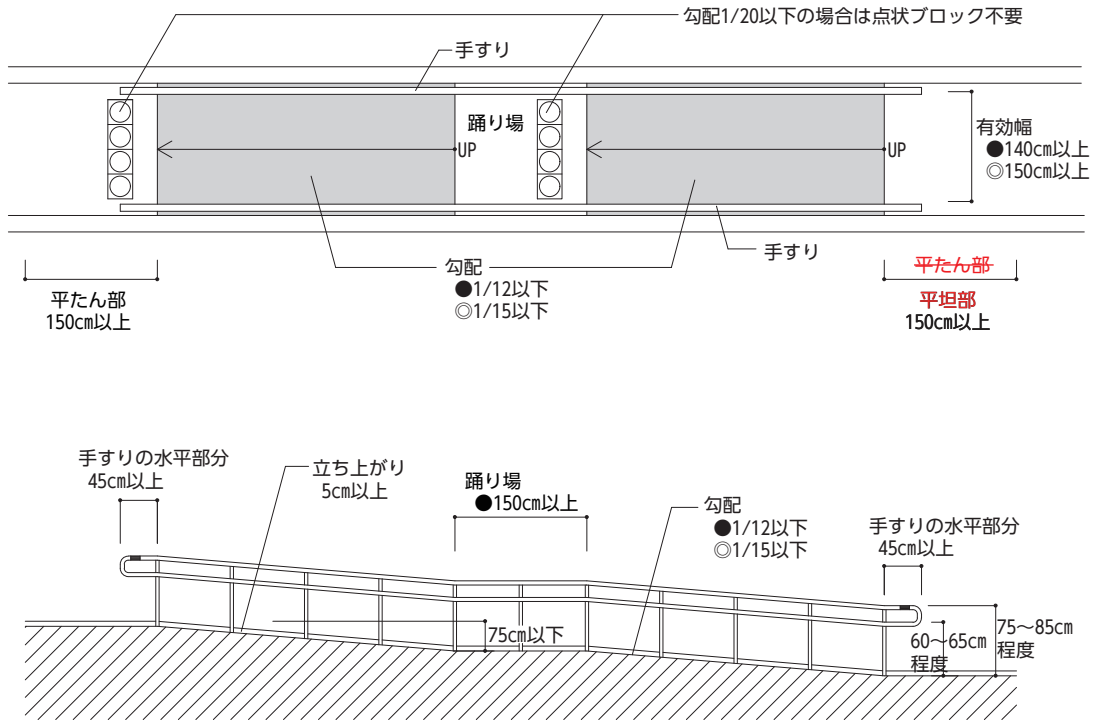
ア 有効幅	● 歩行者が横向きにならず、車椅子使用者とすれ違える幅は、140cm 以上である。 ● 階段を併設する場合は、車椅子使用者と歩行者とが傾斜路内においてすれ違う機会が少ないため 90cm 以上とすることができる。	→【図 5.2】参照
イ 勾配	● 車椅子使用者が自力で傾斜路を上するには相当な腕力を必要とする。車椅子使用者が自力で上ることができる傾斜路の勾配は、$1/12$ 以下である。	
ウ 踊り場	● 長くて急な傾斜路では昇降の途中で休憩スペースが必要となる。したがって、長い傾斜路では 9m ごとに長さ 150cm 以上の踊り場の設置を求めることとしている（この間隔を勾配 $1/12$ で高さに換算すると 75cm となる。）。 ● 車椅子使用者が安全に転回するためには水平な踊り場が必要である。	→【図 5.3】参照
エ 手すり	● 手すりは、勾配や高さに関係なく設ける。	
オ 立ち上がり	● 車椅子の脱輪などを防止するため、両側に側壁又は 35cm 以上の立ち上がりを設ける。ただし、手すりを設ける場合は、5cm 以上とすることができる。	
カ 平たん部	● 傾斜路の始点、終点、曲がり部分、折り返し部分及び他の通路との交差部分にも 150cm 以上の平たん部を設ける。	

■望ましい整備

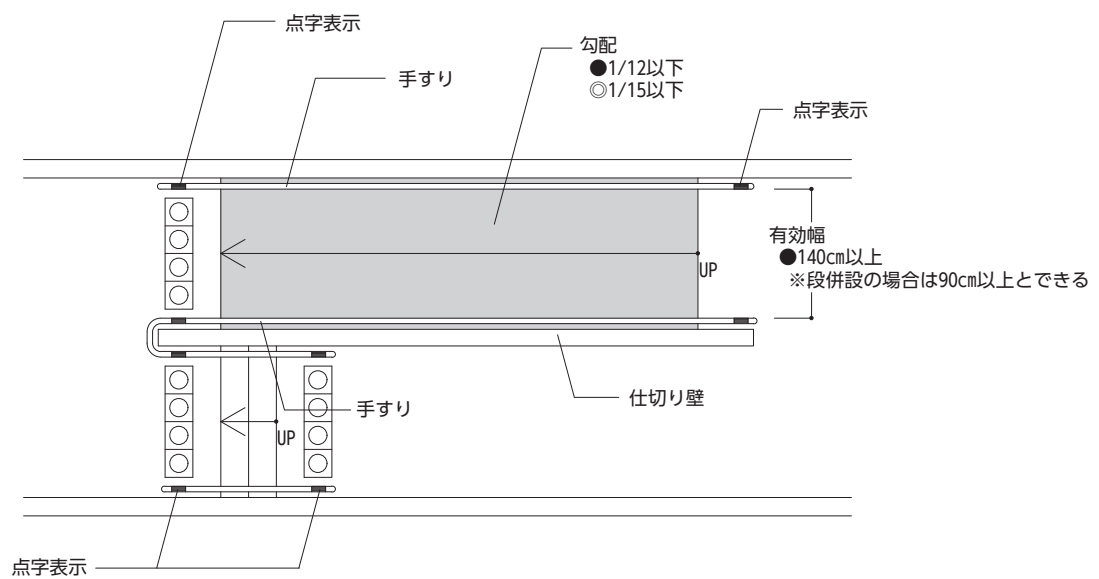
	◎ すべて 全ての傾斜路を基準に適合させる。	
手すり	◎ 手すりは両側に設け、必要に応じて 2 段とする。 ◎ 傾斜路の上端、下端では 45cm 以上の水平部分を設ける。 ◎ 始点、終点には、点字表示を設ける。	
点状 ブロック等	◎ 傾斜がある部分の下端に近接する踊り場の部分に、点状ブロック等を設ける。	
有効幅	◎ 階段に代わるものにあっては 150cm 以上、階段に併設するものにあっては 120cm 以上とする。	
勾配	◎ 傾斜路の勾配は 1/15 以下とする。	
平たん部	◎ すべて 全ての傾斜路の始点、終点、曲がりの部分、折り返し部分及び他の通路との交差部分にも 150cm 以上の平たん部を設ける。	
その他の 注意事項	◎ 側壁には、床面から 30～35cm 程度の車椅子あたりをつける。 ◎ 傾斜路の設置にあたっては最短経路とするように配慮する。	

《 参 考 図 》

【図5.1】 傾斜路の仕様

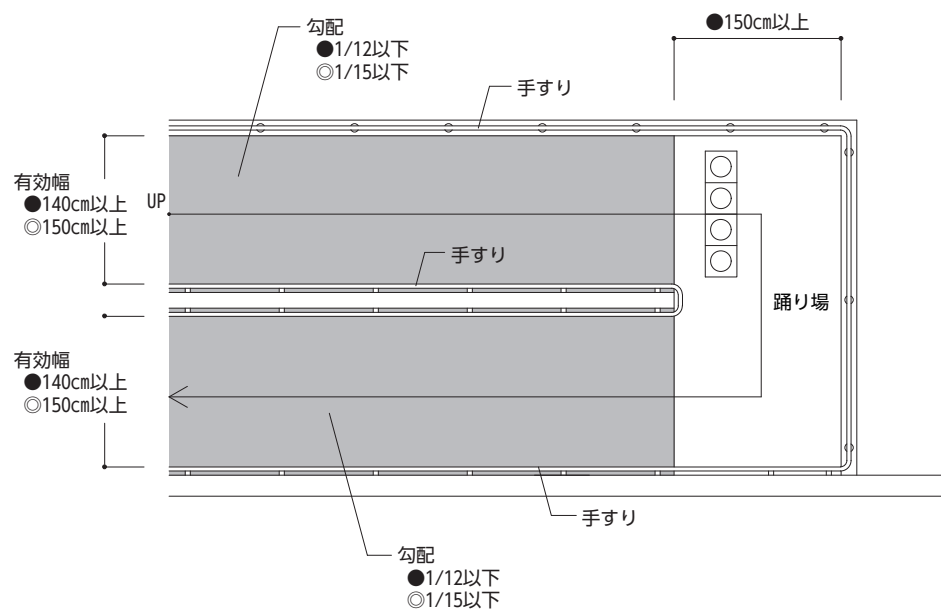


【図5.2】 段併設の例



《 参 考 図 》

【図5.3】踊り場の設置例



【図5.4】案内表示例



⑥エレベーター及びその乗降ロビー

【基本的考え方】

エレベーターは高齢者、障害者等の垂直移動手段として最も有効なものである。エレベーターは、だれもが容易に認識でき、利用しやすい場所に設ける。また、籠及び乗降ロビーの構造は、車椅子使用者、視覚障害者等に配慮したものとする。

■整備基準（規則で定めた基準）

整備基準（遵守基準）	整備基準（努力基準）
(1) 移動等円滑化経路等を構成するエレベーター（次の項に規定するものを除く。以下この項において同じ。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。	同左
ア 籠は、利用居室、車椅子使用者用便房（車椅子使用者用客室に設けるものを除く。）又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。	(1) 籠は、不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階に停止すること。
イ 籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。ただし、当該エレベーターを設置する建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超える場合にあっては、90センチメートル以上とすること。	(2) 同左
－	(3) 籠の内部については、次に掲げるものとする。
ウ 籠の奥行きは、135センチメートル以上とすること。	ア 同左
－	イ 幅は、140センチメートル以上とし、車椅子の転回に支障がない構造とすること。ただし、構造上やむを得ない場合において、車椅子で利用することができる機種を採用する場合は、この限りでない。
－	ウ 当該エレベーターを設置する建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超える場合にあっては、幅は、160センチメートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターで車椅子で円滑に利用することができるもの又は15人乗りの寝台用エレベーターを設置する場合は、この限りでない。
エ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。	(4) 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。また、当該エレベーターの付近に階段等を設ける場合には、利用者の安全を確保するため、乗降ロビーに転落を防止するための対策を講ずるものとする。
オ 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。	(5) 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。また、次に掲げる方法により、視覚障害者が円滑に操作することができる構造の制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位

	置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。)を設けること。 ア 文字等の浮き彫り イ 音による案内 ウ 点字及びア又はイに類するもの
カ 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。	(6) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。また、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
キ 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。	(7) 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。また、籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。
－	(8) その他高齢者、障害者等が支障なく利用することができる構造とすること。
ク 不特定かつ多数の者が利用する建築物(床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物に限る。)の移動等円滑化経路等を構成するエレベーターにあっては、アからウまで、オ及びカに定めるもののほか、次に掲げるものであること。	－
(ア) 籠の幅は、140センチメートル以上とすること。	－
(イ) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。	－
ケ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあっては、アからクまでに定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものにおいては、この限りでない。	－
(ア) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。	－
(イ) 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置(車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。)は、次に掲げる方法により、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。 i 文字等の浮き彫り ii 音による案内 iii 点字及びi又はiiに類するもの	－
(ウ) 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。	－

(2) 宿泊者特定経路を構成するエレベーター（次の項に規定するものを除く。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。	－
ア 籠は、各一般客室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。	－
イ 籠及び昇降路の出入口の幅は、80 センチメートル以上とすること。	－
ウ 籠の奥行きは、115 センチメートル以上とすること。	－
エ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150 センチメートル以上とすること。	－
オ 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。	－
カ 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。	－
キ 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。	－

■整備基準の解説

ア 停止階	● 籠は、利用居室、車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設のある階及び地上階に停止すること。 ○ 籠は、不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階に停止すること。したがって、通常は一般の利用に供しない部分や機械室等の特定少数の者が利用する部分のみしかない階を除いたすべて全ての階に停止する必要がある。	
イ 出入口の有効幅	● 籠及び昇降路の出入口の有効幅 80cm は、車椅子使用者が通過できる最低幅である。直進できないと乗降には困難を伴うため、籠内及び乗降ロビーは直進での乗降の支障となるような障害物、突起物を設けない。特に手すりについては籠内に設けることが望ましいが、設置位置については車椅子使用者の乗降の際に支障とならないよう、出入口の幅員の確保に十分配慮し設置する。 ● 床面積の合計が 5,000 m²を超える建築物については、多くの人が利用することが想定されることから、エレベーターの籠及び昇降路の出入口の幅を、車椅子使用者がより通過しやすい幅 90cm 以上とする。	→【図 6.1】 【図 6.2】参照
ウ 籠の大きさ	● 籠の奥行き寸法は、135cm 以上とする。この寸法は、電動車椅子使用者でも利用できる大きさである。 ● 床面積の合計が 2,000 m²以上の不特定かつ多数の者が利用する建築物では、籠の幅は、140cm 以上とする。 ○ 床面積の合計が 5,000 m²以下の建築物では、籠の幅は、140cm 以上とする。 ○ 構造上やむを得ない場合とは、床面積の合計が 500 m²未満の建築物や改修等の場合において、幅 140cm のエレベーターを設置することが構造上困難である場合のことである。 ○ 床面積の合計が 5,000 m²を超える建築物では、籠の幅は、160cm 以上とすること。 ○ ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターで車椅子で円滑に利用できるもの	→【図 6.1】参照

	(籠内で転回することなく利用できるエレベーター)、又は15人乗り寝台用エレベーター(籠幅150cm×籠奥行き250cm)を設置する場合はこの限りでない。	
エ 乗降ロビー	● 乗降ロビーは、エレベーターへの乗降の前後に車椅子使用者が回転できる空間(150cm角以上)を確保する。 ● 床の表面は水平とするとともに滑りにくい仕上げとする。 ○ 新築の場合には、乗降ロビー付近には、下り階段・下り段差を設けない。 ○ 改修等でエレベーター付近に下りの階段若しくは段、又は下りのスロープを設ける場合には、それらをエレベーターからできるだけ離れた位置に設けるなど、車椅子使用者等の転落防止に十分配慮する。	→【図 6.1】参照 →【図 6.2】参照
籠内及び乗降ロビーに設ける設備	● 籠内及び乗降ロビーには以下の設備を設けること。 ① 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設ける。 ② 籠内に、停止する予定の階及び籠の現在位置を分かりやすく表示する装置を設ける。 ③ 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を分かりやすく表示する装置を設ける。 ○ 高齢者、障害者等の円滑な利用を確保するための籠内及び乗降ロビーに設ける設備は、以下の仕様に配慮すること。 ① 車椅子使用者対応乗場ボタンは、車椅子使用者が操作しやすい高さとして100cm程度とする。 ② 籠内左右の側板には車椅子使用者対応操作盤のボタンを設け、中心位置が床から100cm程度の高さとする。 ③ 籠入口正面壁面に、出入口状況確認用の床上40cmから150cm程度まである鏡(ステンレス製又は安全ガラス等)を設ける。なお、出入口が貫通型(スルー型)、直角2方向型及びトランク付型の籠の場合には凸面鏡等でもよい。 ④ 乗降者検出装置を設置する。 ⑤ 籠内に車椅子使用者対応位置表示器を設置する。 ⑥ 操作盤のボタン類は、感知式ではなく、ボタン式とする。 ⑦ 車椅子使用者対応操作盤のボタンを操作することにより、戸の開閉時間が通常より長くなる配慮を行う。また、その際はその旨の表示をする。	→【図 6.3～6.7】参照 →一般社団法人日本エレベーター協会「車椅子兼用エレベーターに関する標準(JEAS-C506A)」及び、「視覚障害者兼用エレベーターに関する標準(JEAS-515E)」参照
視覚障害者のための設備	● 籠内には、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設ける。 ● 乗降ロビーには、到着する籠の昇降方向及び開閉を音声により知らせる装置を設ける。ただし、籠内に、籠及び昇降路の出入口の戸が開いたときに籠の昇降方向及び開閉を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りでない。 ● 籠内及び乗降ロビーに設ける操作盤(車椅子使用者対応操作盤を除く。)は、各ボタン面かその付近に点字や浮き彫りの階数表示を施したり、内部にランプを内蔵させて判別しやすくするなど、視覚障害者等が円滑に操作することができる構造とする。 ● 乗降ロビーの扉及び乗場ボタンは周囲の壁と異なる色とする等識別しやすいものとする。	

■望ましい整備

	◎ すべて 全てのエレベーターを基準に適合させる。	
有効幅	◎ 籠及び昇降路の出入口の幅を、90cm 以上とする。	
乗降ロビー	◎ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、180cm 以上とする。 ◎ 乗り場ボタンの位置に点状ブロックを敷設する。 ◎ 乗り場ボタンへ誘導する視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。 ◎ 乗り場ボタン付近など、車椅子使用者等の見やすい位置に、国際シンボルマークを表示する。	
ボタン等	◎ エレベーターのボタンは、ボタン操作時に音声と光・触感で反応する等、ボタン操作への応答が視覚・聴覚・触覚で分かるものとする。また、直感で分かるなど、図記号(ピクトグラム)によるサインにも配慮する。 ◎ ボタンの文字は、周囲との色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと等により弱視者(ロービジョン)の操作性に配慮する。 ◎ 同一建築物内のエレベーターの操作盤等のボタン配置は、統一する。 ◎ 操作盤の取り付け位置、配列、ボタンの形状、使い方等を統一する。 ◎ 点字表示については、点字の表示原則等について定めた JIS T 0921 を参照する。し、ボタンが縦配列の場合は左側に、横配列の場合は上側に行う。 ◎ 過負荷、非常時は音声と電光表示等で案内する。	→JIS T 0921 資-94・95 参照
手すり	◎ 手すりは両側面の壁及び正面壁に設け、握りやすい形状とする。	
その他の 注意事項	◎ 非常時における聴覚障害者のための配慮として、非常時聴覚障害者用ボタンを設けるとともに、視覚的情報伝達方法となる電子文字標示盤、聴覚障害者モニター、又はこれに代わるものを設置する。 ◎ 籠内の防犯や事故等の安全確保のため、籠内が確認できるガラス窓を設置する。 ◎ 大きいサイズの手すりを使用している人の乗降や担架、ストレッチャーの運搬を考慮して奥行き 200cm 以上のエレベーターとする。 ◎ 床上 30~35cm 程度まで手すりあたりを設ける。 ◎ 手すり使用者対応エレベーターをできるだけ近くに、複数台設置する。 ◎ 乗降ロビーの扉は、周囲の壁と異なる色にするなど、その位置が視認しやすいようにする。 ◎ 籠内の床面の色は、乗降ロビーと容易に区別できるものにする。 ◎ エレベーターが複数ある場所においては、高齢者、障害者、乳幼児を連れた者などが混雑時においても円滑にエレベーターを利用できるよう、整備基準に適合したエレベーター付近にはそれらの人が優先である旨の表示をする。 ◎ 出入口が 2 方向あるエレベーターの籠内には、扉の開く方向、階数等を案内する音声案内装置を設ける。	

— エレベーター基準比較表 —

	遵守基準		整備内容	努力基準	
	不特定かつ多数の者が利用するもの	多数の者/主として高齢者、障害者等が利用するもの		5,000㎡以下の建築物	5,000㎡を超える建築物
	1以上のエレベーター	1以上のエレベーター		1以上のエレベーター	1以上のエレベーター
	○	○	必要階停止	○	○
5,000㎡を超える建築物に設けるものは、90cm以上	80cm以上	80cm以上	出入口幅	80cm以上	90cm以上
	135cm以上	135cm以上	籠奥行き	135cm以上	135cm以上
2,000㎡以上の建築物に設けるものに限り	140cm以上	—	籠の幅寸法	140cm以上(※1)	160cm以上(※2)
	○	—	車椅子の転回に支障がない構造	—	—
	○	○	乗降ロビー高低差排除	○	○
	150cm以上	150cm以上	乗降ロビー幅・奥行き	150cm以上	150cm以上
	—	—	乗降ロビー転落防止策	○	○
	○	○	車椅子使用者対応制御装置	○	○
	○	○	停止予定階・現在位置の表示	○	○
	○	○	昇降方向の表示	○	○
自動車車庫に設けるものを除く(遵守基準)	○	○	到着階・出入口戸の閉鎖の音声案内	○	○
	○	○	制御装置の点字表示	○	○
	○	○	昇降方向の音声案内	○	○

※1 構造上やむを得ない場合において、車椅子で利用できる機種を採用する場合はこの限りでない。

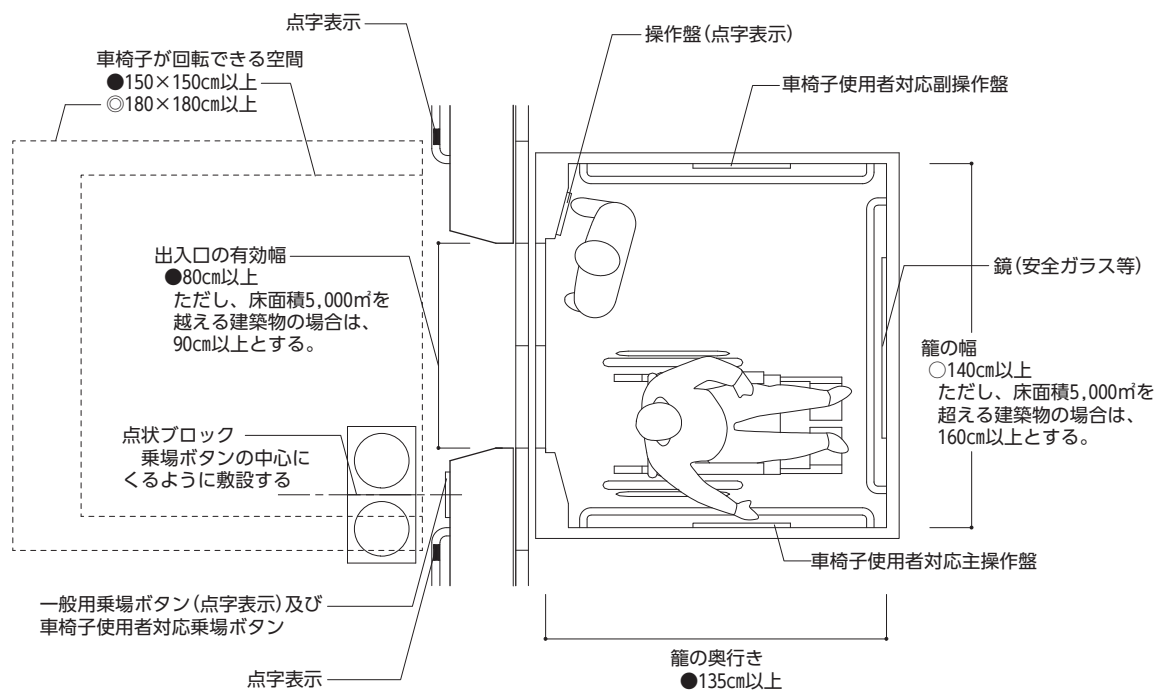
※2 籠の出入口が複数あるエレベーターで車椅子で円滑に利用できるもの、又は15人乗り寝台用エレベーターを設置する場合はこの限りでない。

主として視覚障害者が利用するものに限り

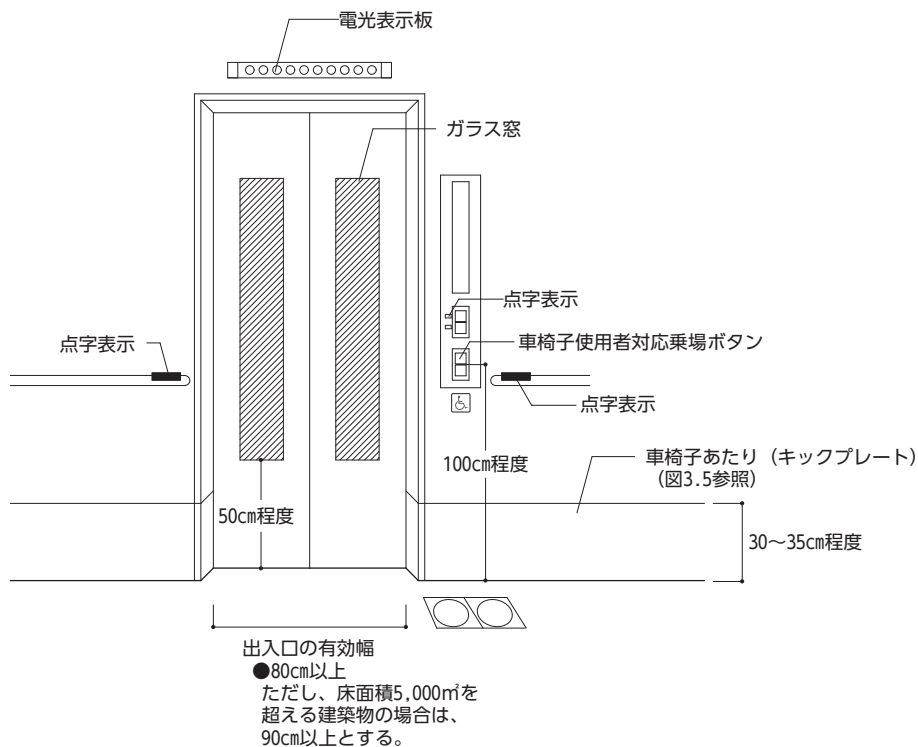
ただし書きあり

《 参 考 図 》

【図6.1】 エレベーターの平面図



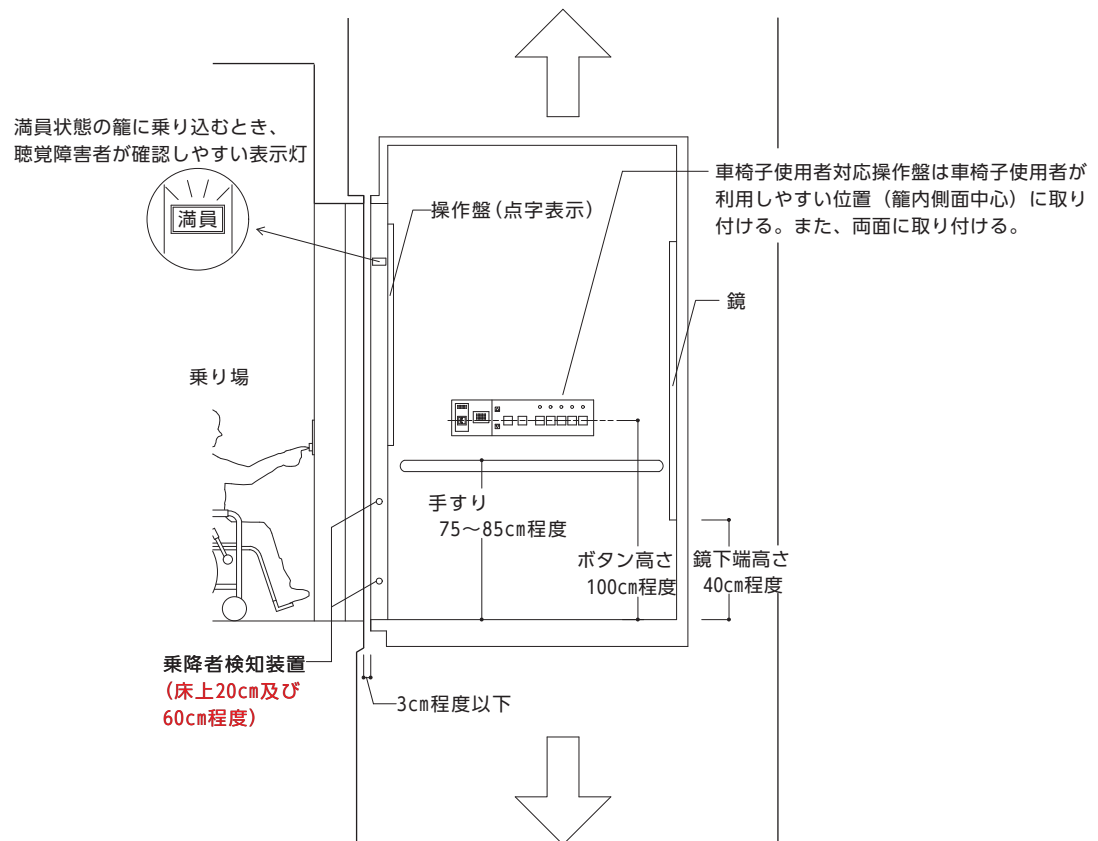
【図6.2】 エレベーターの出入口（乗り場）



※エレベーター付近に下りの階段若しくは段、又は下りのスロープを設けない。
やむを得ず設ける場合には、車椅子使用者等の転落防止等に十分配慮する。

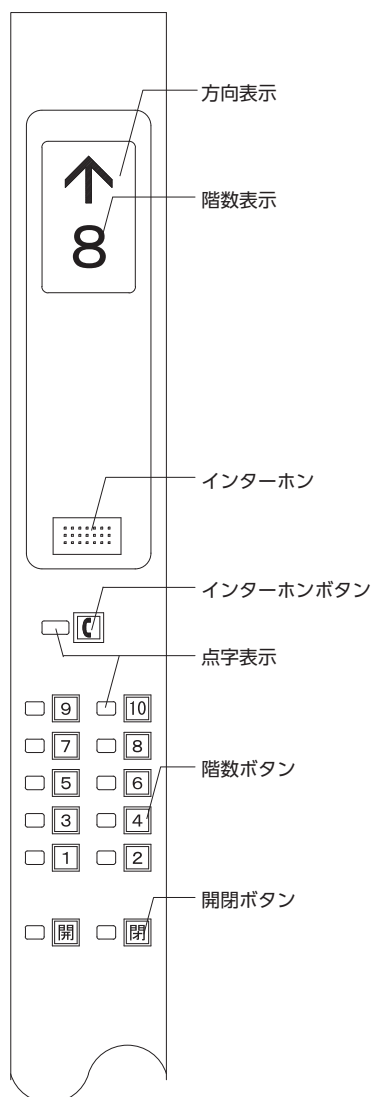
《 参 考 図 》

【図6.3】 籠内の断面図

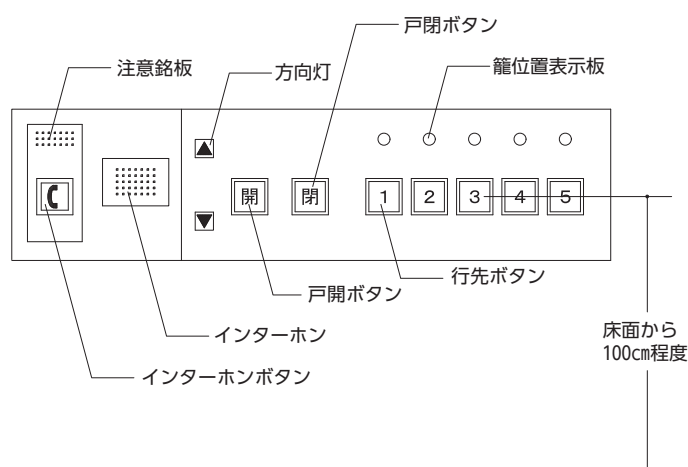


《 参 考 図 》

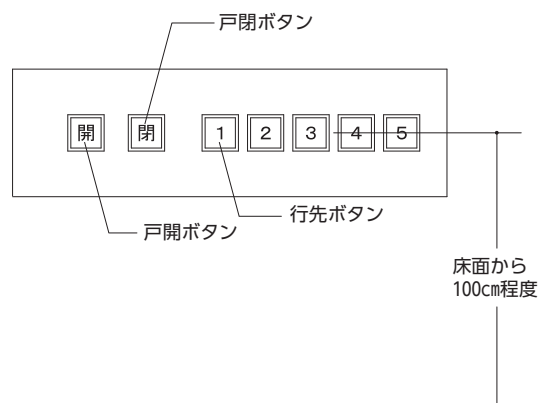
【図6.4】 縦型操作盤



【図6.5】 車椅子使用者対応主操作盤

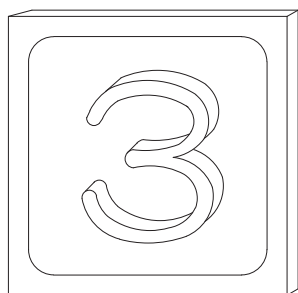


【図6.6】 車椅子使用者対応副操作盤



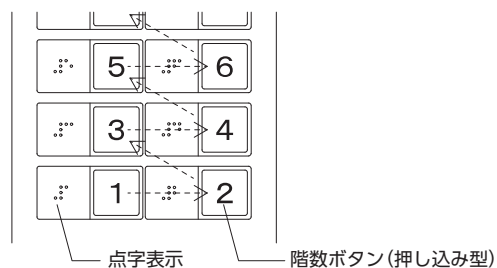
【図6.7】 階数ボタン

■浮き文字ボタン



※階数ボタンは浮き彫り階数表示が望ましい

■千鳥配列

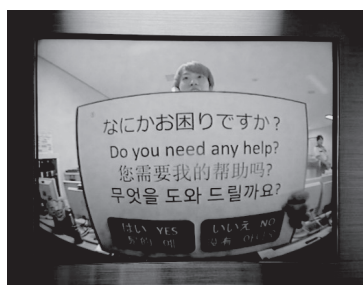


※階数ボタンが2列になる場合は千鳥配列が望ましい

【写真6.1】エレベーターに聴覚障害者もコミュニケーションが可能なモニターを設置した例
(成田国際空港第3ターミナル)



①SOSボタン



②SOSボタンを押すと、籠内と監視側の双方向で筆談等でのコミュニケーションが取れるTVモニター



③係員が現場に向かっている際にその旨を示す表示

写真提供：成田国際空港株式会社

⑦特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機

【基本的考え方】

既存施設の改修、地形や建築物の構造等によりやむを得ず段が生じる場合にあっては、エレベーターや傾斜路を設けることが原則であるが、エレベーターや傾斜路による段差解消が困難な場合には、段差解消機を設置する。

また、やむを得ず移動等円滑化経路等にエスカレーターを設置する場合には、車椅子使用者対応エスカレーターとする。

■整備基準（規則で定めた基準）

整備基準（遵守基準）	整備基準（努力基準）
移動等円滑化経路等又は宿泊者特定経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機（平成 18 年国土交通省告示第 1492 号第 1 に規定するものをいう。）は、次に掲げる構造とすること。	移動等円滑化経路等を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機（平成 18 年国土交通省告示第 1492 号第 1 第 1 号に掲げるものをいう。）は、次に掲げる構造とすること。
(1) エレベーターにあっては、次に掲げるものであること。	—
ア 平成 12 年建設省告示第 1413 号第 1 第 9 号に定めるものとする。	(1) 同左
イ 籠の幅は 70 センチメートル以上とし、かつ、奥行きは 120 センチメートル以上とすること。	(2) 同左
ウ 車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合にあっては、籠の幅及び奥行きが十分に確保されていること。	(3) 同左
(2) エスカレーターにあっては、平成 12 年建設省告示第 1417 号第 1 ただし書に規定するものであること。	—

■整備基準の解説

(1) 段差 解消機	● この項目のエレベーターは、以下に掲げるものである。 ① 昇降行程が 4m 以下のエレベーター又は階段の部分、傾斜路の部分等によって昇降するエレベーター ② 籠の定格速度が 15m 毎分以下 ③ 床面積が 2.25 m²以下	→【図 7.1】 【図 7.2】参照
(構造)	● 平成 12 年建設省告示第 1413 号第 1 第 9 号に規定するものとする。	
(籠の 大きさ)	● 籠の幅は 70cm 以上、奥行き 120cm 以上とする。 ● 籠内で車椅子使用者が 90 度転回して乗降する必要がある場合の籠の大きさは、間口 140cm 以上、奥行き 140cm 以上とする。	→【図 7.3】参照
(2) エスカ レーター	● この項目のエスカレーターは、以下に掲げるものである。 ① 車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる場合に 2 枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーター ② 運転時において、踏段の定格速度 30m 毎分以下 ③ 2 枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの	→【図 7.4】参照

(構造)	● 平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規定するものとする。 ● 踏段、くし板の表面は、滑りにくい材料で仕上げる。	
その他の 注意事項	○ 移動等円滑化経路等上には、エスカレーターではなく「⑥エレベーター及びその乗降ロビー」を設ける。	

■望ましい整備

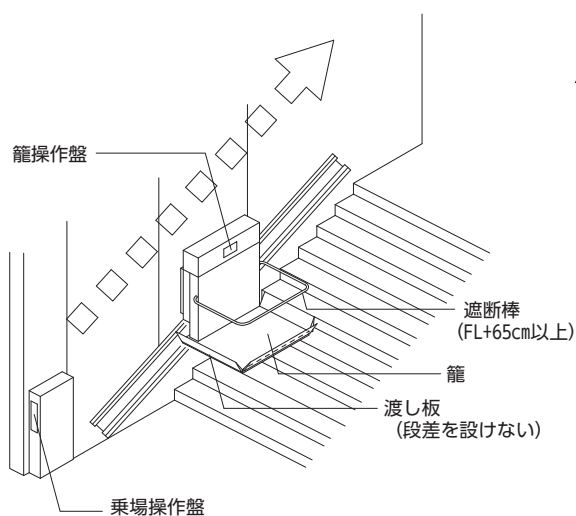
(1)段差 解消機	◎ すべて 全ての段差解消機を基準に適合させる。	
(乗降 スペース)	◎ 乗降スペースは、車椅子使用者の方向転換が必要な場合を考慮し、間口150cm以上、奥行き150cm以上のスペースをとる。 ◎ 乗降スペースの床は水平とする。 ◎ 周辺には、車椅子使用者の転落等が生じる可能性がある段などを設けない。	
(斜行型段 差解消機)	◎ 昇降路には、階段と区画した専用路型と共存型があり、使用者が単独で使用する場合は、安全上、専用路型が望ましい。 ◎ 共存型の場合は、はさまれ防止措置を講じる。 ◎ 改修の場合等、専用路を設けるスペースがない場合は共存型とするが、階段の有効幅員の確保に留意する。	
その他の 注意事項	◎ 介助係員呼出しインターホン、車椅子利用者利用可の案内標示を設ける。 ◎ 昇降路と籠の床にはさまれないように、昇降路下部及び出入口には、手すり、柵、戸等の安全のための措置を講ずる。	
(2)エスカ レーター	◎ すべて 全てのエスカレーターを基準に適合させる。	
(乗降口)	◎ 乗降口の足元は適宜照明を行い、安全性を高める。	
(手すり)	◎ 乗り口・降り口ともに、くしから70cm程度の移動手すりを設ける。 ◎ 歩行困難者の中には移動手すりの動きに足がついて行かずに転倒することがあるので、乗降口には長さ100cm程度の固定手すりを設ける。 ◎ 手すりには点字又は記号による案内表示(現在位置、階数、運転方向)を取り付ける。	
(ステップ)	◎ ステップの水平部分は3枚程度、通常定常段差に達するまでのステップは5枚程度とする。 ◎ ステップの端部に縁取りを行う等により、ステップ相互の認知をしやすくする。	
(くし)	◎ くしはできるだけ薄くし、車椅子のキャスターが乗り越えやすくする。 ◎ くしは、色を変えるなどして、ステップの部分とはっきり区別がつくようにする。	
その他の 注意事項	◎ 介助係員呼出しインターホン、車椅子利用者利用可の案内標示を設ける。 ◎ エスカレーターの始末端部に近接する通路の床には、点状ブロック等を敷設する。 ◎ 乗降口の近くの壁面又は柱面等に非常停止ボタンを設ける。 ◎ エスカレーター利用時のはさまれ事故、転倒事故を防止するために利用者への注意を喚起する。	

	◎ 時間帯等により進行方向が変わるエスカレーターでは、当該時点での進行方向を床面や手すり付近に表示、又は音声案内する。 ◎ エスカレーターの音声案内装置の設置に当たっては、周囲の状況を踏まえて、聞き取りやすい音量や音質とすることに留意し、音源を乗り口に近く、利用者の動線に向かって設置する。 ◎ 表示サインを設置する場合、ベルトにマークを付けるなど、進行方向が分かりやすい表示とする。 ◎ 床面積 2,000 m²以上の不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物では、エスカレーターの乗降口付近に、音声案内装置を設ける。	
--	--	--

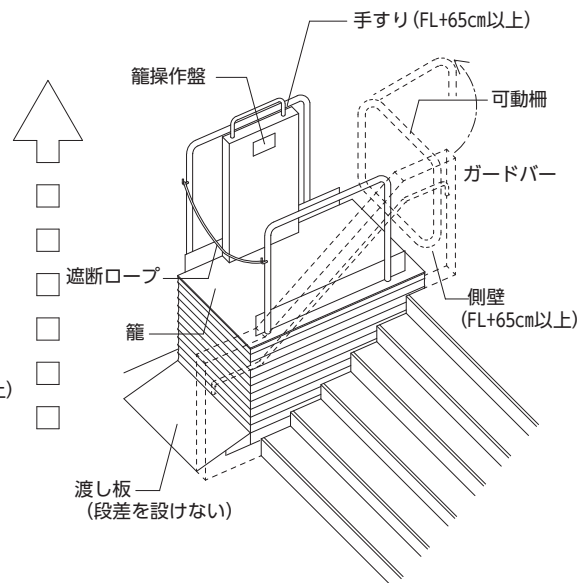
《 参 考 図 》

【図7.1】斜行型段差解消機

※障害物検知装置を設置した場合
壁又は囲いは設けなくてよい

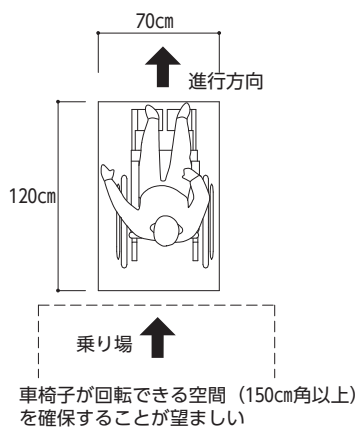


【図7.2】垂直型段差解消機

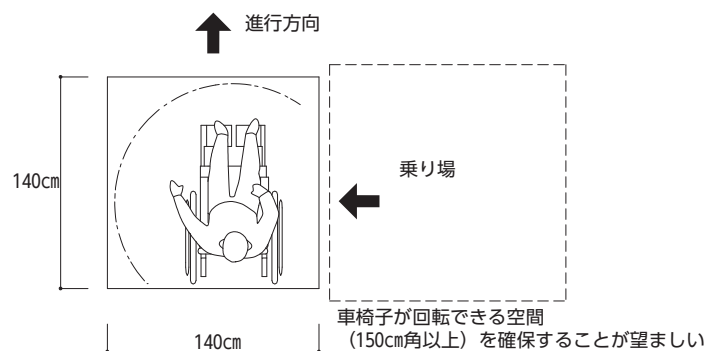


【図7.3】籠の大きさ

■定員1名の籠（直線形式の場合）

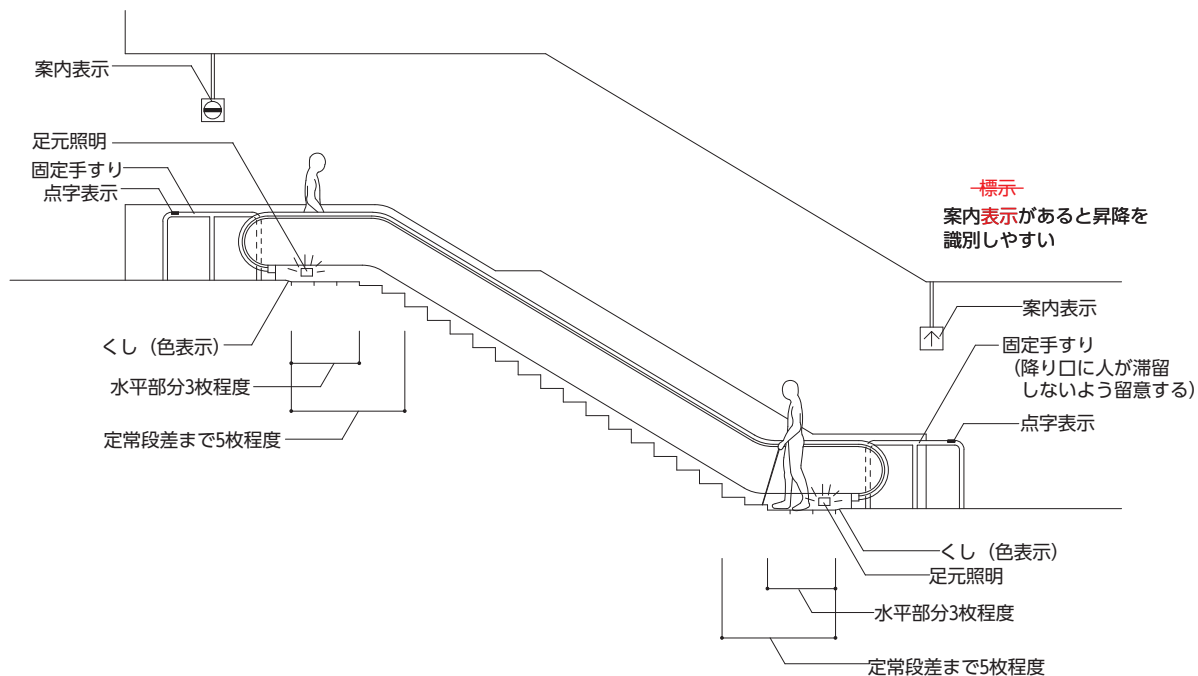
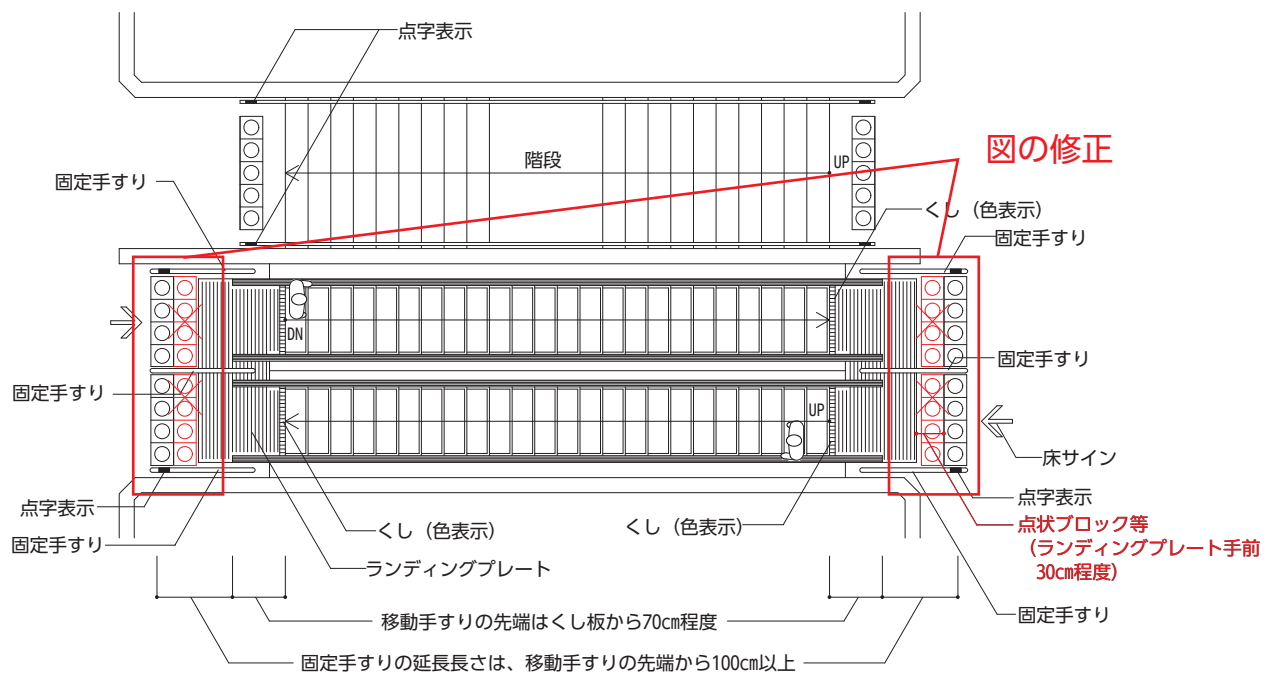


■定員1名の籠（90度の転回形式の場合）



《 参 考 图 》

【図7.4】 エスカレーターの例



⑧便所（トイレ）

【基本的考え方】

車椅子使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた者等が外出したときに、困ることのひとつは、便所の利用である。だれもが便所を快適に利用できるようにするためには、広いスペースの便房、手すり、オストメイト用汚物流し、ベビーチェア、ベビーベッドを設けるなど、便所全体で車椅子使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた者等が使いやすい環境を総合的に整備する必要がある。

便所には、車椅子使用者が円滑に利用することができる便房（車椅子使用者用便房 ~~又はだれでもトイレ~~）、オストメイト用汚物流しを設けた便房、ベビーチェアを設けた便房、ベビーベッドを、それぞれ1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設置する。

上記の個別の機能を必要とする人が同時に便所を利用できるように、車椅子使用者用便房に個別機能の設備を併せて設置した多機能便房とはせず、以下のとおり、個別の機能を分散して配置するよう配慮する。（便所における機能分散の考え方図【8.1】参照）

第1に、車椅子使用者用便房のほか、オストメイト用汚物流し、ベビーチェア及びベビーベッドの子育て支援設備を設けた便房をそれぞれ別々に設置する。さらに、多数の利用者が見込まれる場合は、当該利用者のための簡易型機能を有する便房や複数の個別機能を有する便房を追加することが望ましい。

第2に、第1が便所の規模等により困難であるときは、多機能便房に追加して、施設の利用者を考慮した個別機能を備えた便房や簡易型機能を備えた便房を設置する。

第3に、第1及び第2が困難であり、施設の用途及び規模から多機能便房のみで十分に機能する場合は、多機能便房のみを設置する。この場合でも、利用の集中を軽減するため、できるだけ複数設置することが望ましい。

高齢者や知的・発達障害者等の同伴介助等の利用に配慮し、広めの男女共用便房を設置することに配慮する。

■整備基準（規則で定めた基準）

整備基準（遵守基準）	整備基準（努力基準）
(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、床の表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、床の表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
(2) (1)に規定する便所のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものとする。	(2) 同左
ア 次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を1以上設けること。	ア 次に掲げる構造の だれでもトイレ 車椅子使用者用便房を1以上設けること。
(ア) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。	(ア) 同左
(イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。	(イ) 同左
—	(ウ) 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。
—	(エ) 出入口 車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、 誰もが利用することができる旨 当該車

	子使用者用便房の設備及び機能を表示すること。
イ 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を１以上設けること。	イ 同左
ウ ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を１以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。	ウ 同左
エ ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと(他におむつ交換をすることができる場所を設ける場合を除く。)	エ 同左
－	(3) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する一般用の便所を設ける場合には、そのうち１以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ１以上)は、次に掲げる構造とすること。
－	ア 床面には、段差を設けないこと。
－	イ 大便器は、１以上を腰掛式とすること。
－	ウ 腰掛式とした大便器の１以上に手すりを設けること。
(3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する小便器がある便所を設ける場合には、そのうち１以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を１以上設けなければならない。	(4) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する小便器がある便所を設ける場合には、そのうち１以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を１以上設け、当該小便器に手すりを設けなければならない。
－	(5) 介助用ベッドその他の着替えをすることができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。

■整備基準の解説

◆便所全般

床面	● 車椅子使用者用便房又はオストメイト用汚物流し、ベビーチェア、ベビーベッドは、その設備を必要とする人が、それぞれ同時に便所を利用できるように、便所内に分散して配置するよう配慮する。 ● 案内設備及び便房の付近に設置する標識には、設備や機能を図記号(ピクトグラム)等で分かりやすく表示する。 ● 水洗いができ、かつ濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択する。	→【図 8.1】参照 →「⑭標識」参照
その他の注意事項	○ 便器洗浄ボタン及び呼び出しボタン、各種設備の操作ボタンは、文字・図記号の見やすさ、背景の色の明度、色相又は彩度の差を選定し、分かりやすいボタン表示とする。	→資-113 参照 →洗浄装置等に表示する操作性ピ

望ましい整備より移動

		クトグラムは、一般社団法人日本レストルーム工業会の策定した標準ピクトグラム参照
--	--	---

◆車椅子使用者用便房・だれでもトイレ(●は共通の解説、○はだれでもトイレの解説)

出入口	● 車椅子使用者用便房、だれでもトイレの出入口は、移動等円滑化経路等となる。 ● 出入口の有効幅は、85cm 以上とする。 ● 車椅子使用者用便房、だれでもトイレが一般便所内に設けられている場合は、その一般便所の出入口の有効幅も、85cm 以上とする。	→【図 8.2】参照 【図 8.34】参照
戸	● 戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、戸の前後には水平スペースを設ける。 ● 開閉動作の難易度からみると、引き戸のほうが開き戸より容易である。一般に推奨されている順位としては、①自動式引き戸、②手動式引き戸の順である。 ● 引き戸は軽い力で開閉できるものとする。 ● 自動式引き戸の開閉ボタンの位置は車椅子使用者が接近しやすいように、便房内設備等のレイアウトに配慮する。 ● 車椅子使用者の開閉時の動作を考慮して、袖壁と開閉スペースを確保する。 ● 自動ドア(引き戸)の場合、開閉ボタンの設置位置は、扉まで 70cm 以上の離隔を確保する。手動ドア(引き戸)の場合、扉の取っ手は横長又は L 字型とするか、袖壁を 30cm 以上確保する。 ● 内開き戸は、車椅子使用者が入室した後のドア閉めが困難であり、かつ、便房内で転倒した場合、体や車椅子がじゃまになって戸が開かず、救出しにくいので避ける。	→【図 8.45】参照
手すり	● 手すりは全体重をかけて使用されることが多いので、取り付けを堅固にする。 ● 手すりは便器の両側の利用しやすい位置に、垂直、水平に設ける。また、車椅子を便器と平行に寄り付けて利用する場合等に配慮し、壁付の手すりと反対側の手すりは可動式とする。 ● 横手すりは便座から 20cm から 25cm 程度上方の高さ、縦手すりは便器先端から 25cm 程度前方の位置に、便座の中心から両側の手すりが同距離になるように設置する。	→【図 8.2】 【図 8.56】参照
便房の 大きさ	● 車椅子使用者が円滑に利用できる便房の大きさは原則として概ね内法で 200cm×200cm 以上とし、直径 150cm 以上の円程度が内接できる空間を確保する。また、(ライニング等(洗面器の背後にある配管収納等)は内法寸法に含めないことを原則とする。) ● 車椅子から便座への移乗は便器の側面(障害にもよるが一般的にこの方法が最も容易)又は前方からなされるため、便器の前方及び側面に車椅子を寄り付け、便器へ移乗するために必要なスペースを適切に設けるとともに、便器の両側に手すりをつける必要がある。また、衛生機器等は直径 150cm の円が内接できる程度の空間を避け、車椅子使用者が利用しやすい位置に配置する。(内接する円は、車椅子のフットサポート高での動きを配慮しているため、洗面器、手すり等の下部を通過	→【図 8.2】参照

	できれば、それらと円が交差していてもよい。) ● 床面積 2,000 m²以上の不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物を建築する場合に設ける 1 以上の車椅子使用者用便房には、改修等に対応が困難な場合を除き、原則として介助用ベッドの大きさ・設置位置及び介助者の同伴等、多様な動作を考慮するとともに、座位変換型の(電動)車椅子使用者が 360 度回転できるよう、直径 180 cm 以上の円程度が内接できるスペースを設ける。 ● 便房内の設備等の形状、配置によって、必要な広さ・内法寸法は変わること留意する。 ● ただし床面積の合計が 1,000 m²以下の施設等(公共施設を除く。)で 200cm×200cm 以上の空間が確保できない場合及び既存建築物の改修で構造上やむを得ない場合には、次善の策として、内法で 130cm×200cm(直進及び側方進入)以上、又は、150cm×180cm(側方進入)以上の簡易型車椅子使用者用便房を確保する。 - 直進又は側方進入の場合:幅 130cm 以上、奥行きは 200cm 以上 - 側方進入の場合:幅 150cm、奥行きは 180cm 以上	→【図 8.3】参照
位置	● 異性介助による介助・同伴利用等に配慮し、少なくとも 1 以上の車椅子使用者用便房又はだれでもトイレは、男女が共用できる位置に設ける。 ○ だれでもトイレ車椅子使用者用便房は、利用者が位置を把握しやすいよう、一般用の便所と一体的若しくはその出入口の近くに設ける。 ○ だれでもトイレ車椅子使用者用便房は、だれでも利用対象者が利用しやすく分かりやすい位置に設ける。 ○ 劇場・競技場等、客席のある施設の車椅子使用者用便房の位置は、車椅子使用者用客席・観客席から容易に到達できるものとする。	→【図 8.1】参照
表示	● 車椅子使用者用便房、だれでもトイレの付近には、当該便房があることを表示する標識を設ける。 ○ だれでもトイレの出入口付近には、図記号(ピクトグラム)を組み合わせるなど、車椅子使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた者等だれでもが利用できる旨を表示する。 ○ トイレの表示は、誰でも使用できるような「多機能」「多目的」等の名称ではなく、当該トイレの設備や機能をピクトグラム等のみで表示する。 - なお、トイレの場所等を表示する際に、名称がないと支障が生じる場合には、トイレの名称に加えてピクトグラム等を併せて表示する。 ● 建築物に案内所が設けられていないときは、高齢者、障害者等を誘導するために、建築物内の案内板に車椅子使用者用便房又はだれでもトイレの位置を表示する。	→「⑭標識」参照
その他の注意事項	● 車椅子使用者の手の届く高さに手荷物棚又はフックを設置する。ただし、人がぶつからないように配慮すること。また、仮に当たっても怪我をしにくい丸みを帯びているものとする。 ● 便器横の手すりより洗面器等の設備機器が前に出ていると、便器正面への車椅子の寄り付けが困難となるため、注意する。洗面器等の設備機器は、便器の前方及び側面に車椅子を寄り付け、便器に移乗するために必要なスペースを確保して設置する。また、便房内に十分なスペースが確保されない場合には、小さめの洗面器又は手洗器を設置する。	→「⑮案内設備」参照

	● 洗面器下部に車椅子使用者の膝が入るスペースを確保する。 ● 吐水口の位置は、車椅子使用者が利用しやすい位置に設ける。 ● 照明スイッチ、扉の開閉ボタン、扉の取っ手は、車椅子使用者の利用を考慮し、操作しやすい位置に設ける。 ● 洗面器のほかに手洗器を設ける場合は、便器に腰掛けたままで利用できる位置に設け、水栓水洗器具はレバー式など操作が容易なものとする。 ● 洗浄装置、ペーパーホルダー、非常用の呼出しボタンの配置はJIS S 0026 に準ずる。また、非常用の呼出しボタンを設ける場合は、床に転倒した際にも手が届く位置にも設けるか、ひもでも操作できるものとする。 ● 洗浄装置の基本はボタン式とする。また、自動洗浄式や感知式を設ける場合は、ボタン式を併設する。 ● 使用中の表示は施錠と連動させ、目につきやすい位置に設ける。	→【図 8.47】参照 →【図 8.46】参照
--	--	---------------------------------------

◆水洗器具

水洗器具	● 水洗器具とは、オストメイト（人工肛門、人工膀胱保持者）の利用に配慮して、パウチ（排泄物をためておく袋）や汚れた物、しびん等を洗浄するための汚物流し（洗浄装置・水栓を含む）をいう。 ● 便器に水栓をつけたもの（簡易型水洗器具）は利用しやすいものとはいえないため、専用の汚物流し台の設置スペースが取れないような既存便所の改修等の際など構造上やむを得ない場合に設置する。 ● オストメイト用汚物流しを設けた便房のある便所の出入口及び当該便房の戸には、オストメイトが利用できる設備を備えていることが分かる標識を設ける。 ● ペーパーホルダーを設置する。	→【図 8.48】 【図 8.49】参照 →「14標識」参照
------	---	---

◆ベビーチェア・ベビーベッド

ベビーチェア	● 「18子育て支援環境の整備」を参照。	
ベビーベッド	● 「18子育て支援環境の整備」を参照。	

◆一般便所

大便器 (床面)	○ 便所は床面を水洗いするために、入口に段差が生じることが多いが、高齢者、障害者等の通行に際して支障とならないよう、すりつけ又は傾斜路を設ける。	
(構造)	○ 高齢者などの下肢機能が低下している者にとって、和式便器の利用は困難を伴うため、腰掛式のものを設ける。	
(手すり)	○ 便房内の手すりは高齢者などの下肢機能が低下している者の立ち上がりを補助したり、用便中の姿勢を安定させるのに有効である。手すりのつかみやすい位置は個人差があるので、できるだけ長いものや L 型手すりをつけると多くの利用者の要求を満たすことができる。	→【図 8.410】参照
小便器 (構造)	● 男子用小便器のうち 1 以上は、小児等の利用に配慮し、床置き式又は壁掛式とし、受け口の高さが 35cm 以下のものとする。なお、床等の清掃性を配慮する。 ○ 手すり付小便器は、便所の出入口から最も近い位置に設ける。	→【図 8.411】参照
(手すり)	○ 小便器の手すりは胸を支点にしてよりかかりながら用を足すためのものである。こ	→【図 8.411】参

	の場合は腰を後ろに引くような姿勢となるので、小便器の上端手前部分と手すりの中心位置を合わせて取りつけることとし、高さは120cm程度とする。横の手すりはつかまりながら用を足すためのものであり、間隔60cm程度、高さは80～90cm程度とする。	照
その他の 注意事項	○ 男女別の標示、便所の位置等を分かりやすく表示する。また、男女別の標示はJIS Z 8210を適用する。	→「④標識」参照

■望ましい整備

◆便所全体

配置	◎ 整備基準により設置した便房及び設備とは別に、車椅子使用者用便房又は簡易型車椅子使用者用便房、オストメイト用汚物流し又は簡易型水洗器具を設けた便房を設置する。また、ベビーチェア、ベビーベッドを複数設置する。	
表示・誘導	◎ 案内板等に、便所の位置及び男女の別を表示するとともに、点字等による表示を行う。 ◎ 同一建築物内においては便所の位置・男女の位置が統一されていると分かりやすい。 ◎ 便所内部の配置を、出入口付近の外部に表示する。さらに、視覚障害者に配慮して点字等による表示や触知案内図の設置を行う。 ◎ 使用中の場合を考慮して、他の階や場所にある便所とその個別機能を表示する。 ◎ 視覚障害者は車椅子使用者用便房、だれでもトイレ以外の便所に誘導する。 ◎ 便房内の便器や設備・ボタンの位置を案内する音声案内装置を設置する。	→【図8.12】参照
戸	◎ 外開き戸の場合、開閉操作が円滑に行うことができるよう、扉に補助取っ手を設ける。 ◎ 内開き戸の場合、緊急時に戸を外せるものとする。 ◎ 便房の戸は、使用時以外は開いていることが望ましい。 ◎ 弱視者（ロービジョン）、色覚多様性等の利用者に配慮し、便房の戸には、使用中か否かを大きく分かりやすく、文字で表示する。 ◎ 手動式引き戸の場合には、戸の開閉方法を矢印等で表示する。	
紙巻き器・ ボタン	◎ 新設等の場合には、洗浄装置等のボタン等の形状・設置場所は、JIS S 0026に準ずる。 ◎ 同一建築物内では、洗浄装置等の使用方法やボタン等の形状・設置場所を統一する。 ◎ ボタンは手指に障害のある人（巧緻運動障害等）でも押しやすい等、操作性に配慮する。 ◎ 紙巻き器は手指に障害のある人（巧緻運動障害等）でも操作しやすいよう、片手で紙が切れる等、操作性に配慮する。	→JIS S 0026 資-107 参照
大型介助用 ベッド	◎ 建築物の用途及び規模に応じて、車椅子使用者用便房のうち1以上を大型介助用ベッド付き便房とするし、異性による介助・同伴利用等に配慮し男女が共用できる位置に設ける。 ◎ 介助によって、着替え、おむつ交換、排泄などを行う際に使用される大型介助用ベッドを設置する際には、介助者の動きを考慮し、十分なスペースをとるようにする。 ◎ 大型介助用ベッドには、転落の危険がある旨の表示をして注意喚起をする等の転	→【図8.13】参照

	落防止策を講ずる。 ◎ 大型介助用ベッドの寸法の検討に際しては、施設を利用する障害者等のニーズを踏まえて決定する。 ◎ 大型介助用ベッドを設置する際には、車椅子使用者の利用に支障がないよう配置を工夫する。 ◎ 折畳み式ベッドを設置する場合には、車椅子に座ったままでも畳める構造、位置とする。 ◎ 戸の開閉や施錠の操作が円滑に行えるよう、戸の付近には介助用ベッドを設けない。 ◎ 緊急時において、折畳み式介助用ベッド等を使用している状態でも人の出入りができるよう、介助用ベッドの位置と出入口の位置関係に配慮する。	
警報装置	◎ 緊急事態の情報を音声及び光によって提供できる設備（フラッシュライト等）を備える。 ◎ フラッシュライト等は、便房の扉を閉じた状態で、全ての便房内からその点滅が十分識別できる位置に設置するとともに、その点滅が緊急事態を表す旨を便所内に表示する。	→「光警報装置の設置に係るガイドラインの策定について」（平成28年9月6日付け消防予第264号）参照
男女共用トイレ	◎ 視覚・知的・発達障害者や高齢者等への異性による介助・同伴利用等に配慮し、男女共用の便所・便房を設ける。また、男女共用トイレが整備されることにより、性的マイノリティの方も利用できる。 ◎ 男女が共用利用できる便房を設ける際は、男女共用であることを、文字や図記号等により、分かりやすく示す。 ◎ 男女共用トイレには、汚物入れを設置する。	
その他の注意事項	◎ 便座は、温水洗浄便座とする。 ◎ 便座には背もたれを設置する。 ◎ 大規模な劇場、競技場等の便所は、興行の内容に応じて男女別の便房数の変更が可能な計画（仮設便所の設置も含む。）とするよう配慮する。なお、当該便所の計画の際は、建築基準法における必要な手続き等を確認する。 ◎ 発達障害等による感覚過敏への配慮として、十分な換気等による臭気等の対策や、音や光について可能な限り低刺激である設備機器の採用を行う。 ◎ 便房の近くには、介助者が待つためのベンチ等を設ける。 ◎ 乳幼児設備を有する便房は、ベビーカーとともに入ることの可能なゆとりある広さとする。	

◆車椅子使用者用便房 ~~だれでもトイレ~~

設置数	◎ 車椅子使用者用便房 又はだれでもトイレ を、各階に 1 以上設置する。 ◎ 便所が設けられている階の車椅子使用者用便房 又はだれでもトイレ の数は、当該階の便房の総数が 200 以下の場合には便房総数の 1/50 を乗じて得た数以上、当該階の便房の総数が 200 を超える場合は便房総数の 1/100 を乗じて得た数に 2 を加えた数以上とする。	
戸	◎ 手動式の戸の握り手は棒状のものとし、自動的に戻らないタイプとする。 ◎ 大きなレバーとする等、指の不自由な人でも容易に施錠できるものとし、非常の場合を考慮して、外部から解錠できるものとする。 ◎ 電気施錠とし、使用中ランプ、扉の開閉を連動させる。	

	◎ 戸の開閉ボタンと照明等との連動は、特に介助者が外に出て閉ボタンを押す場合等に消灯しないような配慮も必要となる。 ◎ 開閉ボタンは、手かざしセンサー式を避け、操作しやすい押しボタン式とする。 ◎ 視覚障害者等の利用に配慮し、施錠を示す色等に配慮する。	
便器	◎ 車椅子のフットサポートのあたりにくい便器とする。	
スペース	◎ 便器の前方に 120cm 以上、側面に 70cm 以上の空間を確保して、衛生機器等を設置する。	
簡易型車椅子使用者用便房	◎ 車椅子使用者用便房、だれでもトイレとして設けた便房とは別に、一般便所の中に簡易型車椅子使用者用便房を設ける場合は、当該便房までのアクセスに支障のない空間を確保し、当該便房出入口の戸は引き戸を原則とする。 直進又は側方進入の場合：幅 130cm 以上、奥行きは 200cm 以上 側方進入の場合：幅 150cm、奥行きは 180cm 以上 ◎ 壁の隅に出入口がある場合には、車椅子使用者が戸や取っ手に近寄ることが困難な場合もあり、限られたスペースにおいて車椅子使用者が利用可能なよう、出入口の位置や戸の形式、取っ手の位置や形状、錠の位置等の工夫を行う。	→【図 8.34】参照
その他の注意事項	◎ 一般より大きい汚物入れを設ける。 ◎ 大型の電動車椅子等が回転できない場合に後進で退出することを配慮し、後方確認用の鏡を設置する。 ◎ トイレの利用形態は、障害によって多種多様である。このため、車椅子使用者用便房、だれでもトイレを複数設ける場合には、便房内の設備やレイアウトを変え、できるだけ多くの人の利用が可能となるよう配慮する。 ◎ 複数設置する場合は、設備のレイアウトを左右対称にし、便器へのアクセスを右側・左側からのどちらでも選択できるようにする。 ◎ 介助者がトイレを一時退出する際に、トイレの外から利用者が見えることのないよう、戸の内側にカーテンを設置するなど配慮する。 ◎ 確認ランプ付呼出し装置、廊下標示ランプ、事務所警報盤を設ける。 ◎ 温水洗浄便座の操作ボタンは、前方から移乗する場合に配慮し、便座横の操作ボックスではなく、壁付けとする。	→【図 8.34】参照

◆水洗器具

水洗器具	◎ 汚物流しは、腹部の洗浄のため温水が出るようにする。 ◎ オストメイト用設備を設けた便房の鏡は、全身を映すことができるものとする。 ◎ 手荷物等をかけるフック、手荷物置き場、パウチ等の廃棄等のための汚物入れ、着替え台を設置する。 ◎ 腹部等を洗浄しやすいよう水栓はハンドシャワー型とする。 ◎ 手洗い用の石けん、ペーパータオル又はハンドドライヤーを設置する。 ◎ オストメイト用設備をより多く整備するため、オストメイト用汚物流しを複数設ける。また、複数設置するスペースをとれない場合には、オストメイト用汚物流しを設けた便房以外に、オストメイト用簡易型水洗器具を設置した便房を設ける。 ◎ 各種設備機器については、開発途上のものもあり、今後技術革新や製品開発の進捗によって適宜導入を図る。	→【図 8.15】参照
------	--	-------------

◆一般便所

戸	◎ 一般便所の出入口には原則として戸は設けない。 ◎ 車椅子使用者用便房、だれでもトイレを設置していない一般便所においても、戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	
便器	◎ 男女とも、各便所に 1 以上の車椅子使用者も利用可能な腰掛便座を設け、着座や立ち上がり等のための手すりを設置して、便房扉は外開き戸又は引き戸等とする。	
手すり	◎ 和洋式を問わず、全ての便房に L 型手すりなどの使用しやすい手すりを設置する。	
呼出しボタン	◎ 非常用の呼出しボタンには、点字による表示を行う。 ◎ 便座及び車椅子に座った状態から、手の届く位置に設ける。また、床に転倒したときにも届くよう側壁面の低い位置にも設ける。	
洗面・ 水洗水栓 金具	◎ 水洗水栓金具はレバー式、光感知式等簡単に操作できるものとする。 ◎ 車椅子使用者が利用できるよう洗面器下部に車椅子使用者の膝が入るスペースを確保する。 ◎ 吐水口の位置は、車椅子使用者が利用しやすい位置に設ける。 ◎ 鏡は、洗面器上端部にできる限り近い位置を鏡の下端とし、上方へ 100cm 以上の高さで設置する。 ◎ 1 以上の洗面器には、杖使用者等が立位を保つことができるよう、手すりを設ける。 ◎ 手すりを設けた洗面器は、便所の出入口から最も近い位置に設ける。 ◎ 子ども等の利用の際に吐水口まで手が届きやすいよう、高さ 55cm 程度、奥行き 45cm 以内、洗面台の端部から吐水口まで 30cm 以内の洗面器も設ける。	
設備・備品等	◎ 小便器や洗面器の脇には、杖や傘等を立てかけるくぼみ、又はフックを設ける。	
その他の 注意事項	◎ 一般用便所は、車椅子使用者用便房、だれでもトイレに近接した位置に設ける。 ◎ トイレの出入口位置を知らせるための視覚障害者誘導用ブロックを適切に配置するとともに、音声や点字により男女別位置等を案内する。 ◎ 洗浄装置、ペーパーホルダー、非常用の呼出しボタンの配置は JIS S 0026 に準ずる。 ◎ 洗浄装置の基本はボタン式とする。また、自動洗浄式や感知式を設ける場合は、ボタン式を併設する。	

◆ソフト面の工夫

	◎ 「だれでもトイレ車椅子使用者用便房しか利用できない人がいるため、だれでもトイレ車椅子使用者用便房の利用に当たっては優先される人がいる」ということについて、使用ルールの明示や普及啓発等を行う。 ※記載例 「一般トイレを利用できる方が、だれでもトイレ車椅子使用者用対応トイレを長時間利用することは控えましょう。」	
--	--	--

－ニーズと対応した便所・便房と設備の組み合わせ（●：遵守基準、○：努力基準、◎：望ましい整備）－

区分	車椅子使用者用便房			オスト メイト 対応	乳幼児 対応	男女 共用
	十分な空間の確保	介助用 ベッド付き	出入口幅			
2,000 ㎡以上の 建築物	● 直径 180cm の内接円、 かつ便房の内法 200cm 以上×200cm 以上 ※2・3	◎ ※2	●○ 85cm 以上 ◎ 90cm 以上	●○	●○	◎
2,000 ㎡未満の 建築物	● 直径 150cm の内接円、 かつ便房の内法 200cm 以上×200cm 以上 ※2・3・4	◎ ※2	●○ 85cm 以上 ◎ 90cm 以上	●○	●○	◎
200 ㎡未満の 建築物 (小規模建築物 の基準)	● 便房の内法 200cm 以上×200cm 以上 ※2・4・5	—	● 80cm 以上 ○ 85cm 以上	○	○	—

※1 視覚・知的・発達障害者や高齢者等への異性による介助・同伴利用等に配慮し、男女共用の便所・便房を設けることが望ましい。また、男女共用トイレが整備されることにより、性的マイノリティの方も利用できる。

※2 車椅子使用者用便房のうち1以上

※3 ライニング等（洗面器の背後にある配管収納等）は、内法寸法に含めないことを原則とする。

※4 建築物の延べ床面積の合計が 1,000 ㎡以下の施設で構造上やむを得ない場合等：便房の内法 130cm×200cm（直進及び側方進入）又は、150cm 以上×180cm（側方進入）以上の簡易型車椅子使用者用便房を確保する。

※5 既存建築物の改修等の構造上やむを得ない場合は、内法 120cm×220cm 以上（側方進入）、又は、内法 100cm×180cm 以上（直進進入）のものを設置する。

《コラム》

「多様化するトイレ」

<合理的配慮の具体例>

子どもや高齢者、知的障害・発達障害、認知症のある方々など異性による介助・同伴で利用する場合に、一緒に入れるトイレが少なくて困っているという声があります。また、トランスジェンダーなどの性的マイノリティの中にも、男性用・女性用に分かれたトイレは心理的に入りにくく、トイレの利用を我慢しているなど切実な悩みを抱えている方もいます。

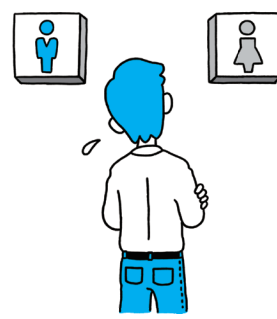
男女別トイレに利用しづらさを感じている方々は、男女共用であることが多い車椅子使用者用便房などを使うこともあるようですが、車椅子使用者など特定の方用のトイレという印象が強く、利用をためらうという意見もあります。車椅子使用者用便房とは別に、だれもが気兼ねなく選択できる男女共用個室トイレ等、施設計画に合わせた新しいトイレの在り方を検討する必要があります。



・異性による介助



・異性による同伴

・性的マイノリティ
(トランスジェンダー)

<おむつ交換台等でのおむつ交換について>

ベビーシート、着替え台、ベビーチェアの3点を設置すると、乳幼児連れの方のトイレ内での多様な行為に対応できます。



・ベビーシート



・着替え台



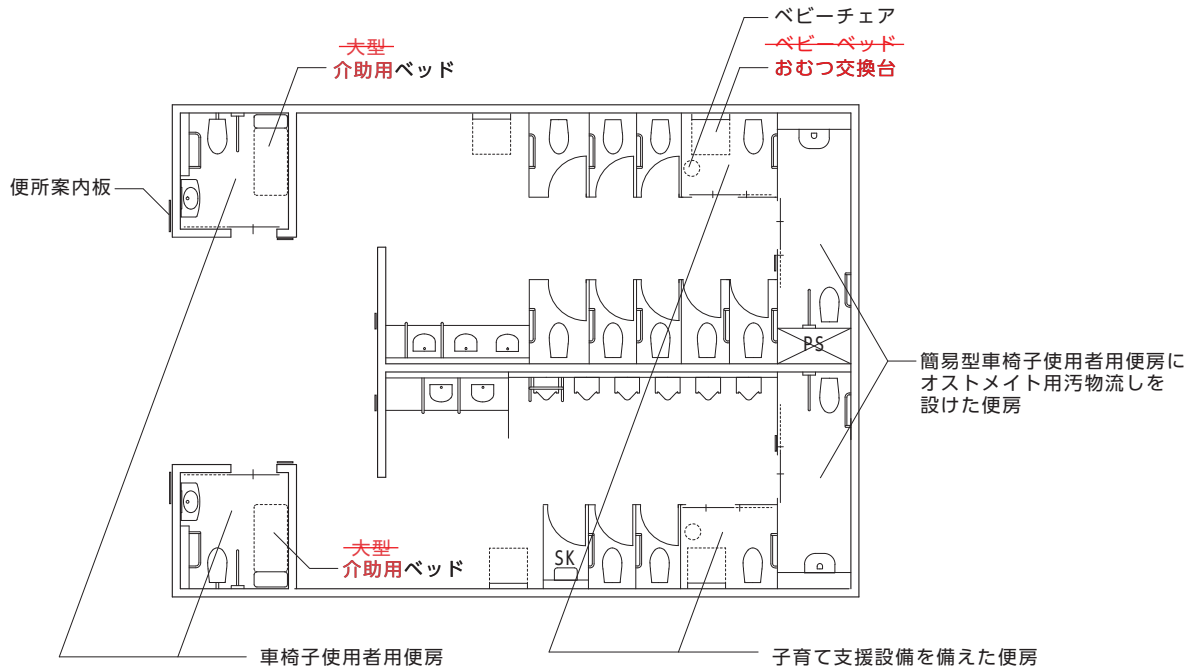
・ベビーチェア

《 参 考 図 》

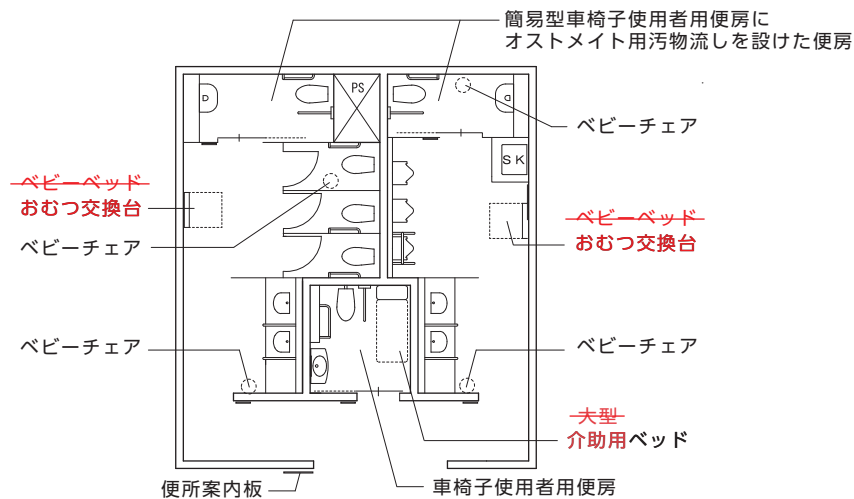
【図8.1】機能分散に配慮した便所の配置例

(1) 車椅子使用者用便房、オストメイト用汚物流し及び子育て支援設備を設けた各便房を分散して設置した例

■多数の車椅子使用者を見込み、複数の車椅子使用者用便房と簡易型車椅子使用者用便房を設置した例



■ベビーベッドおむつ交換台を便房の外におき、便房数を確保した例



■便房設備の表示例



・トイレのピクトグラムは、施設間で異なることにより、利用者が混乱しないように、JIS規格で定められたものとする。

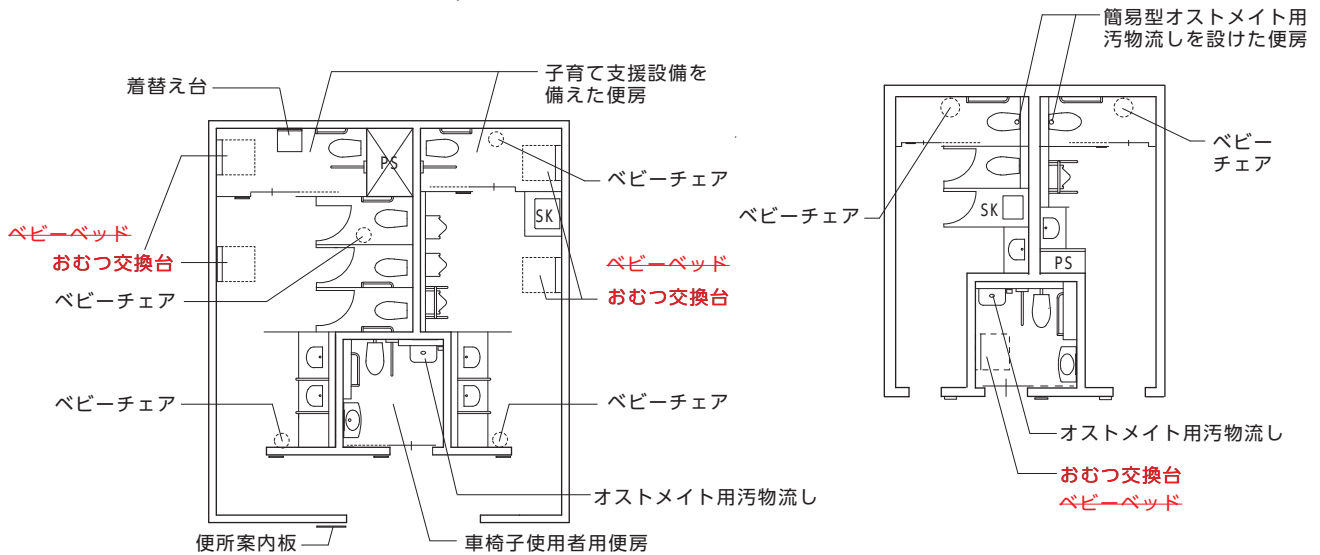
・設備や機能の名称を併記する場合でも、できる限りJIS規格等で統一を図ることが重要である。

《 参 考 図 》

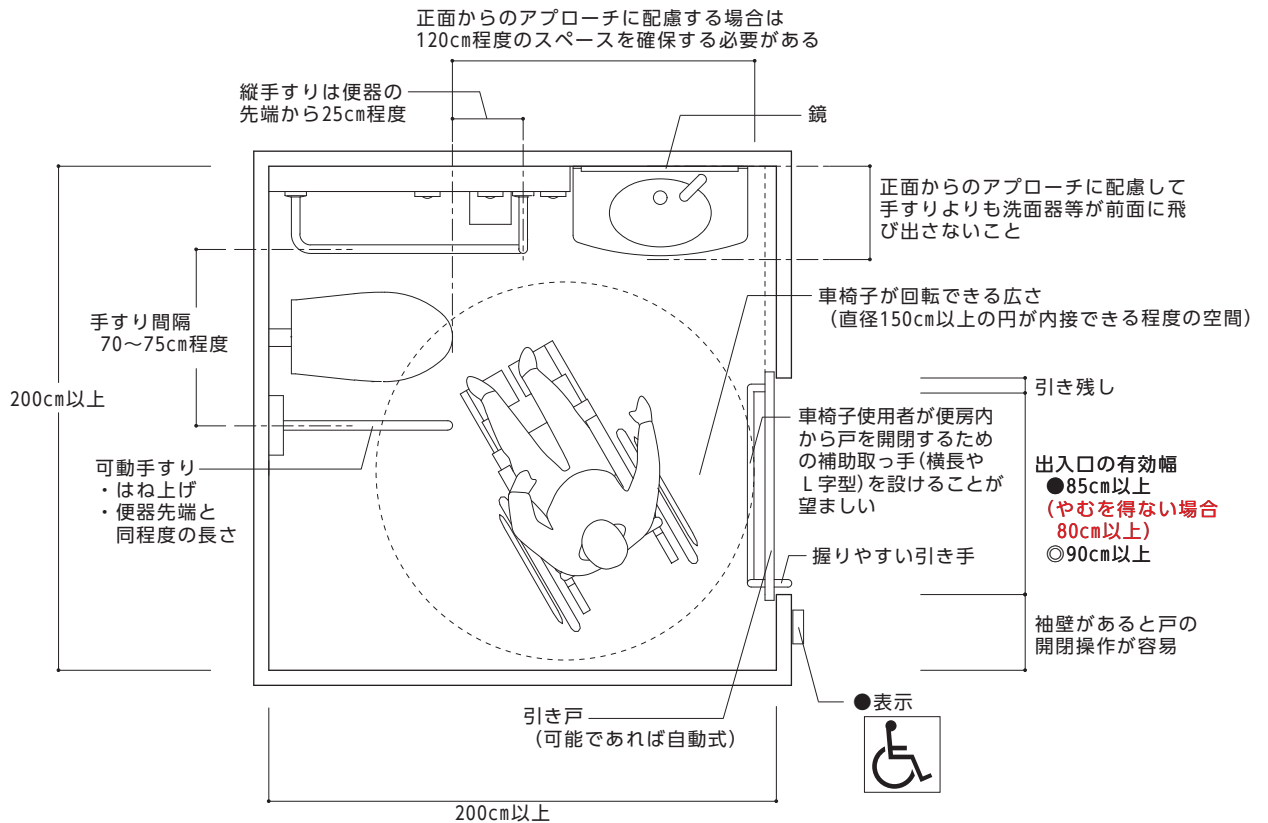
(2) 全ての機能を分散して配置することが困難である場合で、~~多機能~~車椅子使用者用便房に追加して、施設の利用者を考慮した個別の機能を持った便房や簡易型便房を設置した例

~~多機能~~
■車椅子使用者用便房と別に子育て支援設備を設けた便房を設置した例（乳幼児連れの利用者が見込まれる施設では利用集中を避ける）

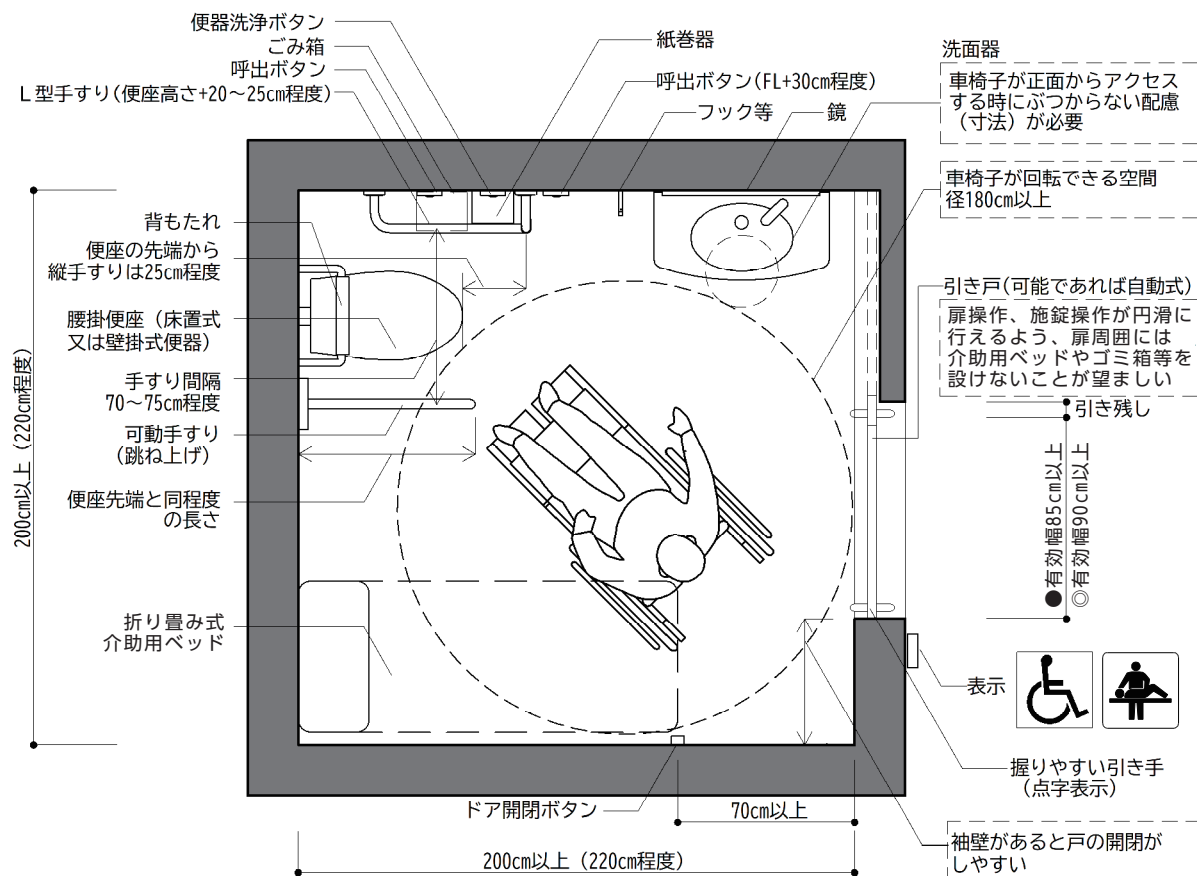
~~多機能~~
■車椅子使用者用便房と別に簡易オストメイト設備を設けた便房を設置した例



【図8.2】車椅子使用者用便房の例（内法200cm×200cm以上の場合）



【図8.3】床面積2,000㎡以上の不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物を建築する場合に設ける車椅子使用者用便房の例



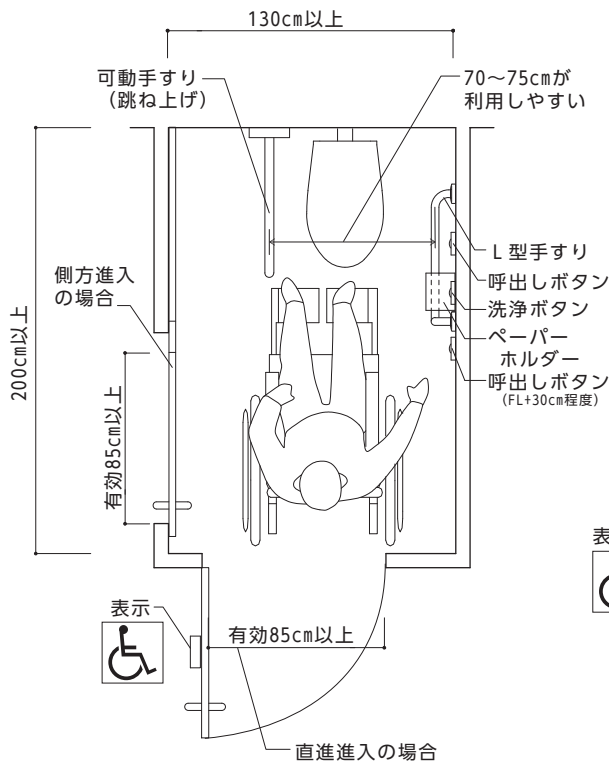
※ 介助用ベッド：折り畳み式介助用ベッド等を設置する場合、畳み忘れであっても、車椅子での出入りが可能となるよう、車椅子に乗ったままでも畳める構造、位置とすることが望ましい。また、次使用する人のために折り畳んでから退室するよう注意喚起を行う。

《 参 考 图 》

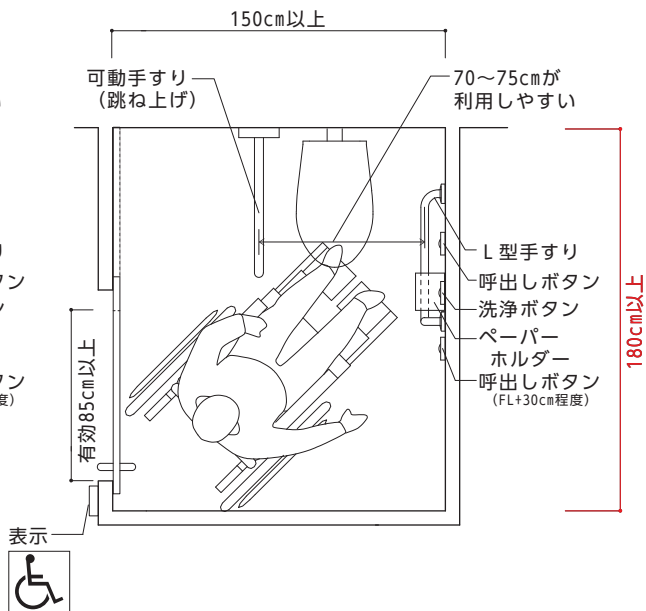
~~【図8.3】~~

【図8.4】簡易型車椅子使用者用便房の例

■直進又は側方進入の場合



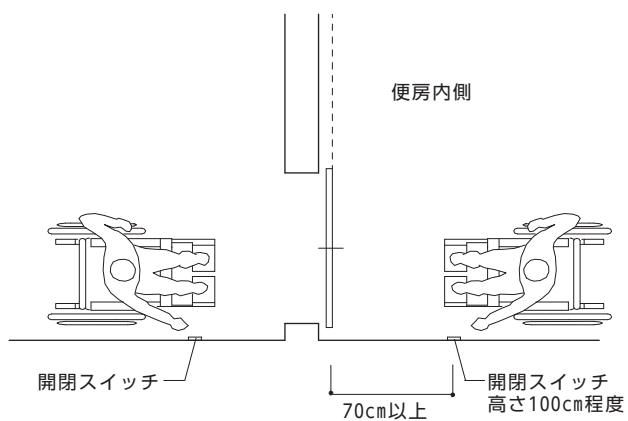
■側方進入の場合



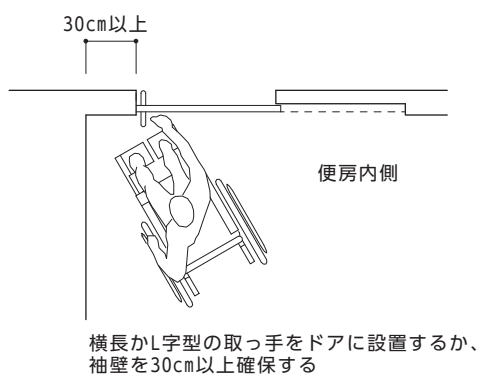
~~【図8.4】~~

【図8.5】 開閉ボタンや扉の取っ手の設置位置

■自動ドア（引き戸）の場合



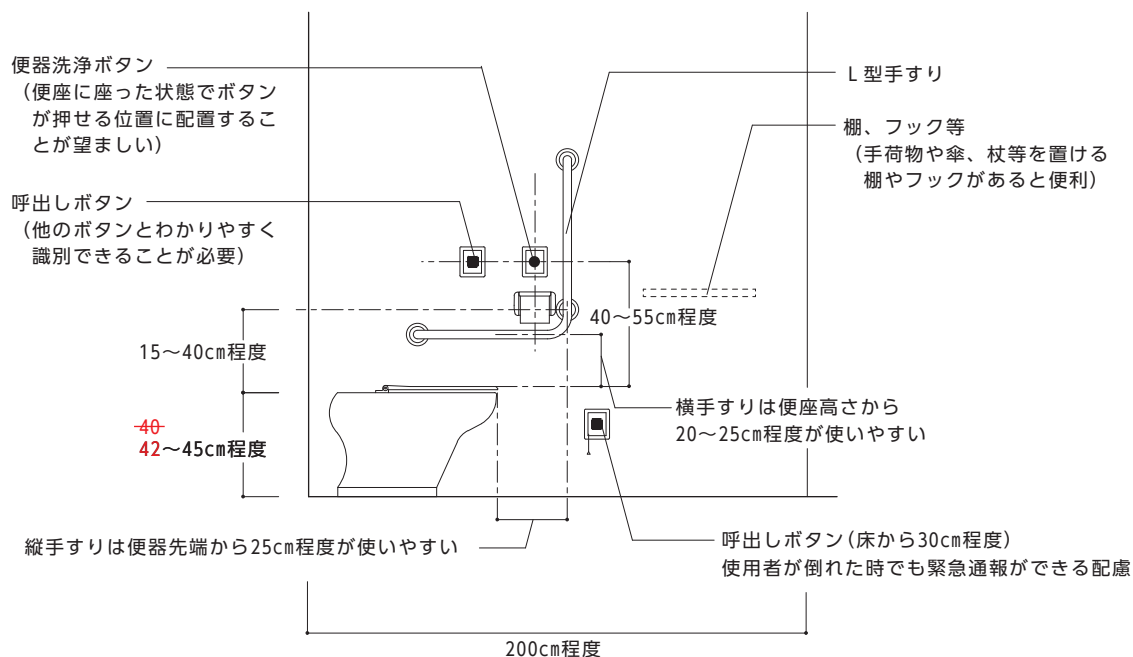
■手動ドア（引き戸）の場合



《 参 考 図 》

【図8.5】

【図8.6】 ボタンの配置例

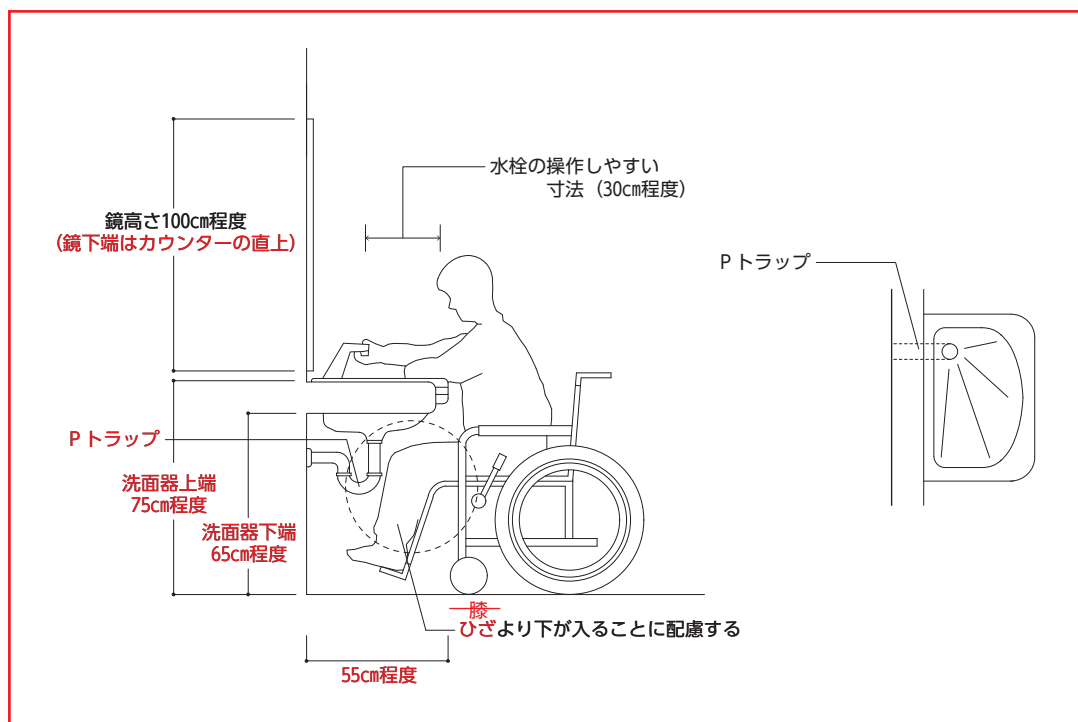


※ペーパーホルダー、便器洗浄ボタン、呼出しボタンはJIS S 0026参照

【図8.6】

【図8.7】 車椅子使用者が利用しやすい洗面台

図変更

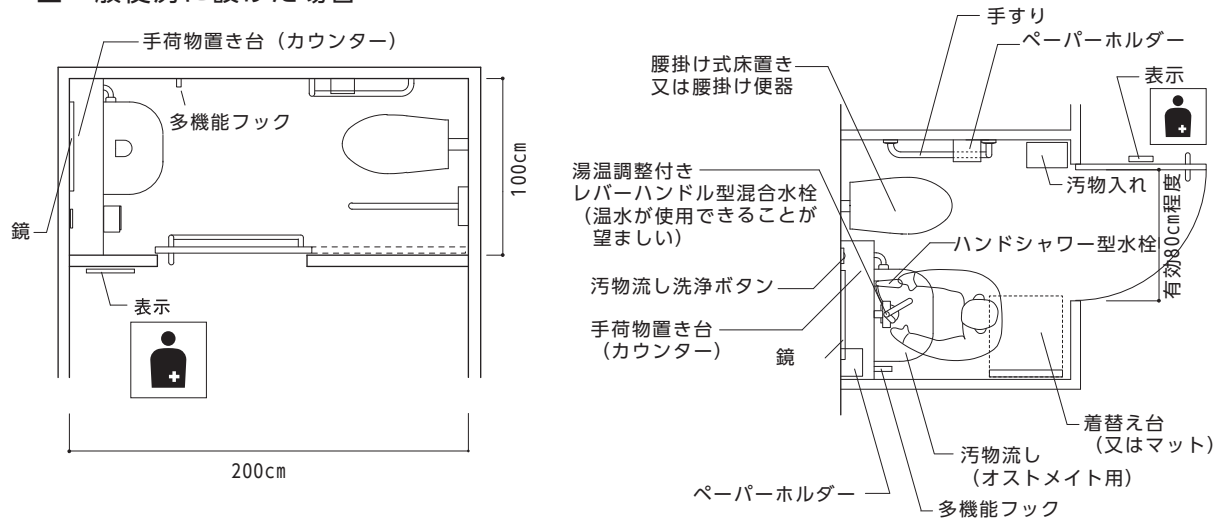


《 参 考 図 》

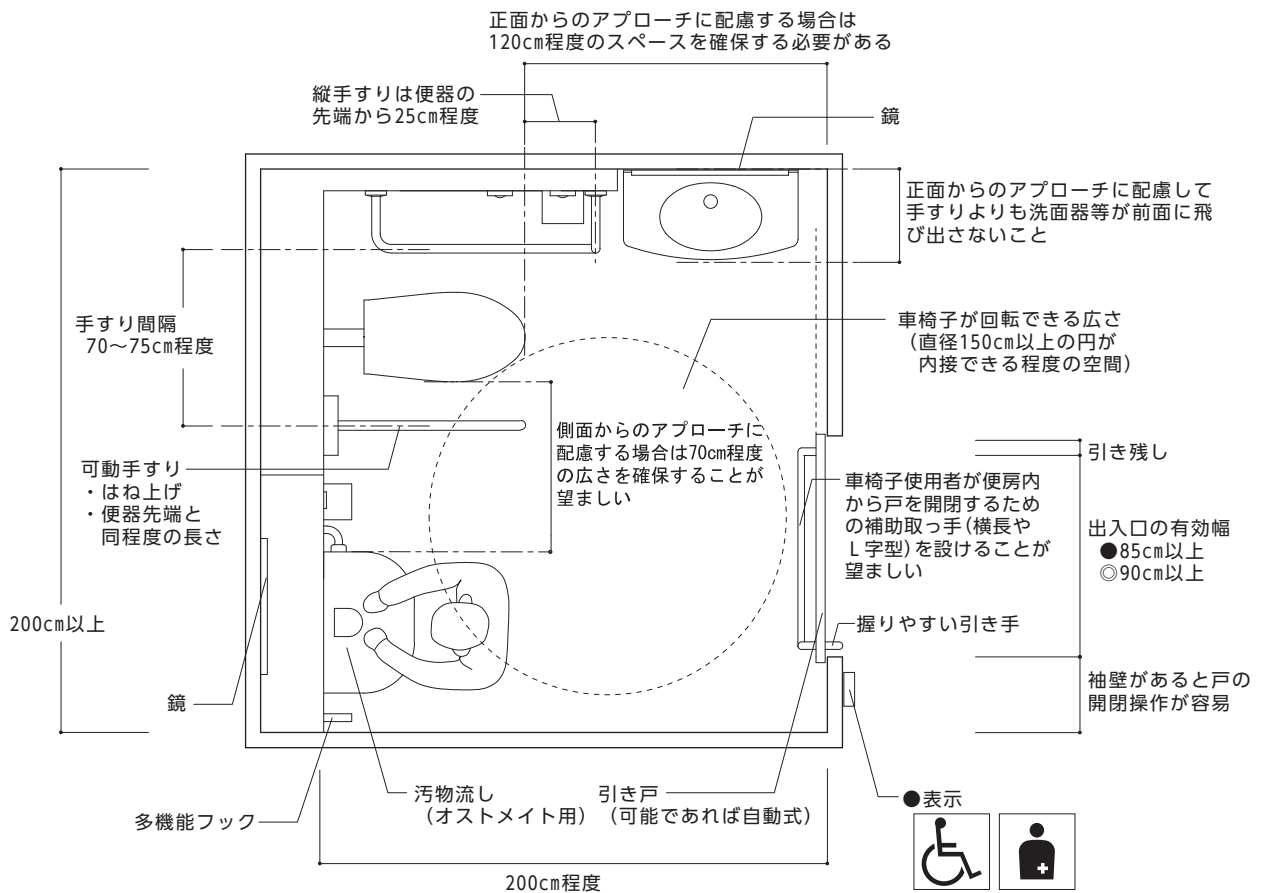
【図8.7】

【図8.8】 オストメイト用汚物流しを設けた例

■一般便房に設けた場合



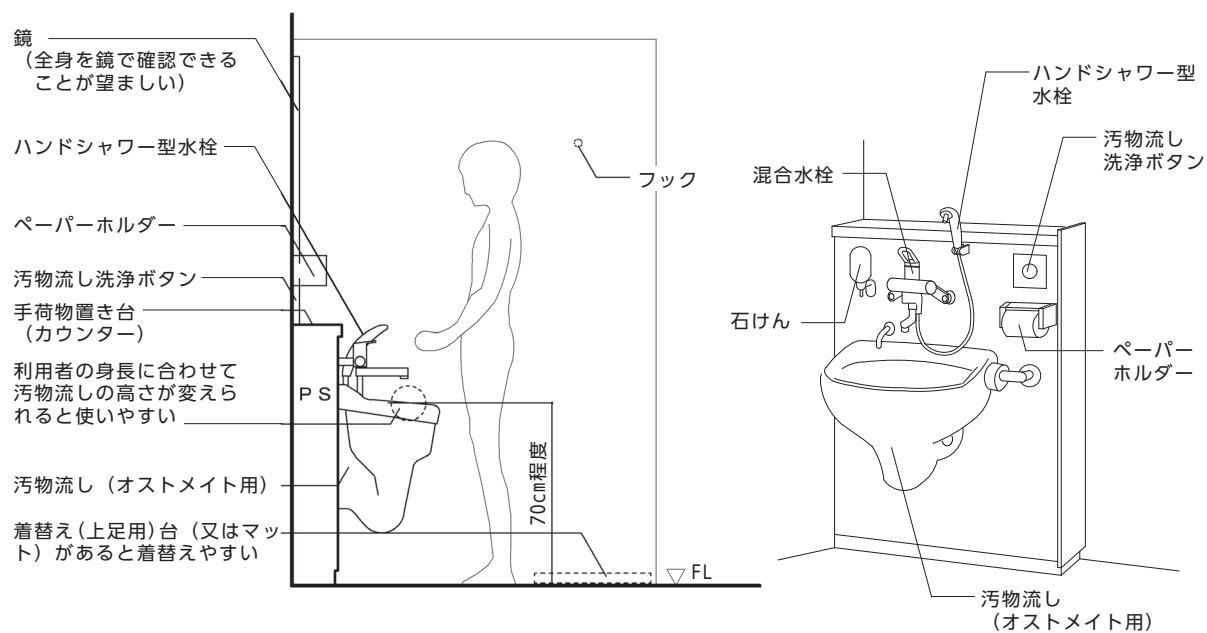
■車椅子使用者用便房に設けた場合



《 参 考 図 》

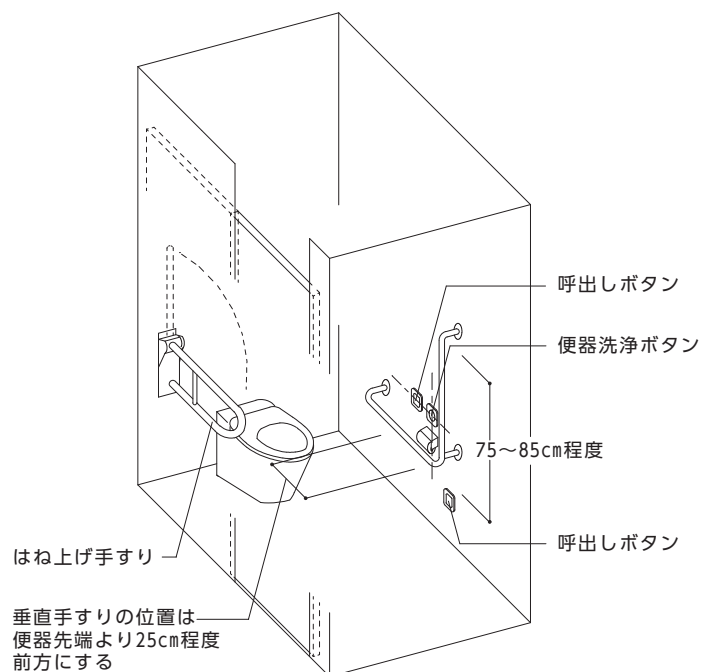
【~~図8.8~~】

【図8.9】 オストメイト用汚物流しの例



【~~図8.9~~】

【図8.10】 大便器の手すりの例



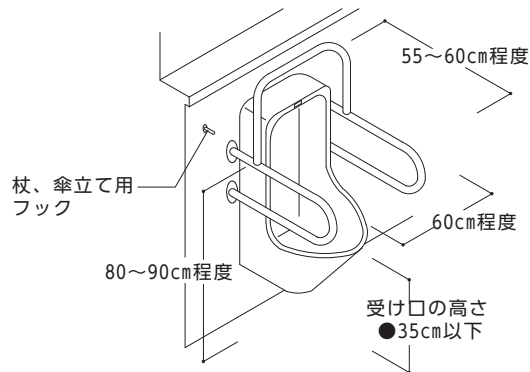
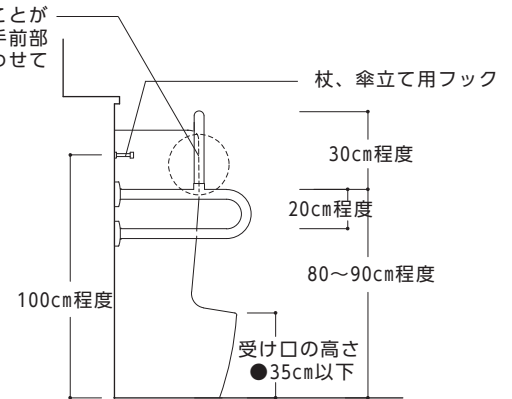
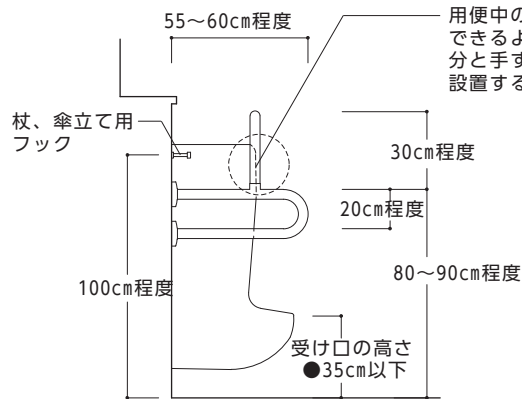
《 参 考 図 》

【~~図8.10~~】

【~~図8.11~~】 小便器の手すりの例

■壁掛式低受け口

■床置き式ストール



【~~図8.11~~】

【~~図8.12~~】 視覚障害者に配慮した便所の案内板の例

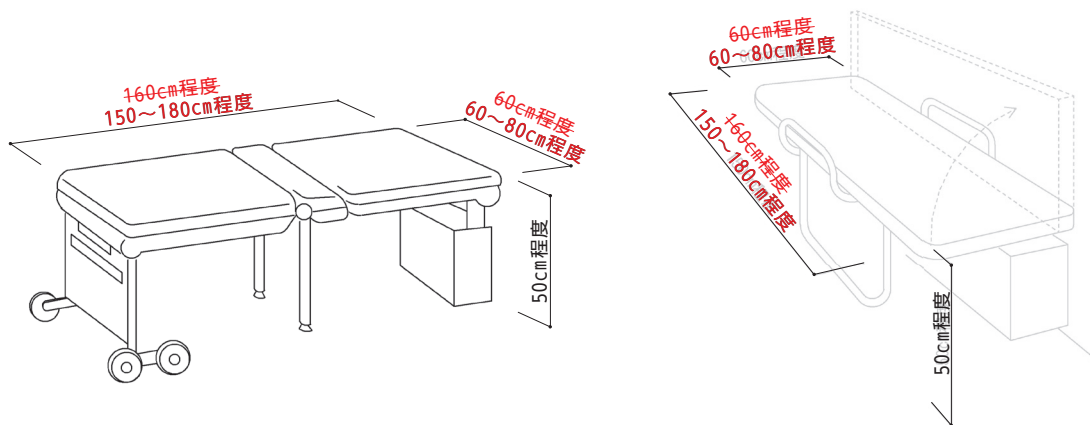


《 参 考 図 》

【図8.12】

大型

【図8.13】 折り畳み式介助用ベッドの例（幼児～大人まで：折り畳み収納型）

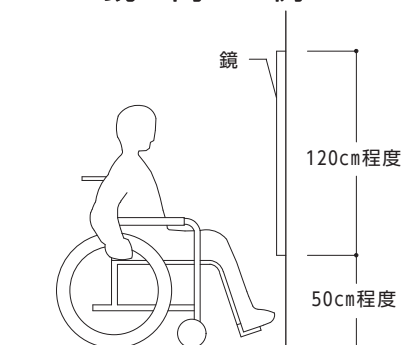


【図8.13】

【写真8.1】 背もたれ

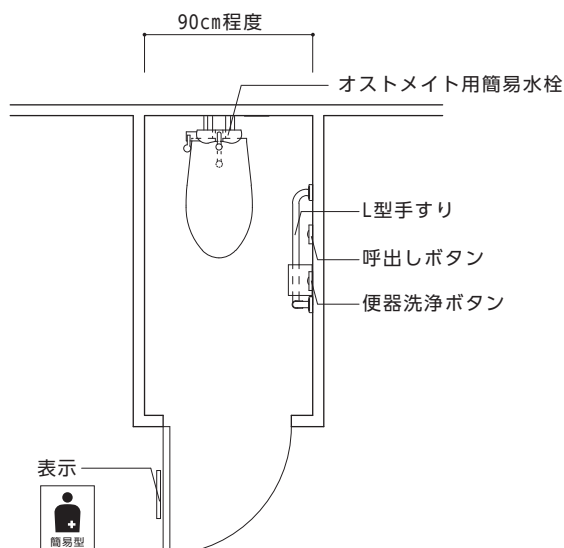


【図8.14】 便房内の身づくろい用鏡の高さの例



【図8.14】

【図8.15】 オストメイト用簡易水栓を設けた例



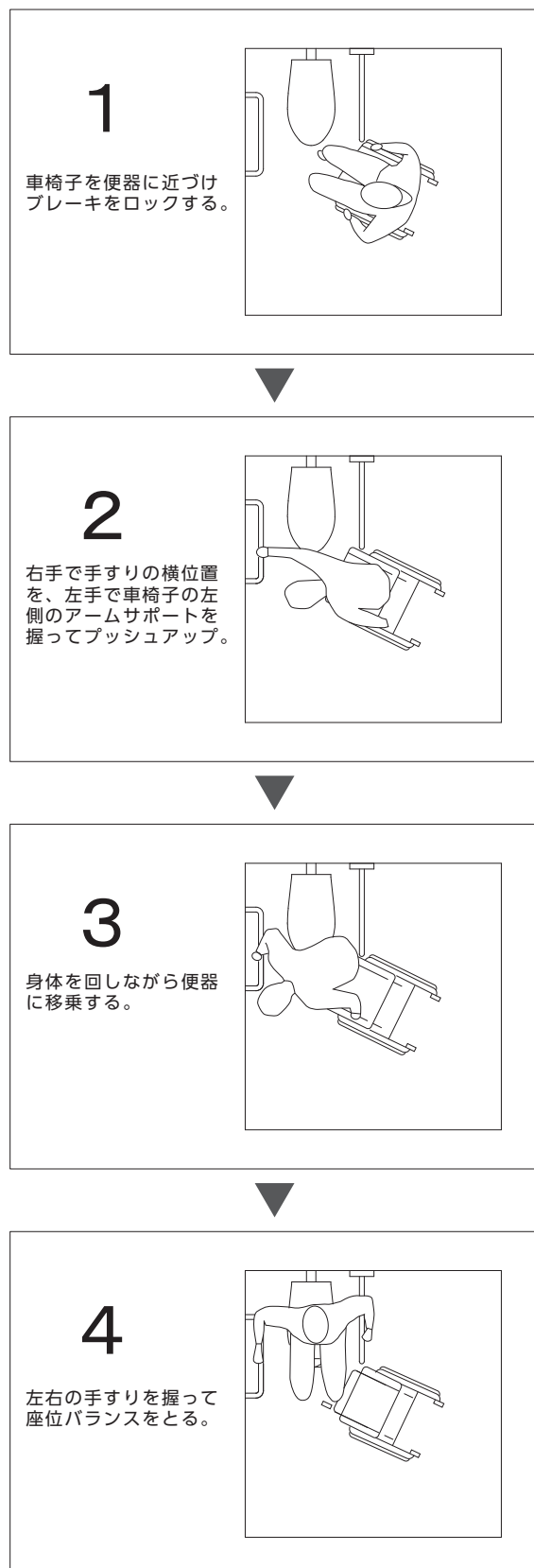
《 参 考 図 》

【~~図8.15~~】

【図8.16】 車椅子による便器へのアプローチの例

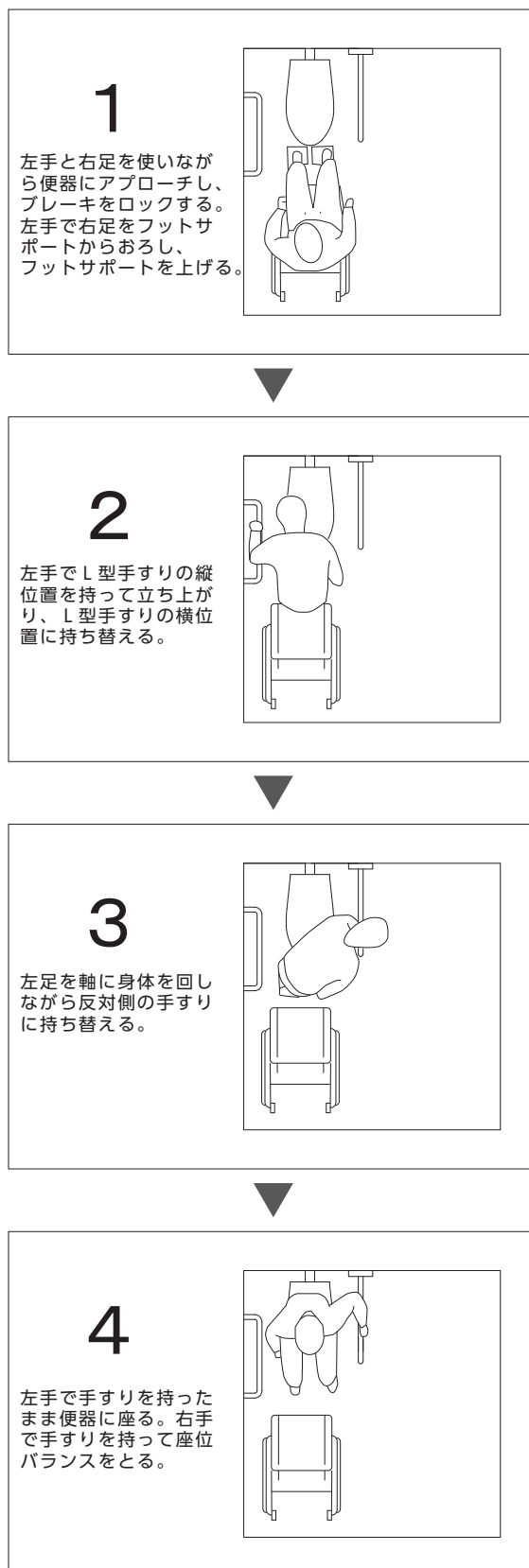
■便器へ斜めからアプローチする例

(腕の力だけで身体を支えることができる人の場合の一例)



■便器へ正面からアプローチする例

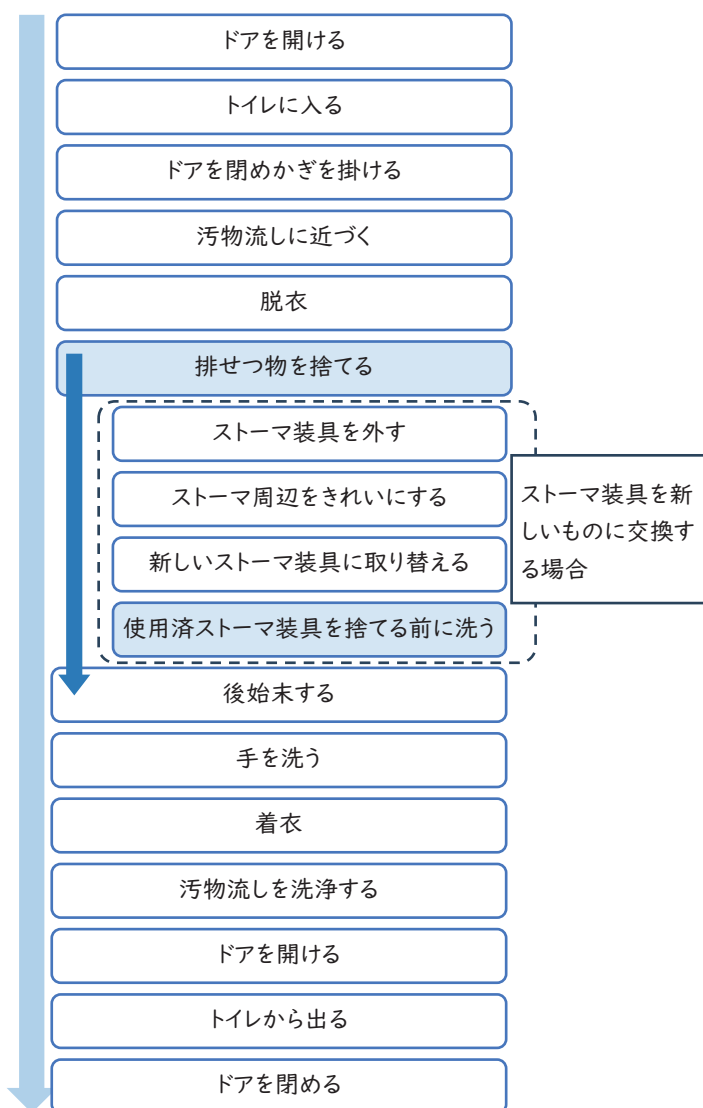
(多少、足に体重をかけることができる人の場合の一例)



《コラム》

「オストメイト対応設備の利用について」

オストメイト（人工肛門・人口ぼうこう保有者）は、排せつ処理のため、次のような行動フローでオストメイト対応設備を利用します。トイレの所要時間は、利用者によって異なりますが、30分～1時間程度の時間がかかる場合があるため、**利用者の集中を避け、いつでも使用できるよう、適切な分散配置や案内標示等に配慮することが望ましいです。**



ストーマ装具（パウチ）にたまった排せつ物を汚物流しに捨てます。



ストーマ装具（パウチ）内の排せつ物を捨てやすい大きさ・形状・高さの汚物流しが必要です。

使用済みのストーマ装具（パウチ）を捨てる前に洗います。



ストーマ装具（パウチ）を洗いやすい水栓が必要です。

資料：多機能トイレへの利用集中の実態把握と今後の方向性について—多様な利用者に配慮したトイレの整備方策に関する調査研究— 第3章オストメイトアンケート調査より（国交省）
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000016.html

⑨浴室又はシャワー室

【基本的考え方】

浴室又はシャワー室は下肢の不自由な障害者が利用できることを最低条件とし、車椅子が横付けできるスペースや、できれば介助者用のスペースを確保するとよい。

■整備基準（規則で定めた基準）

整備基準（遵守基準）	整備基準（努力基準）
(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室等を設ける場合には、床の表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。	(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室又はシャワー室(以下「浴室等」という。)を設ける場合には、床の表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。
(2) (1)の浴室等のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものでなければならない。	(2) 浴室等のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものでなければならない。
ア 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。	ア 同左
イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。	イ 同左
ウ 出入口は、次に掲げるものであること。	ウ 同左
(ア) 幅は、85センチメートル以上とすること。	(ア) 同左
(イ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	(イ) 同左

■整備基準の解説

床面	● 浴槽内や浴室等の床は滑りやすいので、仕上げ材料を工夫する。洗い場は滑りにくい材料とするとともに、石けん水が床面一面に広がらないよう、排水溝や排水口の位置に留意する。 ● 水仕舞との関係を工夫し、出入口から浴槽又はシャワールームまでの床面には、車椅子使用者の通行の支障となる段差を設けない。	→2cm以下の段差は許容
ア 設備	● 「浴槽、シャワー、手すり等」とは、具体的には、浴槽、シャワー、手すりのほかに、※洗水栓金具、非常用の呼出しボタン、車椅子から移乗できる移乗台などが挙げられる。 ● 浴室又はシャワー室は、高齢者や障害者等にとって転倒等の危険性の高い場所であり、障害の種類、程度、介助者の有無等を考慮して、浴室又はシャワー室の形状や設備を計画する必要がある。	→【図9.1】 【図9.2】参照
(浴槽)	● 浴槽のわきに、車椅子から乗り降り、浴槽に移動できるような移乗台を設ける。 ● 移乗台の高さは40cmから45cm程度とし、高さ及び奥行きは、浴槽と同程度とする。	

(手すり)	● 手すりは、浴槽、洗い場又はシャワーブースの周囲に設ける。 ● 水平・垂直の両タイプとする。特に洗い場と浴槽での移動に際して、立ち上がる動作を補助するための垂直タイプの手すりを設ける。	
(シャワー)	● シャワー、水栓金具は座ったまま届く位置に設ける。 ● シャワーはハンドシャワーとし、シャワーヘッドかけを使いやすい位置に上下2箇所設けるか、垂直方向にスライド調整できるものとする。	
(水 洗水栓金具)	● 水栓金具は、温水の混合操作を容易にするため、自動温度調節器(サーモスタット)の付いたレバー式など、簡単に操作できるものとする。	
(呼出しボタン)	● 非常用の呼出しボタンを設ける場合は、洗場及び浴槽から手の届く位置にループやひもをつける。	
イ スペース	● 車椅子使用者が円滑に利用できるよう、車椅子が回転できる広さ(直径150cm以上の円が内接できる程度の空間)を確保する(内接する円は、車椅子のフットサポート高での動きを配慮しているため、洗面器、手すり等の下部を通過できれば、それらと円が交差していてもよい。)	
ウ 出入口 (有効幅)	● 出入口の有効幅は85cm以上とする。	
(戸)	● 開閉動作の難易度からみると、引き戸のほうが開き戸より容易である。一般に推奨されている順位としては、①自動式引き戸、②手動式引き戸の順である。 ● 引き戸は軽い力で開閉できるものとする。 ● 自動式開き戸は、突然に開いたドアに衝突する危険があるので配慮を要する。 ● 車椅子使用者の開閉時の動作を考慮して、袖壁と開閉スペースを確保する。 ● 車椅子使用者が円滑に浴室等に入れるように、戸の前後に段差を設けない。	→【図 9.3】参照

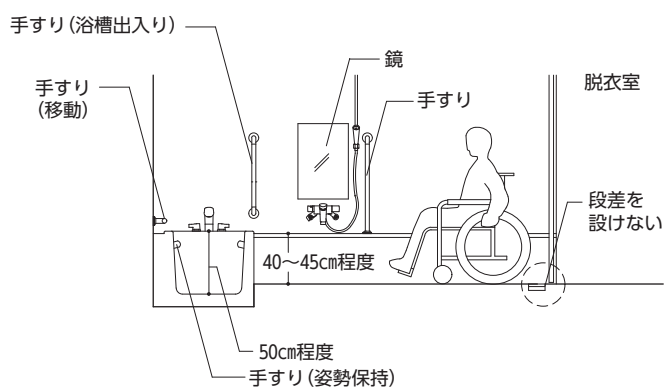
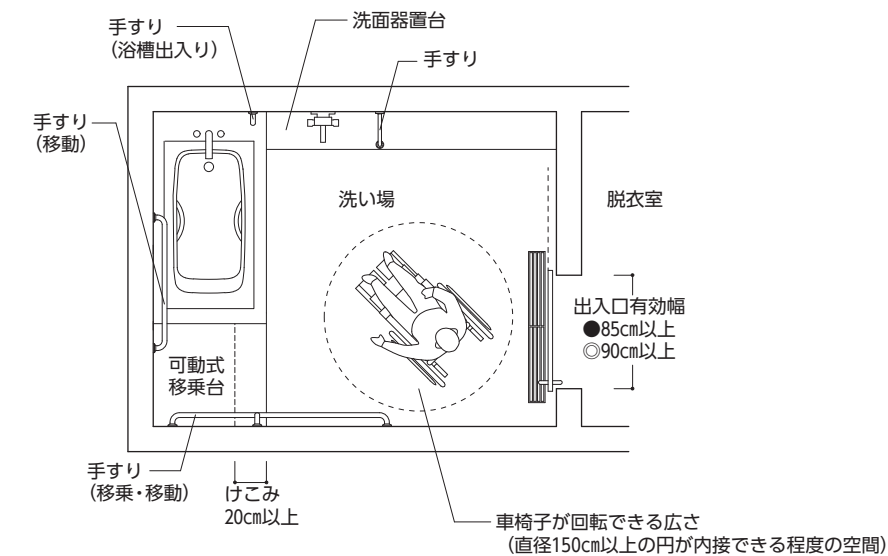
■望ましい整備

	◎ すべて 全ての浴室等を基準に適合させる。	
出入口	◎ 出入口の有効幅は90cm以上とする。 ◎ 出入口前後には、車椅子使用者が直進でき、方向転回できるよう、140cm角以上の水平なスペースを設ける。	
シャワー、手すり等	◎ 必要に応じ、手すりを連続させる。 ◎ 片麻痺等の利用を考慮して両側に設置する。	
スペース	◎ 車椅子で浴槽に接近できるスペースを確保する。 ◎ 浴槽のまわりには三方向から介助できるスペースをとる。	
段差	◎ 水仕舞との関係を工夫し、出入口から、浴槽又はシャワーブースまでの床面には段差を設けない。	
浴室	◎ 浴槽は和洋折衷のものとし、深さは50cm程度とする。	

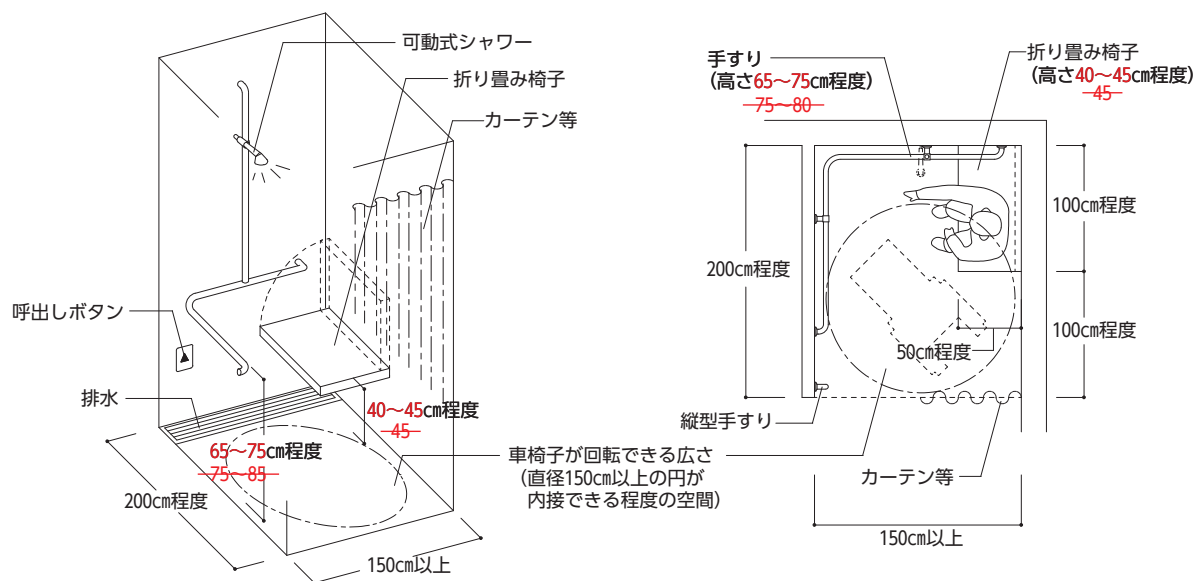
	◎ 個室用の浴槽には、浴槽の縁の１箇所に、車椅子から移乗できる広縁を設ける。 広縁の高さ及び奥行きは、浴槽と同程度とし、幅は 45cm 以上とする。	
シャワー室	◎ 障害者の利用が多い施設ではシャワー用の車椅子を用意する。 ◎ 扉等にガラスを使用する場合、転倒等による事故防止を考慮し、安全ガラスを用いる。	
その他の 注意事項	◎ 床及び壁の仕上げは、転倒や衝突をした場合を考慮し、体を傷つけない仕上げとする。 ◎ 視覚障害者が利用しやすいように、水栓の冷温水の区分や、使用方法は、点字による表示や浮き彫り文字にするとともに、音声による案内を併用する。 ◎ シャンプー・リンス・ボディソープ等の容器は、視覚障害者が手で触れて区別することのできるものを設ける。 ◎ 緊急通報ボタンは、床に転倒したときにも届くよう、側壁面の低い位置にも設ける。	

《 参 考 図 》

【図9.1】 小規模な浴室の例



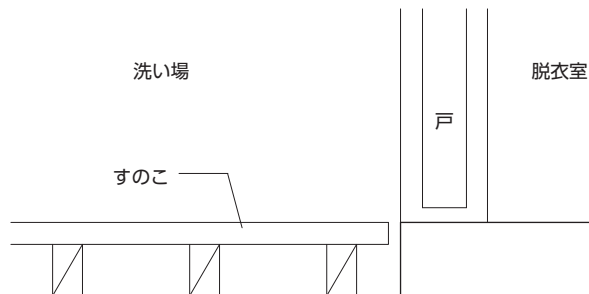
【図9.2】 車椅子使用者ブースの例



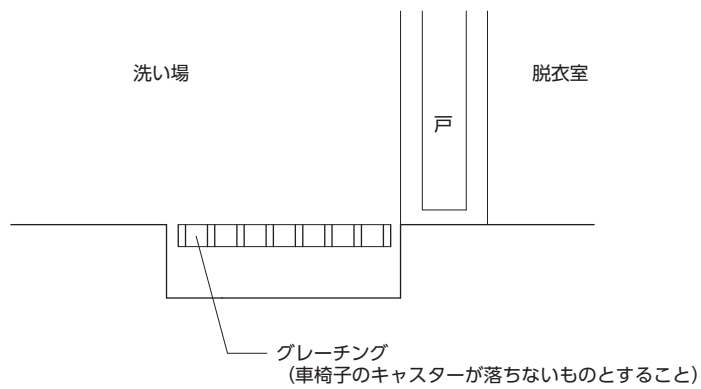
《 参 考 図 》

【図9.3】 出入口の段差解消例

■すのこによる場合



■グレーチングによる場合



⑩宿泊施設の客室

【基本的考え方】

宿泊機能を持つ施設においては、車椅子使用者、視覚障害者などに配慮した客室を設けるとともに、それ以外の客室についても段差解消など高齢者、障害者等の利用に配慮したものとする。

■整備基準（規則で定めた基準）

整備基準（遵守基準）	整備基準（努力基準）
(1) 宿泊施設には、客室の総数が 50 以上の場合は、車椅子使用者用客室を客室の総数に 100 分の 1 を乗じて得た数（その数に 1 未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上設けなければならない。	(1) 宿泊施設には、車椅子使用者用客室を、当該宿泊施設の客室の全客室数が 200 室以下の場合は当該客室数に 50 分の 1 を乗じて得た数（1 未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上、当該宿泊施設の客室の全客室数が 200 室を超える場合は当該客室数に 100 分の 1 を乗じて得た数（1 未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に 2 を加えた数以上設けなければならない。
(2) 車椅子使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。	(2) 同左
ア 便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該車椅子使用者用客室を設ける階に不特定かつ多数の者が利用する便所（車椅子使用者用便房を設けるものに限る。）を 1 以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上）設ける場合は、この限りでない。	ア 便所は、次に掲げるものであること。
—	(ア) 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
(ア) 次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を設けること。	(イ) 同左
i 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。	i 同左
ii 車椅子使用者が円滑に利用することができよう十分な空間が確保されていること。	ii 同左
(イ) 車椅子使用者用便房及び当該便房を設ける便所の出入口は、次に掲げるものであること。	(ウ) 同左
i 幅は、80 センチメートル以上とすること。	i 同左
ii 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	ii 同左
イ 浴室等は、次に掲げるものであること。ただし、当該車椅子使用者用客室を設ける建築物に不特定かつ多数の者が利用する次に掲げる要件に該当する浴室等を 1 以上（男子用及び女子用の区別がある	イ 浴室等は、次に掲げるものであること。ただし、当該車椅子使用者用客室を設ける建築物に不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する次に掲げる要件に該当する浴室

ときは、それぞれ 1 以上)設ける場合は、この限りでない。	等を 1 以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上)設ける場合は、この限りでない。
—	(ア) 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
(ア) 車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして次に掲げる構造であること。	(イ) 同左
i 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。	i 同左
ii 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。	ii 同左
(イ) 出入口は、ア(イ)に掲げるものであること。	(ウ) 出入口は、ア(ウ)に掲げるものであること。
(3) 一般客室は、次に掲げるものでなければならない。	(3) ホテル又は旅館のうち、用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上の施設の一般客室は、次に掲げるものでなければならない。ただし、和室の部分については、この限りでない。
ア 宿泊者特定経路を 1 以上確保すること。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。	—
イ 一般客室(和室の部分を除く。ウ及びエからオまでにおいて同じ。)の出入口の幅は、80 センチメートル以上とすること。	ア 同左
ウ 一般客室内の 1 以上の便所及び 1 以上の浴室等の出入口の幅は、 70 センチメートル以上 75 センチメートル以上(一般客室の床面積(同一の客室内に複数の階を設ける場合における当該一般客室の出入口を設ける階の部分以外の部分の床面積を除く。オにおいて同じ。))が 15 平方メートル未満の場合にあっては、70 センチメートル以上)とすること。	イ 同左
エ 一般客室内(同一の客室内に複数の階を設ける場合は、当該一般客室の出入口を設ける階の部分に限る。)には階段又は段を設けないこと。ただし、次の(ア)から(ウ)までに掲げる場合に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める部分を除く。	ウ 同左
(ア) 同一の客室内に複数の階を設ける場合 当該一般客室の出入口を設ける階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る階段又は段の部分	(ア) 同左
(イ) 勾配が 12 分の 1 を超えない傾斜路を併設する場合 当該傾斜路が併設された階段又は段の部分	(イ) 同左
(ウ) 浴室等の内側に防水上必要な最低限の高低差を設ける場合 当該高低差の部分	(ウ) 同左
オ ウの規定に該当する便所及び浴室等の出入口に	エ イの規定に該当する便所及び浴室等の出入口に

接する通路その他これに類するもの（当該出入口に接して脱衣室、洗面所その他これらに類する場所を設ける場合にあっては、当該出入口を除く 当該場所の１以上の出入口及びこれに接する通路その他これに類するもの）の幅は、１００センチメートル以上（一般客室の床面積が１５平方メートル未満の場合にあっては、８０センチメートル以上）とすること。	接する通路その他これに類するもの（当該出入口に接して脱衣室、洗面所その他これらに類する場所を設ける場合にあっては、当該出入口を除く 当該場所の１以上の出入口及びこれに接する通路その他これに類するもの）の幅は、１００センチメートル以上（一般客室の床面積が１５平方メートル未満の場合にあっては、８０センチメートル以上）とすること。
カ 当該宿泊者特定経路を構成する敷地内の通路が地形の特性によりアの規定によることが困難である場合におけるアの規定の適用については、ア中「宿泊者特定経路」とあるのは、「当該ホテル又は旅館の車寄せ及び車椅子使用者用駐車施設から一般客室までの階段又は段を設けない経路」とする。	—
キ 宿泊者特定経路又はその一部が移動等円滑化経路等若しくはその一部又は十の項(イ)アに定める経路若しくは又はその一部となる場合にあっては、当該宿泊者特定経路又はその一部については、ア及びカの規定は適用しない。	—

■整備基準の解説

◆宿泊施設の客室

車椅子使用者用客室の設置数	● 客室の総数が 50 以上の場合は、車椅子使用者用客室を客室総数の 1% 以上設置する。 ○ 車椅子使用者用客室の数は、次のとおりとする。 全室 200 室以下の場合：全数×1/50 室以上とする。 全室 200 室を超える場合：全数×1/100 室+2 室以上とする。	
---------------	--	--

◆車椅子使用者用客室

客室の出入口	● 車椅子使用者用客室は利用居室であるため、車椅子使用者用客室までの経路は移動等円滑化経路等として整備する。 ● 車椅子使用者用客室は利用居室であるため、出入口の幅有効幅は 85cm 以上とする。 ● 出入口の前後に車椅子が直進でき、転回できる空間を設ける。 ○ すべて全ての客室は利用居室等に該当するため、出入口の幅有効幅は 85cm 以上とする。	→P.2-4 参照 →P.2-4 参照
ア 便所床面	○ 床の表面は滑りにくい仕上げとする。	
車椅子使用者用便房	● 車椅子使用者用客室の便所内に、車椅子使用者用便房を設ける。 ● ただし、車椅子使用者用客室のある階に不特定かつ多数の者が利用する便所	→【図 10.1】 【図 10.2】参照

	(車椅子使用者用便房が設けられているもの)が1以上(男女別の場合はそれぞれ1以上)設けられている場合は、この限りでない。 ○ 車椅子使用者用客室のある階に不特定かつ多数の者が利用する便所(車椅子使用者用便房が設けられているもの)が設けられていても、車椅子使用者用客室の便所内には、車椅子使用者用便房を設ける。	
(構造)	● 車椅子使用者用便房は、車椅子が回転できる広さ(直径150cm以上の円が内接できる程度の空間)又はそれとほぼ同様の動作が可能な広さを確保する。 ● 「⑧便所」の整備基準の解説「車椅子使用者用便房だれでもトイレ」の「手すり」「その他の注意事項」を準用する。	
(出入口の有効幅)	● 車椅子使用者用便房、車椅子使用者用便房が設けられている便所の出入口の有効幅は、80cm以上とする。	
(戸)	● 「⑧便所」の整備基準の解説「車椅子使用者用便房だれでもトイレ」の「戸」を準用する。	
イ 浴室等	● 車椅子使用者用客室の浴室又はシャワー室は、整備基準に適合させる。 ● ただし、建築物内に「⑨浴室又はシャワー室」に掲げた浴室又はシャワー室が1以上(男女別の場合はそれぞれ1以上)設けられているときは、この限りでない。	
(床面)	○ 浴槽内や浴室の床は滑りやすいので、仕上げ材料を工夫する。洗い場は滑りにくい材料とするとともに、石けん水が床面一面に広がらないよう、排水溝や排水口の位置に留意する。	
(構造)	● 浴室等は、車椅子が回転できる広さ(直径150cm以上の円が内接できる程度の空間)又はそれとほぼ同様の動作が可能な広さを確保する。 ● 「⑨浴室又はシャワー室」の整備基準の解説「(1)設備」を準用する。	
(出入口の有効幅)	● 車椅子使用者用客室に設けられる浴室等の出入口の有効幅は、80cm以上とする。	
(戸)	● 「⑨浴室又はシャワー室」の整備基準の解説「(3)出入口」の「戸」を準用する。	
その他の注意事項	● 通行の支障となる段差を設けないこと。 ● 車椅子使用者の通路となる部分に、通行の支障となるものを設置しないこと。 ● 毛足の長いじゅうたんなどを使用することは避ける。 ● 車椅子からの移乗のしやすさや横になりたいときにすぐ利用できるなどの観点から、ベッド使用を基本とし、高さは、車椅子の座面の高さ(40～45cm)程度とする。 ● ベッドの側面には、車椅子使用者の寄り付きに配慮して+20cm80cm以上のスペースを確保する。 ● コンセント、スイッチ、収納棚などは、車椅子使用者の使用に適する高さ及び位置とする。	→【図10.3】参照 →「建築物編(共同住宅等以外) ⑤コンセント・スイッチ」参照

◆一般客室

定義	● 一般客室とは、車椅子使用者が円滑に利用できる客室(車椅子使用者用客室)	
----	---------------------------------------	--

	以外の各客室である。	
(3)対象となる施設	● 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第2条第6項第4号に規定する営業の用に供する施設及び旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第2条第3項に規定する簡易宿所営業の施設を除くホテル又は旅館	
ア 宿泊者特定経路	● 道等及び車椅子使用者用駐車施設から車椅子使用者用客室以外の一般客室までの経路には、階段又は段を設けない。 ● 宿泊者特定経路上にある傾斜路、エレベーター及び特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、各整備項目の宿泊者特定経路の整備基準に適合させる。 ● 敷地内の通路が地形の特性により宿泊者特定経路として整備できない場合は、当該ホテル又は旅館の車寄せ及び車椅子使用者用駐車施設から一般客室までの経路を宿泊者特定経路として整備する。 ● 宿泊者特定経路が移動等円滑化経路等と重複する場合は、宿泊者特定経路の基準は適用しない。 ○ 移動等円滑化経路等として整備する。	→「⑤階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路」、「⑥エレベーター及びその乗降ロビー」、「⑦特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機」参照
イ 客室の出入口	● 高齢者や障害者等が利用できるよう一般客室（和室部分を除く）の出入口の有効幅は 80cm 以上とする。	
ウ オ 便所及び浴室等の出入口等	● 客室の床面積が 15 m² 以上の場合（和室部分等を除く）は、電動車椅子を含む車椅子が直角に曲がって便所及び浴室に入れるよう、1 以上の便所及び 1 以上の浴室等の出入口の有効幅は 75cm 以上、出入口に接する通路の幅は 100cm 以上とする。 ● 客室の床面積が 15 m² 未満の場合（和室部分等を除く）は、高齢者や障害者等の利用に配慮し、1 以上の便所及び 1 以上の浴室等の出入口の有効幅は 70cm 以上、出入口に接する通路の幅は 80cm 以上とする。 ● 客室の床面積が 15 m² 以上の場合（和室部分等を除く）において、便所及び浴室等の出入口に接して脱衣室や洗面室等がある場合には、電動車椅子を含む車椅子が円滑に便所及び浴室内を利用できるよう、脱衣室や洗面室等の出入口の 1 以上を有効幅 100cm 以上、これに接する通路を幅 100cm 以上とする。ただし、直角に曲がることなく便所及び浴室等に到達できる場合は、この限りではない。 ● 客室の床面積が 15 m² 未満の場合（和室部分等を除く）において、便所及び浴室等の出入口に接して脱衣室や洗面室等がある場合には、高齢者や障害者等の利用に配慮し、脱衣室や洗面室等の出入口の 1 以上を有効幅 80cm 以上、これに接する通路を幅 80cm 以上とする。ただし、直角に曲がることなく便所及び浴室等に到達できる場合は、この限りではない。	→【図 10.6】参照 →【図 10.7】参照
段差	● 客室内に階段又は段差を設けない。ただし、同一客室内において複数の階がある場合、勾配 1/12 を超えず幅 70cm 以上の傾斜路を併設する場合又は浴室の内側に防水上必要な最低限の高低差を設ける場合は、この限りでない。	

■望ましい整備

◆車椅子使用者用客室

客室の 出入口 (有効幅)	◎ 客室出入口の有効幅は、90cm 以上とする。 ◎ 客室出入口の前後には、戸の開閉が容易にできるようなスペースを確保する。
(戸)	◎ ドアスコープは、一般客室と同じ高さのほかに、床面から 100～120cm 程度の車椅子使用者が見やすい高さに設ける。または、ドアの外部を確認するモニターを設けるよう配慮する。 ◎ 客室出入口の戸が内開き戸や引き戸の場合には、戸の取っ手側に、袖壁の幅 45cm 程度以上の接近スペースを設ける。
ベッド 周辺	◎ ベッド廻り、入口廻りには、車椅子で移動・回転できる空間(直径 150cm 以上)を確保する。(下部において車椅子のフットサポートが通過できるスペースが確保されていればその部分も算入可) ◎ 介助者を考慮してベッドは 2 以上設置する。 ◎ ベッドの下は、車椅子のフットサポートが入るようにする。 ◎ ベッドボードヘッドボードについては、高さはマットレス上面より 30cm 以内 30cm 以上とし、ベッド上で寄りかかりやすい形状とする。 ◎ ベッドサイドキャビネットの高さは、マットレス上面より 10cm 程度高くする。
構造 (家具及び仕 上げ)	◎ ベッド脇のテーブルには、車椅子のフットサポート等の先端がぶつからないスペースを設ける。それ以外のテーブルには、車椅子使用者の膝下部分がぶつからないスペースを設ける。
(窓及び ガラス戸)	◎ ベランダに通じる出入口がある場合は、車椅子使用者等が利用できるよう、幅(85cm 以上)や段差等について配慮する。 ◎ 窓やカーテン等は、車椅子使用者も開閉できるよう床面から 110cm 程度の高さで操作できるようにする。
(便所)	◎ 車椅子使用者が腰掛便座等に移乗しやすいように、幅 80cm 以上×奥行き 120cm 以上のスペースを設ける。
既存客室 の改善・改 修	◎ 客室内に車椅子の回転スペース等を確保したり、車椅子使用者用便房・浴室を設置するためには、一定の客室の広さが必要であるが、1 室では客室面積が不足する場合には、例えば 2 つの客室の間仕切り壁を撤去して 1 室とし、室の間取りを変更する。 ◎ 既存客室より便所・浴室の床が高い等の場合には、改善・改修によって車椅子使用者用客室内にスロープ等を設置し客室全体の床を高くして、便房・浴室等の床高さとあわせることや、便房・浴室の出入口手前にスロープを設ける。
その他	◎ 車椅子使用者用客室を設ける場合は、エレベーターからできるだけ近い位置に設ける。

◆一般客室

空間の確保	◎ 客室内には、車椅子で移動・回転できる空間（直径 150cm 以上）を確保する。（下部において車椅子のフットサポートが通過できるスペースが確保されていれば、その部分も算入可） ◎ ベッドの側面には、車椅子使用者の寄付きに配慮して 80cm 以上のスペースを確保する。 ◎ 便所及び浴室等の出入口の有効幅は 80cm 以上とする。	
便所	◎ 車椅子使用者が腰掛便座等に移乗しやすいように、幅 80cm 以上×奥行き 120cm 以上のスペースを設ける。	
浴室等	◎ 全ての部屋をバスタブ付きの浴室とするのではなく、シャワー室の客室も整備し、多様なニーズに応えられるようにすることが望ましい。	

◆その他の注意事項

客室の 出入口 (表示) (戸) ベッド 周辺 構造 (スイッチ 及び操作パ ネル類)	◎ すべて全ての客室を車椅子利用者用客室の基準に適合させる。 ◎ 客室内に、必要に応じて手すりを設ける。 ◎ 客室出入口の戸には、高齢者・障害者等が分かりやすいよう部屋番号、室名等を表示する。この場合、視覚障害者への対応として、点字と浮き彫り文字による表示を併用する。 ◎ 客室出入口には、取手側の壁面又は出入口の戸の高さ 140cm 程度の位置に室名（部屋番号等）を点字で表示する。 ◎ 客室出入口左右の手すりの一定の位置に、室名（部屋番号等）の墨字と点字を表示する。 ◎ ドアの内側には、大きな文字で色にコントラストを付けた、避難情報及び避難経路の表示サインを低い位置に掲示する。また、漢字以外にひらがなや外国語を併記するとともに、図記号を使用するなど、高齢者や障害者等に分かりやすく表示する。 ◎ ドアにはレバータイプやプッシュプルハンドル等の操作しやすいハンドルを取り付ける。 ◎ 戸の開閉動作の難易度からみると、引き戸のほうがは、開き戸より容易である。引き戸の方が開閉しやすいことにも配慮する。その際は車椅子使用者の通過を妨げるような敷居や溝は設けないこと。 ◎ ドアクローザーは、軽い力で動きを停止でき、開閉速度が調整できるものとする。 ◎ 視覚障害者等に配慮し、客室の鍵は、分かりやすく操作しやすいものとする。 ◎ 客室内にテレビを設置する場合には、字幕放送の表示が可能なものとする。 ◎ 照明、緊急通報ボタン及び電話機は、ベッドの上からでも操作できるものとする。 ◎ 非常灯は、枕元から手の届く位置に設置する。 ◎ スタンド・ランプのスイッチは分かりやすい場所に設け、誰でも操作しやすい構造のものとする。また、スイッチ類を遠隔操作できるリモコンを設置する。	→【図 10.10】参照
--	---	--------------

改善・改修の工夫	◎ 一般客室の改善・改修に当たっては、一人でも多くの高齢者、障害者等が利用できるように環境を整えることが重要である。また、改善・改修での対応が著しく困難な場合には、備品の貸出や人的対応などソフト面での対応の充実を図ることも重要となる。 ◎ 限られた空間で必要なスペースを確保できるよう、室の間取りの変更等に加え、家具の配置を変える。 ◎ 便房・浴室等の出入口の段差解消や必要なスペースを確保するためには、ユニットバスの交換や戸の形式を引き戸や外開き戸とする等の方法も検討する。	
-----------------	---	--

◆ソフト面の工夫

	◎ 視覚に障害のある人が客室を１人で使用する場合は、スタッフが客室内の家具の位置や館内における施設の位置情報、緊急時の避難方法を案内時に説明する。 ◎ 客室内の聴覚障害者への連絡を円滑に行えるよう、点滅や振動等によって伝える室内信号装置（ドアノック音等を受信する装置）や通信機器等の貸し出し、携帯電話等のメールによる各種情報の配信等を行う。 ◎ 補助犬ユーザーがホテルを利用する場合、補助犬の種類を確認した上で、排泄場所、受け入れの方法等を宿泊者に説明する。 ◎ 車椅子使用者や聴覚障害者、視覚障害者等が一般客室に宿泊する際には、緊急時・災害時等の情報伝達や誘導、救助等を速やかに行える位置の客室に案内する。また、障害者等が宿泊する客室の位置について、スタッフが十分に把握する。 ◎ シャンプー・リンス・ボディソープ等の容器は、視覚障害者が手で触れて区別することのできるものを設ける。 ◎ 障害者等が車椅子使用者用客室等を円滑に利用できるよう、次の情報についてホームページ等により事前の情報提供を行う。 ・ 車椅子使用者用客室等の有無及び客室の概要 ・ 備品等の貸出の有無 ・ 出入口（客室、浴室、便所）の幅や客室内の通路等の寸法 ・ 客室内の設備、備品の配置や大きさ等が分かる平面図及び写真 ・ 客室や施設全体のバリアフリー状況等の情報 ・ 室内の設備の使用方法 ・ スタッフによる対応の内容及び受付方法 ・ 最寄駅等からのバリアフリー経路情報	→「建築物編（共同住宅等以外） ②④緊急時の設備・施設」参照
--	--	---

車椅子使用者用客室（利用者櫛津のため移動等円滑化経路として整備する） ―一般基準―

		遵守基準	努力基準	望ましい整備	整備項目
一般基準	出入口の幅	85cm以上	85cm以上	90cm以上	②出入口 ⑩宿泊施設の客室
	便所・浴室シャワー室等の出入口の幅	80cm以上	80cm以上	—	⑩宿泊施設の客室

車椅子使用者用客室以外の一般客室 ―一般基準―

		遵守基準	努力基準	望ましい整備	整備項目
段差		客室内に階段又は段を設けない。	客室内に階段又は段を設けない。	—	⑩宿泊施設の客室
1以上の便所及び浴室等の出入口の幅	客室面積15㎡未満	70cm以上	70cm以上	80cm以上	⑩宿泊施設の客室
	客室面積15㎡以上	75cm以上	75cm以上		
1以上の便所及び浴室等前の通路幅	客室面積15㎡未満	80cm以上	80cm以上	—	⑩宿泊施設の客室
	客室面積15㎡以上	100cm以上	100cm以上		
客室の出入口幅		80cm以上	80cm以上	90cm以上	⑩宿泊施設の客室

《コラム》

「客室の空間確保」

壁面からの突出物を極力避けるとともに、やむを得ず突出した部分や衝突する可能性のある壁・柱・家具の角等がある場合には面取りをする、保護材を設ける等、危険防止に配慮することが望ましい。

また、デスク周辺の十分なスペース、デスク下の突起などを設け、車椅子使用者が手をかける際に前後左右に移動しやすく、車椅子に乗ったままデスクを使用できるよう配慮することが望ましい。

写真差し替え



・角に衝突しないよう面取りしたデスク



・デスクの下に突起があり、引き寄せやすい

写真提供：京王プラザホテル

《コラム》

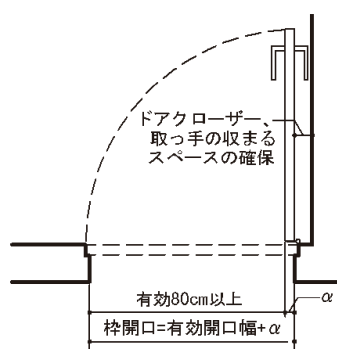
「開き戸の出入口の有効幅員・開口（枠）幅の設定方法」

出入口（客室、便所、浴室等）の有効幅員は、戸を開けた状態で、開き戸の場合は戸の面と枠の一番狭い部分間の長さ、引き戸の場合は戸の見込み面と枠の一番狭い部分間の長さ（引き残しを含めない）である。

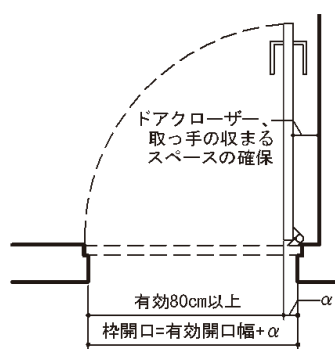
このことは、利用居室（車椅子使用者用客室等）に至る主要な経路上にある出入口についても同様である。

客室出入口の戸の丁番・ヒンジに、持出し吊り方式（ヒンジの軸心が戸面から外にある方式）のピボットヒンジを採用する場合、ヒンジ部分にクリアランスが生じるため、その分、有効幅員が小さくなることに留意して、出入口の戸の開口（枠）幅を計画することが必要となる。

特に利用居室に至る主要な経路上にある出入口については、枠開口寸法とあわせて、出入口の有効幅員も設計図書等に記入し、設計者・施工者自らがチェックすることが望ましい。



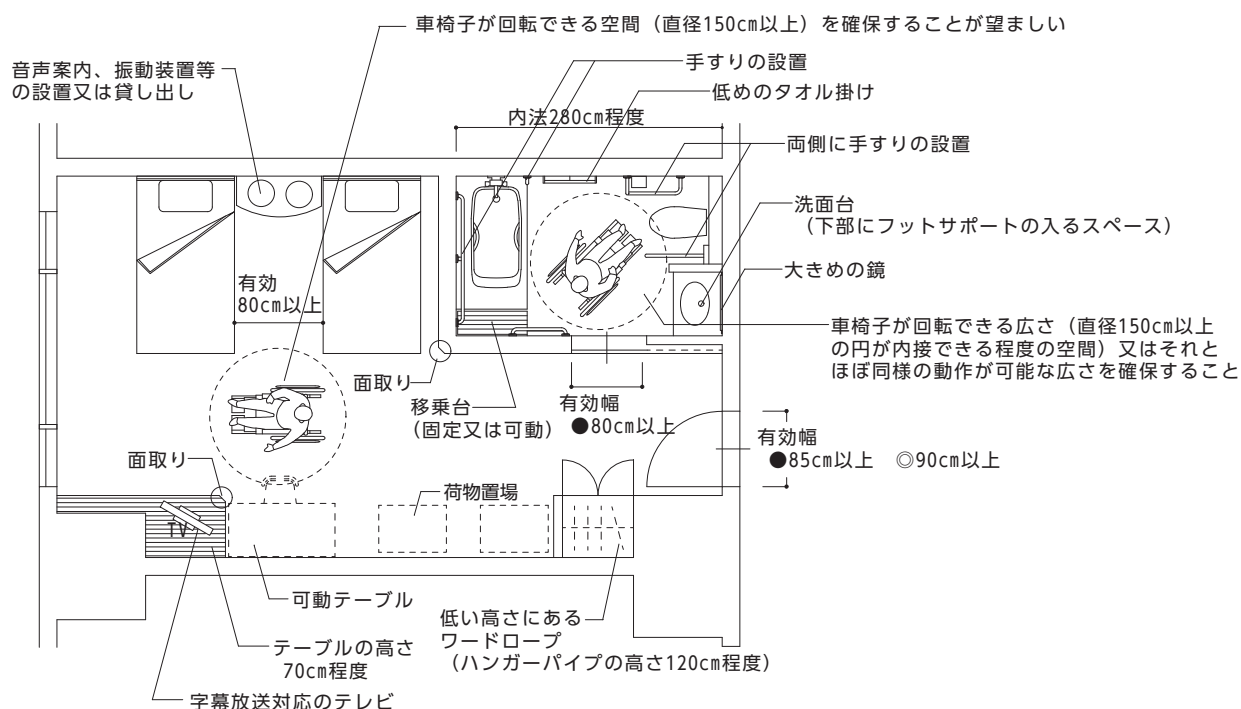
・一般的な丁番等の場合



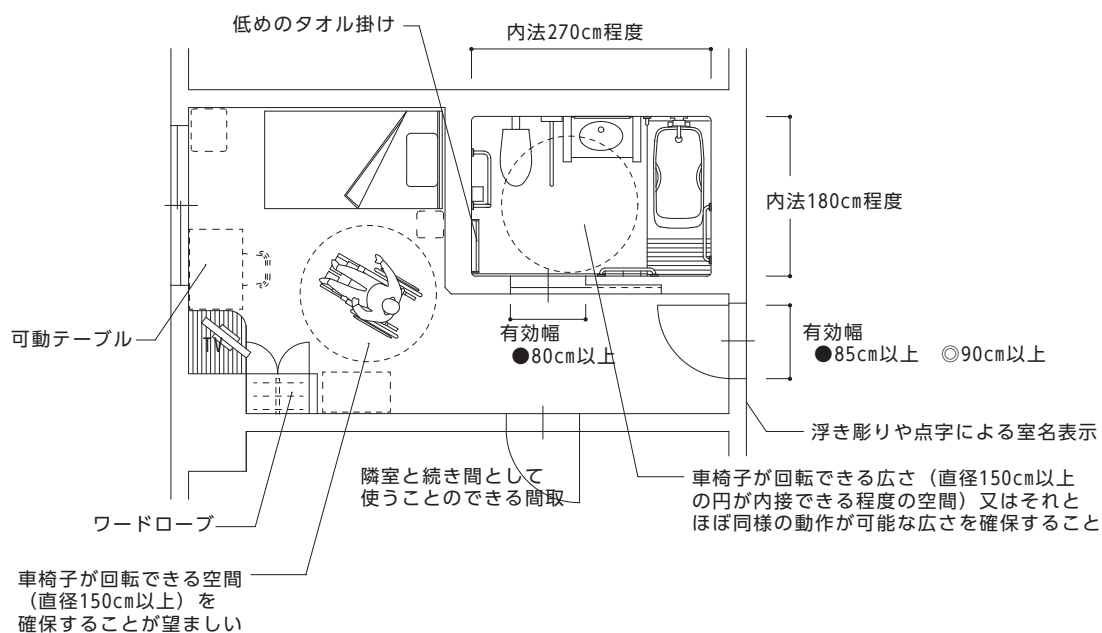
・持出し吊り方式のピボットヒンジの場合

《 参 考 図 》

【図10.1】 車椅子使用者用客室（ツインルーム）の例

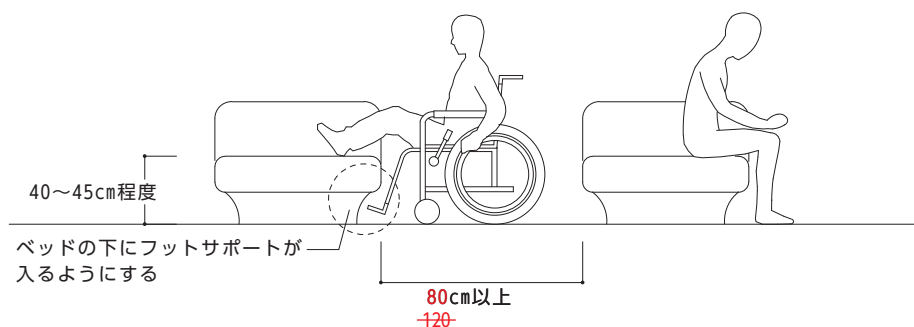


【図10.2】 車椅子使用者用客室（シングルルーム）の例



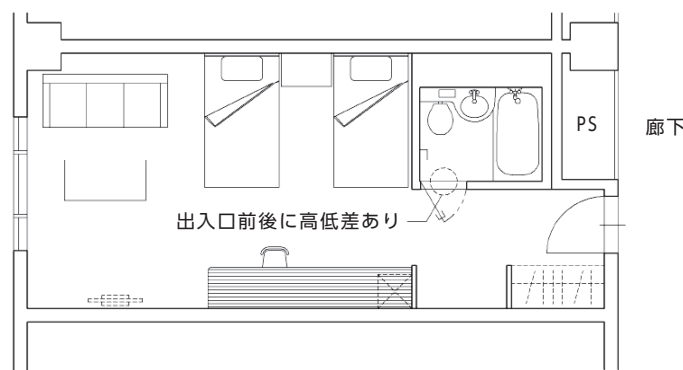
《 参 考 図 》

【図10.3】 ベッドの高さ

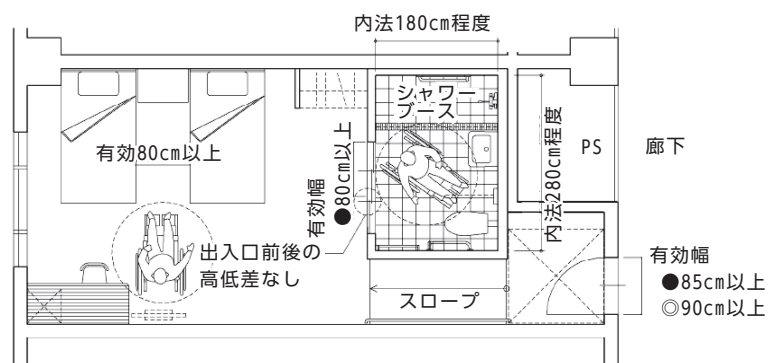


【図10.4】 一般客室 1 室を車椅子使用者用客室 1 室に改善する例

■改善前



■改善後

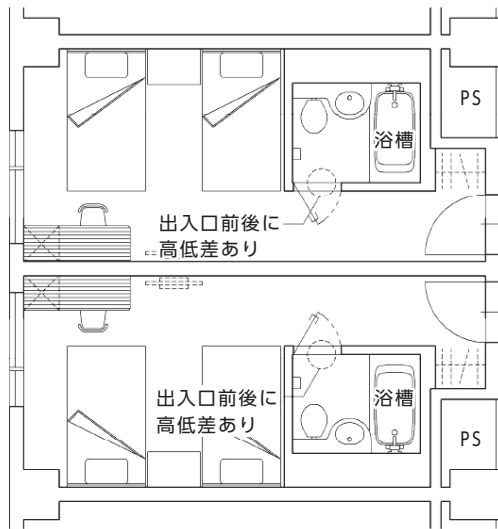


出典：高齢者、障害者の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（国土交通省 平成29年3月）

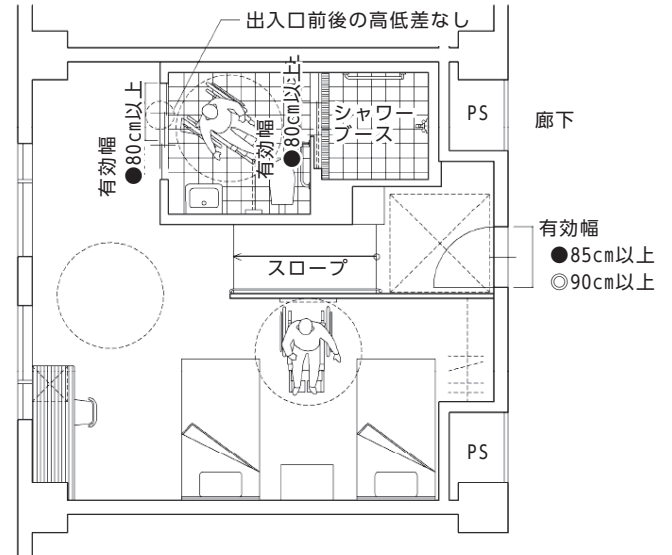
《 参 考 図 》

【図10.5】一般客室2室を車椅子使用者用客室1室に改善する例

■改善前



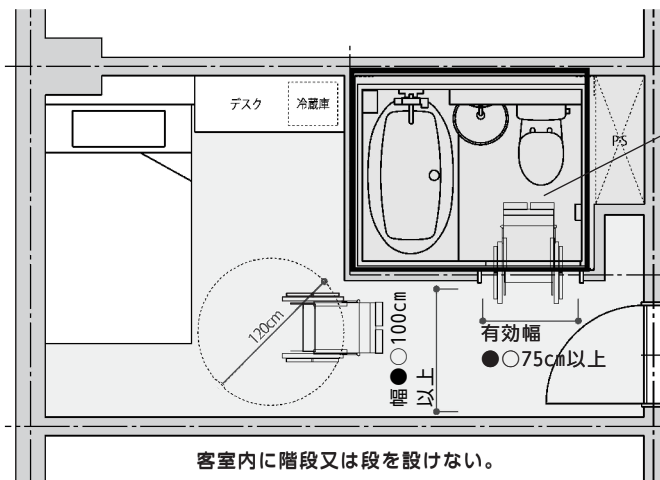
■改善後



出典：高齢者、障害者の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（国土交通省 平成29年3月）

【図10.6】一般客室の例（客室面積15㎡）

新 設



幅80cm以上×奥行120cm以上のスペースを確保することが望ましい

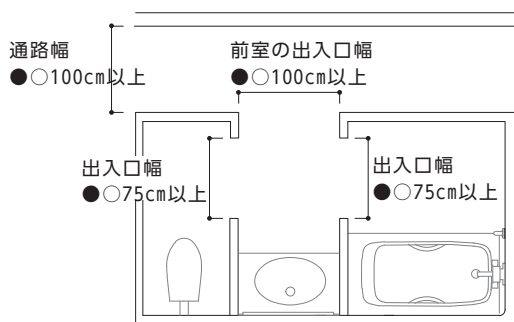
※客室面積が15㎡未満の場合

便所及び浴室等の出入口の有効幅：70cm以上

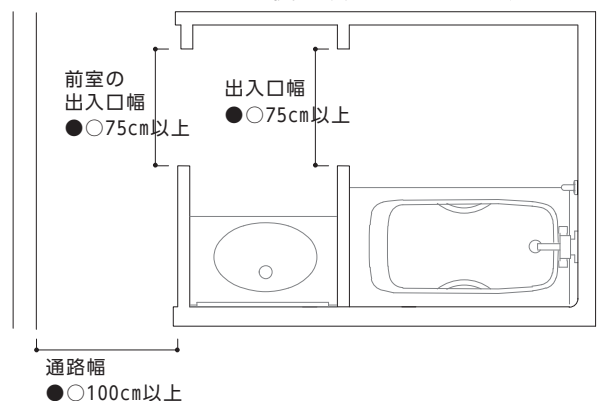
便所及び浴室等の出入口に接する通路の幅：80cm以上

【図10.7】一般客室の便所及び浴室等の出入口、通路の例

■客室面積15㎡以上

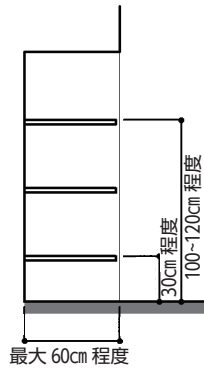


■客室面積15㎡以上（直角に曲がることなく
便所及び浴室等に到達できる場合）

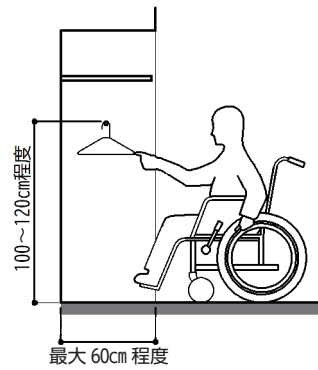


【図10.8】 収納の例

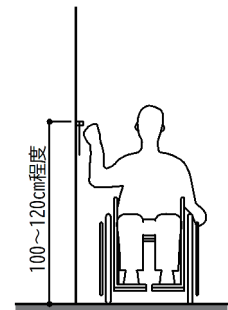
■ 棚



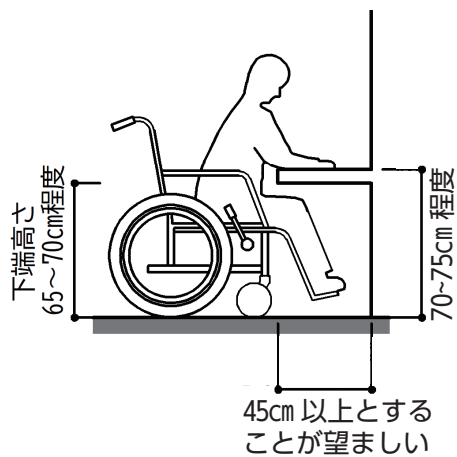
■ ハンガーパイプ



■ フック（壁掛け）



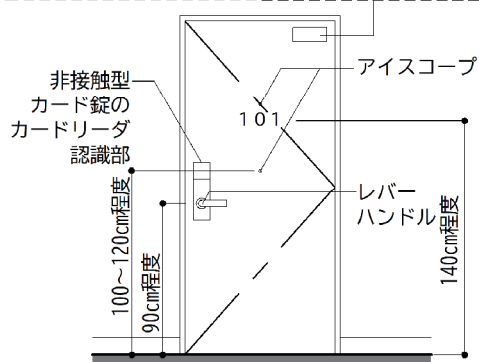
【図10.9】 カウンターの例



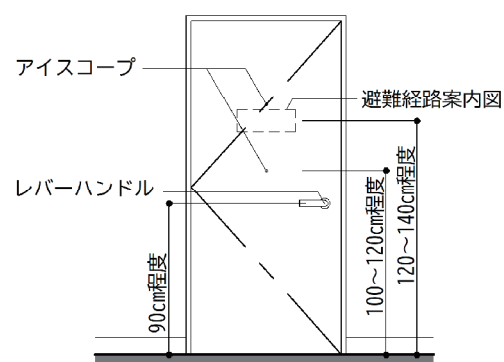
【図10.10】 客室出入口の開き戸の例

■廊下側の例

戸が90度以上開くようドアクローザーの収まるスペースを確保し、戸当たりの位置を工夫するとともに、取っ手が壁にあたらないよう、戸の吊元のスペースを確保することが望ましい。



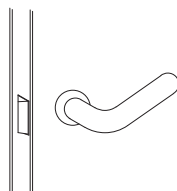
■客室側の例



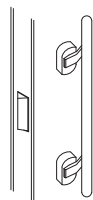
6

【図10.11】 ハンドルの例

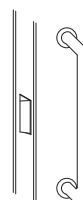
■レバーハンドル ○



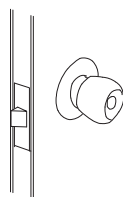
■プッシュプルハンドル ○



■棒状 ○



■握り玉 ✕



⑪観覧席・客席

【基本的考え方】

出入口から容易に到達でき、かつ観覧しやすい位置に車椅子使用者が利用できるスペース及び高齢者、障害者等用の設備を配慮したスペースを設ける。

■整備基準（規則で定めた基準）

整備基準（遵守基準）	整備基準（努力基準）
不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する観覧席又は客席を設ける場合は、次に掲げる構造とすること。	不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する観覧席又は客席を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。
(1) 車椅子使用者のための観覧席又は客席を、出入口から容易に到達することができ、かつ、サイトラインに配慮した位置に設けること。	(1) 車椅子使用者のための観覧席又は客席を、出入口から容易に到達することができ、かつ、サイトラインに配慮した位置に、当該観覧席又は客席の全席数が200席以下の場合は当該席数に50分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上、当該観覧席又は客席の全席数が200席を超える場合は当該席数に100分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に2を加えた数以上設けること。
(2) 集団補聴設備その他の高齢者、障害者等の利用に配慮した設備を設けること。	(2) 同左

■整備基準の解説

(1)位置	● 車椅子使用者用観覧席、客席を1以上設ける。 ○ 車椅子使用者用観覧席、客席の数は、次のとおりとする。 全観覧席、客席が200席以下の場合：全席数×1/50以上 全観覧席、客席が200席を超える場合：全席数×1/100+2以上 ● 車椅子使用者用観覧席、客席への通路は有効幅員120cm以上、車椅子が回転可能なスペース140cm角以上とし、の幅は出入り及び転回しやすいよう配慮する。 ● 車椅子使用者用観覧席、客席の床は水平とする。 ● 車椅子使用者用観覧席、客席は1席あたり、間口90cm、奥行き120cm以上とする。 ● 車椅子使用者用客席・観覧席が他の客席・観覧席より高い位置にある場合には、床の端部に脱輪防止用の立ち上がりを設ける。 ● 客席・観覧席の出入口から車椅子使用者用客席・観覧席へ至る客席内の通路の有効幅員は、120cm以上とし、区間50m以内ごとに140cm角以上の転回スペースを設ける。 ● 客席・観覧席の出入口から車椅子使用者用客席・観覧席までの通路に高低差がある場合は、傾斜路又はその他の昇降機（段差解消機）を設ける。 ○ 車椅子使用者用客席・観覧席は、少なくとも同時に2以上の車椅子使用者が利用できる専用スペースとして確保する。	→【図11.1】参照
-------	---	------------

(2)設備	● 聴覚障害者のための集団補聴設備（赤外線送受信装置、FM 送受信装置、ヒアリンググループ等）、字幕や文字情報を表示する装置（電子文字標示盤等）、視覚障害者のための音声装置などの、高齢者、障害者等の利用に配慮した設備を設ける。設け、その旨の表示を行う。	→【図 11.2】参照
（→）サイト ライン	● 前後の観覧席・客席の位置、高低差を考慮し、舞台やスクリーン、競技スペース等へのサイトラインに配慮する。 ○ サイトラインは、舞台やスクリーン、競技スペースの形状や位置により異なるので十分に配慮する。 ○ 車椅子使用者用観覧席・客席の前面に設ける手すりの高さは、サイトラインに十分配慮する。 ○ 建築物の構造等により、車椅子使用者用観覧席・客席からのサイトラインが確保しにくい場合には、車椅子使用者用観覧席・客席と前席との位置をずらし、前席の人の肩越しにサイトラインを確保できるよう配慮する。	
その他の 注意事項	○ 楽屋は利用居室等に該当するため、楽屋までの経路は移動等円滑化経路等とする。	

■望ましい整備

観覧席・客席	◎ 観覧席・客席は可動式とし、車椅子使用者が利用できるよう配慮する。 ◎ 同伴者ととともに観覧ができるよう、一般用の座席も車椅子対応使用者用観覧席・客席に隣接して設ける。 ◎ 客席スペースや構造により、車椅子使用者の同伴者席を隣接して設けられない場合には、車椅子使用者用客席・観覧席にできるだけ近い位置に設ける。 ◎ 同伴者用座席は、車椅子使用者用観覧席・客席と同じ割合で設ける。 ◎ 車椅子使用者用客席・観覧席を仮設で設ける場合は、仮設の同伴者席も設ける。 ◎ 車椅子使用者用観覧席・客席は、水平方向及び垂直方向に分散させて設ける。 ◎ 車椅子使用者用観覧席・客席は、避難を考慮し、観覧席・客席の出入口に容易に到達できる位置とすること。あわせて、車椅子使用者用観覧席・客席は、エレベーター、車椅子使用者用便房に容易に到達できる位置とする。 ◎ 車椅子使用者用観覧席・客席は、少なくとも同時に 2 以上の車椅子使用者が利用できる専用スペースとして、固定位置に確保する。 ◎ 固定位置に設けた車椅子使用者用観覧席・客席の床面または手すり等には、車椅子使用者用客席であることを、座席番号とともに表示する。 ◎ 車椅子使用者用観覧席・客席が他の観覧席・客席より高い位置にある場合には、床の端部に脱輪防止用の立ち上がりを設ける。 ◎ 車椅子を使用していないが、歩行困難である場合や補助犬ユーザー、長身や横幅が広い等何らかの理由で配慮された席が必要な人のための席（付加アメニティ座席）を全席数の 1%以上設ける。 ◎ 通常の車椅子よりも大きなリクライニング式の車椅子等の利用者にも対応するため、奥行き 140cm以上の車椅子使用者用客席・観覧席も設ける。 ◎ 乳幼児連れ、知的障害・発達障害・精神障害を含む障害者等の利用者が周囲の気がねなく観覧できる区画された観覧室又はスペースを設ける。 ◎ 通路側の座席の肘掛けは、高齢者、障害者等が利用しやすいようはね上げ式や水平可動式とする。	
--------	---	--

設備	◎ 座席番号、行、列や案内表示（避難経路や便所位置等）等は、分かりやすく読みやすいように、大きさ、デザイン、コントラスト、取付位置等に十分配慮する。 ◎ 避難経路等の重要な案内表示は、上演中等に通路照明が消えることに十分配慮したものとする。 ◎ 固定位置に設けた車椅子使用者用客席・観覧席の床面、又は手すり等には、車椅子使用者用客席であることを、座席番号とともに表示する。 ◎ 高齢者、障害者等が容易に舞台上に上がれるよう、段差のない動線の確保や、昇降機の設置等に配慮する。 ◎ 楽屋内部も使えるような配慮を行う。 ◎ 壁面に接している通路で段差がある部分については、壁側に手すりを設ける。 ◎ すり鉢式のホール等で壁面がなく、段差がある部分については、できるだけ手すりを設置する。 ◎ 一般客席への車椅子使用者の移乗等を想定し、客席や観覧席の近くに車椅子やベビーカーを置くことができるスペースを設ける。 ◎ 手話通訳スポット設備、OHP 用一部暗設備を設ける。 ◎ 要約筆記用プロジェクター、スクリーン、要約筆記者用作業スペース等を設ける。 ◎ 歩行の安全を図るため、観覧席・客席が暗い場合は、通路にフットライト等を設ける。 ◎ 上演時間以外は、客席・観覧席の照度を十分確保する。 ◎ 乳幼児同伴の観覧者に配慮して周囲に気がねなく観覧できる区画された観覧室を設ける。 ◎ 会議室等においても、高齢者、障害者等の利用に配慮して移動型のヒアリングループ（磁気ループ）等を使用できるよう、施設に備えておく。 ◎ 楽屋・控室等には、非常時の情報や開演、集合時間等の文字情報を表示するディスプレイ等を設ける。
----	--

◆ソフト面の工夫

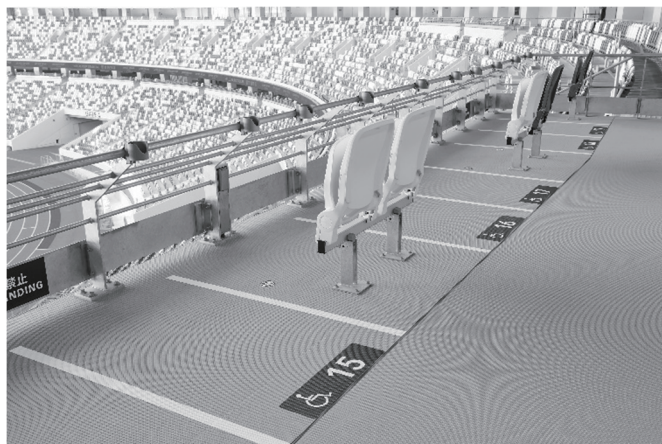
	◎ 上演時間以外は、観覧席・客席の照度を十分確保するよう配慮する。 ◎ 車椅子使用者等に対応した客席を必要としている人が利用できるよう、当該座席やチケット販売について、施設のホームページで情報提供するとともに、チケット販売の方法についても配慮する。 ◎ 既存建築物の改善・改修等において、車椅子使用者用観覧席・客席からのサイトラインが確保できない場合には、前席を空席とする等の運営上の配慮を行う。 ◎ 集団補聴設備等の障害者、高齢者の利用に配慮した設備を設ける場合には、必要としている人が利用できるよう、設置の有無や利用等について施設のホームページで事前に利用者に情報提供する。
--	--

《コラム》

「車椅子使用者観覧席・客席からのサイトライン」

国立競技場では、スタンドの全層・全階に車椅子席を分散しており、特に利用頻度の高い1層スタンドには外部から段差なくアクセスできるような配置や、客席からの見やすさに配慮している。

車椅子使用者のサイトラインを確保するため、眼高100cmを標準とし、前席の観客の身長175cmを想定し、前席の観客が立ち上がった状態でも、車椅子席の視界を妨げないような計画としている。

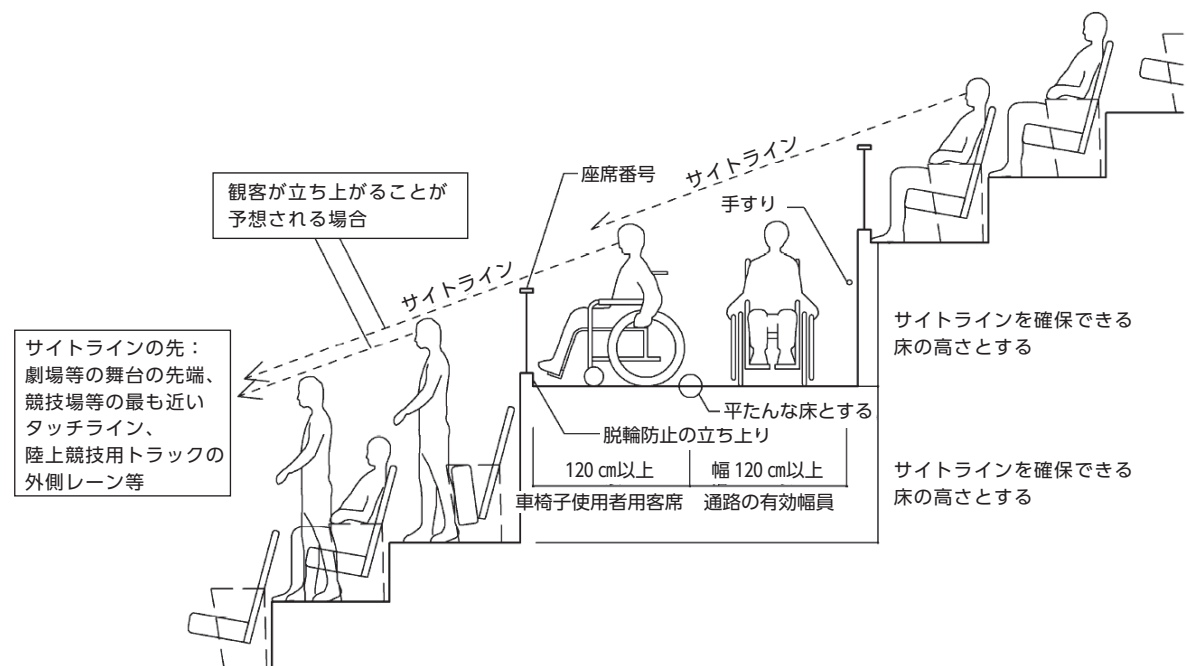
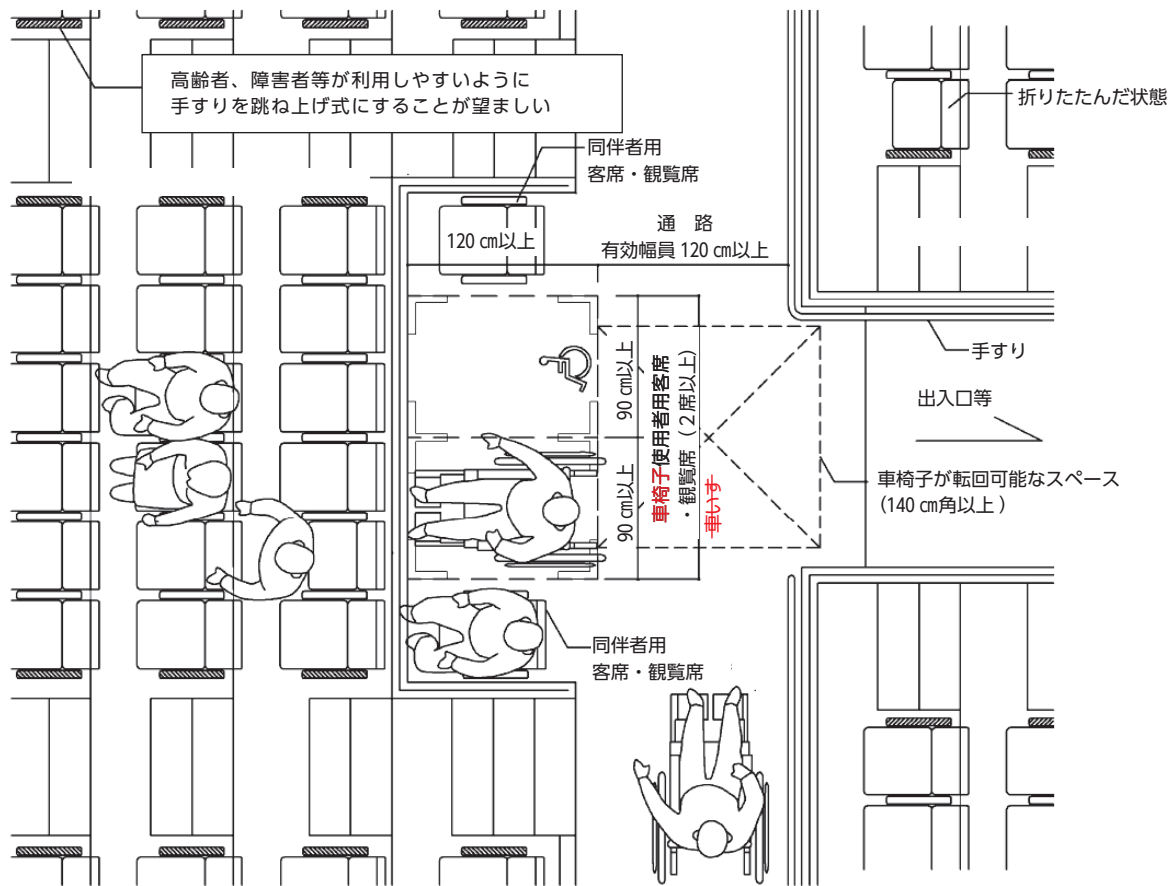


・ サイトラインに配慮した車椅子使用者客席

写真提供：日本スポーツ振興センター

《 参 考 図 》

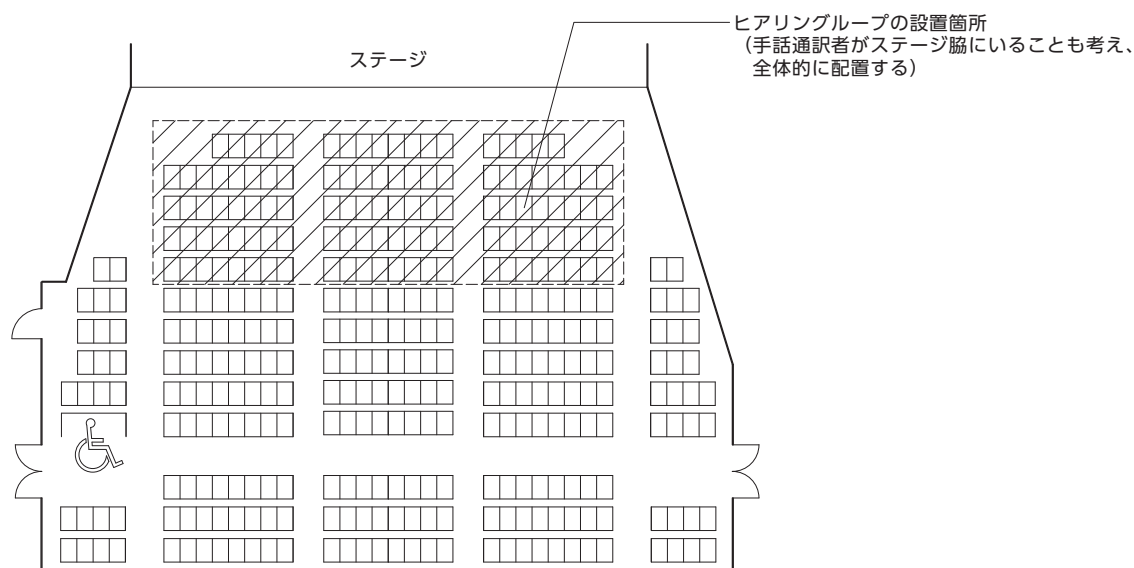
【図11.1】観覧席・客席の例



出典：高齢者、障害者の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（国土交通省 平成29年3月 令和3年3月）

《 参 考 図 》

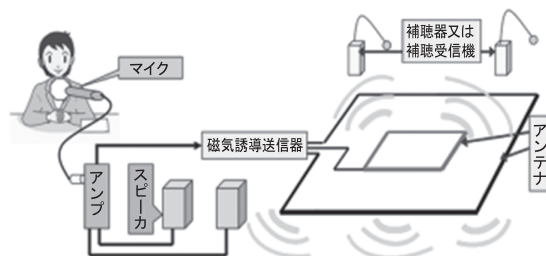
【図11.2】 ヒアリングループ（磁気ループ） の設置例



ヒアリングループ（磁気ループ）

聴覚障害者や聴力の弱い高齢者などで補聴器を使用している方が、広い空間や騒音の多い場所において、音声を正確に聞き取るために聴力を補うための集団補聴設備の一種。ヒアリングループは、客席の床面等に、音声データから変換された磁気を発生させるワイヤーをループ状に敷設し、ワイヤーから発生された磁気を、ループの内側にある補聴器で受信して音声信号に変えることで、目的の音声を届けることができる設備。

建物施工時に、ワイヤーを床下や天井に埋設・固定する「常設型」と、持ち運び可能な磁気発生アンプと巻き取り式のワイヤーを用いて必要な場所にループを設置できる「移動型」がある。なお、ヒアリングループ内で音声を聞き取るためには、補聴器をTモードにすることが必要。



⑫敷地内の通路

【基本的考え方】

建築物自体には細かい配慮がなされていても、その建築物にアプローチできなければ全く利用できないことになる。このような道路から通路を経て建築物の出入口に至る部分を整備し、高齢者、障害者等を含む~~すべて~~全ての人が安全かつ円滑に建築物へアクセスできるよう配慮する必要がある。

■整備基準（規則で定めた基準）

整備基準（遵守基準）	整備基準（努力基準）
(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。	(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。
ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	ア 同左
イ 段がある部分は、次に掲げるものであること。	イ 同左
(ア) 手すりを設けること。	(ア) 同左
(イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別することができるものとする。	(イ) 同左
(ウ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。	(ウ) 同左
—	(エ) 段がある部分の上下端には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、点状ブロック等の敷設が利用上特に支障を来す場合には、仕上げの色を変えるなどの代替措置により段を識別しやすくすること。
ウ 傾斜路は、次に掲げるものであること。	ウ 同左
(ア) 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。	(ア) 手すりを設けること。
(イ) その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することができるものとする。	(イ) 同左
(2) 移動等円滑化経路等を構成する敷地内の通路は、(1)に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。	(2) 同左
ア 幅は、140センチメートル以上とすること。	ア 同左
イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	イ 同左
ウ 傾斜路は、次に掲げるものであること。	ウ 同左
(ア) 幅は、段に代わるものにあつては140センチメ	(ア) 同左

一メートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。	
(イ) 勾配は、20分の1を超えないこと。	(イ) 同左
(ウ) 手すりを設けること。	—
(エ) 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。	(ウ) 同左
(オ) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子を安全に停止させることができる平坦な部分を設けること。	(エ) 同左
—	(オ) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。
(3) 1の項(1)アに定める経路を構成する敷地内の通路が、地形の特殊性により(2)の規定によることが困難である場合におけるこの表の規定の適用については、同項(1)ア中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。	(3) 同左

■整備基準の解説

◆一般基準

ア 床面表面	● 雨掛りによる濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択する。 ● アプローチの通路面には、原則として排水溝などは設けない。やむを得ず設ける場合は、溝蓋を設け、仕上げ、溝の間隔等は車椅子使用者、杖使用者等の通行に支障のないものとする。車椅子のキャスターや杖の落ち込みは、動かなく動けなくなるだけでなく、転倒の危険もある。	→【図12.1】参照
イ 段がある部分	● 段がある部分には、手すりを設置する。 ● 踏面の色と段鼻（滑り止め）の色を対比させることにより、段を識別しやすいものとする。 ● けこみは2cm以下とする。 ● けこみ板は杖や足の落ち込みを防止するために必ず設ける。 ● 段鼻を突き出すと、つま先がひっかかりやすいので、突き出しは設けない。 ● 杖の転落を防止するために、立ち上がり（2cm以上）を設ける。 ○ 段がある部分の上下端には、点状ブロック等を敷設する。 ○ 主に高齢者が入所する福祉施設等（全盲の視覚障害者が入所しない場合に限る。）や幼児が利用する保育所等の施設で、点状ブロック等の敷設が利用者の利用に特に支障を来す場合には、点状ブロック等の代わりに音声誘導装置を設置する、仕上げの色を変える等でも可とする。	→【図4.3】参照 →【図4.4】参照 →【図4.5】参照
ウ 傾斜路	● 手すりは、車椅子使用者はもちろんその他の歩行困難者にとっても歩行の補助になるので、勾配が1/12を超える傾斜がある部分、高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分には、手すりを設ける。 ● 手すりは両側に設けることが基本となるが、構造上やむを得ない場合は、少なくとも片側に設けることにより、歩行困難者の補助となり得る。 ○ 手すりは勾配や高さに関係なく、すべて全ての傾斜路に設ける。 ● 傾斜のある部分は、平坦部の色と明度の差の大きい色とすること等により、これ	

その他の 注意事項	らと識別しやすいものとする。 ● 傾斜路が長くなりすぎる場合は、「⑦特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機」を設置することも考えられる。 ● 敷地内の通路は、歩車道の分離に配慮する。	
--------------	---	--

◆移動等円滑化経路等

ア 有効幅	● 歩行者が横向きにならず、車椅子使用者とすれ違える幅が140cmである。	→【図12.2】参照
イ 戸	● 「②出入口」の整備基準の解説「戸」を準用する。	
ウ 傾斜路 (幅)	● 階段に併設する場合は、車椅子使用者と歩行者とが傾斜路内においてすれ違う機会が少ないため90cm以上とすることができる。	→【図12.3】参照
(勾配)	● 車椅子使用者が自力で傾斜路を上るには相当な腕力を必要とする。敷地内の通路に設ける傾斜路は、雨に濡れると滑りやすくなるため、車椅子使用者が自力で上りやすいよう、傾斜路の勾配は、1/20以下とする。	
(手すり)	● 手すりは、勾配に関係なく設ける。	
(立ち上がり)	● 車椅子の脱輪などを防止するため、両側に側壁又は35cm以上の立ち上がりを設ける。ただし、手すりを設ける場合は、5cm以上とすることができる。	
(平たん部)	● 傾斜路の始点、終点、曲がり部分、折り返し部分及び他の通路との交差部分にも150cm以上の平たん部を設ける。	→【図12.4】参照
(踊り場)	○ 長くて急な傾斜路では昇降の途中で休憩スペースが必要となる。したがって、長い傾斜路では高さ75cm以内ごとに長さ150cm以上の踊り場を設置する。 ○ 車椅子使用者は傾斜路の途中で転回するのが困難であるので、安全に転回するためには水平な踊り場が必要である。	

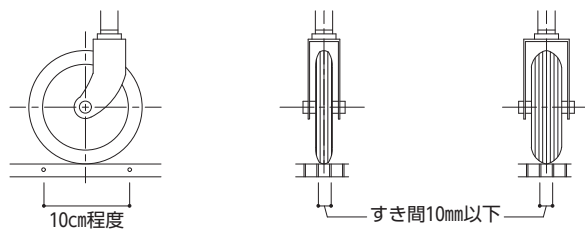
■望ましい整備

	◎ すべて全ての敷地内の通路を基準に適合させる。また、原則として段差を設けてはならないが、階段や傾斜路を設ける場合においては、「④階段」及び「⑤階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路」に定める構造とし、かつ、それぞれの望ましい整備にも適合するものとする。	
有効幅	◎ 道路から主要な出入口に至る通路の有効幅は車椅子使用者同士がすれ違えるよう180cm以上とする。 ◎ 傾斜路の幅は、段に代わるものにあつては150cm以上、段に併設するものにあつては120cm以上とする。	
手すり	◎ 移動等円滑化経路等として整備した敷地内の通路の傾斜路及び階段には、両側に手すりを設ける。 ◎ 傾斜路の始点、終点の手すりには点字表示を行う。	→「㉗手すり」 参照
点状 ブロック等	◎ 車路に接する部分、車路を横断する部分には点状ブロック等を敷設する。 ◎ 歩道上に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合は道路管理者と協議のうえ、連続性に配慮する。	
その他の 注意事項	◎ 片麻痺者等は階段の方が昇り降りしやすい場合もあるため、傾斜路には緩勾配の手すり付階段を併設する。 ◎ 敷地が広い場合などは、遠くからでも傾斜路の位置が分かるように案内標示をする。 ◎ 傾斜路の設置にあたっては最短経路とするように配慮する。 ◎ 視覚障害者の白杖の位置に配慮し、やむを得ず高さ65cm以上の部分に突出物を設ける場合は突き出し部分を10cm以下とする。 ◎ 照明は、むらのない、通行に支障のない明るさとすることが望ましい。また、適宜足元灯、非常用照明装置を設置する。 ◎ 施設の地域的特性によっては、凍結、積雪防止の融雪装置や上屋を設ける。 ◎ 屋外においては、屋根又はひさしを設ける。 ◎ 敷地内の通路と道路の境界部分や出入口前の段差を解消するため、L形側溝や縁石の立ち上がり部分の切り下げ等について道路管理者等と協議を行い、車椅子使用者等の移動が円滑になるよう配慮する。	

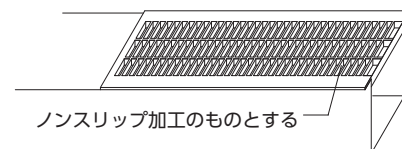
《 参 考 図 》

【図12.1】 車椅子の前輪が落下しない配慮

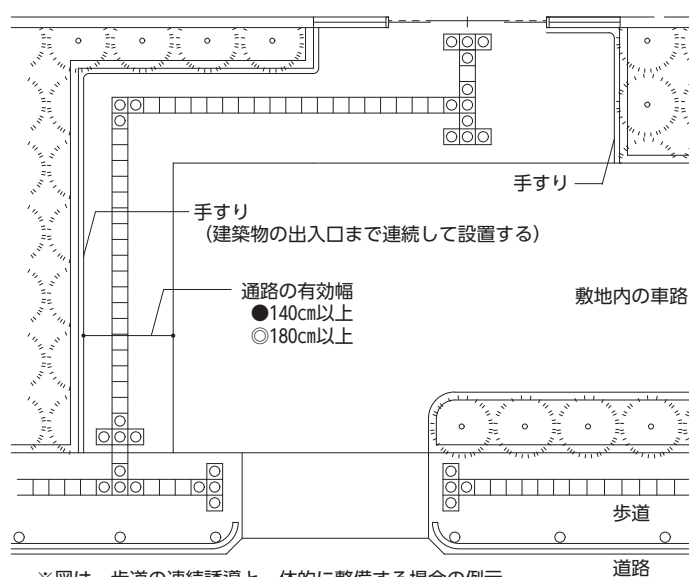
■車椅子前輪の大きさ ■手動車椅子 ■電動車椅子



■蓋の概要
ふた



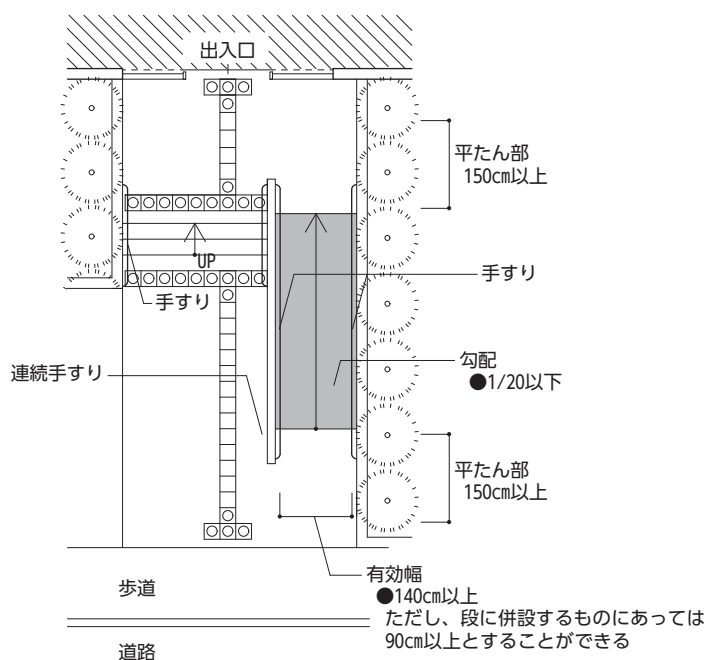
【図12.2】 敷地内の通路



- ・敷地内の車路とは別に通路を設ける
- ・視覚障害者誘導用ブロックを敷設する (原則黄色)

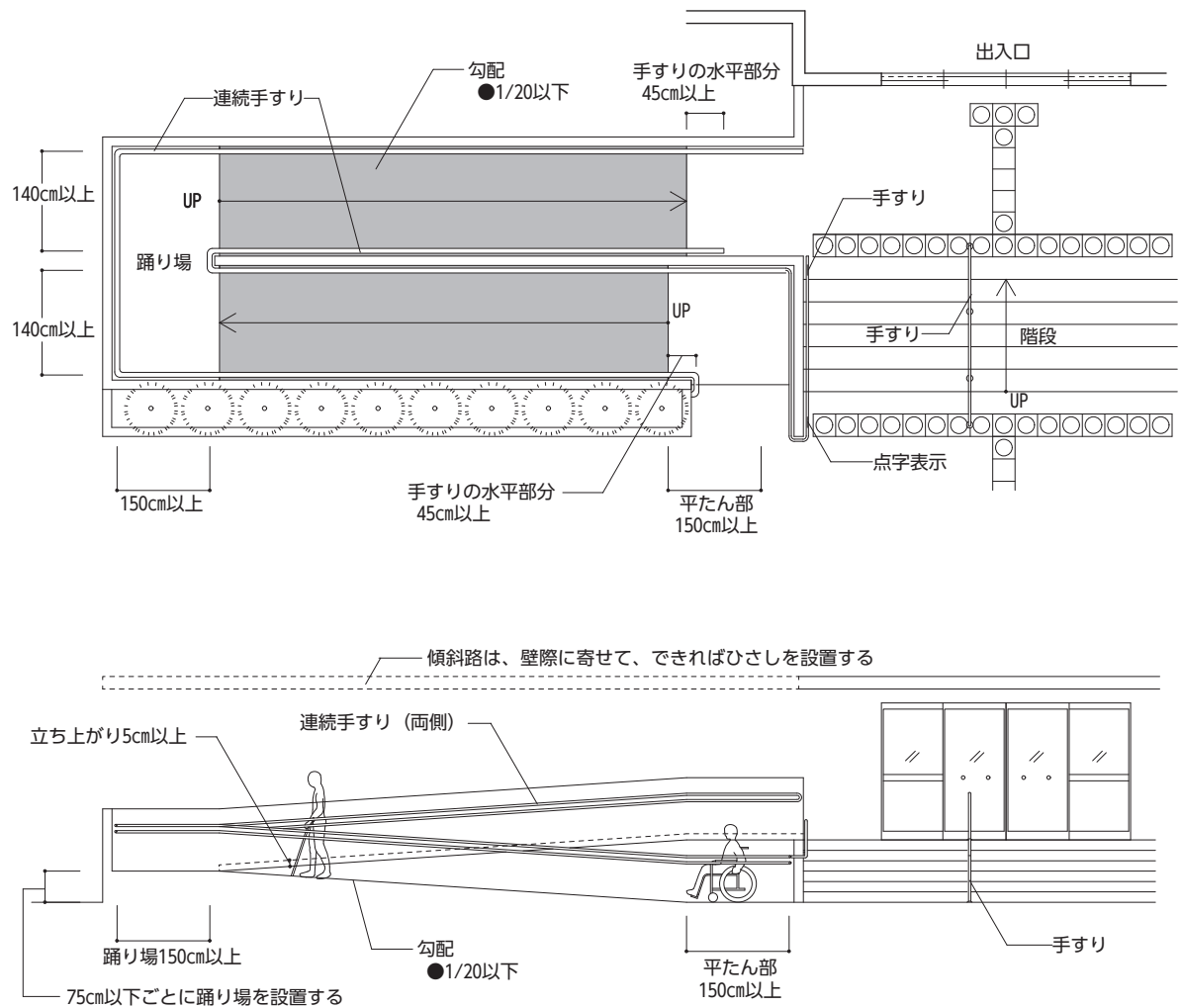
※図は、歩道の連続誘導と一体的に整備する場合の例示
歩道が切り下げ形式である場合、歩道の誘導用ブロックは連続して敷設させる

【図12.3】 階段と傾斜路を併設した敷地内の通路



《 参 考 図 》

【図12.4】敷地内の通路に傾斜路を設けた例



⑬駐車場

【基本的考え方】

すべて全ての建築物について、車椅子使用者など車の乗り降りや移動に際して配慮が必要な人のために、建物の出入口やエレベーターホール等に近い車椅子使用者用駐車施設等を設置する必要がある。また、車椅子使用者等、必要としている人が不適正利用などにより駐車できないケースもあるため、各施設管理者がそれに対して十分に配慮をする必要がある。

■整備基準（規則で定めた基準）

整備基準（遵守基準）	整備基準（努力基準）
(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち1以上に車椅子使用者用駐車施設を1以上設けなければならない。	(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数(1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数)以上、当該駐車場の全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数(1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数)に2を加えた数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けなければならない。
(2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。	(2) 同左
ア 幅は、350センチメートル以上とすること。	ア 同左
イ 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室(設けないときは、道等。(3)において同じ。)までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。	イ 同左
(3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路についての誘導表示を設けなければならない。	(3) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路についての誘導表示を設けなければならない。

■整備基準の解説

(1)設置数	● 車椅子使用者用駐車施設を1以上設置する。 ○ 車椅子使用者用駐車施設の数、次のとおりとする。 全駐車台数 200 以下の場合：全駐車台数×1/50 以上 全駐車台数 200 を超える場合：全駐車台数×1/100+2 以上	→【図 13.1】参照
(2)構造 (有効幅)	● 車椅子使用者用駐車施設は、自動車のドアを全開にした状態で車椅子から自動車へ容易に乗降できる幅を確保する。整備基準で規定している幅は、普通車用駐車スペースに、車椅子使用者が転回でき、介助者が横に付き添えるスペース（幅 140cm 以上）を見込んだものである。	→【図 13.2】参照
(経路)	● 車椅子使用者用駐車施設から各利用居室等までの経路は、移動等円滑化経路等とする。 ● 建築物の出入口にできるだけ近い位置（屋内駐車場ではエレベーターホール入口付近など）に、障害者等が利用できる車寄せと駐車スペースを設ける。	→【図 13.3】 【図 13.4】参照
(3)誘導表示	● 誘導表示は、当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの誘導ができるものとし、車椅子使用者にも見やすい位置・高さに設ける。 ● 大きめの文字や図を用いるなど、分かりやすいデザインのものとし、背景との色の明度、色相及び彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものとする。 ● 一般用駐車スペースと区別するため、車椅子使用者用駐車施設の駐車スペース床面に「国際シンボルマーク」を、乗降スペース床面に斜線をそれぞれ塗装表示し、付近に標識を設けることとし、これらは運転席からも判別できる大きさとする。 （車椅子使用者用駐車施設付近に設置する標識は、車椅子使用者の通行や後部側ドアからの乗降に配慮して、利用者の支障とならない位置に設置する。） ● 車椅子使用者用駐車施設に、一般の自動車が駐車するのを避けるため、その旨の表示をする。 ● 駐車場の進入口には、車椅子使用者用駐車施設が設置されていることが分かるように標識を設けることとし、駐車場の入口から車椅子使用者用駐車施設に至るまでの誘導用の標識を設ける。	→「⑭標識」参照 →【図 13.5】参照
その他の 注意事項	● 床面又は地面は、車椅子での移乗に配慮し、できる限り水平にする。 ● 車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路は、移動等円滑化経路等となる。 ● 車椅子使用者用駐車施設は平置きを原則とする。敷地の状況等により、やむを得ず、機械式駐車施設に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合においても、幅 350cm 以上確保しなければならない。その他の事項についても、機械式駐車場技術基準のバリアフリー対応駐車装置の基準を参考とし、高齢者、障害者等が車の条項に支障なく円滑利用できるものとする。	→1/100 程度の水 勾配は許容 →P.2-118 コラム参照

■望ましい整備

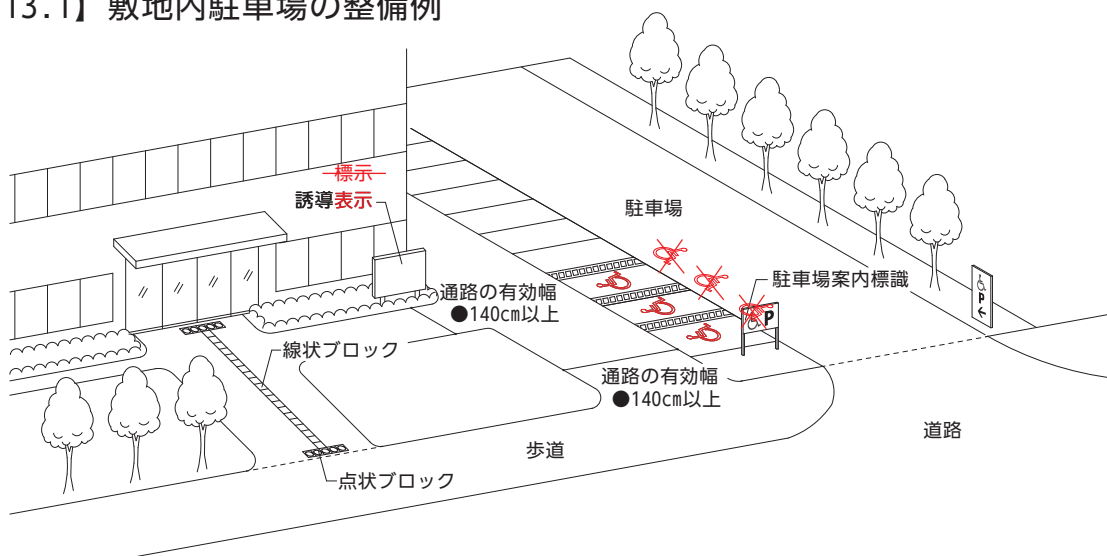
スペース	◎ 車体スペースの両側に 140cm 以上の乗降用スペースを設ける。 ◎ 複数台分のスペースを設ける場合は、2 台以上のスペースを並べて設ける。 ◎ バンタイプの車椅子使用者対応車両では、後部側ドアの開閉が通常であり、幅員とともに奥行きについても配慮する。 ◎ 車体後部からスロープ又はリフトの出る福祉車両等に配慮し、奥行き 8m 以上のスペースを確保する。ただし、奥行き 8m 以上を確保することが困難な場合には、停車用スペースを別に確保する。	→【図 13.6】参照
設備	◎ 雨天時の車椅子使用者等の乗降を考慮して、車椅子使用者用駐車施設、車椅子使用者用駐車施設から駐車場へ通ずる出入口への通路、停車用スペースに、屋根又はひさしを設ける。 ◎ 車椅子使用者等駐車施設に屋根を設ける場合は、車椅子用リフト付車両を想定し、車両高さ 230cm 程度以上に対応した必要な高さ（梁下高さ等）を確保する。また、建物内に駐車場を設ける場合の天井の高さについても同様とする。 ◎ 見通しの悪いカーブなどの箇所には、ミラーを設ける。 ◎ 発券機や精算機等は、立位がとれない利用者や、手や指の不自由な利用者も使えるよう、設置位置や高さ等に配慮する。	→【図 13.7】参照
表示	◎ 「国際シンボルマーク」の塗装表示だけでは、駐車した際に隠れてしまうことから、車椅子使用者等に分かりやすくし、また不適正利用がなされないよう、床面全体を青色などの目立つ色で塗装をする。 ◎ 車椅子使用者の他、外見から分からない人も含めて車の乗り降りや移動の際に配慮が必要な方を対象とすることを明示するため、車椅子使用者用駐車施設付近の分かりやすい場所に、「国際シンボルマーク」とあわせて「ヘルプマーク」などを記載した標識を設置する。 ◎ 車椅子使用者駐車施設とは別に、通常の区画を活用し、車椅子使用者ほど広いスペースを必要としない歩行に配慮が必要な人が利用できる区画（優先駐車区画）を整備し、利用対象者を明示した標識（ヘルプマーク等）を設置する。	→【図 13.8】参照 →【図 13.8】参照

◆ソフト面の工夫

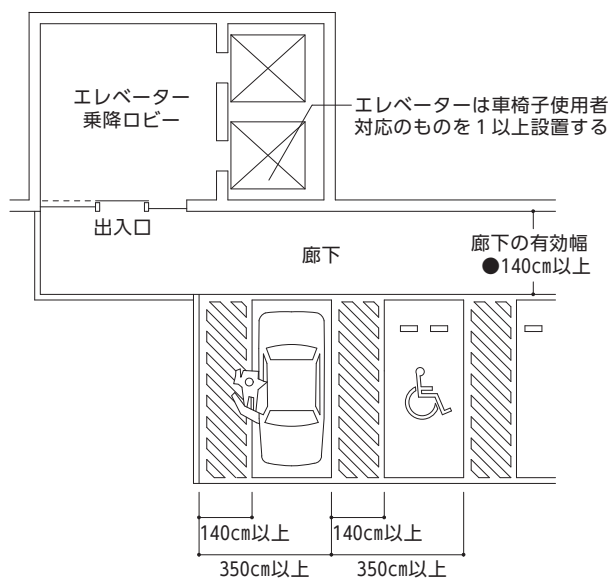
	◎ 車椅子使用者が円滑に利用できるよう誘導員や警備員を配置し、車椅子使用者等に対する案内や巡回時の声掛けを行うことや、カラーコーン等を置いて、利用者が来たときに移動するなどの人的対応も有効である。ただし、カラーコーン等を置く場合は、すぐに移動できる人員体制の整備が必要である。 ◎ 施設管理者が、利用対象者に対して利用証を発行し、利用の際にダッシュボード上に掲示してもらう。 ◎ 館内放送やポスターを掲示することにより、駐車施設を必要としている人への理解を求め、必要のない人の利用を控えるよう呼びかける。	
--	--	--

《 参 考 図 》

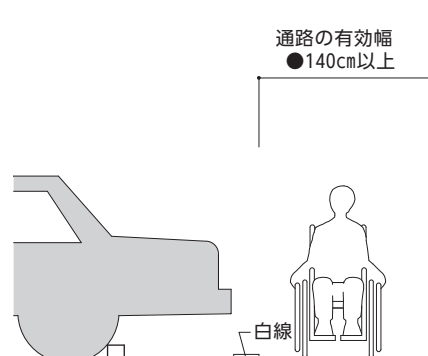
【図13.1】敷地内駐車場の整備例



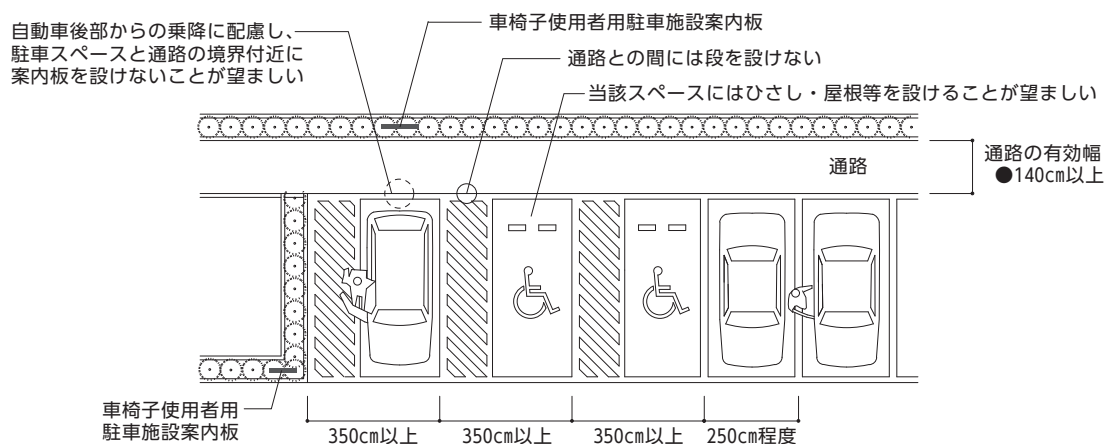
【図13.2】屋内駐車場の整備例



【図13.3】駐車スペース後ろに通路を設ける場合

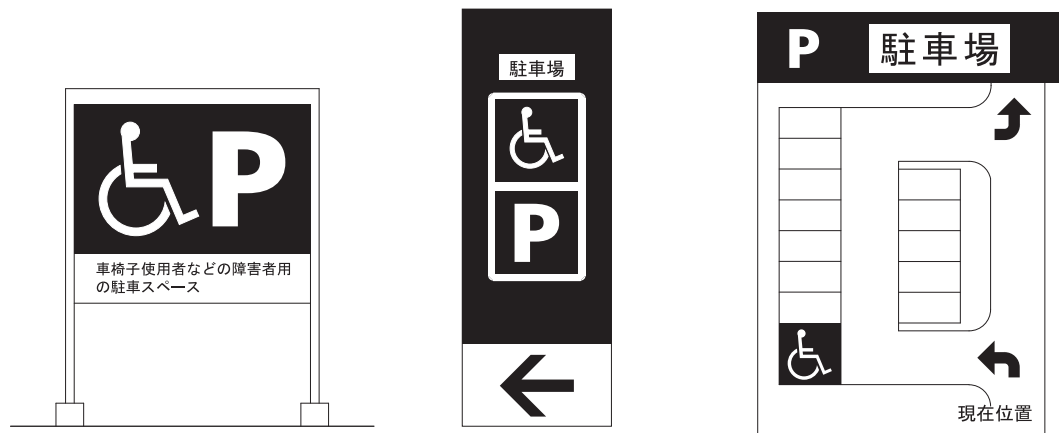


【図13.4】駐車場の整備例



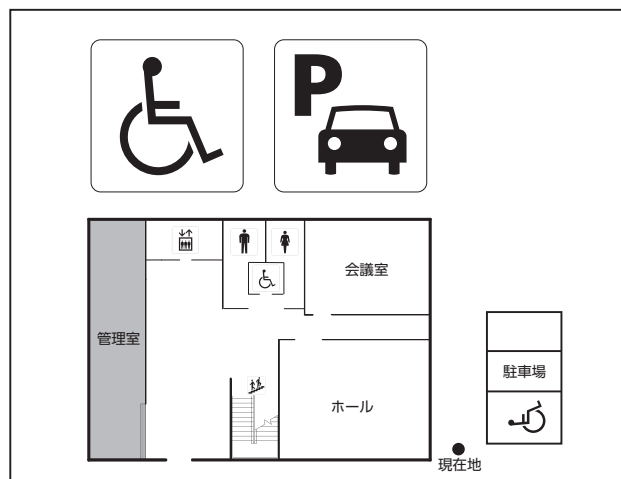
《 参 考 図 》

【図13.5】立札による表示例



新設

■車椅子使用者用駐車施設に関する案内板（図説）



- ・車椅子使用者用駐車場に設ける誘導表示の記載例

《コラム》

■機械式駐車場

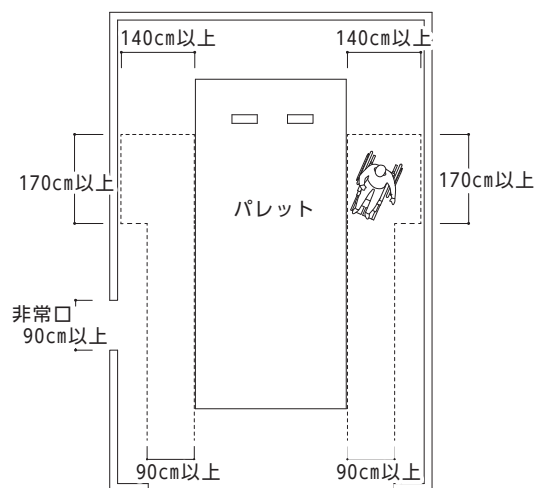
車椅子使用者用駐車施設は平置きを原則とする。ただし、敷地の状況等によりやむを得ず機械式駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、整備基準に適合するものとし、高齢者、障害者等が車の乗降に支障なく、円滑に利用できるものとする。そのため、車椅子使用者が管理人等の介助がなくても自力で乗降できるものとし、人的介助のみを前提とした通常の機械式駐車場は該当しない。また、当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路は移動等円滑化経路等、当該車椅子使用者用駐車施設から各住戸までの経路は特定経路等となるため、経路上に段差を設けてはならない。

さらに、機械式駐車場技術基準のバリアフリー対応駐車装置の基準を参考とする。

【参考】機械式駐車場技術基準（主な内容）

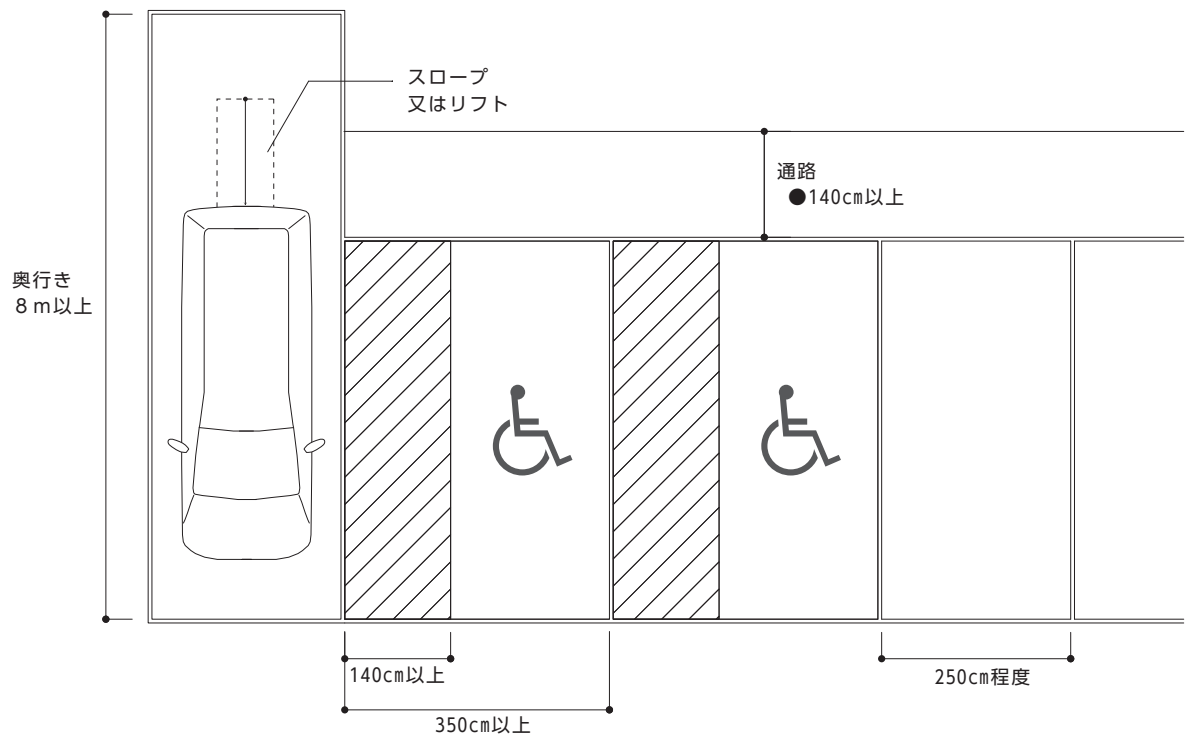
- ・人の通路は、幅90cm以上、高さ190cm以上、段差及びすき間は20cm以下とすること。
- ・非常口へ通ずる通路も上記に準ずることとし、非常口は、90cm以上、高さ190cm以上で、内側から容易に開けられるようにすること。
- ・自動車への乗降部分は車椅子の転回を考慮して、車椅子の進行方向に対して幅140cm以上、奥行き170cm以上の空間を確保すること。
- ・バリアフリー対応駐車装置の操作盤の少なくとも1面は、車椅子に乗ったままで操作できるよう床面から100cm程度の高さに設けること。
- ・一部の収容台数に対してバリアフリー対応駐車装置を適用する場合は、該当する搬器とそれ以外を識別できるように色分け、マーキング等の処置を施すこと。
- ・その他の基準については、「機械式駐車場技術基準・同解説 2023年版」（公益社団法人 立体駐車場工業会）を参照すること。

機械式駐車場に車椅子使用者用
駐車施設を設けた例

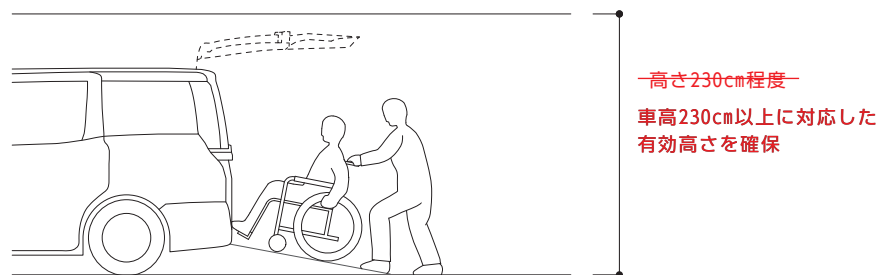


《 参 考 図 》

【図13.6】 奥行き 8 m以上の駐車スペースの例



【図13.7】 高さ230cm以上の例



《 参 考 図 》

【図13.8】 駐車施設に設置する看板の記載例

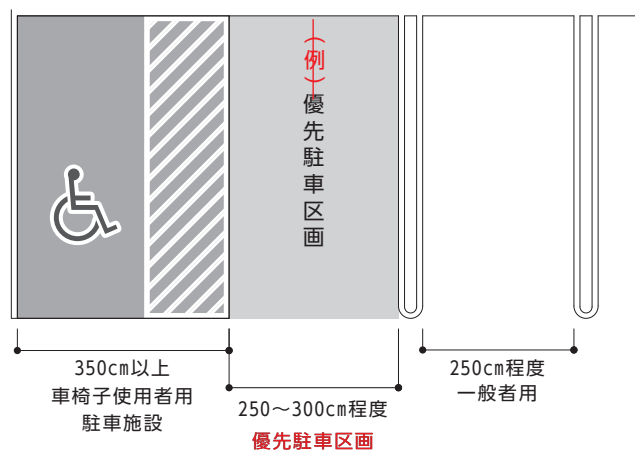
—車椅子使用者ほど広いスペースを必要としない—
—歩行等に配慮が必要な人が利用できる区画—

	車椅子使用者用駐車施設	優先駐車区画
マーク		 +  <必要に応じて>
説明文	この場所は、車椅子使用者など <u>身体の不自由な方</u> が利用する車両専用です。 一般の方は駐車をご遠慮ください。	この場所は、 <u>身体の不自由な方、身体内部に障害のある方</u> など、車の乗り降りや移動に <u>配慮が必要な方</u> が利用する車両が優先です。

優先駐車区画 —車椅子使用者ほど広いスペースを必要としない歩行等に配慮が必要な人が利用できる区画—

- 定義
車椅子使用者用駐車施設とは別に、施設設置管理者等の取組として施設等の出入口近く等において提供されている、必ずしも広い幅員を必要としないものの移動に配慮が必要な者向けの駐車区画。
- 利用対象者
地域の実状や施設の利用状況により、障害者、高齢者、妊産婦等移動に配慮が必要な者を想定。
- 設置場所
可能な限り出入口に近い場所。
- 設置台数
各事業者の実情に応じて定める。
- 広さ
通常の駐車区画と同等（250cm程度）。可能であれば300cm程度とやや広めにする。
- 案内表示の設置
利用対象者の説明や、対象者を示すマークを看板に表示する。
- 区画の塗装
 - ① 車椅子使用者ほど広いスペースを必要としない歩行等に配慮が必要な人が利用できる旨を表示をする。
 - ② 車椅子使用者用駐車施設とは別の色（緑色など）で床面全体を塗装し目立たせる。
 - ③ 対象者を表すシンボルマークを塗装する（障害者のための国際シンボルマークは表示しない。）

【区画の整備例】



—車椅子使用者ほど広い—
—スペースを必要としない—
—歩行等に配慮が必要な人が—
—利用できる区画—

ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、都が作成したマーク。



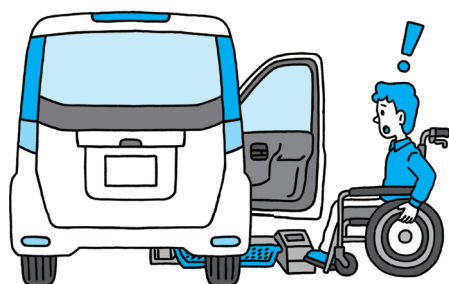
《コラム》

「利用者への配慮について」

車椅子使用者がコインパーキング等にある車椅子使用者用駐車施設を利用する際、運転席の下部にフラップ板の段差があると車椅子を寄せることができず、駐車場の利用が困難となる場合があります。

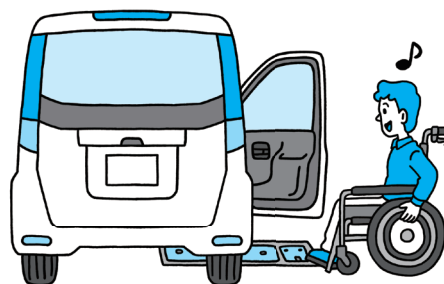
施設整備においては、フラップのないタイプや、段差のないフラップ板の駐車施設を設けるなどの配慮が考えられます。

改修前



・フラップの段差があり乗降が難しい例

改修後



・段差のないフラップに改修した例

⑭ 標識

【基本的考え方】

だれもが、目的の場所に容易に到達できるよう、標識を設置する。標識の設置にあたっては、だれも見やすい高さ及び位置に設置し、車椅子使用者、視覚障害者等の通行の妨げとならないよう、設置高さ、位置等について配慮する。

また、表示されている内容を読み取ることが難しいこともあるため、知的障害、発達障害、精神障害のある人にとっても、統一されたデザインによる表示は有効である。

■整備基準（規則で定めた基準）

整備基準（遵守基準）	整備基準（努力基準）
移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する次に掲げる要件に該当する標識を設けなければならない。	同左
(1) 高齢者、障害者等が見やすい位置に設けること。	(1) 同左
(2) 表示すべき内容を容易に識別することができること（当該内容が日本工業規格 Z 8210 に定めるものであるときは、これに適合すること。）。	(2) 同左

■整備基準の解説

	● エレベーター、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、車椅子使用者用便房、だれでもトイレ、オストメイト用汚物流しを設けた便房、ベビーチェアを設けた便房、ベビーベッドを設置した便所及び車椅子使用者用駐車施設の付近には、標識を設置する。	→【図 14.1】参照
(1) 表示位置	● 標識は、車椅子使用者にも見やすい位置・高さに取り付ける。 ● 突出型又はつり下げ型の標識を設ける場合は、視覚障害者等の支障とならない位置（高さ 200cm 以上）に設ける。	→【図 14.2】 【図 14.3】参照
(2) 表示内容	● 表示内容が JIS Z 8210 に定められているときは、これに適合させる。 ● 文字や記号が大きく太い書体や図を用いるなど分かりやすいデザインとし、地板の色とコントラストをつける。 ● 施設の利用者の状況を踏まえて、子どもや外国人にも分かるように、ふり仮名振り仮名や外国語を併記する。その場合、遠くからでも見えやすいよう、文字の大きさ等に配慮する。 ● 逆光又は反射グレアが生じないように、仕上げや、設置位置、照明に配慮する。（グレアとは、必要な照度が維持されていても、周囲との輝度対比で見えにくくなる現象）	→ 資-109・110 参照
その他の注意事項	● 一般便所及び子育て支援環境（ベビーチェア等・ベビーベッド等・授乳及びおむつ交換ができる場所）の付近には、標識を設置する。 ● 車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路についての誘導表示を設ける。	→「⑧子育て支援環境の整備」参照 →「⑬駐車場」参照

	○ 当該内容が容易に識別できる大きさとする。ただし、やむを得ない場合は10 cm角以上とすることができる。	
--	--	--

■望ましい整備

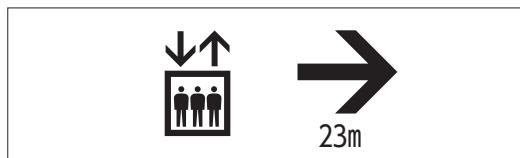
表示位置	◎ 立て置き型の標識は視覚障害者にとって通行の支障となるおそれがあり、危険防止のため原則として使用しない。 ◎ 同一建築物内では、同じデザインとし、各階とも同じ位置に取り付ける。	
表示内容	◎ 高齢者の白内障による黄変化視界でも分かりやすいものとする。	
構造	◎ 色は、識別が困難な方へ配慮し、文字・図記号（ピクトグラム）を組み合わせ、色だけに頼らないサインとする。 ◎ 暗い場所に設置する場合は、照明器具を内蔵したものとする。	
案内標示	◎ 誘導用の案内標示を、曲がり角ごとに分かりやすい位置に設置する。 ◎ 手すりの端部、曲がり角、階段及び傾斜路の始終点などの要所には、行き先、現在位置などを点字で表示する。	
その他の 注意事項	◎ 表示とあわせて音声で案内する。その際、音声が聞き取りやすくなるよう配慮し、案内設備の場所まで誘導できる内容を含むものとする。 ◎ 外国人にも配慮して、多言語による音声案内を行う。 ◎ 通路や出入口等において、利用時間が決まっている、又は、工事中で一時的に利用できない等、利用に支障が生じる情報は、分かりやすく案内表示するとともに、ホームページ等で情報提供する。	

《 参 考 図 》

【図14.1】案内標示の例

■誘導サイン（つり下げ型等の形式）

① エレベーター



② 上りエスカレーター



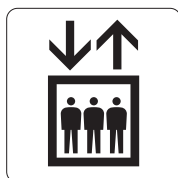
だれでもトイレ

③ トイレ（便房内に設置された設備のピクトグラムをあわせて表示）



■位置サイン

① エレベーター



② 上りエスカレーター



③だれでもトイレ

④ トイレ（便房内に設置された設備のピクトグラムをあわせて表示）



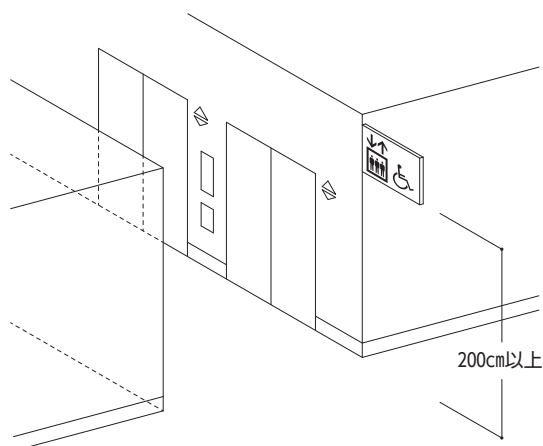
③

④ 車椅子使用者用便房

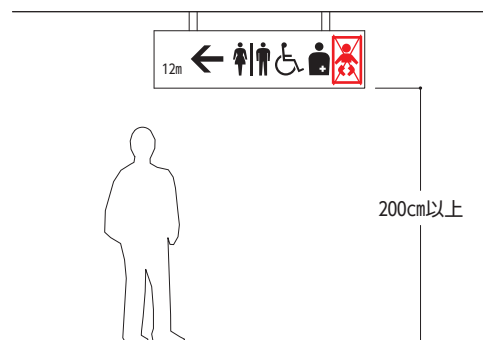


写真削除

【図14.2】突出型標識の例



【図14.3】つり下げ型標識の例



⑮案内設備

【基本的考え方】

だれもが円滑に目的の場所へ到達できるよう、施設の状況に応じた案内設備を分かりやすい位置に設置する。案内板等の設置にあたっては、高齢者、障害者等が見やすく、かつ視覚障害者の通行の妨げにならないよう、設置位置や高さ等について配慮する。また、視覚障害者にとっては、照明や採光も位置を特定することに有効なので、あわせて配慮する。

■整備基準（規則で定めた基準）

整備基準（遵守基準）	整備基準（努力基準）
(1) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認することができる場合は、この限りでない。	(1) 同左
(2) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置について、次に掲げる方法により、視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。	(2) 同左
ア 文字等の浮き彫り	ア 同左
イ 音による案内	イ 同左
ウ 点字及びア又はイに類するもの	ウ 同左
(3) 案内所を設ける場合には、(1)及び(2)の規定は適用しない。	(3) 同左

■整備基準の解説

(1)案内板等	● エレベーター、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、車椅子使用者用便房、 <u>だれでもトイレ</u> 、オストメイト用汚物流しを設けた便房、ベビーチェアを設けた便房、ベビーベッドを設置した便所及び車椅子使用者用駐車施設の配置を表示した案内板等を、建築物又はその敷地内に設ける。	→【図15.1】 【図15.2】参照
(2)視覚障害者のための設備	● エレベーター、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、車椅子使用者用便房 <u>及びだれでもトイレ</u> の配置を、以下の方法により視覚障害者に示すための設備を建築物又はその敷地内の主要な出入口付近に設ける。 ① 文字等の浮き彫り ② 音による案内 ③ 点字及び①又は②に類するもの	
(3)筆談用具等	● 筆談用のメモ用紙やホワイトボード等を準備して、障害者等とのコミュニケーションに配慮する。 ● 筆談用具等がある旨の表示については、施設の利用者等から見やすく、分かりやすく表示する。	

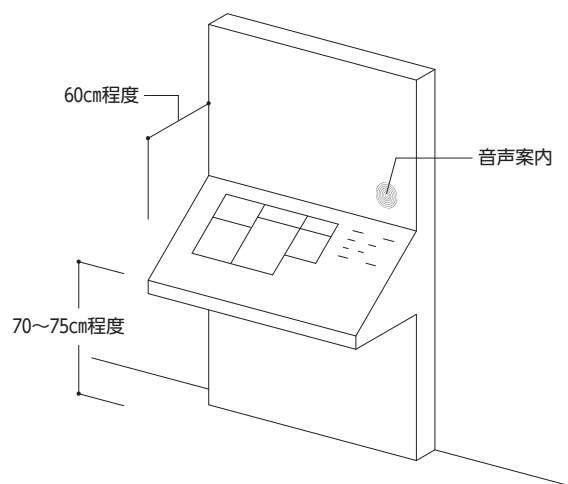
その他の 注意事項	● 案内板に表示する図記号（ピクトグラム）は、エレベーターその他の昇降機、便所、駐車施設等とし、JIS Z 8210 に定められているときは、これに適合すること。 ● 点字については、JIS T 0921 に準じ、墨字を併記する。 ● 触知案内板については、JIS T 0922 に準ずる。	→資-109・110 参照 →資-94・95 参照 →資-96～98 参照
	○ 当該内容が容易に識別できる大きさとする。※ JIS T 0922 触知案内板に定められている大きさ 100cm以下×60cm以下 また、文字の大きさの選択の目安 を参考にすること。	→資-96・117 参照

注意事項 ◎ 案内所を設ける場合にも、案内板等や視覚障害者のための設備を設ける。 ◎ 一建築物内に、複数の種類や大きさの便房（車椅子利用者用便房、だれでもトイレオストメイト用設備を備えた便房、ベビーチェアやベビーベッドを備えた便房など）、授乳及びおむつ替えのできる場所などがある場合は、便房の大きさや機能を表示するなどして、利用できる便房や設備がどこにあるかが分かるような表示を行う。 ◎ 数字による情報等については、浮き出し文字（一般の数字の形を浮き出しにして触察できるようにしたもの）をあわせて表示する。 ◎ 案内板、表示板等にケースがある場合、光の反射により見にくくならないよう設置位置、照明に配慮する。 ◎ JIS Z 8210 案内用図記号に定められていない図記号（ピクトグラム）については、標準案内用図記号ガイドライン 2021 によることや、標準化された図記号（ピクトグラム）を用いる。 ◎ 標準化された図記号の例としては、JIS Z 8210 案内用図記号、標準案内図記号ガイドライン 2021 以外に以下のようなものがある - ア 国際シンボルマーク - イ コミュニケーション支援用絵記号 ◎ 弱視者や色弱者が理解しやすいよう、大きくて分かりやすい図や文字、色や明度差に配慮する。 ◎ 案内図は、現在地が分かりやすいよう、背景の色等に配慮する。 ◎ 言葉（文字と話し言葉）によるコミュニケーションが困難な障害者、外国人等に配慮し、JIS T 0103 に適合するコミュニケーション支援用絵記号等によるコミュニケーションボードを備える。 ◎ 手話での対応が可能な係員を配置するとともに、その旨を表示する。	→公益財団法人 交通エコロジ ー・モビリティ財 団「標準案内用 図記号ガイドラ イン 2021」参 照 →資-112 参照
--	---

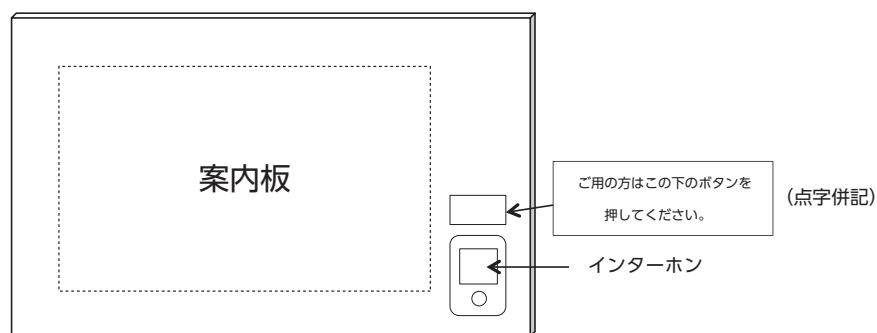
	◎ 案内所には、利用者に対応できる施設職員等を配置する。	
--	------------------------------	--

《 参 考 図 》

【図15.1】案内板の設置例

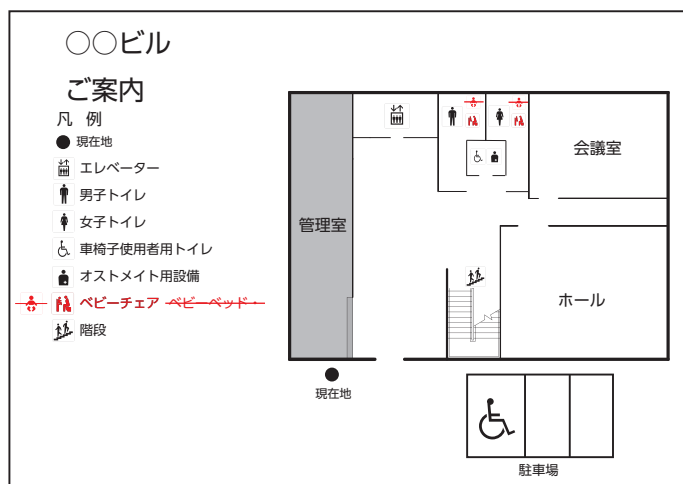


■インターホンを設置し、垂直に取り付けた案内設備の例



- ・設置高さは目線の低い車椅子使用者にも配慮する。
- ・表示方法等は JIS T 0922 に準じる。

【図15.2】案内板の表示例



- ・大きめの文字や分かりやすい図とし、色や明度差に配慮し、弱視者、色弱者にも見えやすいようにする。
- ・表示方法等は JIS T 0922 に準じる。

⑯案内設備までの経路

【基本的考え方】

道等から視覚障害者のための案内設備までの経路のうちⅠ以上は、視覚障害者が円滑に移動できる経路とし、視覚障害者誘導用ブロックや音声等で誘導する。また、視覚に代わる情報伝達方式は複数の方法を併用することが望ましい。

■整備基準（規則で定めた基準）

整備基準（遵守基準）	整備基準（努力基準）
(1) 道等から前の項(2)に規定する設備又は同項(3)の案内所までの経路(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)は、そのうちⅠ以上を、視覚障害者が円滑に利用することができる経路(以下この項において「視覚障害者移動等円滑化経路」という。)にしなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。	(1) 道等から前の項(2)に規定する設備又は同項(3)の案内所までの経路は、そのうちⅠ以上を、視覚障害者が円滑に利用することができる経路(別表第4を除き、以下「視覚障害者移動等円滑化経路等」という。)にしなければならない。ただし、建築物内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認することができ、かつ、道等から当該出入口までの経路が(2)に定める基準に適合するものである場合においては、この限りでない。
ア 建築物内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認することができ、かつ、道等から当該出入口までの経路が(2)に定める基準に適合するものである場合	—
イ 道等から案内設備までの経路が主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合	—
(2) 視覚障害者移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。	(2) 視覚障害者移動等円滑化経路等は、次に掲げるものでなければならない。
ア 視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。	ア 視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起を設け、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、その存在を容易に識別することができるものをいう。以下同じ。)及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。
イ 視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。	イ 視覚障害者移動等円滑化経路等を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。
(ア) 車路に近接する部分	(ア) 同左
(イ) 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分(次に掲げる部分を除く。)	(イ) 段がある部分の上下端に近接する部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分(次に掲げ

	る部分を除く。)
i 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの	i 同左
ii 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの	ii 同左
iii 段がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊り場等	iii 同左

■整備基準の解説

視覚障害者移動等円滑化経路等	● 道等から視覚障害者のための案内設備又は案内所までの経路は、そのうち1以上を視覚障害者が円滑に利用できる経路（視覚障害者移動等円滑化経路）とする。 ● 建築物内にある案内所（管理人等が常時勤務するもの）から直接地上へ通ずる出入口が容易に視認できるときは、道等から当該出入口までのみを視覚障害者移動等円滑化経路等とすることができる。 ● 視覚障害者が移動の方向や経路を認識しやすいこと及び一般の歩行動線と著しく異ならないように配慮する。 ○ 全ての建築物において、道等から案内設備、案内所までの経路は、そのうち1以上を視覚障害者移動等円滑化経路等とする。 ○ 自動車の駐車のために供する施設に設けられる道等から案内設備又は案内所までの経路であっても、そのうち1以上を視覚障害者移動等円滑化経路等とする。	→【図16.1】参照
誘導	● 視覚障害者移動等円滑化経路等には、できるだけ分かりやすい経路となるよう線状ブロック等を直進で敷設することを原則とする。ただし、敷地の状況等により直進で敷設できない場合は、線状ブロック等・点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設するか、音声その他の方法により視覚障害者を誘導する。	→【図16.1】参照
(視覚障害者誘導用ブロック)	● 進行方向を変更する必要のない風除室内は、線状ブロック等・点状ブロック等を敷設しなくてもよい。 ○ 進行方向を変更する必要のない風除室内であっても、風除室の形状や建築物の状況、利用者の特性に応じて、線状ブロック等・点状ブロック等の敷設を考慮する。 ● 視覚障害者誘導用ブロックは JIS T 9251 による形状のものを使用する。 ① 注意喚起をする点状ブロック ② 移動の方向を示す線状の突起のある線状ブロック ● 点状ブロック等は段差部分、危険箇所の前面、誘導方向が変化する部分などに敷設する。 ● 線状ブロック等は、誘導方向と線状突起の方向を平行にし、連続して敷設する。 ● 敷設幅は 30cm 以上とする。 ● 弱視者に配慮し、誘導用ブロックの色は、黄色を原則とするが、白や薄いグレーの床に黄色の誘導用ブロックを敷設した場合は見にくいいため、他の色を選択するなど、周辺の色との明度差、輝度比などに配慮する必要がある。 ● 誘導用ブロックと周囲の床の仕上げとは少なくとも輝度比 2.0 以上確保する。 ● 敷設位置は、壁・塀に近すぎないように余裕を確保した位置とする。また、視覚障害者が壁や塀、電柱等の路上施設等に衝突しないよう、敷設位置には十分注意する。	→【図16.2～16.5】参照 資-100～103 参照

(音声案内)	● 音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備の一例として、音声誘導装置（視覚障害者の持つ発信機等にセンサーが反応して音声により、誘導、案内を行う装置）が挙げられる。 ● 必要に応じ、案内設備の位置等を知らせるための誘導鈴を設ける。 ● 必要に応じ、音声又は放送による案内を行う。	
点状ブロック等	● 車路に近接する部分、段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分には、視覚障害者に対する警告用の点状ブロック等を敷設する。 ● ただし、勾配が 1/20 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、高さが 16cm を超えず、かつ、勾配が 1/12 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊り場等については、この限りでない。 ○ 段がある部分の下端に近接する部分にも、点状ブロック等を敷設する。	

■望ましい整備

視覚障害者 用誘導用ブ ロック	◎ 視覚障害者誘導用ブロック等上にものを置いたり、立ち止まらないよう注意喚起のための表示等を行う。 ◎ 歩道から敷地に至る連続的な敷設が得られる場合には、道路管理者との十分な協議を行ったうえで、連続性に配慮する。 ◎ 材質は敷設場所、周囲の床材料との対比を考慮し、視覚障害者が触知しやすいものとするとともに、適切な耐久性を確保し、滑りにくいものとする。 ◎ 案内所が設けられている場合は、案内設備への誘導に加えて、建築物の出入口から案内所まで誘導するよう視覚障害者誘導用ブロック等を敷設する。 ◎ 案内所が建築物の出入口と異なる階にある場合等には、案内設備以外に、エレベーターへ誘導するように視覚障害者誘導用ブロック等を敷設する。 ◎ 官公署等の日常的に多様な人が利用する施設では、案内設備以外に、エレベーター、階段、便所、福祉関係の窓口などの利用頻度が高いところまで誘導するよう視覚障害者誘導用ブロック等を敷設する。 ◎ 視覚障害者移動等円滑化経路等に音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けた場合にも、道等から案内設備や案内所まで誘導するよう視覚障害者誘導用ブロック等を敷設する。 ◎ 敷地内に設けられた柵蓋等により、視覚障害者誘導用ブロック等による誘導が途切れることがないよう、あらかじめ屋外計画や設備計画と調整を図る。	
-----------------------	--	--

《音声による案内・誘導について》

- ・公共施設等で日常的に多様な人が利用する施設の敷地や建築物の出入口に設置することが有効である。
- ・音声による案内は開発途上であり、各種の方式がある。今後共通化、標準化が課題である。

①電波方式

視覚障害者が送信機を持ち、施設に設置されたアンテナに電波が送信され、主装置を介して、固定スピーカーから音声案内が行われる。

②赤外線方式

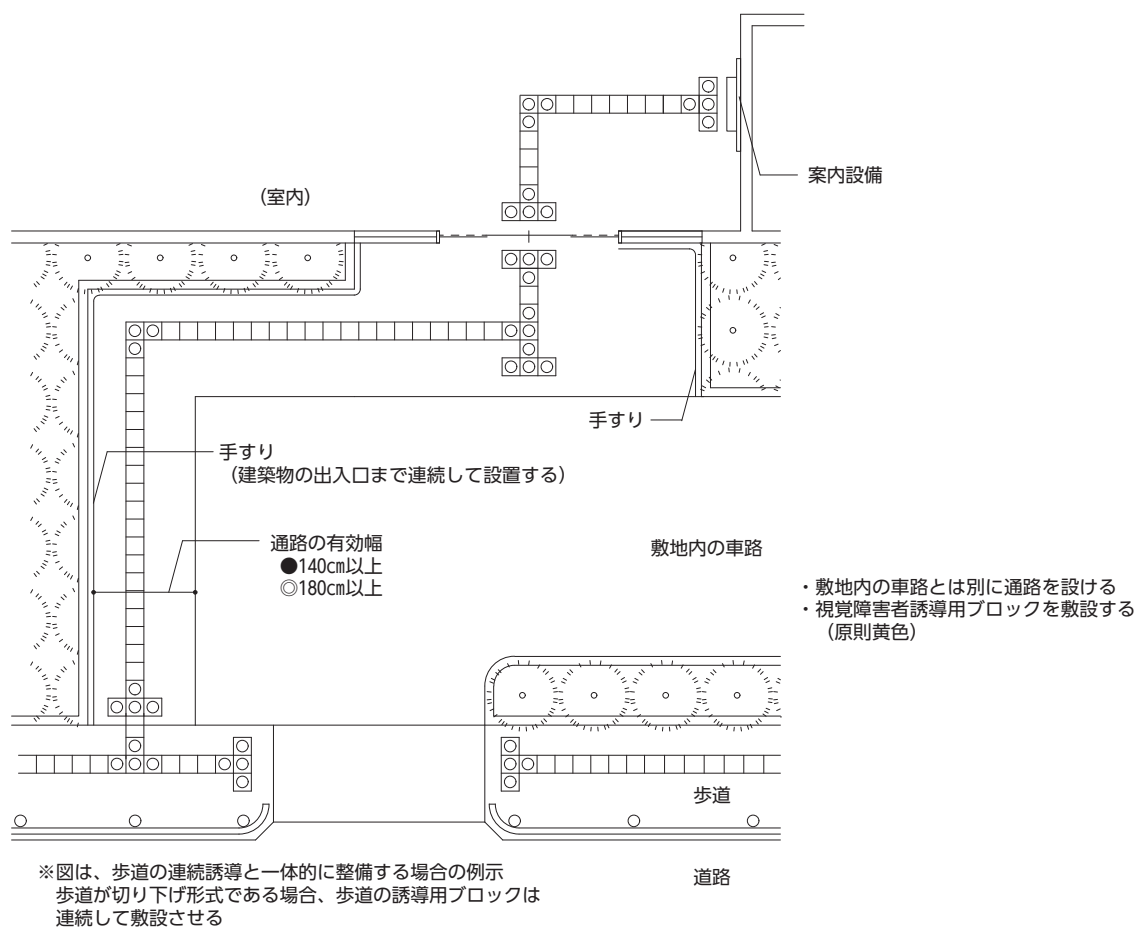
視覚障害者の持つ小型の受信機が、施設に設置された電子ラベルから赤外線で送信される情報を受信し、受信機のスピーカーあるいはイヤホンから音声案内が行われる。

③その他

磁気センサー、人感センサーによる方式や IC タグ、携帯電話等の GPS 機能により位置情報を得る方式等もある。

《 参 考 図 》

【図16.1】 案内設備までの経路

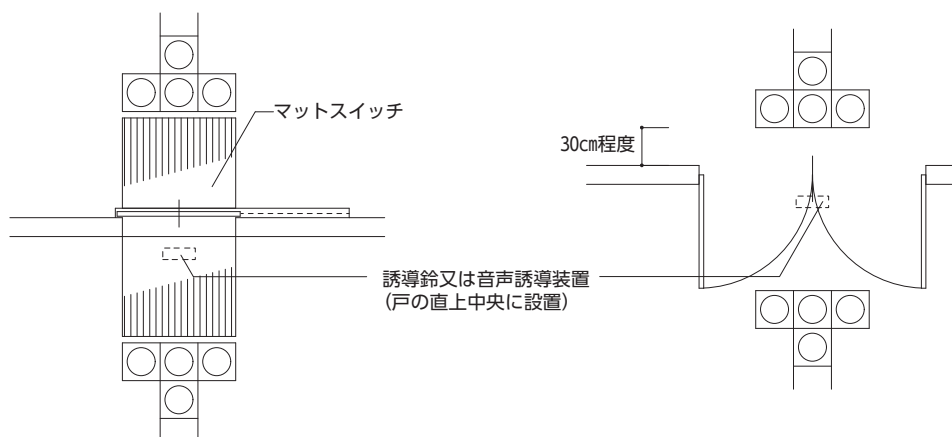


【図16.2】 出入口(玄関)付近での設置例

■自動扉の場合

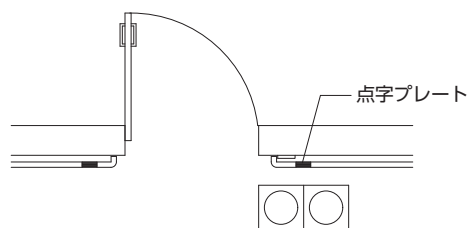
(マットスイッチを設けた場合)

■開き扉の場合



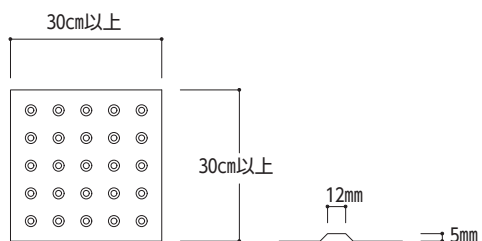
《 参 考 図 》

【図16.3】 出入口(居室等)付近での設置例

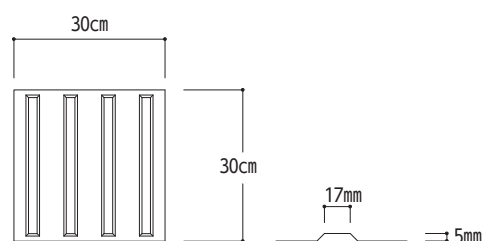


【図16.4】 種類(JIS T 9251による 資料編 (各種規格等) [資-100～103](#) 参照)

■点状ブロック



■線状ブロック



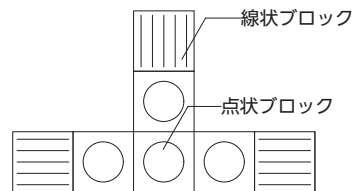
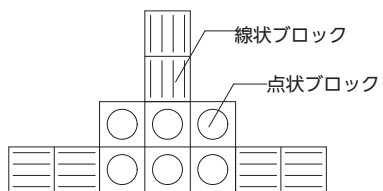
《 参 考 図 》

【図16.5】経路分岐点における標準的な敷設方法の例

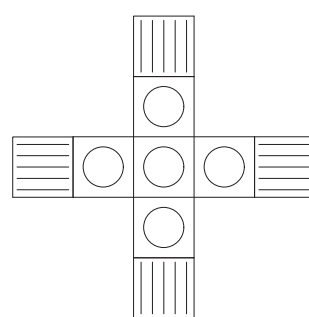
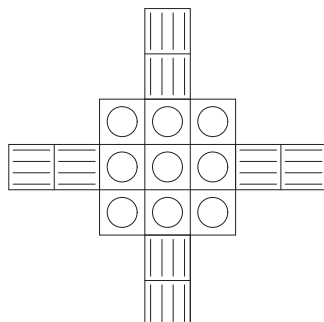
■30cm角の場合

■40cm角の場合

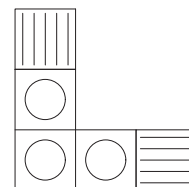
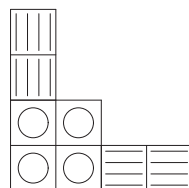
T字形



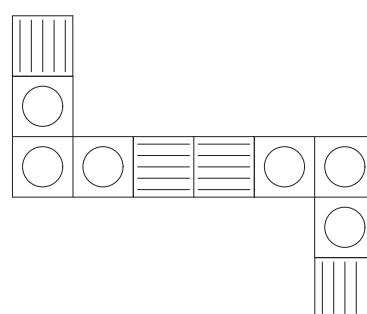
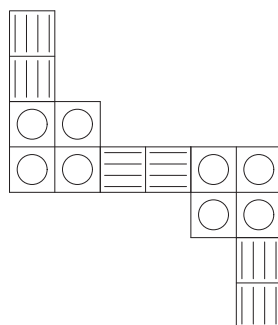
十字形



L字形



クランク



《コラム》

「色彩について」

視覚障害者の中には、まったく見るできない全盲者の方のほか、見えづらい、部分的に見えない弱視者（ロービジョン）の方がいます。こうした弱視者の方は視覚障害者全体の約7割を占めており、見えづらは弱視の種類によって異なります。

高齢者の方は、加齢に伴い視力が低下し、情報取得が困難になったり、また、認知症の方は、空間を認識することが困難になったりします。

これらの弱視の方、高齢者、認知症の方に空間を認識できるような様々な配慮が求められます。

施設整備においては、色彩のコントラストがとれていると空間を認識しやすく、写真左よりも写真右の方が、階段の段鼻ラインの位置、踏み面のコントラストがとれており、ステップが認識しやすい配慮がされています。

階段以外にも、廊下、居室などの床、壁、柱や、トイレ内における壁、手すり、便器の色彩のコントラストがとれていると空間を認識しやすいです。



写真調整中



・コントラストがなく、段鼻が認識しづらい

・コントラストがとれており、段鼻が認識しやすい



・コントラストがとれており、便器、手すりが認識しやすい

場所：迎賓館赤坂離宮前休憩所

出典：平成 24 年度 弱視者の安全性・利便性に関する調査研究 報告書
(平成 25 年 3 月 国土交通省 総合政策局)

URL: https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000038.html

⑰公共的通路

【基本的考え方】

面的なバリアフリー化を進めるため、人の通行機能を補完する歩行者デッキ、交通機関連絡通路、歩道状空地等、不特定かつ多数の者の利用に供される公開空地等のうち公共的通路部分について整備する。公共的通路は、都市計画で定める都市再生特別地区内や建築基準法に基づく総合設計許可等により設けられる公開空地等のうち専ら人の通行の用に供する通路部分とし、高齢者、障害者等を含む**すべて**の人が安全で円滑に通行できるように配慮する。なお、公開空地等のうち公園的要素が強い広場部分については、原則として適用しないが、公園編の整備基準に適合するよう整備することが望ましい。また、計画に際しては周辺の道路等との連続性に配慮する。

なお、公共的通路上にやむを得ず段差が生じる場合は、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機を組み合わせ設置し、高齢者や障害者等を含む**すべて**の人が円滑に利用できるよう、分かりやすい動線計画とする。

■整備基準（規則で定めた基準）

整備基準（遵守基準／努力基準）	
都市計画法又は建築基準法の規定に基づき建築物内及び当該建築物の敷地内に設ける公共の用に供する空地のうち、専ら歩行者の通行に供する通路の部分（以下「公共的通路」という。）の１以上は、次に掲げる構造とすること。	
(1) 歩道状空地、屋外貫通通路、歩行者デッキ等の建築物の外部の公共的通路に係る構造は、次に掲げるとおりとする。	
ア 通路の幅は、200センチメートル以上（都市計画、許可等で別に定める幅がある場合には、当該幅以上）とし、通行に支障がない高さの空間を確保すること。	
イ 通路の面には、段差を設けないこと。ただし、次に掲げる要件に該当する傾斜路又は６の項若しくは７の項に定める基準を満たすエレベーターその他の昇降機を設置する場合その他道路等の自然勾配が段に代わる傾斜路の勾配を上回る場合等地形上やむを得ない場合は、この限りでない。	
(ア) 手すりを設けること。	
(イ) その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することができるとすること。	
(ウ) 幅は、段に代わるものにあつては 140 センチメートル以上、段に併設するものにあつては 90 センチメートル以上とすること。	
(エ) 勾配は、20 分の 1 を超えないこと。	
(オ) 高さが 75 センチメートルを超えるものにあつては、高さ 75 センチメートル以内ごとに踏幅が 150 センチメートル以上の踊り場を設けること。	
(カ) 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。	
(キ) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子を安全に停止させることができる平坦な部分を設けること。	
ウ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	
エ 当該敷地外の道路又は公共的通路等に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合には、連続性を確保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、道路の歩道に沿って歩道状空地を設ける場合には、当該歩道状空地に視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができる。	
オ 階段を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。	
(ア) 踊り場を含めて、両側に手すりを設けること。	
(イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別することができるものとすること。	

(ウ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。 (エ) 段がある部分の上下端に近接する通路の部分及び段がある部分の上下端に近接する踊り場(250センチメートル以下の直進のものを除く。)の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。 (オ) 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。 (カ) 蹴上げの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とすること。 (キ) 階段の幅(当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は10センチメートルを限度として、ないものとみなす。)は、120センチメートル以上とすること。
(2) 屋内貫通通路、アトリウム、地下鉄連絡通路等の建築物の内部の公共的通路に係る構造は、次に掲げるとおりとする。
ア 通路の幅は、200センチメートル以上(都市計画、許可等で別に定める幅がある場合には、当該幅以上)とし、当該部分の天井の高さを250センチメートル以上とすること。
イ 通路の面には、段差を設けないこと。ただし、次に掲げる要件に該当する傾斜路又は6の項若しくは7の項に定める基準を満たすエレベーターその他の昇降機を設置する場合その他道路等の自然勾配が段に代わる傾斜路の勾配を上回る場合等地形上やむを得ない場合は、この限りでない。 (ア) 手すりを設けること。 (イ) その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することができるものとする。 (ウ) 傾斜がある部分の上端に近接する通路の部分及び傾斜がある部分の上端に近接する踊り場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、高さが16センチメートルを超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの又は直進で、長さが250センチメートル以下の踊り場に設けるものについては、この限りでない。 (エ) 幅は、段に代わるものにあつては140センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。 (オ) 勾配は、12分の1を超えないこと。 (カ) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。 (キ) 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。 (ク) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子を安全に停止させることができる平坦な部分を設けること。
ウ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
エ 道路又は建築物外の公共的通路等に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合には、連続性を確保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。
オ 階段を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。 (ア) 踊り場を含めて、両側に手すりを設けること。 (イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別することができるものとする。 (ウ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。 (エ) 段がある部分の上下端に近接する通路の部分及び段がある部分の上下端に近接する踊り場(250センチメートル以下の直進のものを除く。)の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。 (オ) 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。 (カ) 蹴上げの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とすること。

(キ) 階段の幅(当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は 10 センチメートルを限度として、ないものとみなす。)は、120 センチメートル以上とすること。

■整備基準の解説

	● 本項による整備対象となる公共的通路は、道路又は隣地の公共的通路から敷地内又は建築物内を経由して道路又は隣地の公共的通路に通ずる経路部分に設ける公共的通路である。	
有効幅	● 建築物外部及び内部に設ける公共的通路の有効幅 200cm は、車椅子使用者同士がよりすれ違いやすい寸法である。	→【図 17.1】参照
通路面 (段差)	● 公共的通路部分には段差を設けない。ただし、やむを得ず段差が生じる場合には、傾斜路、「⑥エレベーター及びその乗降ロビー」、「⑦特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機」を設ける。なお、傾斜路は、屋外にあっては、整備基準(1)イ(ア)から(キ)に定めるもの、屋内にあっては、整備基準(2)イ(ア)から(ク)に定めるものとする。	
通路面 (表面)	● 砂利敷や段差のある石畳などは、高齢者、障害者等には移動しにくいのでできるだけ避ける。 ● 床材は雨等により濡れた状態でも滑りにくい材料を用いる。 ● 通路面には原則として縦断する排水溝等を設けない。やむを得ず設ける場合には、蓋等を設け、車椅子使用者、杖使用者の通行に支障がないものとする。	
通路面 (誘導)	● 視覚障害者誘導用ブロックは、道路その他の公共的通路との接続部分の連続性を考慮して設ける。なお、設置方法は「⑩案内設備までの経路」の整備基準の解説「視覚障害者誘導用ブロック」によるものとする。 ● ただし、敷地外の歩道と一体的に歩道上空地が設けられている場合には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができる。	→【図 16.4】 【図 16.5】参照
階段	● 階段を設ける場合には、整備基準に規定する構造とする。 ● けこみは 2cm 以下とする。 ● 階段下側の天井やささら桁が低くなる部分では、視覚障害者等が衝突する危険があるため、柵やベンチ、植栽、点状ブロック等を適切に配置するなどの安全に配慮した措置を講ずる。	→【図 17.2】参照
その他の 注意事項	● 「公共的通路の 1 以上」とは、交通機関連絡通路、歩行者デッキ、歩道状空地等を各々複数設ける場合には、原則として当該複数施設毎に 1 以上をこの基準に適合するように整備することである。なお、当該敷地が枢要な地区にある場合や建築物の配置計画等によっては、高齢者、障害者等の通行動線が同一施設でも複数整備する。ただし、幅 200cm 未満の歩道状空地の場合や道路に歩道が設けられている場合等では、本基準によらないことができる。 ● 公共的通路部分は公開空地等の整備や維持に担保性があるものに限られ、単に敷地の庭を通路として任意に公開した部分については本基準は適用しない。また、公開空地等でも公共的通路以外の広場部分については、本基準は適用しない。	

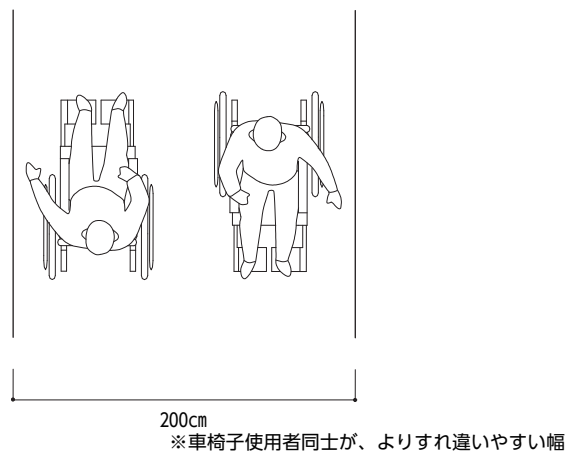
建築限界の確保	● 安心して通行できる歩行者空間を確保するため、公共的通路は床から高さ250cm以上の空間を連続して確保する。	→【図17.3】参照
---------	---	------------

■望ましい整備

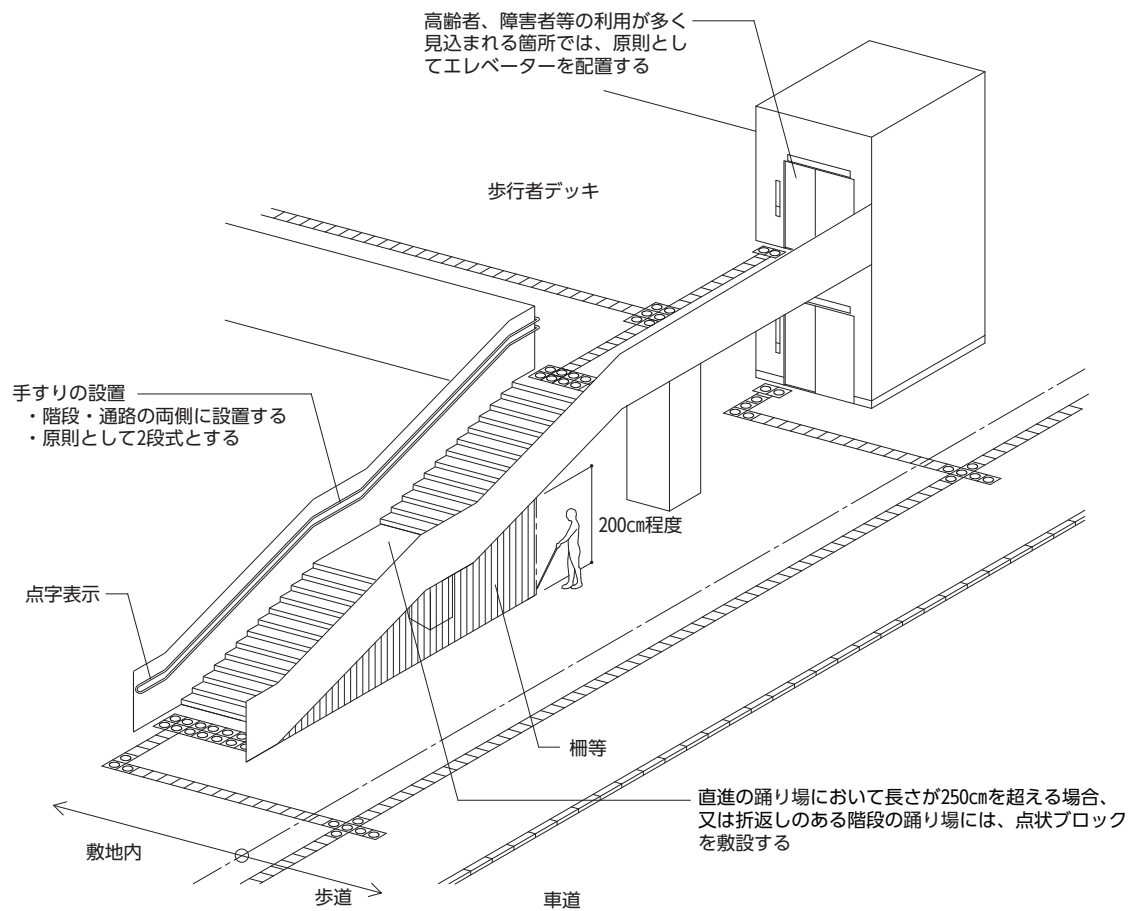
有効幅	◎ 円滑でゆとりのある歩行者空間の確保を図るため、建築物外部に設ける公共的通路の有効幅は、道路の最低幅員と同じく4m以上とし、建築物内に設ける公共的通路の有効幅は地下街の通路幅員と同じく6m以上とする。	
通路面	◎ 公共的通路に上屋を設けるなど通路面の凍結、雪対策を講ずる。 ◎ 公共用通路はできるだけ直線を主体とした線形で整備し、原則としては整備基準の適用が除外されている広場部分のうち、回遊性を有する通路状部分にも公共的通路等との連続性を確保しつつ視覚障害者誘導用ブロックを設置する。 ◎ 車路に接する部分又は車路を横断する部分の公共的通路部分には、点状ブロックを設置する。	
階段	◎ 階段及び傾斜路を設ける場合には、「④階段」及び「⑤階段」に代わり、又はこれに併設する傾斜路の望ましい整備によるものとする。	
その他の注意事項	◎ 地下鉄連絡通路から建築物に至る階段等の手すりの始点には、行き先を示す点字表示を設ける。 ◎ 敷地が広く、敷地内に複数の建築物又は公共的通路がある場合などは、案内板を設置する。 ◎ 敷地が広い場合等は、遠くからでも傾斜路の位置が分かる案内標示を設置する。 ◎ エレベーターその他の昇降機は、「⑥エレベーター及びその乗降ロビー」「⑦特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機」の望ましい整備によるものとする。 ◎ 通路部分には、立て置き型の看板等、視覚障害者の通行の障害となるものは設置しない。 ◎ 公共用通路には休息のためのスペース又は施設を適切な位置に設ける。なお、建築物内の公共的通路の有効幅以外の構造は、「③廊下等」に定める望ましい整備によるものとする。 ◎ 公共用通路には足元灯を設けるなどできるだけ通路面が見やすい明るさの確保を図る。 ◎ 公共的通路部分とその他の廊下及び通路状部分とが識別しやすい計画とする。	
建築限界の確保	◎ ゆとりある公共的通路として床から高さ5m(2階の天井の高さ程度)以上の歩行者空間を確保する。	→公園編「⑬ベンチ」及び「⑭野外卓」参照

《 参 考 図 》

【図17.1】 公共的通路の幅

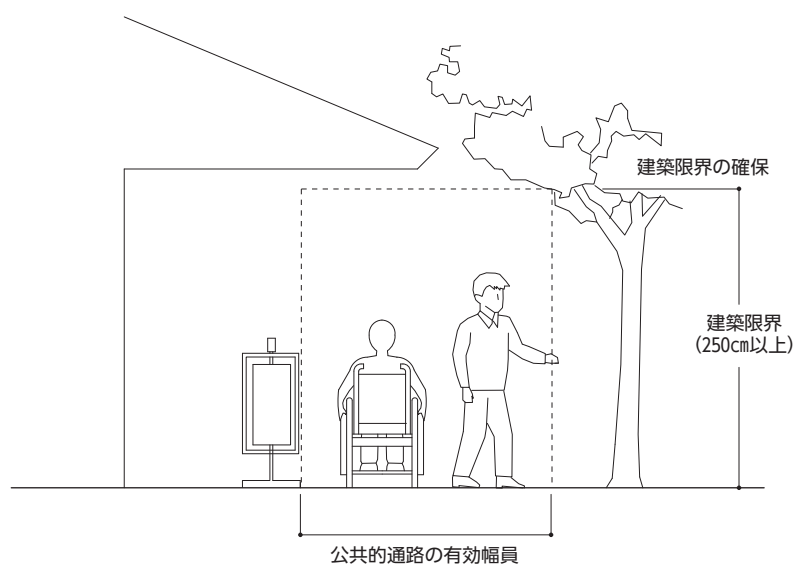


【図17.2】 歩行者デッキの例



《 参 考 図 》

【図17.3】 公共的通路の有効幅と建築限界(高さ空間の確保)



⑱子育て支援環境の整備

【基本的考え方】

乳幼児を連れてた者が自由に外出するためには、ベビーチェア・ベビーベッドを便所に設けるとともに、授乳及びおむつ交換のできる場所を設ける必要がある。

■整備基準（規則で定めた基準）－再掲載－

③廊下等

整備基準（遵守基準）	整備基準（努力基準）
(2) 移動等円滑化経路等を構成する廊下等は、(1)に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。	(2) 同左
エ 授乳及びおむつ交換をすることができる場所を1以上設け、ベビーベッド、椅子等の設備を適切に配置するとともに、その付近にその旨の表示を行うこと（他に授乳及びおむつ交換をすることができる場所を設ける場合を除く。）。	ウ 同左

⑧便所

整備基準（遵守基準）	整備基準（努力基準）
(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、床の表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、床の表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
(2) (1)に規定する便所のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものとする。	(2) 同左
ウ ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。	ウ 同左
エ ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと（他におむつ交換をすることができる場所を設ける場合を除く。）。	エ 同左

■整備基準の解説

◆授乳及びおむつ交換ができる場所

スペース	● 授乳及びおむつ替えができる場所として独立した部屋を設けることが望ましいが、スペース的に困難な場合には、待合室等の一部を利用して授乳コーナーを整備することもできる。 ● ベビーベッドや椅子は、適切に配置し、ベビーカー等での通行にも配慮する。授乳スペースには、カーテン、ついたて等を設け、プライバシーの確保に配慮する。	→【図18.1】 【図18.2】参照
------	--	-----------------------

表示	● 授乳及びおむつ替えができる場所の出入口付近には、分かりやすい案内標示を行う。 ● 案内板等に、授乳及びおむつ替えができる場所の位置を表示する。	→【図 18.7】参照
その他の注意事項	● 個室となる場合は、防犯面にも留意する。	

◆ベビーチェア、ベビーベッド

ベビーチェア	● ベビーチェアは、乳幼児を連れた者が、乳幼児を側に座らせて便所を利用することができるようにするために必要な便房内の設備である。 ● ベビーチェアは、ベルト等により乳幼児を安全に座らせることができるものとする。 ● 便所に男子用と女子用の区別がされている場合は、それぞれに 1 以上設置する必要がある。 ● 車椅子使用者用便房やだれでもトイレ内に設ける場合は、車椅子使用者の利用に十分配慮し、適切なスペースを確保した上で設置する必要がある。	→【図 18.4】参照 →【図 18.3】参照
ベビーベッド	● 便所に男子用と女子用の区別がされている場合は、それぞれに 1 以上設置する必要がある。 ● 乳幼児を連れた者の利用が特に多い建築物については、便房外に設けたほうが、便所の混み具合に左右されないため効率的であり、利用しやすい。 ● ベビーベッドには、転落防止のため固定用ベルトを設ける。また必要に応じて、転落の危険がある旨の表示をするなどの注意喚起をする。 ● 車椅子使用者用便房やだれでもトイレ内に設ける場合は、車椅子使用者の利用に十分配慮し、適切なスペースを確保した上で設置する必要がある。	→【図 18.3】参照 →【図 18.5】参照
表示	● ベビーチェア等乳幼児を座らせることができる設備及びベビーベッド等乳幼児のおむつ替えができる設備を設けた便房及び便所の出入口には、分かりやすい案内標示を行う。 ● 案内板等に、ベビーチェアやベビーベッドを設置した便所の位置を表示する。	→【図 18.7】参照

■望ましい整備

◆授乳及びおむつ交換ができる場所

おむつ交換場所	◎ おむつ交換台の下部又は付近には、荷物棚を設ける。また、ベビーカーを収納できるスペースを設ける。 ◎ おむつ交換台は、車椅子使用者に配慮し、幅が広く、シートの高さが低いものを設ける。 ◎ 大きめのおむつ用汚物入れを設け、利用者が子どもから離れずにすむようにベッドの近くに設置する。	
授乳スペース	◎ 人目を気にせず母乳をあげられるように、専用の授乳室を設ける。また、入口には「授乳室（授乳スペース）」である旨の標示や、男性の入室を禁じる注意標示を行う。 ◎ 授乳用の椅子は、体勢が安定する背もたれ付きのものとする。	

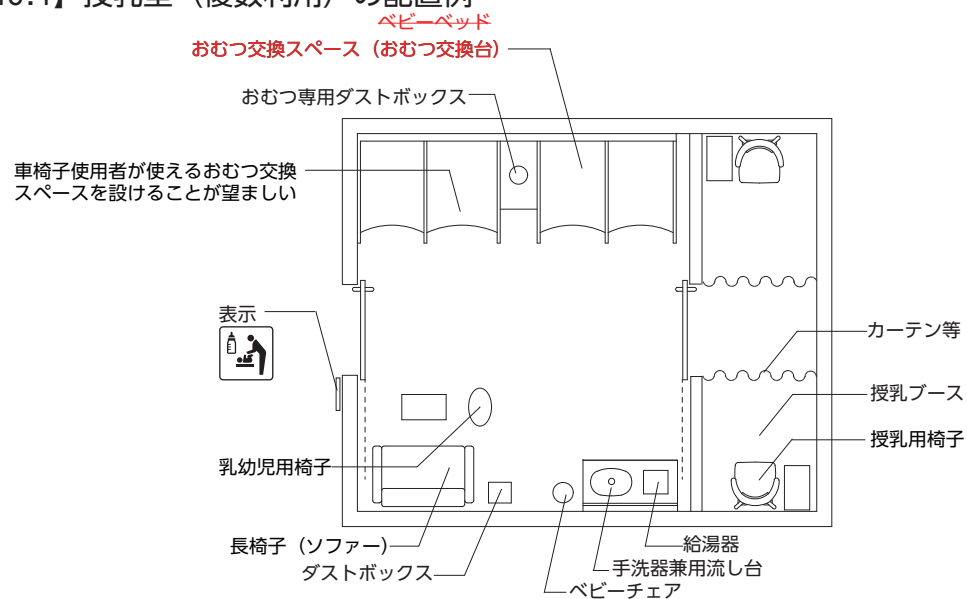
設備	◎ 手洗器、哺乳びんの洗浄用の流し台、調乳用の給湯器を設ける。 ◎ 利用者が乳幼児に離乳食をあげる時、乳幼児を座らせることができる高めの椅子と、保護者用の椅子を設ける。	
その他の 注意事項	◎ ベビー休憩室を利用する際、同伴者が休憩できるように、入口に近い位置に休憩できる椅子を設置する。また、哺乳瓶による授乳のための椅子として利用できる構造とする。 ◎ 男女にかかわらず利用できるスペース（おむつ替えのできる場所や離乳食をあげる場所等）を設けるように配慮する。 ◎ 男性の哺乳びんでの授乳にも配慮し、内部の設備配置等の状況が分かるよう表示する。	

◆ベビーチェア、ベビーベッド

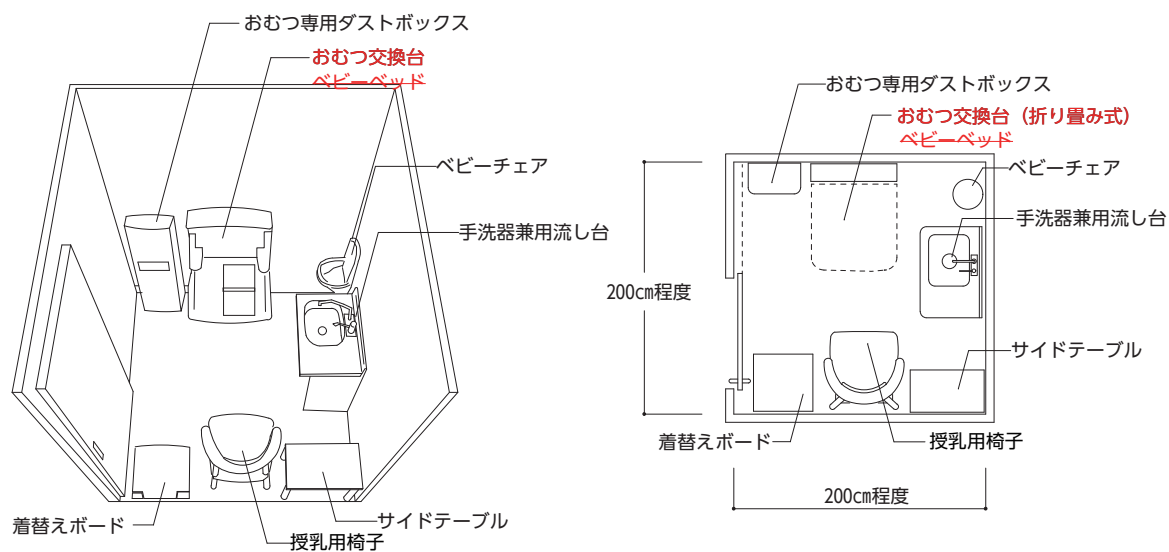
ベビーチェア	◎ ベビーチェア等乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を、複数（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれに複数）設ける。	
ベビーベッド	◎ ベビーベッドの付近には荷物置場を設ける。 ◎ 立位姿勢でのおむつ交換、排泄前後の着脱衣用の着替え台を設置する。 ◎ 車椅子使用者等の利用の重複に配慮して、車椅子使用者用便房内には設置しない。	→【図 18.6】参照
その他の 注意事項	◎ 子育て支援環境の整備に配慮した設備を有する便所では、ベビーカーと共に入ることができる大きさの便房を設ける。	

《 参 考 図 》

【図18.1】授乳室（複数利用）の配置例



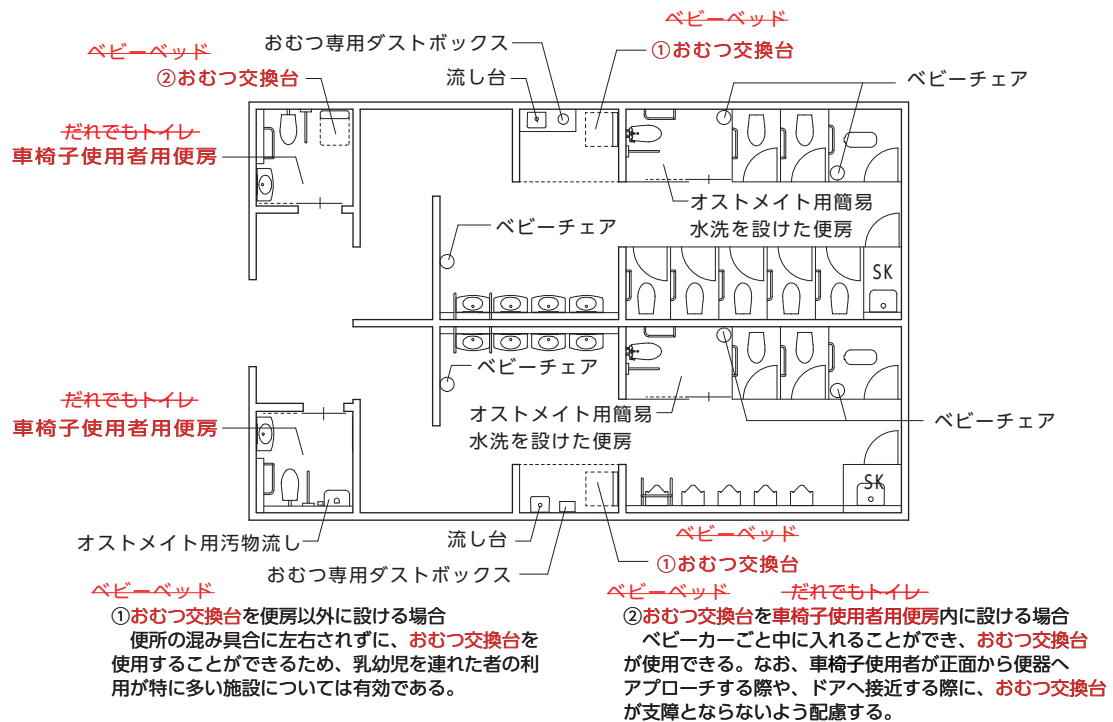
【図18.2】授乳室（個人利用）の配置例



《 参 考 図 》

ベビーベッド

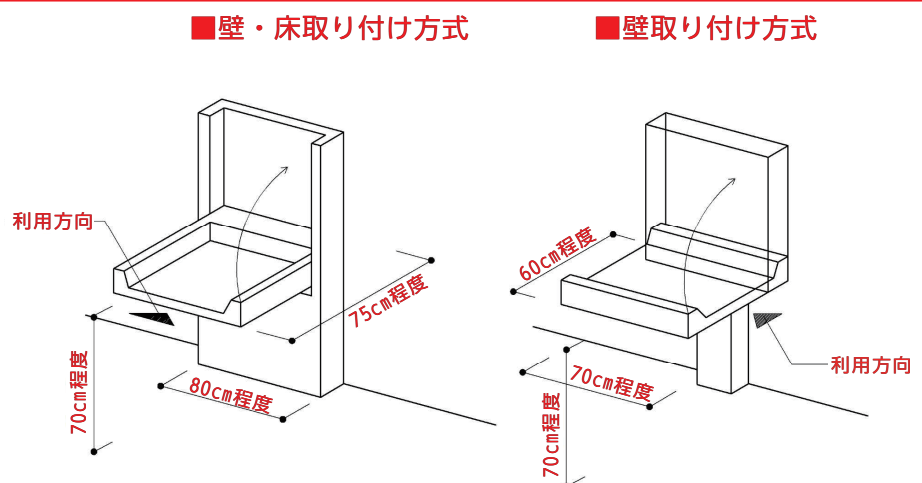
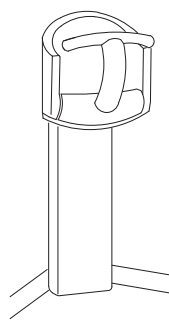
【図18.3】 ベビーチェア・おむつ交換台のレイアウト例



【図18.4】 ベビーチェアの例

【図18.5】 おむつ交換台の例

図変更



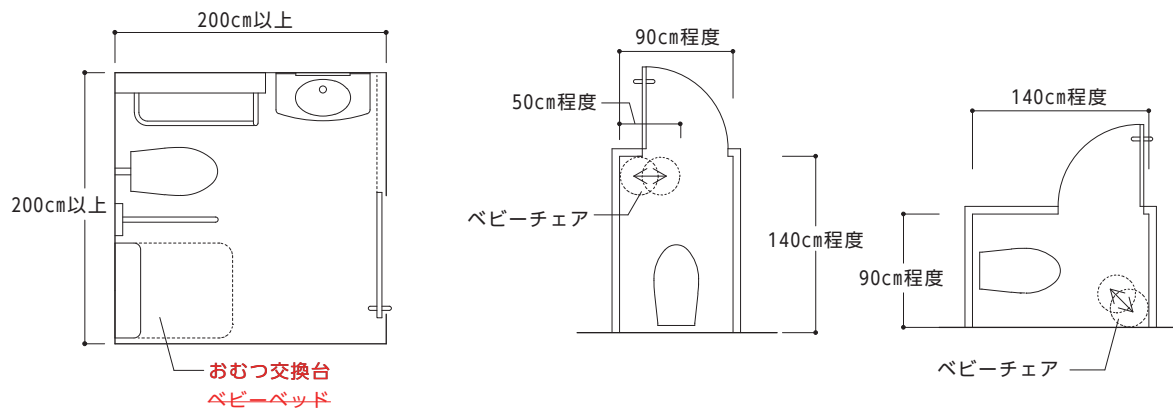
《 参 考 図 》

ベビーベッド

【図18.6】 便房内におむつ交換台、ベビーチェアを設ける例

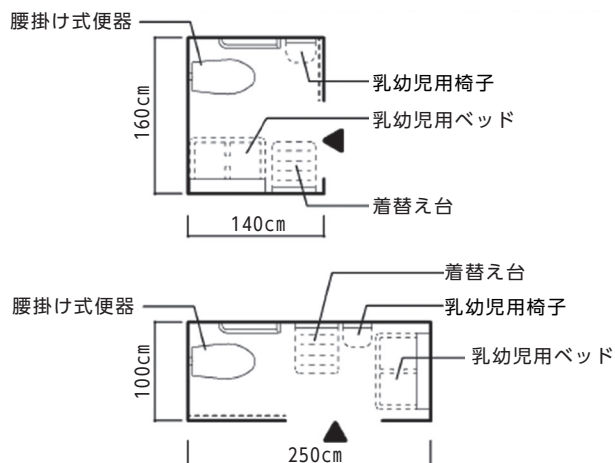
だれでもトイレ

■車椅子使用者用便房内に設ける場合 ■一般便房内に設ける場合



■子育て支援設備を設けた便房の例

(ベビーカーと共に入ることができる寸法)



【図18.7】 表示例



図変更

⑨洗面所

【基本的考え方】

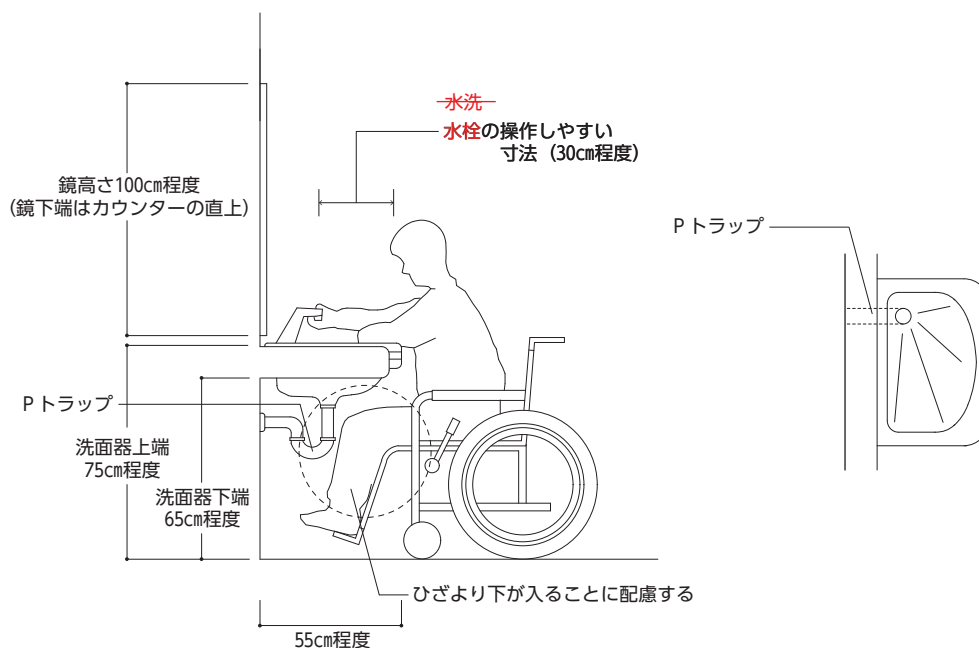
~~だれでもトイレ~~ 車椅子使用者用便房以外に設けられた洗面・手洗器も、1 以上を高齢者、障害者等の利用に配慮したものとし、車椅子使用者も円滑に利用できるものとする。

■望ましい整備

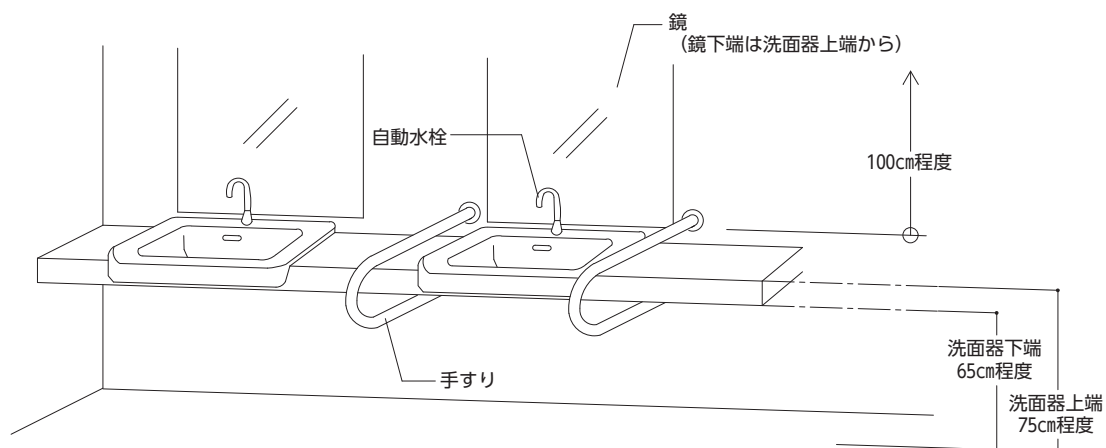
洗面器	◎ 壁に堅固に取り付ける。 ◎ 車椅子使用者が利用可能な洗面器（以下「車椅子対応洗面器」という。）を 1 以上設ける。 ◎ 車椅子使用者と歩行困難者に配慮したものを分けて 2 か所以上に設ける。 ◎ 車椅子対応洗面器は、下部に高さ 65cm 程度、奥行き 55cm 程度の空間を確保し、ひざや足先が入るスペースを設ける。 ◎ 洗面器の上端の高さは 75cm 程度とする。 ◎ 子ども等の利用の際に吐水口まで手が届きやすいよう、高さ 55cm 程度、奥行き 45cm 以内、洗面台の端部から吐水口まで 30cm 以内の洗面器も設ける。	→【図 19.1】参照
手すり等	◎ 洗面器のうち 1 以上には、歩行困難者が利用しやすいよう手すりや左右にカウンターを設け、寄りかけられる等の配慮を行う。ただし、車椅子使用者専用となる洗面器には手すりを設けなくてもよい。	→【図 19.2】参照
水 洗 水栓金具	◎ 光感知式等の自動式が最も良いが、手動式の場合はレバー式など簡単に操作できるものとする。 ◎ 水が跳ねないものを使用する。	
トラップ	◎ 車椅子使用の際に支障とならないよう横引きタイプ（Pトラップ）とする。	→【図 19.1】参照
鏡	◎ 車椅子対応洗面器の鏡は、洗面器上端部にできる限り近い位置を鏡の下端とし、上方へ 100cm 以上の高さで設置する。	→【図 19.1】参照
床面	◎ 床の表面は濡れても滑りにくい仕上げとする。	
その他の注意事項	◎ 手荷物棚や車椅子使用者が使いやすい高さの荷物掛けフックを設ける。 ◎ 洗面台の前面には車椅子の転回に必要なスペース（幅 140cm 程度）を確保する。 ◎ 洗面台周りの附属品（石けん容器、ペーパータオル等）は、仕上がり床面から 80cm～100cm の高さで、洗面台中央から 75cm 程度の利用しやすい位置に設置する。	

《 参 考 図 》

【図19.1】 車椅子使用者が利用しやすい洗面台



【図19.2】 手すり付き洗面化粧台



②0更衣室・脱衣室

【基本的考え方】

高齢者、障害者等が更衣及び入浴のための脱衣を円滑に行いやすい形状、位置に設け、一連の動作が円滑に行えるよう形状等に配慮する。

東京都

必要な整備:85cm

望ましい整備:90cm

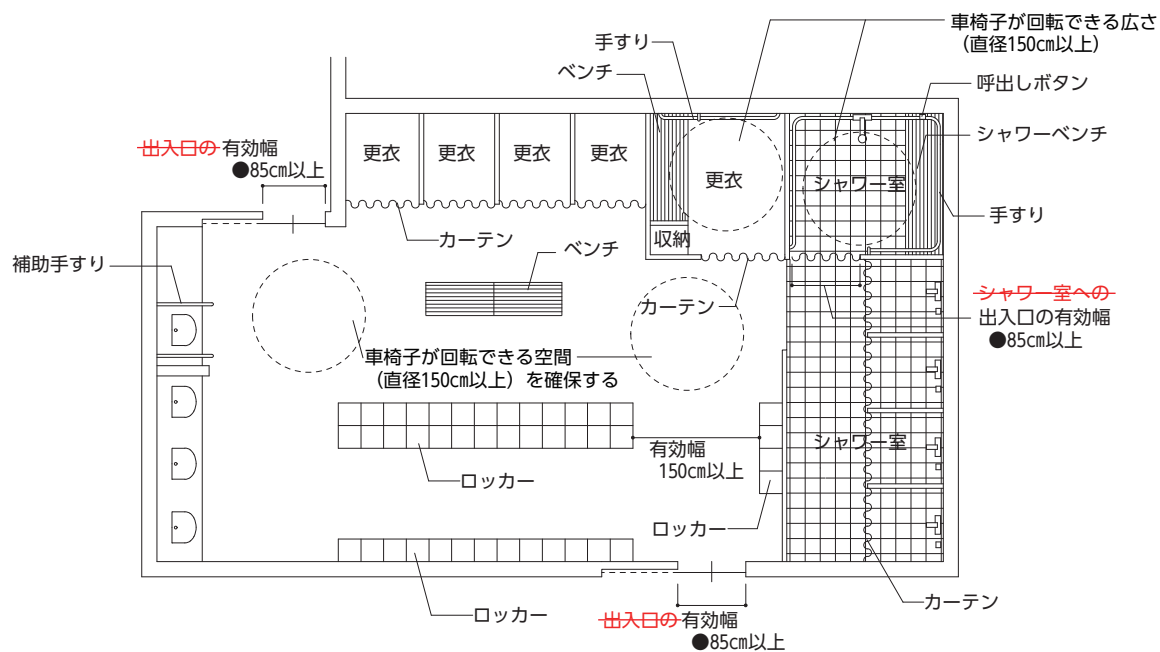
■望ましい整備

	移動等円滑化の措置がとられた浴室等と一体となる更衣室・脱衣室の出入口及び床面の仕上げは、建築物（共同住宅等以外）の整備基準「⑨浴室又はシャワー室」による整備が必要となる。	
出入口	◎ 更衣室、脱衣室へ入るための主な出入口の有効幅は90cm以上とする。 ◎ 更衣室、脱衣室へ入るための通路、出入口は段差その他の障害物を設けない。 ◎ 出入口前後に車椅子使用者が方向を転回できるスペースを設ける。 ◎ 戸を設ける場合は上つり引き戸とする。 ◎ ブースなどはカーテンとする。	→【図 20.1】参照
手すり	◎ 室内の周囲に手すりを水平に、また必要に応じて垂直に設ける。	
脱衣ベンチ	◎ 更衣室には脱衣ベンチを置く。 ◎ 高さは車椅子の座面高さ（40～45cm）と同程度とし、幅は180cm程度以上、奥行きは60cm程度以上とする。 ◎ ベンチの表面及び上体のよりかかる寄りかかる壁などの部分はクッション付きとし、滑りにくく耐水性のあるものとする。 ◎ 利用者の状況に対応し、介助スペースを確保することができるよう、脱衣のためのベンチを床に固定することは避ける。 ◎ 必要に応じ、上部にぶら下がり用つり輪を設ける。	→【図 20.1】 【図 20.2】参照
ロッカー	◎ ロッカーは車椅子でも使用できる高さに取り付け、下部は車椅子のフットサポートが入るようスペースを確保する。 ◎ 車椅子での使用に適する高さ及び位置は、下端床から30cm程度、上端床から120cm+50cm程度、奥行き60cm程度である。 ◎ ロッカー等のハンガーパイプやフックの高さは、床から120cm程度の低い位置とするか、高さの調整ができるものとする。 ◎ ロッカーは補助具を入れるための大きめのものも設ける。 ◎ ロッカーに番号等を付ける場合は、大きめの文字を使用するなど分かりやすい標示とする。	→【図 20.2】参照
床面	◎ 床面は滑りにくい仕上げとする。 ◎ 床面は転倒しても衝撃の少ない材料を用いる。	
その他の注意事項	◎ 介助者が異性の場合を考慮し、一般用の更衣室とは別に独立した室を設ける等の配慮をする。	

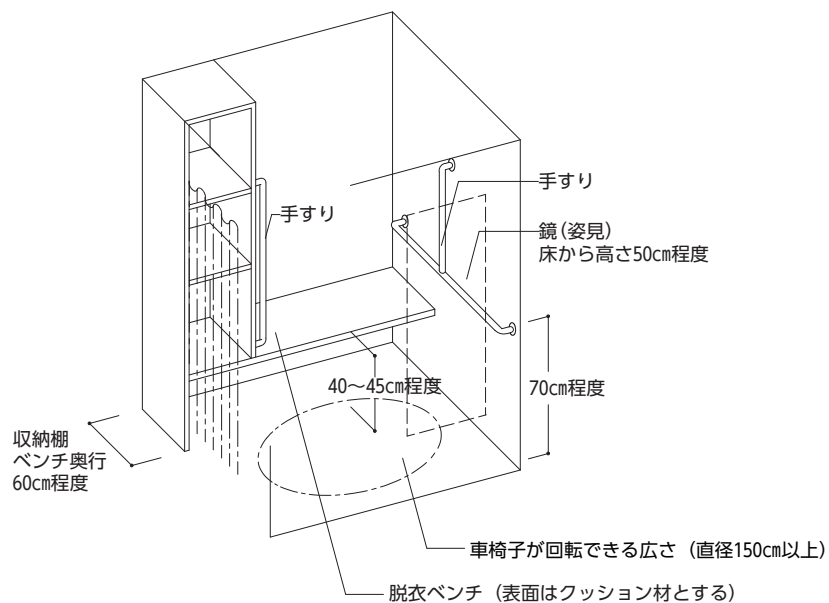
《 参 考 図 》

~~標準設計~~

【図20.1】更衣室・脱衣室の例



【図20.2】更衣ブースの例



② 屋上・バルコニー

【基本的考え方】

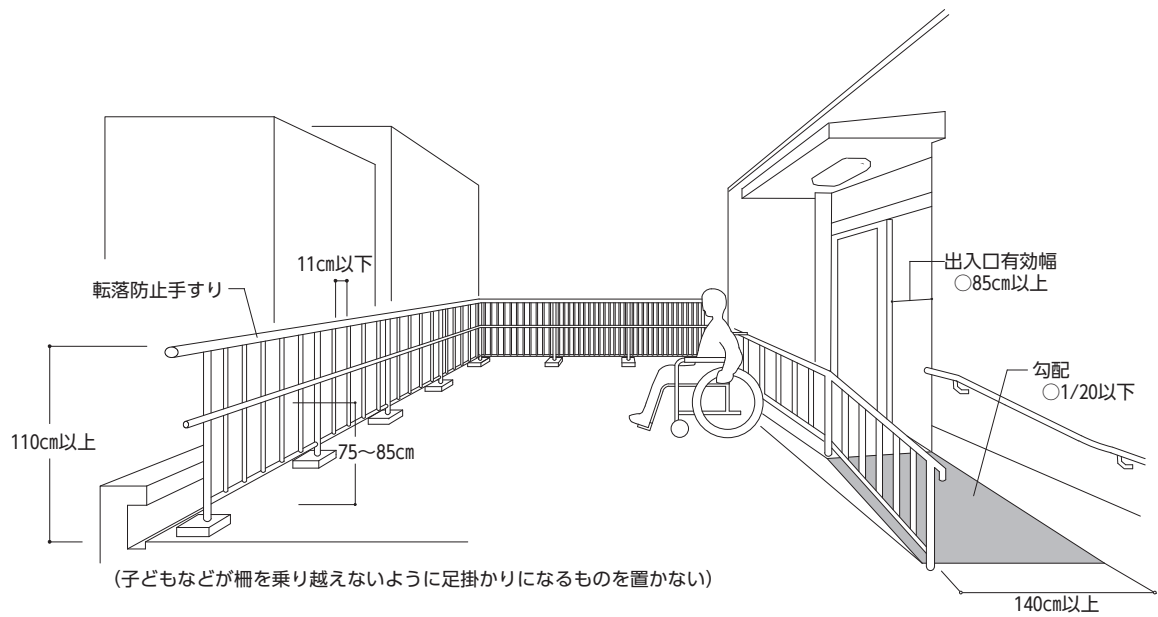
屋上・バルコニーは避難上有効な場所であると同時に、生活上うるおいの場であることから、高齢者、障害者等の利用に配慮したものとする。また、屋上・バルコニーは利用居室等に該当するため、そこまでの経路を移動等円滑化経路等として整備する必要がある。

■望ましい整備

床面 (表面)	◎ 床の表面は濡れても滑りにくい仕上げとする。	
(段差)	◎ 通行動線上には段差を設けない。段差が生じる場合は、すりつけ、傾斜路を設けるなど車椅子使用者が円滑に通行できるものとする。	→【図 21.1】参照
スペース	◎ 車椅子で移動・回転できるスペースを確保する。	→【図 21.2】参照
手すり	◎ 転落防止用の手すり(高さ110cm以上)の他、転落防止に十分配慮したうえで誘導用の手すりを設ける。 ◎ 転落防止用の手すりの足元周辺には、子どもが踏み台の代わりにしてしまうようなものを設けない。	→【図 21.1】参照
屋根・ひさし	◎ 屋上への出入口及びバルコニーには屋根又はひさしを設ける。	→【図 21.2】参照

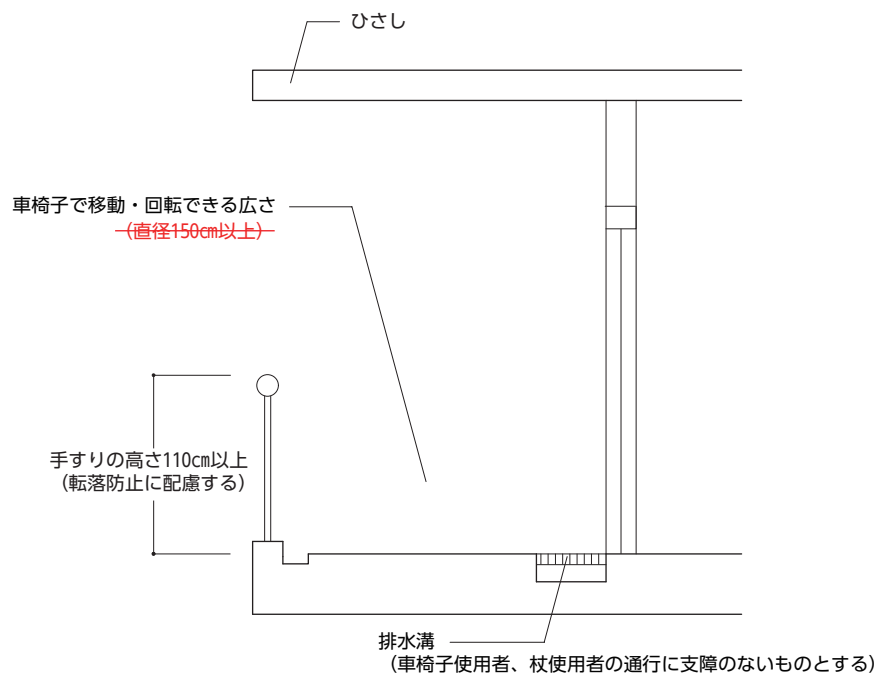
《 参 考 図 》

【図21.1】 屋上の整備例



【図21.2】 出入口の雨水処理

■排水溝を設けた場合



②カウンター

【基本的考え方】

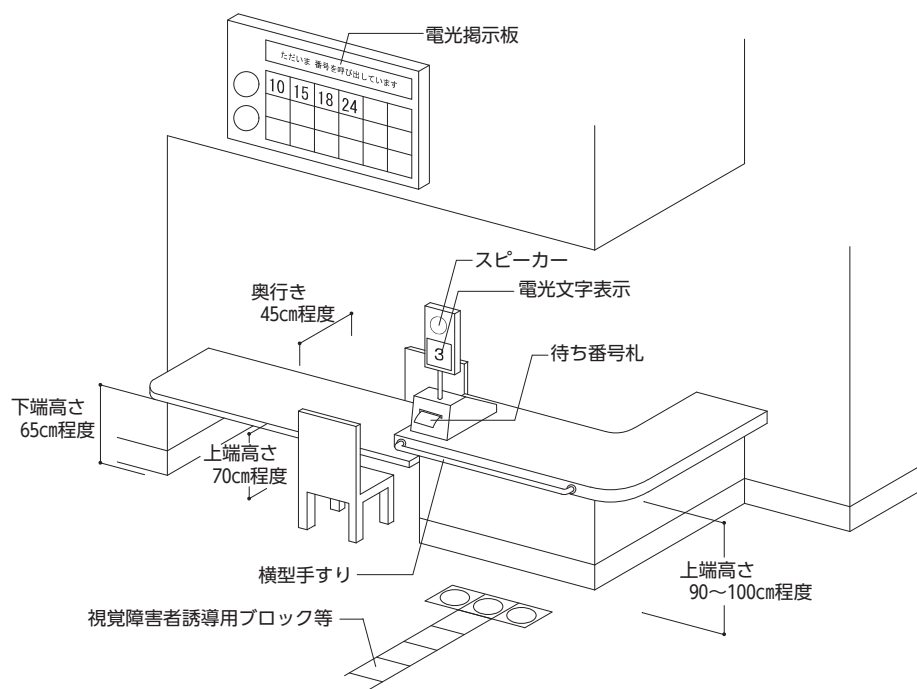
カウンター・記載台は、物品の受け渡し、筆記による応対、対話による応対などの内容に応じて仕様を検討し、高齢者、障害者等が使用しやすい形状、位置に設ける。

■望ましい整備

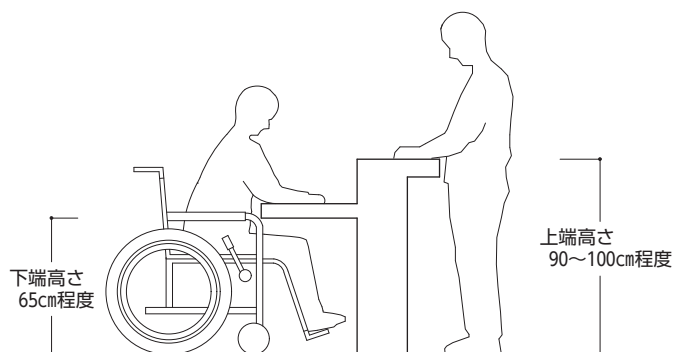
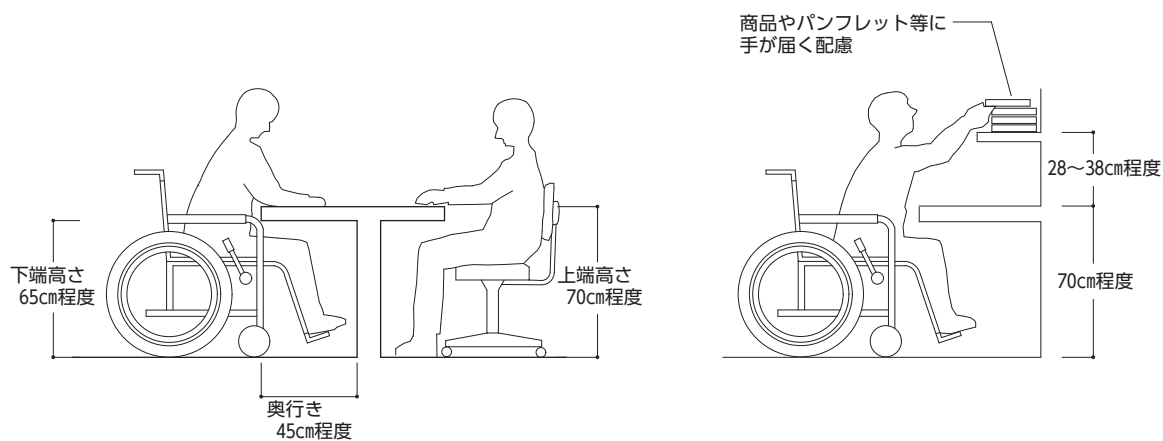
高さ	◎ 車椅子使用者が利用できるカウンターを設け、カウンター下部には車椅子使用者のひざが入るように、高さ 65cm 程度、奥行き 45cm 程度のスペースを設ける。また、机上面の高さは 70cm 程度とする。 ◎ 車椅子使用者用以外のカウンターは使用目的に応じて高さを配慮する。 (例) 椅子を使用する場合:机上面高さ 70~80cm 程度 立位で使用する場合:机上面高さ 90~100cm 程度 ◎ 杖使用者用に椅子を設け、杖を立てかける場所を設ける。	→【図 22.1】 【図 22.2】参照 →【図 22.1】参照 →【図 22.3】参照
スペース	◎ 車椅子使用者が接近できるように、カウンター等の前面に車椅子使用者が回転できる十分なスペース(150cm 角以上)を確保する。	
手すり	◎ 立位で使用するカウンター等は、体の支えとなるように台を固定し、また必要に応じて支えのための手すりを設ける。	→【図 22.1】参照
呼出し カウンター	◎ 官公署、銀行、病院等で呼出しを行うカウンターでは、音声による案内のほか、聴覚障害者や高齢者等の利用に配慮して、電光掲示板等を併せて設置する。 ◎ 赤い光の電光表示は、弱視者や色弱者には見えにくいことがあるため、色相に配慮している機器を導入する。 ◎ 施設用途や必要性を考慮した上で必要に応じ、聴覚障害者等への情報伝達のため、室内信号装置を設置する、又は室内信号装置の受信機を貸し出す。	→【図 22.1】参照
筆談用具等	◎ 筆談用のメモ用紙やホワイトボード等を準備して、障害者等とのコミュニケーションに配慮する。 ◎ 見やすく分かりやすい位置に、筆談用具等がある旨の表示をする。 ◎ 障害者や外国人等とのコミュニケーションを円滑に行えるよう、ICT 機器の活用も有効である。	
ベビーチェア	◎ 小さな子どもを連れた利用者がスムーズに書類に記入できるように、記載台の付近にベビーチェアを設置することが望ましい。	

《 参 考 図 》

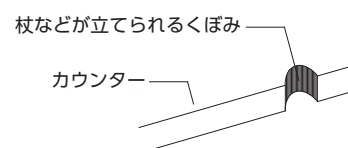
【図22.1】 カウンターの整備例



【図22.2】 カウンターの基本寸法



【図22.3】 カウンターにくぼみを付けた例



②③公衆電話

【基本的考え方】

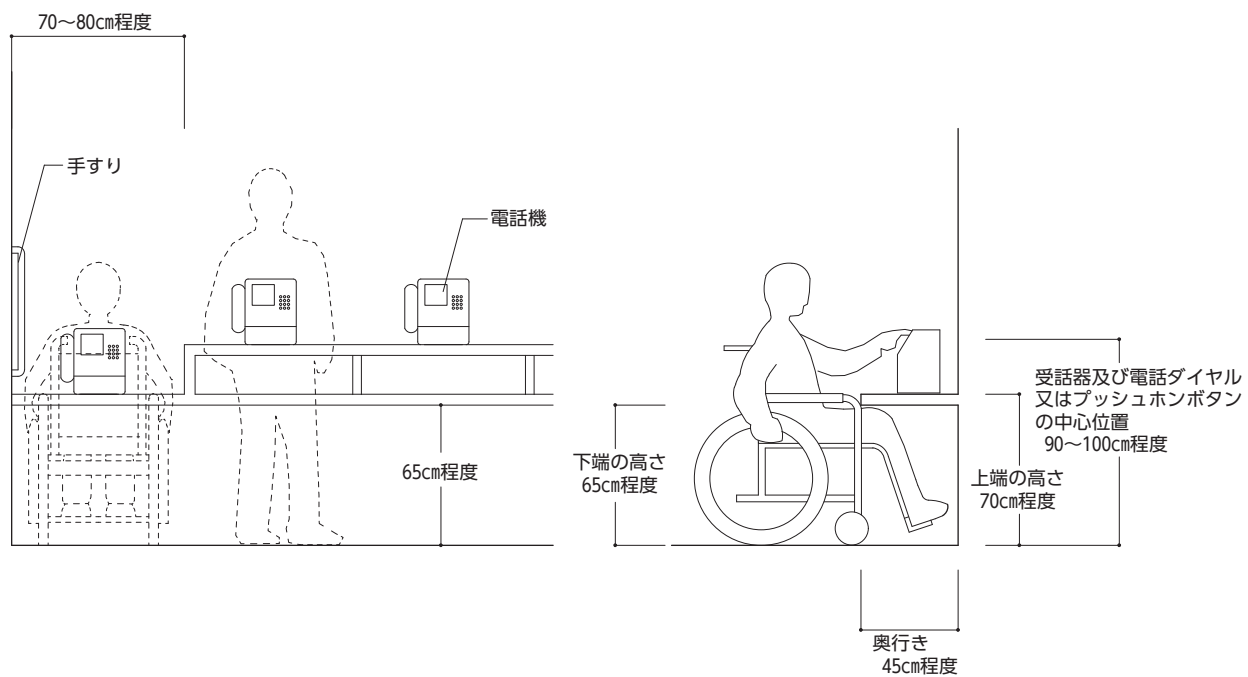
高齢者、障害者等が利用することができる公衆電話を、玄関ホールなどの分かりやすい場所に設置する。

■望ましい整備

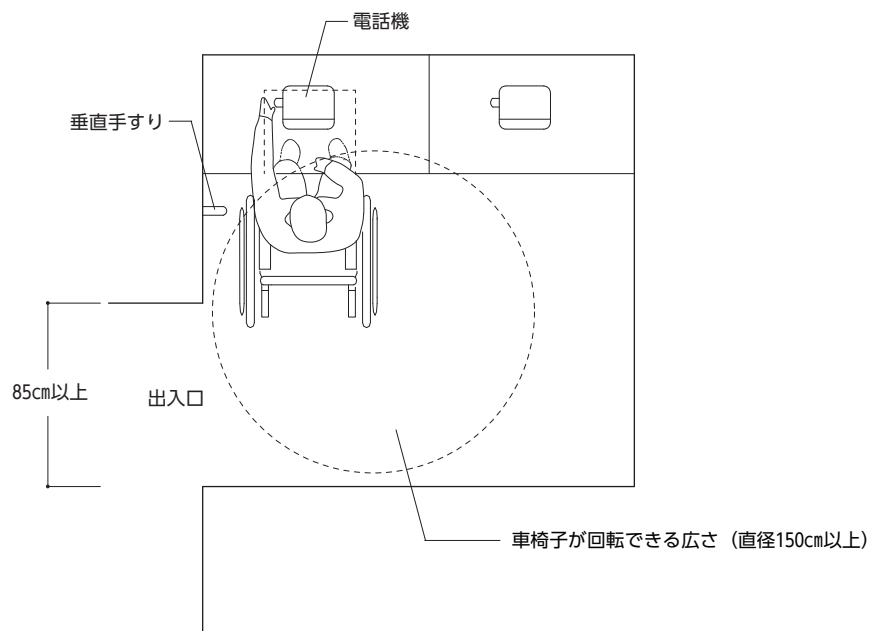
電話台	◎ 車椅子使用者の利用する電話台の高さは70cm程度とし、下部に車椅子のフットサポート及びひざが入るよう、高さ65cm程度、奥行き45cm程度のスペースを確保する。 ◎ 車椅子使用者が硬貨投入口に手が届き、楽な姿勢で操作できるように、受話器及び電話ダイヤル又はプッシュホンボタンの中心の高さは、90～100cm程度とする。 ◎ 電話番号の検索、メモ等に支障がないよう、照明に配慮し、必要に応じ、手元灯を設置する。 ◎ パーソナルコンピューターを置く場所を設ける。	→【図 23.1】参照
電話機等	◎ 視覚障害者用ダイヤル、聴覚障害者用音量増幅装置付受話器、及び上肢の巧緻障害用プッシュホン式等の電話機を設置する。 ◎ 聴覚障害者、言語障害者のためのファクシミリを設置する。 ◎ 通信モデム端子を有する公衆電話を設置する。	
周囲	◎ 周囲に、車椅子使用者が近づけるようなスペースを確保する。	→【図 23.2】参照
手すり等	◎ 杖使用者など歩行困難者のため、体を支える手すり又は壁面を設置し、杖を立てかける場所を設ける。	
標示	◎ 障害者の利用を配慮した機能を持つ電話機を設置した場合には、見やすい場所にその旨を表示する。	

《 参 考 図 》

【図23.1】 電話台等の基本寸法



【図23.2】 電話台周辺の整備例



②4 自動販売機・水飲み器

【基本的考え方】

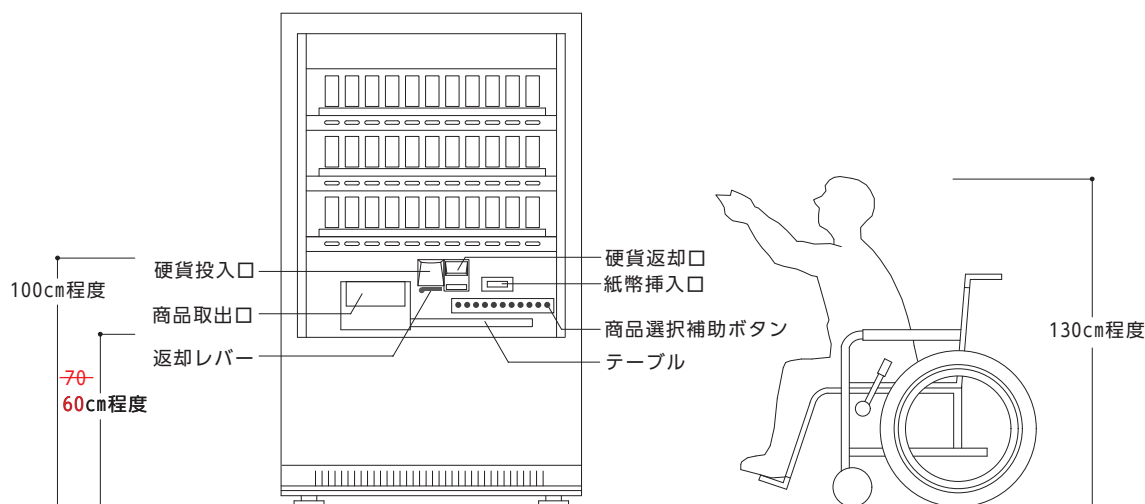
自動販売機・水飲み器はできるだけ設計段階で、だれもが使用しやすい位置と形状に配慮するとともに、通行の支障とならないよう配慮する。

■望ましい整備

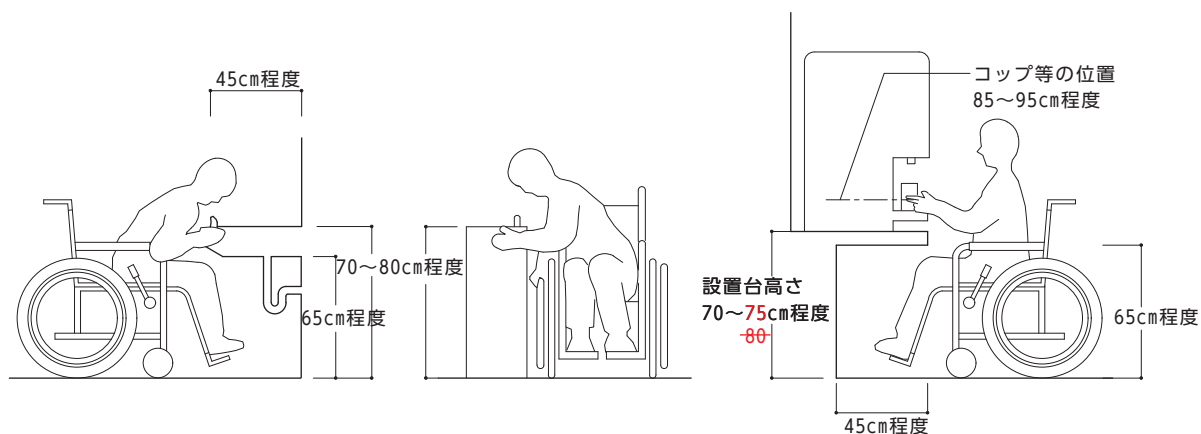
自動販売機	◎ 転倒防止金物により壁や床に固定する。 ◎ 車椅子使用者が接近できるようなスペースを確保する。 ◎ 金銭投入口、操作ボタン及び取り出し口等がそれぞれ 70cm60cm～100cm 程度の範囲に 納まる収まるものを設置する。 ◎ 自動販売機の下部には車椅子のフットサポートが入り込める空間を設ける。 ◎ 操作ボタンには、品目、金額等を点字で表示する。 ◎ 自動販売機のボタンや操作方法の表示は、大きめの文字を用いる、漢字以外に平仮名を併記する等、高齢者、障害者等にわかりやすいデザインとし、照明等に配慮したものとする。 ◎ 金銭投入口は、硬貨を複数枚同時に入れることができるものとする。 ◎ 金銭投入口・カード投入口等は、周囲と色の明度、色相又は彩度の差がある縁取りなどにより識別しやすいものとする。	→【図 24.1】参照
水飲み器	◎ 水飲み器の型式は壁掛式とするなどにより下部に車椅子使用者のひざが入るスペースを確保する。 ◎ 壁から突出している水飲み器は、視覚障害者にとって衝突の危険があるので、アルコーブを設け、その中に設置する。 ◎ 水飲み器、自動販売機等の周辺には、車椅子使用者が接近できる水平部分を確保する。 ◎ 水平部分は、間口 150cm 以上、奥行き 150cm 以上のスペースとする。 ◎ 車椅子使用者用に周囲に十分なスペースを確保する。 ◎ 飲み口は、高さ 70cm～80cm 程度とする。 ◎ 飲み口は、上向きとする。 ◎ 給水栓は、光電管式、ボタン又はレバー式とし、足踏み式の場合は手動式のものとして併設する。なお、使用の始めに勢いよく水がでないよう給水栓を調節する。 ◎ 給水量の調節ができるものとする。 ◎ 杖をたてかける場所、フック等又は椅子を設置する。	→【図 24.2】 【図 24.3】参照 →【図 24.2】参照 【図 24.3】参照
その他の注意事項	◎ タッチパネル方式の自動販売機は、視覚障害者にとって分かりづらいため、テンキーをつけるなど、視覚障害者が支障なく利用できるよう配慮する。	

《 参 考 図 》

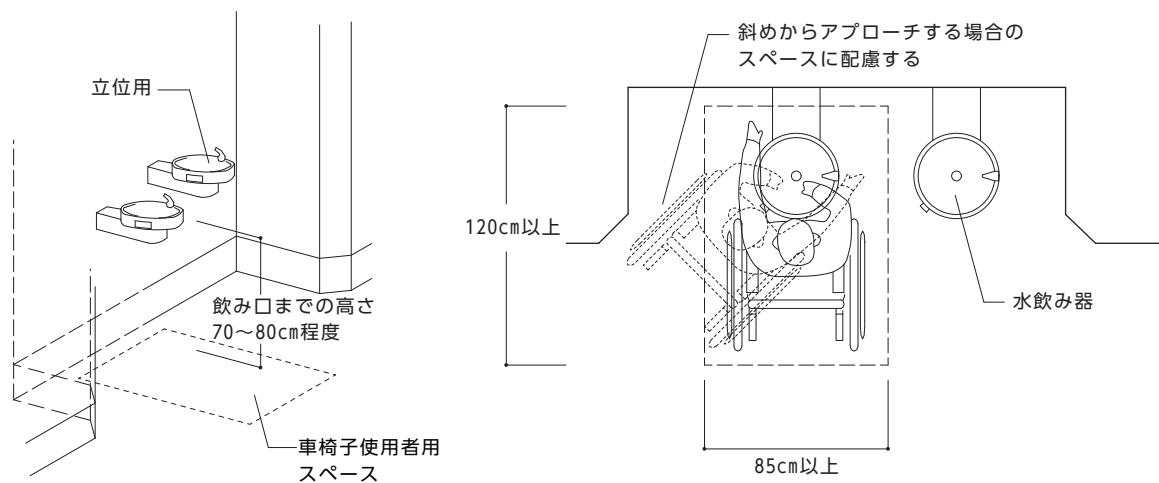
【図24.1】 自動販売機の例



【図24.2】 水飲み器の基本寸法



【図24.3】 高さが異なる水飲み器の例



②5 コンセント・スイッチ

【基本的考え方】

主要なコンセント・スイッチ類は、車椅子使用者と立位の歩行困難者等の両者に対応できるような位置に設け、視覚障害者を含むだれもが使用しやすい形状とする。

■望ましい整備

高さ・形状	◎ コンセント類は、中心の高さが床上 40cm 程度に設置する。 ◎ スイッチ類は、中心の高さが床上 110cm 程度に設置する。 ◎ ベッド周辺に設置するコンセント・スイッチ類は、中心の高さが床上 80～90cm 程度に設置する。 ◎ インターホンは、受話器及び操作部の中心の高さが床上 110cm 程度となるよう設置する。 ◎ 側面に壁がある場合、車椅子での寄りつきを考慮して、空きを 40cm 以上確保する。 ◎ スイッチ、ボタンなどは、大型で操作が容易なタンブラースイッチなどを設置する。 ◎ 操作方法やオン・オフの状態が分かりやすいものとする。 ◎ 同一用途のスイッチ類は建築物内で統一したデザインとする。 ◎ コンセント・スイッチ類は、周囲の色との対比を明確にし、認識しやすいものとする。	→【図 25.1】参照
標示	◎ 必要に応じ点字表示を行う。 ◎ 浮き彫りのシンボルマークや文字等によりスイッチの機能を簡単に説明する。	→【図 25.2】参照

《コラム》

写真提供：ザ ロイヤルパークホテル 東京羽田

「コンセント、スイッチ類の位置の工夫」

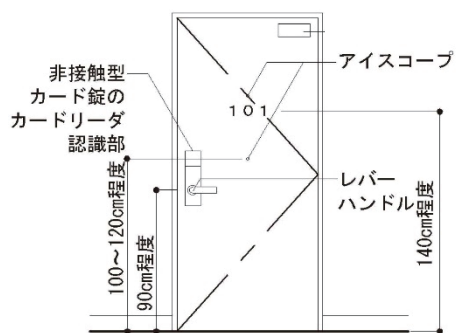
非接触型カード錠のカードリーダーは、床から 100～120cm 程度の高さに設けることが望ましい。

- ・客室出入口に設けられたカメラ付きインターホン（左）
- ・室内のモニター（右）は床から 100cm の高さに設置

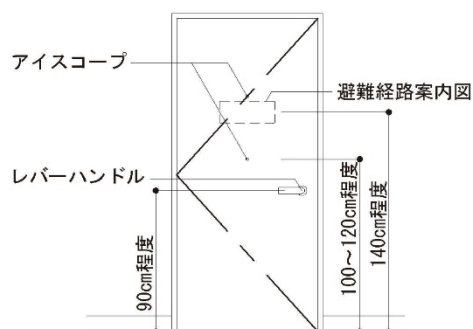


アイスコープは、一般客室と同じ高さの他に、床から 100～120cm 程度（車椅子使用者の目線の高さ）の高さに設けることが望ましい。又は、戸の付近にカメラ付きインターホンを設けることが望ましい。

錠（電気錠を含む）は、施錠の操作がしやすいものとし、操作がしやすい高さに設けるとともに、緊急の場合には廊下側からも解錠できるものとする。



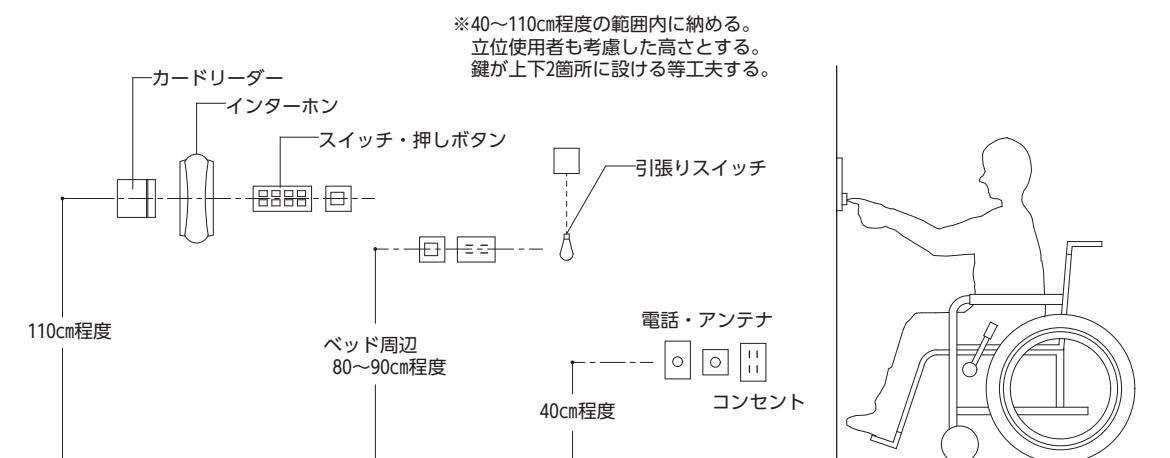
・客室出入口の開き戸（廊下側）の例



・客室出入口の開き戸（客室側）の例

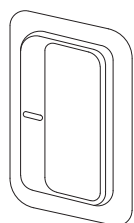
《 参 考 図 》

【図25.1】 コンセント、スイッチの高さの例



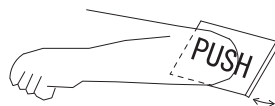
【図25.2】 大型スイッチの例

■タンブラースwitch



スイッチの位置が分かりやすい
パイロットスイッチ付

■プッシュスイッチ



【写真25.1】 コンセント、スイッチの高さの例



床から約40cmの高さに設けられたコンセント、床から約100cmの高さに設けられたスイッチ



電動車椅子のバッテリー充電のため、床から約40cmの高さに設けられたコンセント



床から110cmの高さ（モニター等の中心の高さ）に設けられた戸の施錠・解錠装置、インターホンのモニター、空調スイッチ

削除

写真提供：京王プラザホテル

②⑥緊急時の設備・施設

【基本的考え方】

危険の標示は、見落とされたり誤認されたりすると、人命に関わるので、目につきやすい場所に設け、緊急時の情報を確実に伝える設備とする。避難に関わる設備・施設については、機能や構造の面で配慮するとともに、避難経路は分かりやすく、最短の経路とすることが重要である。

■望ましい整備

警報装置	◎ 警報装置は光及び音声によって非常事態の発生を告げる装置とする。 ◎ 警報装置には、聴覚障害者への情報伝達を配慮し、事態の状況を文字や図記号（ピクトグラム）により知らせる文字標示装置を設ける。	→【図 26.1】参照
避難経路・ 非常口	◎ 想定される避難経路上には段差を設けない。 ◎ 避難経路となる階段は、暗くても段鼻や手すりが見えるよう配慮する。 ◎ 避難経路には点滅誘導灯及び誘導音響装置を設けるとともに、煙を避けるために低姿勢となっても避難すべき方向が分かるように、床面や腰の高さにも併設する。 ◎ 非常口には段差を設けない。やむを得ない場合は「⑤階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路」に定める構造とし、かつ望ましい整備に適合する傾斜路を設ける。	→【図 26.2】参照
一時待避 スペース	◎ 車椅子使用者等は、階段を利用して避難することが難しいため、安全な救助を待つための一時待避スペースを設ける。 ◎ 非常用エレベーター付近や階段踊り場等に 90×120cm の一時待避スペースを設ける。 ◎ 避難階段、特別避難階段などの階段の踊り場（各階につながる部分）、階段に隣接したバルコニー、階段の付室等に設置し、救助を待つために必要な耐火性能や遮煙・遮炎性能等を有するものとする。 ◎ 車椅子使用者が待機するのに十分なスペースを避難動線の妨げとならない位置に設ける。 ◎ 一時待避スペースであることを、標識や案内設備を活用して、分かりやすく表示する。 ◎ 階段室や付室に設ける場合は、出入口に一時待避スペースが設置してある旨を表示する。	→【図 26.3～ 26.7】参照
救急処置室・ 休憩室	◎ 一時待避スペースには、緊急時に連絡がとれるようインターホンを設置する。 ◎ 救援まで時間のかかる場合を考慮し、携帯トイレ等の防災用品を備えておく。	→【図 26.8】参照
非常放送 設備等	◎ 多数の利用者が見込まれる場合は、体調が悪くなった人等に備えて、救急処置室や休憩できるスペースを設ける。 ◎ 非常放送設備を設置する建築物には、視覚障害者、聴覚障害者に配慮し、光、文字、音、音声等による非常放送設備を併設する。 ◎ 非常放送設備に加え、通報装置も設置する。	

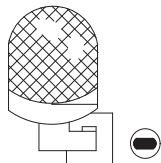
◆ソフト面の工夫

	◎ 聴覚障害者には連絡先を把握し、メール等で緊急時の連絡をすることも有効である。 ◎ 災害時等に避難経路を適切に利用できるよう、利用者や施設職員に対して避難方法や連絡手段等を日頃から周知するとともに、高齢者や障害者、外国人等の避難を想定した防災訓練等を実施する。	
--	---	--

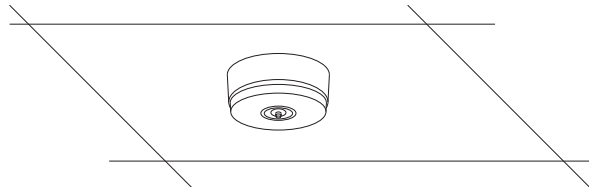
《 参 考 図 》

【図26.1】 警報装置の例

■非常ランプ

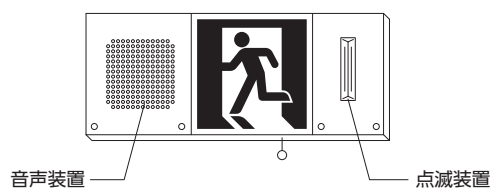


■光警報装置



【図26.2】 情報伝達設備

■点滅式誘導音付加誘導灯 (壁埋め込み型)



■点滅型誘導灯 (天井直付型)

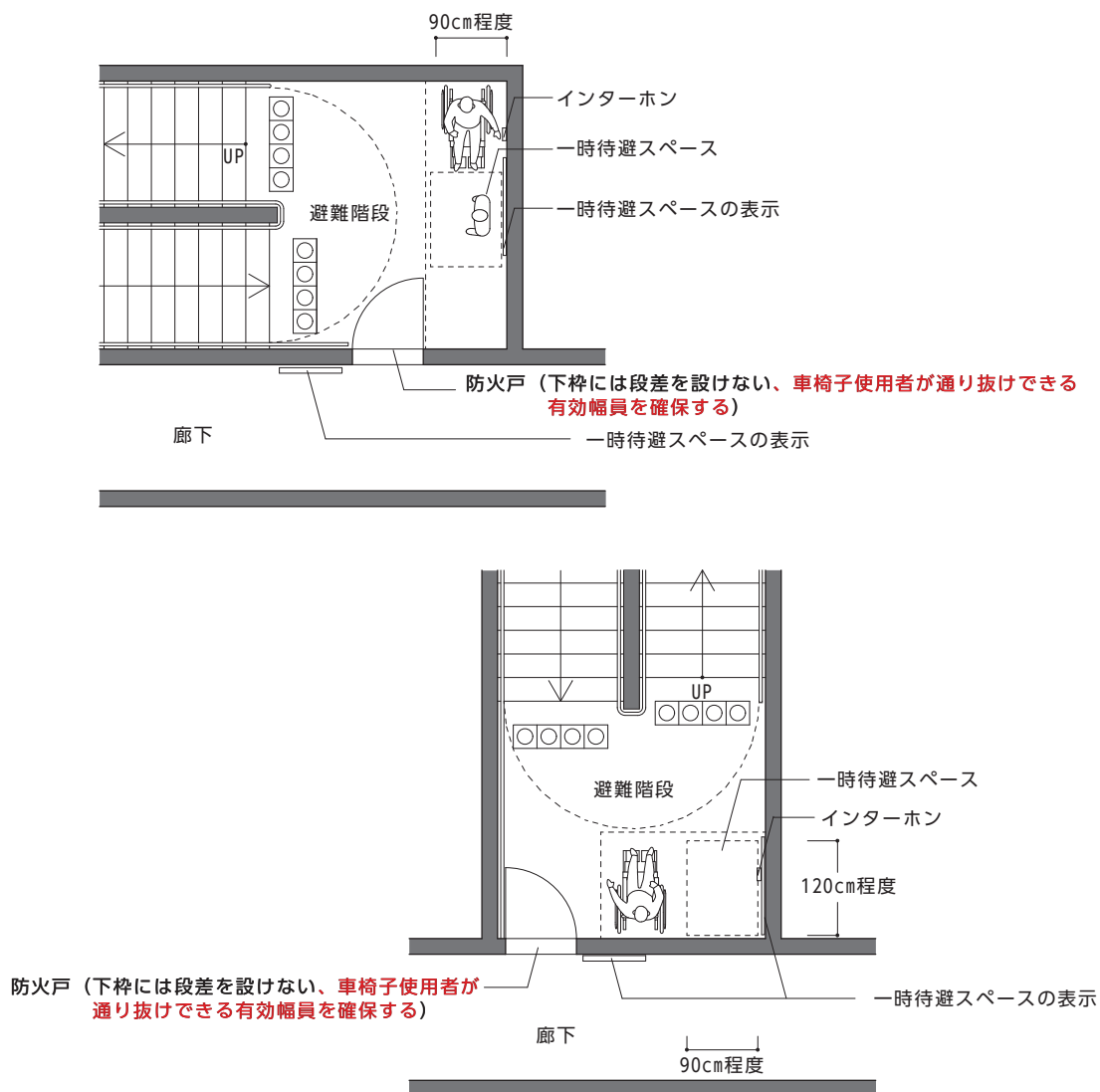


■既設誘導灯に追加取付する方法

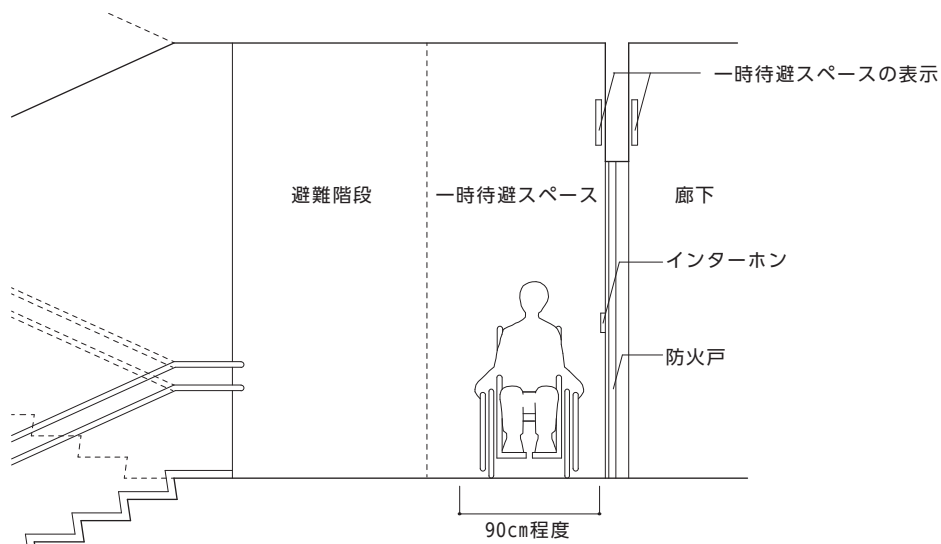


《 参 考 図 》

【図26.3】階段の一時待避スペースの例

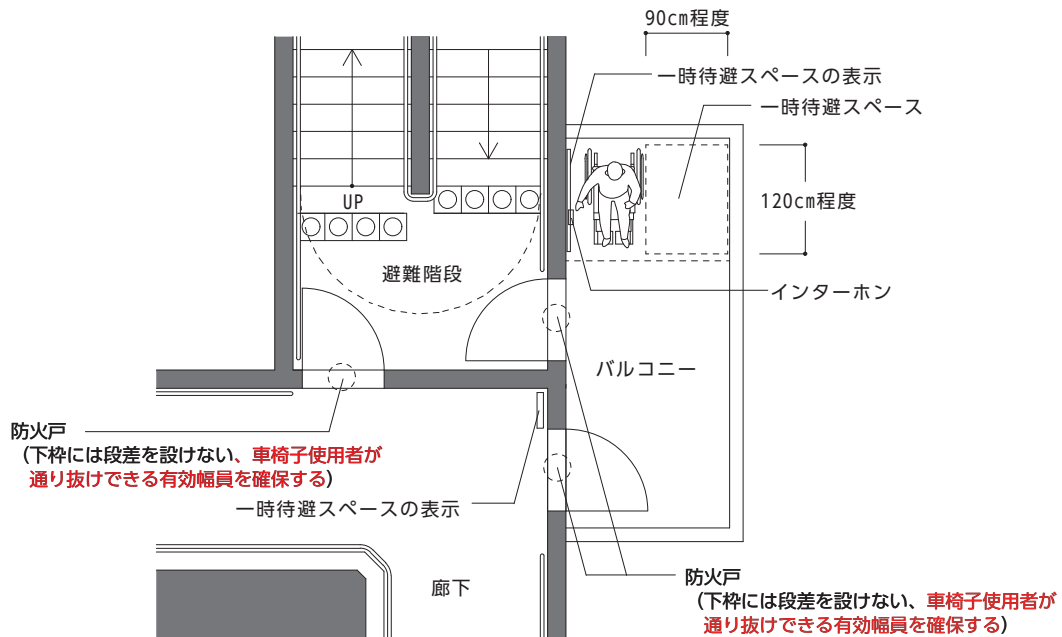


【図26.4】一時待避スペースの断面イメージ（避難階段）

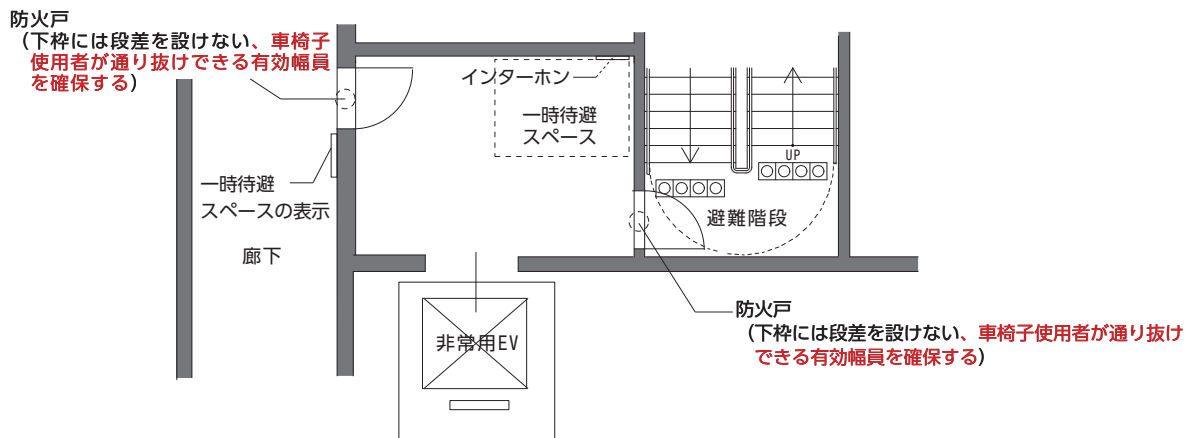


《 参 考 図 》

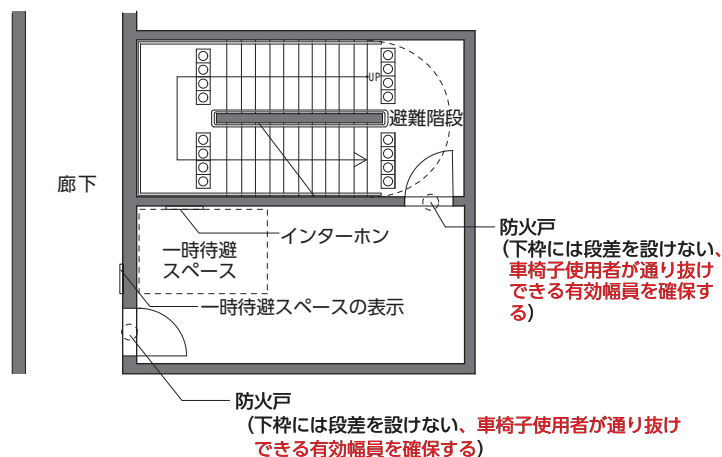
【図26.5】 バルコニー等の一時待避スペースの例



【図26.6】 非常用エレベーターの兼用ロビーに設定する例



【図26.7】 避難階段に連結して設定する例



【図26.8】 一時待避エリアの表示例



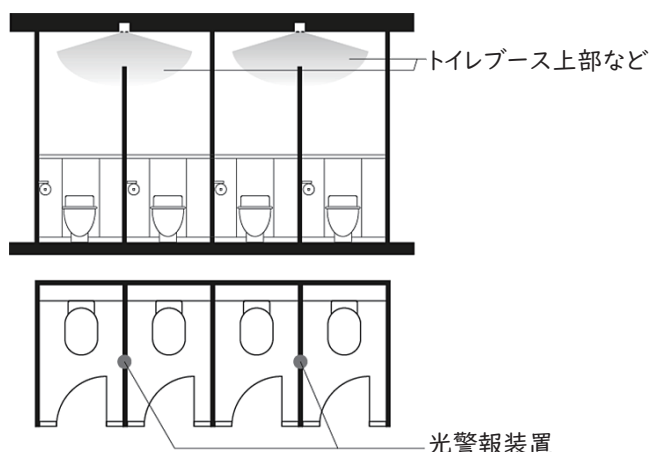
※一時待避エリアの要件を満たす場合に限り。
 ※一時待避エリアについては、「高層建築物等における歩行困難者等に係る避難安全対策」（平成25年 東京消防庁）を参照すること。

《コラム》

「光警報装置の設置」

光警報装置は火災を感知すると従来の音による警報に加え光による警報を発するもので、主に聴覚障害者や高齢者の方のために火災を知らせる装置です。

便所及び便房内では聴覚障害者に火災の発生が分かるように、光警報装置を設けることが望ましいです。光警報装置を設置する場合は、トイレブース内の扉等に光警報装置の点滅が火災の発生を表す旨を表示することや、便所の戸を閉じた状態でも、便所内からその点滅が十分識別できる位置に設置する必要があります。



便所及び便房内以外でも、聴覚障害者の近傍に火災の発生を知らせることができる者がいないことが想定される場所や、従業員等による避難誘導等が期待できない場所等へも、光警報措置を設置することが望ましいです。

光警報装置には「光感受性てんかん防止対策」が盛り込まれています。

光警報装置を設置する場所には、光警報装置が設置されていることを周知するため、出入口等に JIS Z8210 に規定する光警報装置の案内図記号を設置することが望ましいです。



・光警報装置の設置位置の例



イラスト: 公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン
(バリアフリー整備ガイドライン旅客施設編) (令和 6 年 3 月版 国交省) (P.164)
<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001734093.pdf>

出典: 公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン
バリアフリー整備ガイドライン 旅客施設編 国土交通省

資料: 「光警報装置のおすすめ (一般社団法人 日本火災報知機工業会)」
<https://www.kaho.or.jp/pages/jikaho/docs/poster/booklet-hikari-keihou-201708.pdf>

参考: 令和7年1月30日 消防予第30号及び第31号 光警報装置の設置に係るガイドラインの改定について (通知)
「外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドライン」
等の改定について

②7 手すり

【基本的考え方】

手すりは、高齢者、障害者等の誘導、転落防止、移乗動作の補助等について有効な設備であり、目的に応じた形状、大きさ、材料、取付位置、寸法で堅固に設置する。

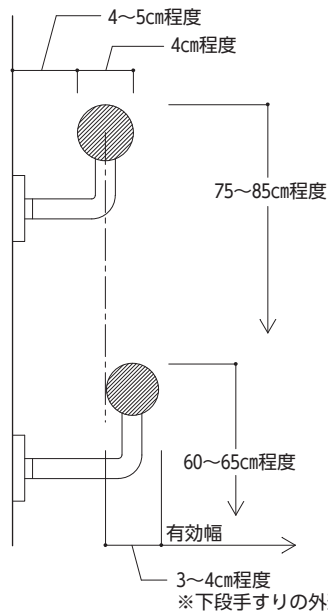
■望ましい整備

種別	◎ 手すり（廊下、階段、スロープなど）の取り付け高さは、1 段の場合は 75cm～85cm 程度、2 段の場合は 60cm～65cm 程度及び 75cm～85cm 程度とし、誘導を考慮して連続して設ける。 ◎ 2 段の場合、下段の手すりは、上段の手すりの半径の長さ分、上段の手すりより壁から離して設置する。 ◎ 移乗等動作補助用手すり（便所、浴室など）は動作に応じて、水平・垂直型のものを設ける。	→【図 27.1】 【図 27.2】参照
形状	◎ 外径 3～4cm 程度の円形又は楕円形とする。（下段にあっては 3cm） ◎ 利用者の負担なく利用しやすいものとするため、できるだけ直線のものとし、波形のもの等は避ける。	→【図 27.2】参照
壁との関係	◎ 壁との空きは、4～5cm 程度とし、手すりの下側で支持する。 ◎ 手すりが取り付く壁の部分は、握りそこなって手が落ち込んだ場合を考慮して滑らかな仕上げとする。	
端部	◎ 端部は下方又は壁面方向に曲げる。	→【図 27.3】参照
水平部分	◎ 階段の手すり端部の水平部分は、降り口と踊り場は 45cm 以上、昇り口は 30cm 以上とする。 ◎ 傾斜路の手すり端部の水平部分は、45cm 以上とする。	→【図 27.4】参照 →【図 27.5】参照
材質	◎ 手ざわり、耐久性、耐食性などを取付箇所に見合ったものとする。 ◎ 階段、傾斜路等の手すりは体重をかけたときに滑りにくいものとする。 ◎ 壁等周囲と識別しやすい色とする。	
標示	◎ 廊下等の手すりの端や曲がり角及び階段の始終点などの要所には現在位置や行き先などを点字で表示する。 ◎ 階段及び傾斜路の手すりの点字表示は、現在位置及び上下階の情報等を、昇降以前の水平部分に表示する。	→【図 27.6】参照 →【図 27.7】参照
その他の注意事項	◎ 高齢者や障害者等が主に利用する施設においては、玄関や廊下等にも連続して手すりを設ける。また、屋内にも手すりを設ける。 ◎ 視覚障害者の誘導が必要な施設では、手すりに加えて、音声案内装置の設置や施設の職員等による誘導を行う。	

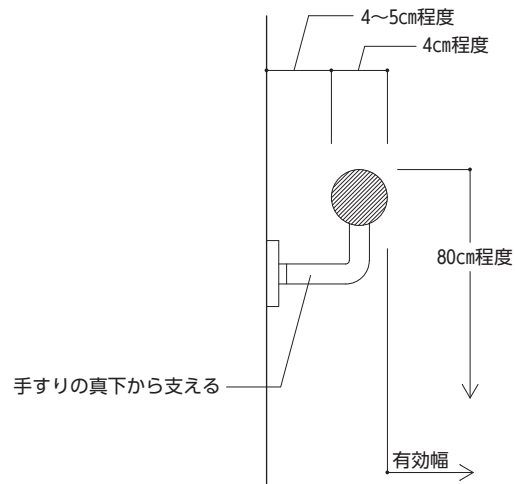
《 参 考 図 》

【図27.1】 手すりの位置と形状

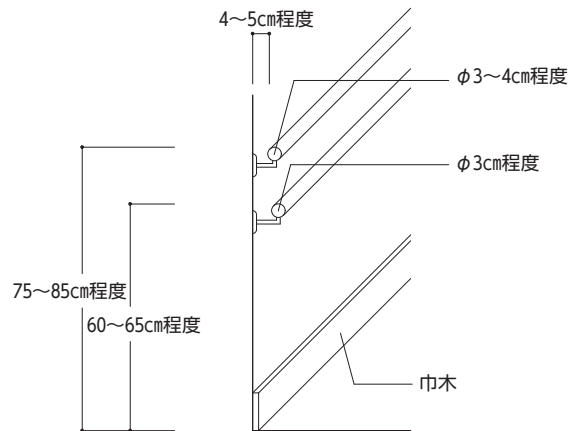
■2本の場合



■1本の場合



【図27.2】 壁面の設置例

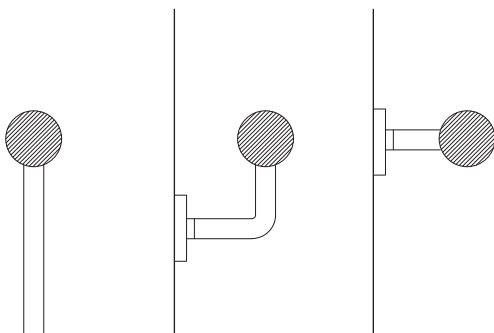


【図27.3】 手すりの形状

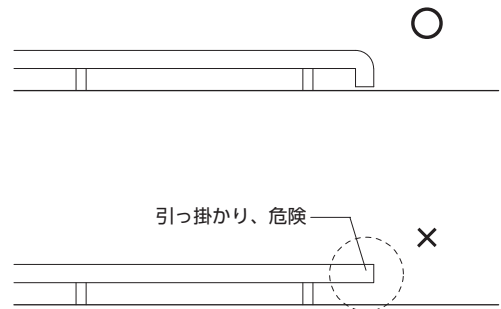
○

○

×

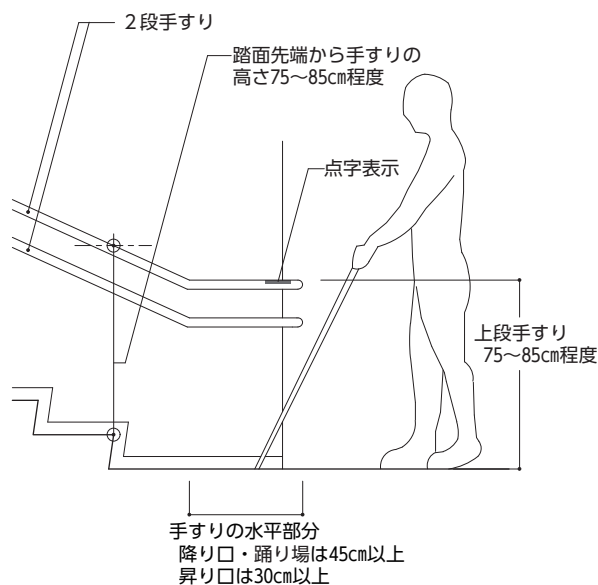


手すりを握る時、
指があたってしまうため、避ける

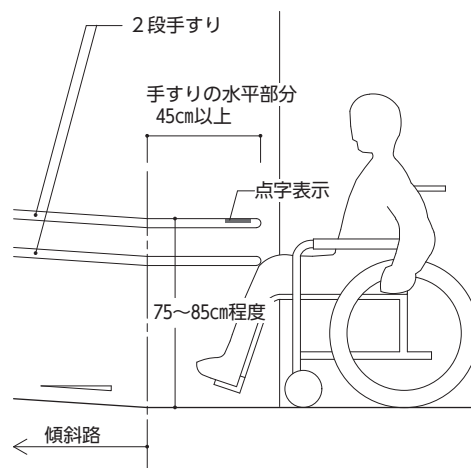


《 参 考 図 》

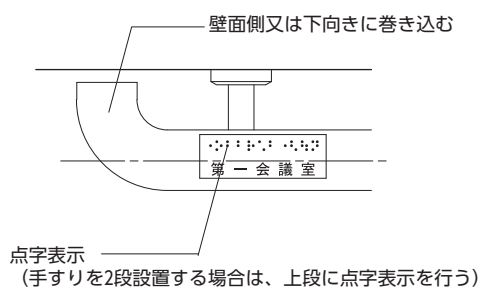
【図27.4】 階段の手すりの例



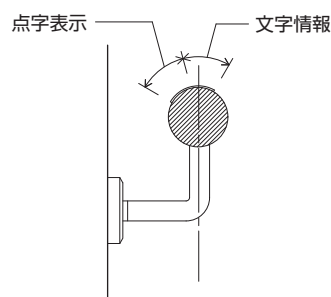
【図27.5】 傾斜路の手すりの例



【図27.6】 手すりの端部と点字表示

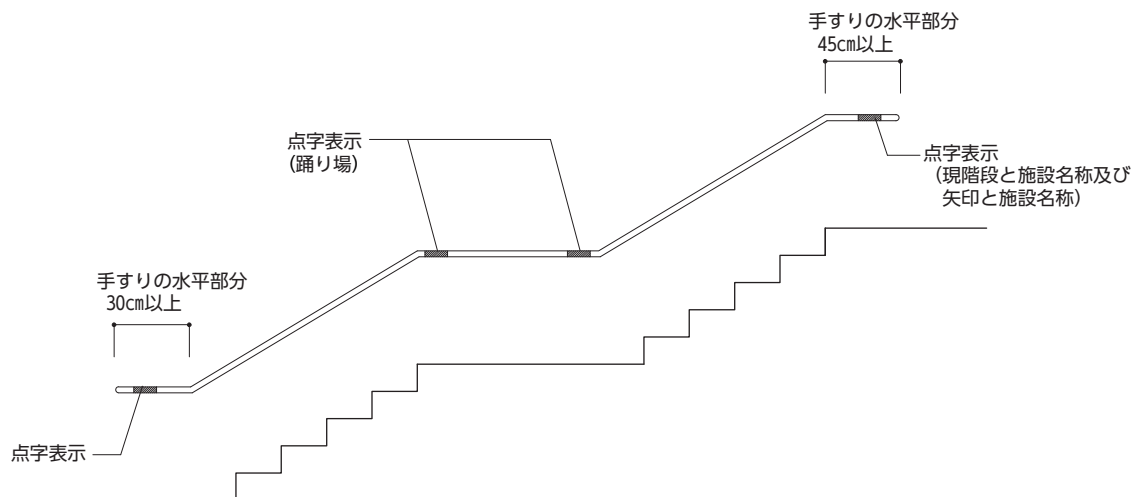


(手すりを2段設置する場合は、上段に点字表示を行う)



※ JIS T 0921参照

【図27.7】 階段手すりと点字表示取付例



㊫床の滑り

【基本的考え方】

床の材料及び仕上げは、床の使用環境を考慮した上で、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるものとする。

■望ましい整備

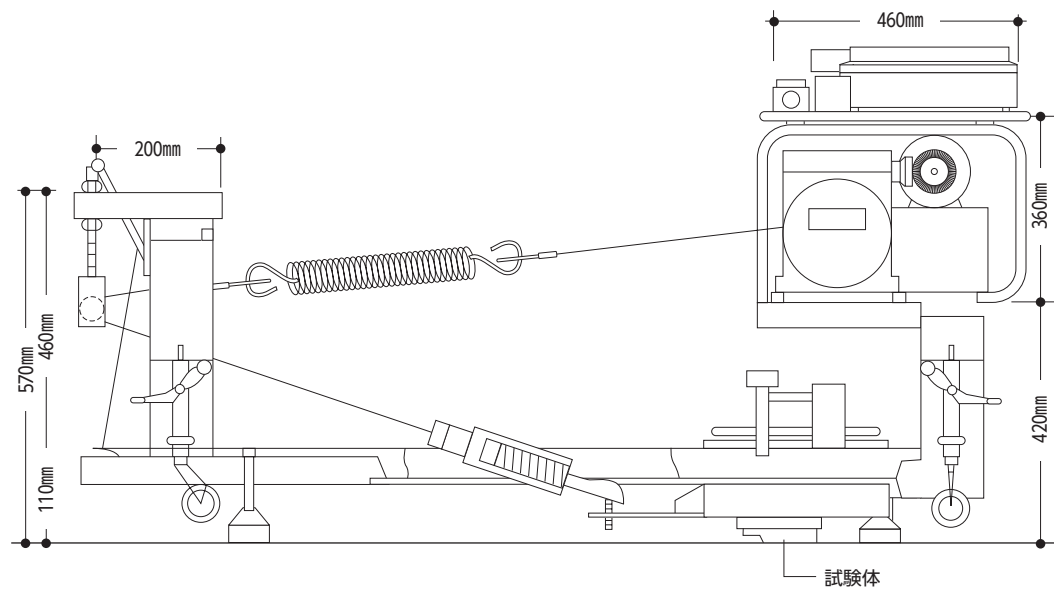
評価指標	㊫ 床の滑りにくさの指標として、JIS A 1454（高分子系張り床材試験方法）に定める床材の滑り性試験によって測定される滑り抵抗係数（C.S.R.）や JIS A 1509-12（陶磁器質タイル試験方法-第 12 部：耐滑り性試験方法）によって測定される素足の場合の滑り抵抗値（C.S.R・B）を用いる。 ㊫ 石材などの高分子系張り床材や陶磁器質タイル以外の床材についても、これらの試験方法によって滑り抵抗値を測定することが可能である。	→【図 28.1】参照 （滑り試験機の例）																		
材料・仕上げ	(1) 履物を履いて動作する床 ㊫ 床の材料・仕上げは当該部位の使用条件を勘案した上で、表-1 の滑り抵抗係数（C.S.R.）の推奨値（案）※を参考にして適切な材料・仕上げとすることが望ましい。 ■表-1 履物着用の場合の滑り 日本建築学会の推奨値（案） <table border="1"> <thead> <tr> <th>床の種類</th><th>単位空間</th><th>推奨値（案）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">履物を履いて動作する床、路面</td><td>敷地内の通路、建築物の出入口、屋内の通路、階段の踏面・踊り場、便所・洗面所の床</td><td>C.S.R=0.4 以上</td></tr> <tr> <td>傾斜路（傾斜角：θ）</td><td>C.S.R$\cdot\sin\theta$=0.4 以上</td></tr> <tr> <td>客室の床</td><td>C.S.R=0.3 以上</td></tr> </tbody> </table> ※（社）日本建築学会材料施工委員会内外装工事運営委員会 床工事 WG 『床の性能評価方法の概念概要と性能の推奨値（案）』（2008 年 6 月） (2) 素足で動作し大量の水や石けん水などがかかる床 ㊫ 床の材料・仕上げは当該部位の使用条件を勘案した上で、表-2 の滑り抵抗値（C.S.R・B）の推奨値（案）※を参考にして適切な材料・仕上げとすることが望ましい。 ■表-2 素足の場合の滑り 日本建築学会の推奨値（案） <table border="1"> <thead> <tr> <th>床の種類</th><th>単位空間</th><th>推奨値（案）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">素足で動作し大量の水や石けん水などがかかる床</td><td>浴室（大浴場）、プールサイド、シャワー室・更衣室の床</td><td>C.S.R・B=0.7 以上</td></tr> <tr> <td>客室の浴室・シャワー室の床</td><td>C.S.R・B=0.6 以上</td></tr> </tbody> </table> ※（社）日本建築学会材料施工委員会内外装工事運営委員会 床工事 WG 『床の性能評価方法の概念概要と性能の推奨値（案）』（2008 年 6 月）	床の種類	単位空間	推奨値（案）	履物を履いて動作する床、路面	敷地内の通路、建築物の出入口、屋内の通路、階段の踏面・踊り場、便所・洗面所の床	C.S.R=0.4 以上	傾斜路（傾斜角： θ ）	C.S.R $\cdot\sin\theta$ =0.4 以上	客室の床	C.S.R=0.3 以上	床の種類	単位空間	推奨値（案）	素足で動作し大量の水や石けん水などがかかる床	浴室（大浴場）、プールサイド、シャワー室・更衣室の床	C.S.R・B=0.7 以上	客室の浴室・シャワー室の床	C.S.R・B=0.6 以上	
床の種類	単位空間	推奨値（案）																		
履物を履いて動作する床、路面	敷地内の通路、建築物の出入口、屋内の通路、階段の踏面・踊り場、便所・洗面所の床	C.S.R=0.4 以上																		
	傾斜路（傾斜角： θ ）	C.S.R $\cdot\sin\theta$ =0.4 以上																		
	客室の床	C.S.R=0.3 以上																		
床の種類	単位空間	推奨値（案）																		
素足で動作し大量の水や石けん水などがかかる床	浴室（大浴場）、プールサイド、シャワー室・更衣室の床	C.S.R・B=0.7 以上																		
	客室の浴室・シャワー室の床	C.S.R・B=0.6 以上																		

使用条件	◎ 履物の有無や種類、ほこりや、水分の付着の有無により滑りやすさは大きく異なるので、材料・仕上げのC.S.R値等を確認するときは、床の使用時に想定される次の条件を考慮し、試験時の滑り片、試験片の表面状態を確認する。 ・下足（靴、運動靴、サンダル等）、上足（靴下・スリッパ等）又は素足 ・雨掛かり、ほこり・水分・油の有無等
滑りの差	◎ 突然滑り抵抗が変化すると滑ったりつまずいたりする危険が大きいため、同一の床において、滑り抵抗に大きな差がある材料の複合使用は避ける。
留意事項	◎ 階段の滑りには、踏面だけでなく段鼻の滑りも大きく影響するため、滑りにくい段鼻材を選ぶ。 ◎ 特に高齢者等にとっては、床を滑りにくくしすぎると、つまずき等の原因となることがある。 ◎ 滑りに配慮した材料・仕上げを用いることとあわせて、水溜り等ができないよう、水はけ（水勾配の確保や床下地の不陸調整）にも留意する。 ◎ 一般的に、素足で歩く可能性はあるが大量の水や石けん水などがかからない床では、素足より靴下の方が滑りやすい場合が多いことから、滑り片を靴下としたC.S.R値で安全側に評価できる可能性が高い。 ◎ 金属製の視覚障害者誘導用ブロックは、雨滴によりスリッパしやすいので、敷地内の通路や建築物の出入口等を使用する際には、滑りに配慮されたものを使用する等、十分配慮する。 ◎ グレーチングやマンホール蓋もは雨滴によりスリッパしやすいので、敷地内の通路や建築物の出入口等を使用する際には、滑りに配慮されたものを使用する等、十分配慮する。 ◎ 床の滑りは、歩行や清掃等に伴う摩耗や清掃状況により、竣工時の状況から変化することに留意して、清掃や適切なメンテナンスを行う。

《 参 考 図 》

器

【図28.1】 滑り試験機 (0-Y・PSM) の概要



㊟店舗内の通路や座席

【基本的考え方】

整備基準では利用居室等の出入口までの整備を定めているが、高齢者、障害者等が円滑に店舗を利用するためには、店舗内の通路や座席の配置について配慮する必要がある。

■望ましい整備

店舗内通路	◎ 車椅子や使用者や乳幼児連れの利用者（ベビーカー）が、テーブルや目的の棚まで行けるような幅員（90cm 程度）を確保する。飲食店の場合は、椅子に座った状態でも 90cm 程度を確保する。 ◎ 飲食店の配膳カウンターまでの通路は、カウンター待ちの背後の通行を考慮し、150～180cm 程度を確保する。 ◎ 会計・相談カウンターの前やショーケースの前等、従業員と利用者が正対する通路の幅は、140cm 以上とする。面積や構造による制約があり、やむを得ない場合は 120cm 以上とする。 ◎ 店舗内において、車椅子使用者が転回できる場所（原則 140cm 角以上）を 1 以上確保する。 ◎ 商品や広告等を通路にはみ出して幅を狭めないようにする。 ◎ 段差を設けない。やむを得ず段差が生じてしまう場合は、傾斜路の設置やスロープの用意を行う。	
店舗内での 配慮 (座席)	◎ 車椅子のまま利用できる席は店内全体に分散させ、席を選べることが望ましい。 ◎ 複数の車椅子使用者が一緒に利用できる席を確保することが望ましい。 ◎ 小規模の店舗等で通路幅を広く確保することが難しい場合でも、飲食店の場合は最低でも 1 箇所のテーブルまで車椅子使用者が単独で行けるようにする。	
(待合)	◎ サービス店舗や飲食店等の待合には、高齢者、障害者等の休憩のように供する設備（ベンチ等）を設ける。その際、通行の妨げにならないよう配慮する。 ◎ 車椅子使用者や乳幼児連れの利用者（ベビーカー）に配慮したスペースを確保する（ベンチ等の移動による対応も可とする）。 ◎ 車椅子使用者に配慮した待合スペースの幅は、車椅子 1 台につき 90cm 以上とし、奥行きは 120cm 以上とする（可動式の椅子を取り外してスペースを設けることも可とする）。	
飲食店での 配慮 (座席)	◎ 車椅子使用者のひざが入るよう、テーブルの下部に高さ 65cm 程度、幅 70cm 程度、奥行き 45cm 程度のスペースを設ける。 ◎ 肘掛け椅子と肘掛けのない椅子を取り混ぜて配置することが望ましい。 ◎ 車椅子使用者が車椅子のまま席につけるよう、固定していない椅子で、テーブル席・カウンター席を用意する。また、椅子は軽く、位置を変えやすいものとする。 ◎ テーブル席・カウンター席の高さは、「㊟カウンター」を参照 ◎ 座席の、蹴込みは座面奥行きの 1/3 以上を確保し、椅子の支柱や対角材が、蹴込みの妨げにならないよう配慮する。 ◎ 座席間の間仕切りは、可動式とする。 ◎ 車椅子使用者が車椅子のまま食事ができる等、原則として可動式の椅子席とする。 ◎ 固定席を設ける場合には、可動式の椅子席を併せて設ける。ただし、客席総数の	→建築物編（共同住宅等以外） 「㊟カウンター」参照

	1/2以上の席を可動式の椅子席とする。 ◎ 可動式の椅子席を設けるとともに、テーブルも可動式とすることで、レイアウト変更や車椅子使用者の通路幅員の確保等ができるようにする。 ◎ 可動式の椅子等は、車椅子使用者と同伴者、又は2人以上の車椅子使用者が同時に利用できるものとする。 ◎ 可動式の椅子席等は、車椅子使用者だけに特別に対応するものではなく、他の利用者也共通して利用できるものとして設ける。
(その他)	◎ 視覚障害や聴覚障害等、障害特性に応じて、点字や写真を活用した注文のしやすいメニューを用意する。 ◎ 点字メニューがない場合には、店員がメニューを読み上げる等により、視覚障害者に配慮する。 ◎ 知的障害者、発達障害者、精神障害者等が落ち着いて食事を行うことや、子ども連れの方が安心して食事を行うこと等、多様なニーズへの対応として個室（簡易な仕切りや間仕切り等を含む）を用意する。 ◎ セルフサービスの飲食店やフードコート等の呼び出しを行うカウンターには、音声による呼び出しとあわせて、振動等で呼び出しを伝える室内信号装置を設ける。 ◎ セルフサービス方式の場合、冷蔵庫や棚の扉は引き戸とする。
物販店での配慮 (商品棚)	◎ 車椅子使用者や子どもの視線でも選びやすく、手が届きやすくなるよう棚の高さに配慮するとともに、商品を整理して陳列する。 ◎ 外国人にも分かりやすいよう、多言語表記を行う。 ◎ 主要な経路上の通路で商品棚間の有効幅員は120cm以上とする。（車椅子使用者が商品を取り出しやすいようにする。）ただし、片側商品棚の場合は90cm以上とする。
(レジカウンター)	◎ 客と店員が円滑にお金や商品のやりとりや会話ができるレジカウンターの高さ及び車椅子使用者やベビーカー使用者等が使えるレジの通路幅を確保する。 ◎ 客側からも金額を確認できるようにする。 ◎ 手荷物や杖を置いて財布の出し入れができるように、レジ前に荷物や杖を一時的における台などを設置する。
(試着室)	◎ 車椅子のまま入ることができるよう、試着室の床には段差を設けない。 ◎ 車椅子やベビーカーがそのまま試着室に入る広さ（120cm以上×90cm以上）を確保する。 ◎ 試着室内に椅子を設ける場合には、車椅子使用者が容易に移乗できるよう、椅子の座面高を42～45cm程度とする。 ◎ 試着室の前室に介助者等の待合スペースを設ける。 ◎ 車椅子のまま試着できるよう、店舗内通路やコーナーの一部にカーテン等による仕切りを設け、工夫する。
(その他)	◎ 客へのお知らせは、音声情報と視覚情報との両方で伝えるよう工夫する。 ◎ 車椅子使用者をはじめ、高齢者、障害者等が利用できるサッカー台（購入済の商品を袋詰めするための台）を1以上設ける。

◆ソフト面の工夫

	◎ 施設の円滑な利用や、施設内の整備が困難な場所の利用をできるようにするため、施設の職員等に対して接遇向上のための研修を行い、様々な利用者に対して、適切に対応できるようにする。	
--	--	--

「コラム」

「職員等関係者に対する適切な教育訓練」

移動等円滑化を図るためには、施設及び車両等についてのハード面の整備のみならず、職員等関係者によるソフト面の適切な対応が必要であることに鑑み、**施設設置管理者は、その職員等関係者が高齢者、障害者等の多様なニーズ及び特性を理解した上で、正当な理由なくこれらの者による施設等の利用を拒むことなく、円滑なコミュニケーションを確保する等適切な対応を行うよう継続的な教育訓練を実施する必要がある。**

そのため、施設設置管理者は、以下のような取り組みを充実させるよう努めるべきである。なお、その過程において、高齢者、障害者等の参画を得ることが望ましい。

○従業員によるサービスのばらつきを防ぐため、統一的な対応のための接遇マニュアルを作成し、活用することが望ましい。

＜接遇マニュアルの例＞

「高齢の方・障害のある方などをお迎えするための接遇マニュアル 宿泊施設編」

観光庁が発行している当マニュアルでは、障害ごとの特性と対応（障害の特性、日常生活で感じる不便、コミュニケーションの基本）、シーンごとの接遇のポイントが、わかりやすく示されている。



○ホテル又は旅館において高齢者、障害者等と共に行う体験学習あるいはワークショップ等を通して、建築主等が利用者特性や利用者のニーズを十分に理解することが望ましい。

＜研修や体験学習の例＞



・障害者スポーツの理解を深めるための体験イベント

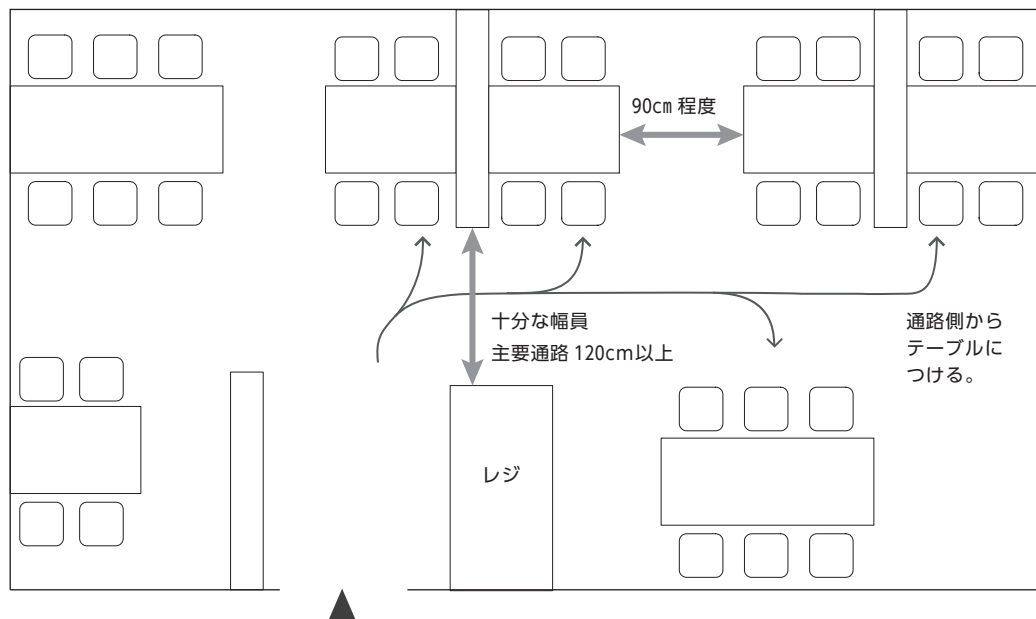


・駅やホテルを舞台に高齢者や障害者へのサポートやサービスの仕方を体験するイベント

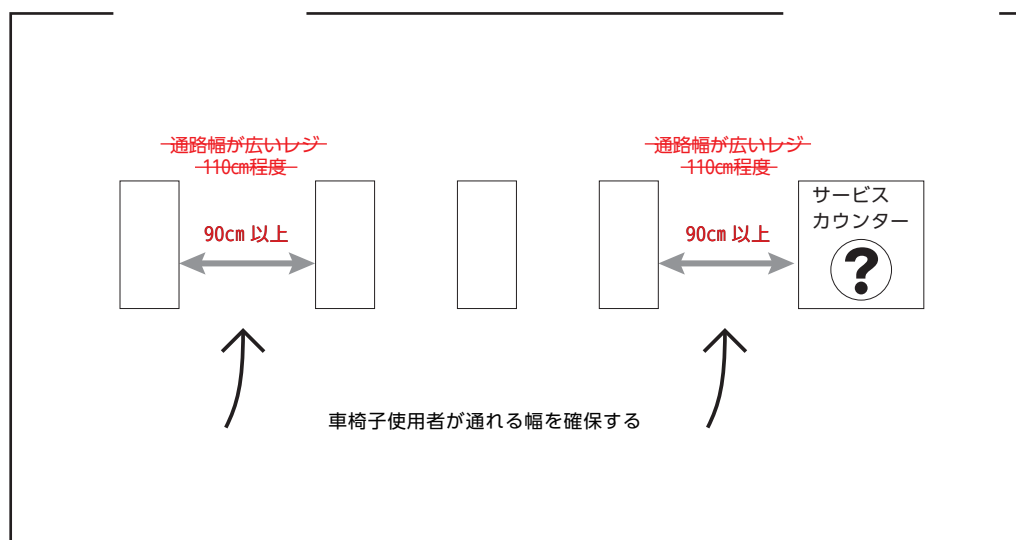
写真提供：京王プラザホテル

《 参 考 図 》

【図29.1】店舗内通路

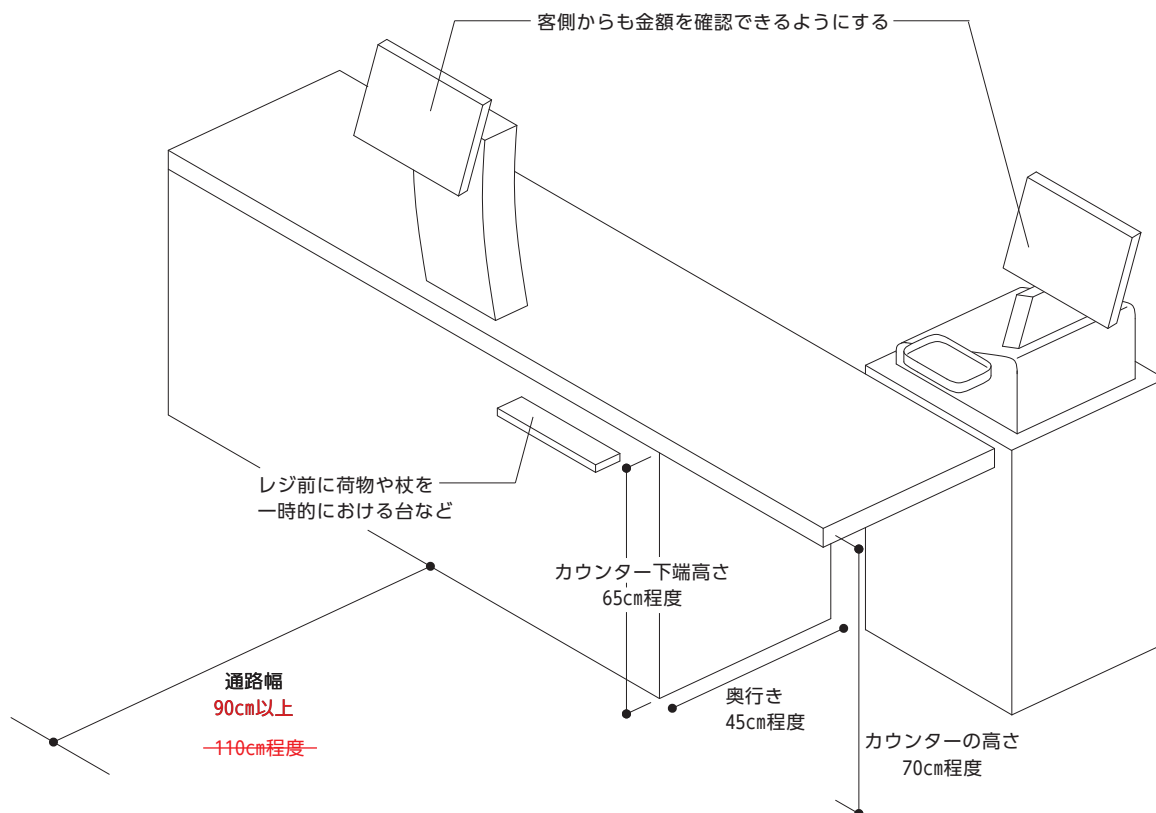


【図29.2】店舗内通路（レジカウンターまわり）



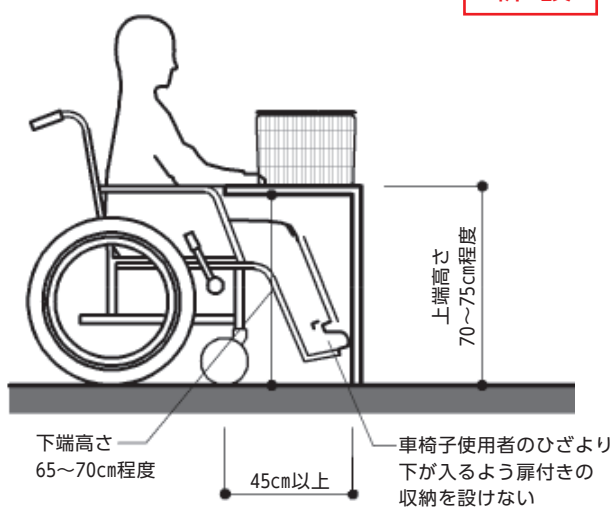
《 参 考 図 》

【図29.3】 レジカウンター

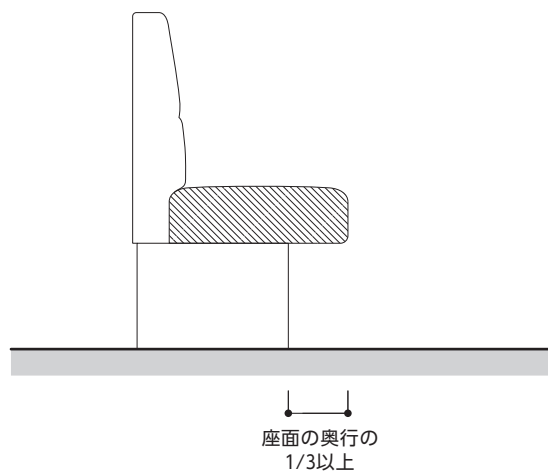


【図29.4】 サッカー台の例

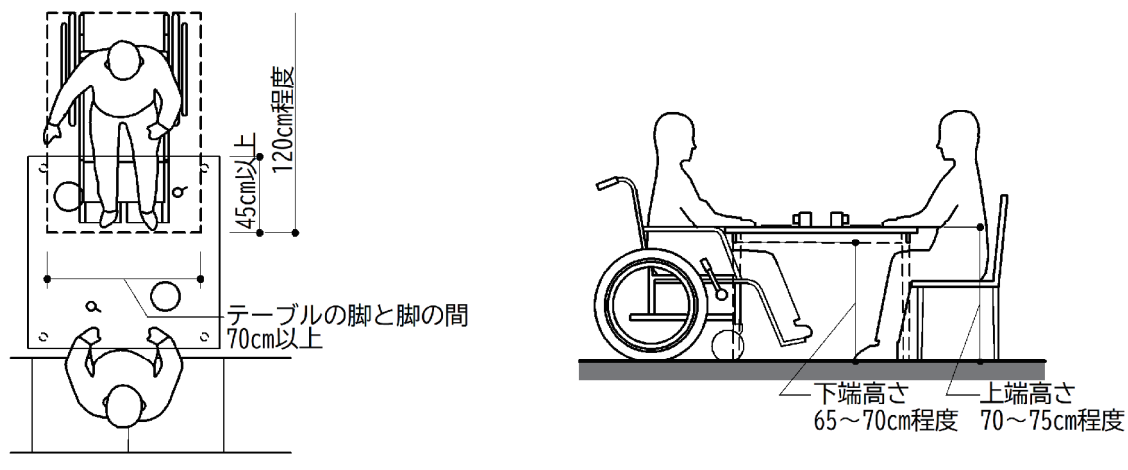
新 設



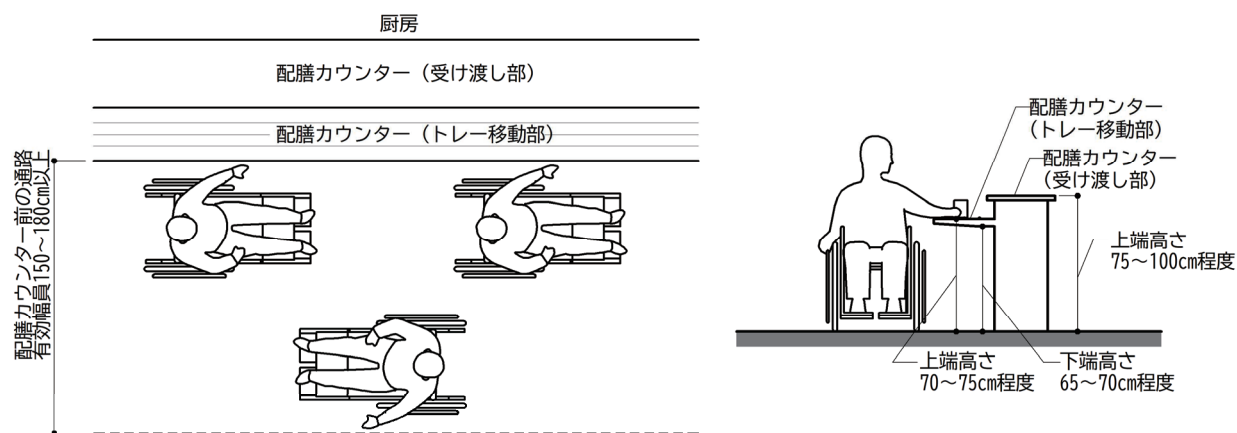
4
【図29.5】 座席の蹴込みスペース



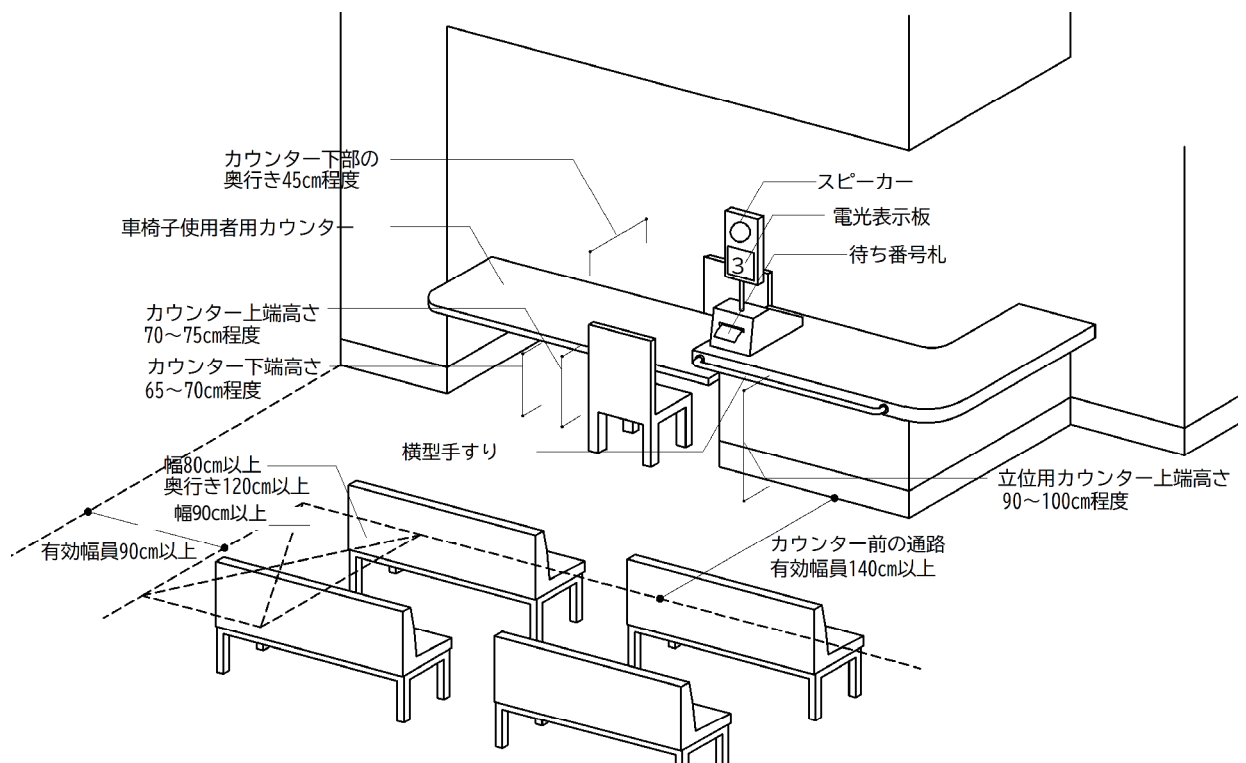
【図29.6】 可動式の椅子席の例



【図29.7】 配膳カウンターと通路の例



【図29.8】 サービス店舗の例



③⑩休憩スペース、カームダウン・クールダウン

【基本的考え方】

高齢者、障害者等を含めた**すべて全て**の人が快適に休憩するためのスペースを利用しやすい位置に設置する。
また、外出先でパニックや、急な発作・幻聴等を起こす利用者がいるため、静かな場所を確保し適切に対応することが望ましい。

■望ましい整備 ー再掲載ー

③廊下等

その他の 注意事項	◎ 休憩のためのスペース及び設備を適切な位置に設ける。(例:腰掛け等を設置)	
--------------	--	--

⑪観覧席・客席

観覧席・客席	◎ 乳幼児連れ、知的障害・発達障害・精神障害を含む障害者等の利用者が周囲の気がねなく観覧できる区画された観覧室又はスペースを設ける。	
--------	--	--

⑰公共的通路

その他の 注意事項	◎ 公共用通路には休息のためのスペース又は施設を適切な位置に設ける。	
--------------	------------------------------------	--

⑱子育て支援環境の整備

その他の 注意事項	◎ ベビー休憩室を利用する際、同伴者が休憩できるように、入口に近い位置に休憩できる椅子を設置する。また、哺乳瓶による授乳のための椅子として利用できる構造とする。	
--------------	--	--

⑳緊急時の設備・施設

救急処置 室・休憩室	◎ 多数の利用者が見込まれる場合は、体調が悪くなった人等に備えて、救急処置室や休憩できるスペースを設ける。	
---------------	---	--

◆ソフト面の工夫

	◎ 施設の利用者の中には、様々な視覚情報、音声情報及び騒音・雑音などが重なることで感覚に対する反応が過敏となったり、不測の事態が生じた場合等にパニックになったりする人がいる。しばらく時間をおき、気持ちが落ち着いてから、「どうしたのか?」と尋ねることで、冷静に自分の行動を振り返ることができる。この対応をカームダウン・クールダウンという。施設内に、カームダウン・クールダウンのスペースを用意したり、パーテーション等で視線を遮れるような空間を設けたりするだけでも有効な場合がある。	
--	--	--

《コラム》

「カームダウン・クールダウンスペースの設置」

国立競技場では、知的・精神・発達障害者等が観客の多さや喧噪でパニックを起こした際、あるいはそれを予防する際に気持ちを静めるための休憩室（カームダウン・クールダウンスペース）を各所に設けている。

休憩室は、気持ちを静めることができるよう、周囲の雑音や視覚情報を遮る個別の空間となっており、一人あるいは同伴者と2人きりになることができるスペースが設けられている。

また、休憩室の入り口には、カームダウン・クールダウンスペースであることを示すピクトグラム（JIS Z 8210）を表示し、「この部屋は気持ちを静めるための部屋です。」という説明書きを併記することで、部屋の機能がわかりやすくなるよう配慮がされている。



・カームダウン・クールダウンスペースのピクトグラム

写真提供：日本スポーツ振興センター



・カームダウン・クールダウンスペースの内部

写真提供：日本スポーツ振興センター

Ⅱ 共同住宅等

①特定経路等

【基本的考え方】

共同住宅等の敷地の接する道等から各住戸に至る経路のうちそれぞれ 1 以上の経路を、多数の者が円滑に利用できる経路とする。また、各住戸から車椅子使用者用駐車施設に至る経路のうちそれぞれ 1 以上の経路についても、多数の者が円滑に利用できる経路とする。

■整備基準(規則で定めた基準)

整備基準(遵守基準)	整備基準(努力基準)
(1) 共同住宅等においては、道等から各住戸(地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸を設ける共同住宅等にあつては、地上階に設けるものに限る。以下同じ。)までの経路のうち 1 以上を、多数の者が円滑に利用することができる経路(以下この表において「特定経路」という。)にしなければならない。	(1) 共同住宅等においては、道等から各住戸までの経路のうち 1 以上及び各住戸から車椅子使用者用駐車施設までの経路のうち 1 以上を、多数の者が円滑に利用することができる経路(以下この表において「特定経路等」という。)にしなければならない。
(2) 共同住宅等に、多数の者が利用する居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設を設ける場合においては、別表第 4 のうち移動等円滑化経路等に係る規定を準用する。この場合において、当該準用された特定経路又はその一部については、この表の規定は適用しない。	(2) 共同住宅等に、利用居室等、 だれでもトイレ 8 の項(2)アに掲げる構造の車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設を設ける場合においては、別表第 2 のうち移動等円滑化経路等に係る規定を準用する。この場合において、当該準用された特定経路等又はその一部については、この表の規定は適用しない。
(3) 特定経路上には、階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。	(3) 特定経路等上には、階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。

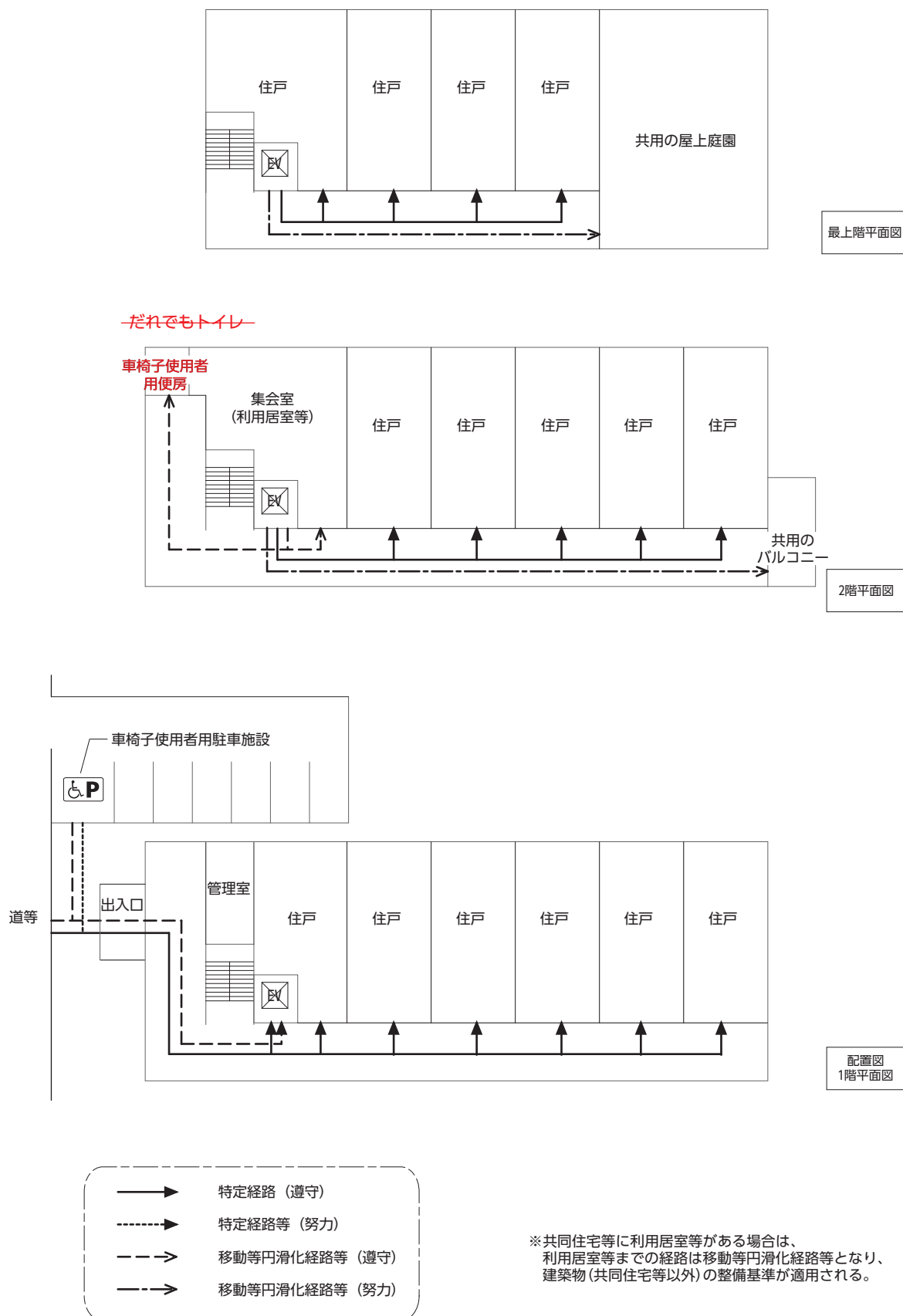
■整備基準の解説

(1) 特定経路等	● 道等から特定少数の者が利用する居室である共同住宅等の各住戸までの経路のうち 1 以上を、多数の者が円滑に利用できる経路(特定経路)として整備する。 ● 地上階又はその直上階のみに住戸がある場合や、地上階又はその直下階のみに住戸がある場合は、地上階にある各住戸までを特定経路とする。 ○ 地上階又はその直上階のみに住戸がある場合や、地上階又はその直下階のみに住戸がある場合においても、すべて全ての各住戸までの経路が特定経路等となる。 ○ 共同住宅等の各住戸から車椅子使用者用駐車施設までの経路のうち 1 以上を、多数の者が円滑に利用できる経路(特定経路を含め、特定経路等)として整備する。	→【図 1.1】参照
(2) 移動等円滑化経路等の適用	● 集会室など居住者が共用で利用する居室等、共用便所(車椅子使用者用便房、だれでもトイレを備えたもの)、車椅子使用者用駐車施設がある場合は、道等から集会室などの利用居室等までの経路や共用便所から集会室などの利用居室等(利用居室等がない場合は、道等)までの経路は、建築物(共同住宅等以外)の整備基準の移動等円滑化経路等となる。 ● 特定経路等が移動等円滑化経路等と重複する場合は、特定経路等の基準は適用しない。	

(3)段差の禁止	● 特定経路等上には、階段や段差を設けないことが原則となる。そのため、特定経路等上に階段や段差がある場合には、特定経路等の基準に適合した傾斜路、エレベーターその他の昇降機を必ず併設する必要がある。	→【図 1.2】参照
----------	---	------------

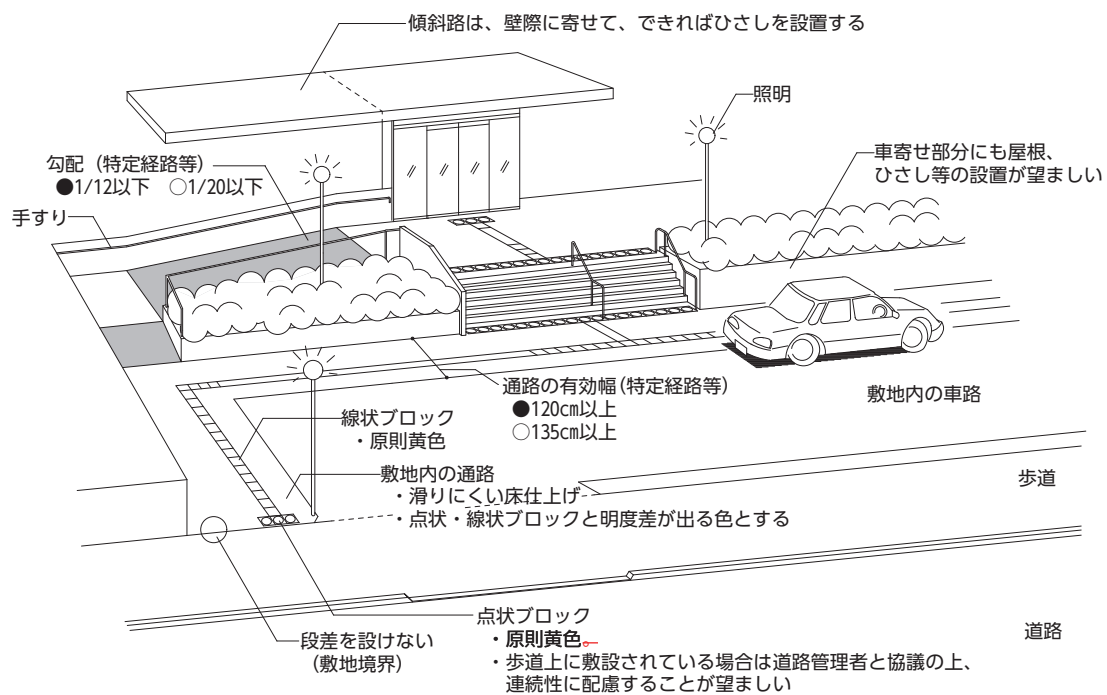
《 参 考 図 》

【図1.1】 特定経路等の考え方



《 参 考 図 》

【図1.2】 特定経路等に傾斜路を設けた例



②出入口

【基本的考え方】

住棟の出入口や各住戸の出入口は、道等から各住戸への動線上にあたるので、多数の者が円滑に利用できるよう整備する必要がある。また、特定経路等以外の屋外へ通ずる出入口についても、1 以上を、多数の者が安全かつ円滑に利用できるよう整備する。

■整備基準（規則で定めた基準）

整備基準（遵守基準）	整備基準（努力基準）
—	(1) 多数の者が利用する屋外へ通ずる出入口(特定経路等を構成する直接地上へ通ずる出入口の一を除く。)の 1 以上は、次に掲げるものでなければならない。
—	ア 幅は、85 センチメートル以上とすること。
—	イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
特定経路を構成する出入口は、次に掲げるものであること。	(2) 特定経路等を構成する出入口は、次に掲げるものであること。
(1) 幅は、80 センチメートル以上とすること。	ア 幅は、85 センチメートル以上とすること(イに掲げるもの並びにエレベーターの籠及び昇降路の出入口に設けるものを除く。)。ただし、構造上やむを得ない場合は、80 センチメートル以上とすることができる。
—	イ 直接地上へ通ずる出入口の幅は、100 センチメートル以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合は、85 センチメートル以上とすることができる。
(2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	ウ 同左

■整備基準の解説

有効幅	● 共同住宅等に移動等円滑化経路等がある場合は、建築物（共同住宅等以外）の「②出入口」の移動等円滑化経路等に係る基準が適用される。 ● 特定経路上にある出入口の有効幅は 80cm 以上とする。 ○ 特定経路等上にある出入口の有効幅は 85cm 以上とする。ただし、エレベーターの籠及び昇降路の出入口は除く。 ○ 直接地上へ通ずる出入口の有効幅は 100cm 以上とする。 ○ 構造上やむを得ない場合とは、敷地や建物の規模が小さく、当該出入口を一度に多くの人が利用する可能性が少ない場合で周囲に車の通行等の危険がなく、扉の開閉にも安全な配慮がなされている場合のことである。 ○ 屋外へ通ずる出入口が 2 つ以上ある建築物において、特定経路等上にある直接地上へ通ずる出入口が 1 つのみの場合は、当該出入口以外の屋外へ通	→【図 2.1】参照
-----	---	------------

－ 出入口幅の比較－

	出入口の種類	遵守基準	努力基準	望ましい整備	整備項目
特定経路等	直接地上へ通ずる出入口	80cm 以上	100cm 以上(※1)	120cm 以上	②出入口
	エレベーターの籠及び昇降路の出入口	80cm 以上	80cm 以上	90cm 以上	⑥エレベーター及びその乗降ロビー
	上記以外の特定経路等上にある出入口	80cm 以上	85cm 以上(※2)	90cm 以上	②出入口
一般基準	屋外へ通ずる出入口	—	85cm 以上	120cm 以上	②出入口
	浴室又はシャワー室の出入口	85cm 以上	85cm 以上	90cm 以上	⑨浴室又はシャワー室

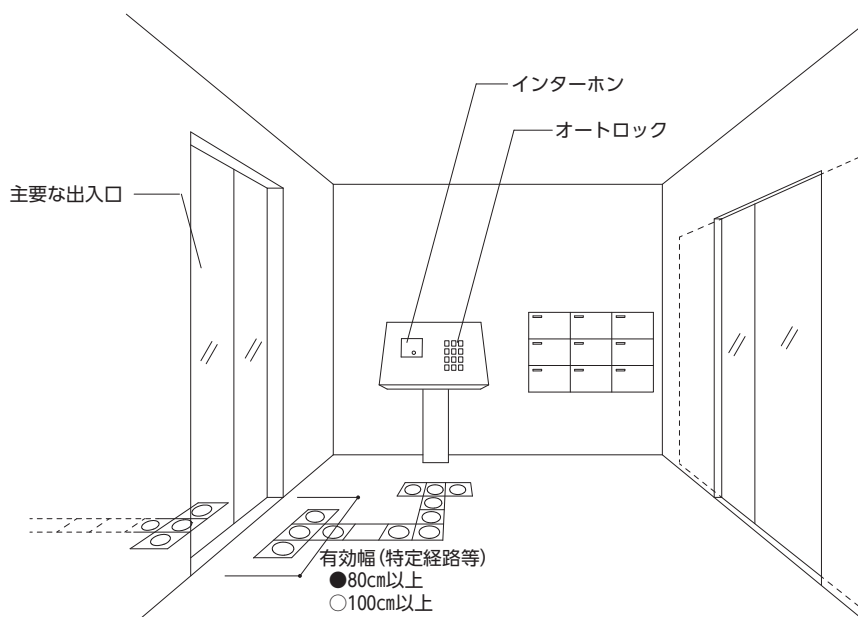
(注) 移動等円滑化経路等上の出入口幅については建築物(共同住宅等以外)P.2-28を参照のこと。

(※1) 構造上やむを得ない場合は 85cm 以上とすることができる。

(※2) 構造上やむを得ない場合は 80cm 以上とすることができる。

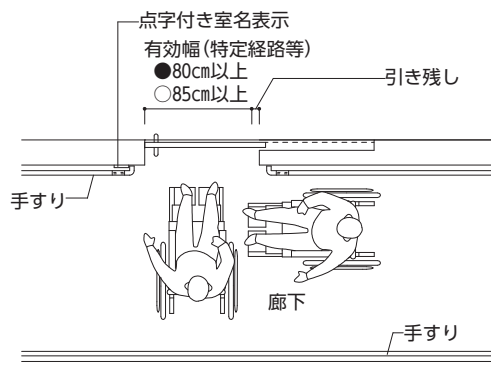
《 参 考 図 》

【図2.1】 出入口の整備例

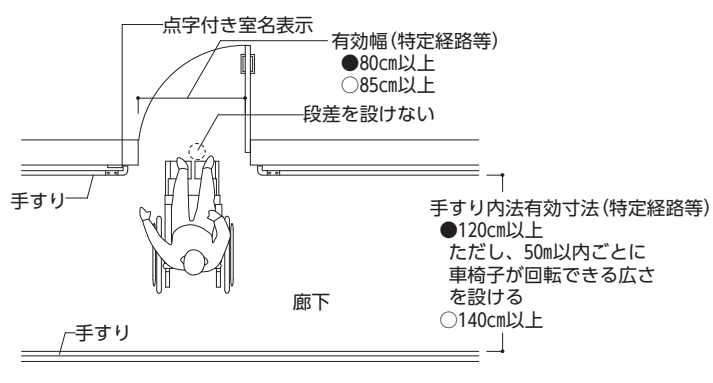


【図2.2】 戸幅の寸法

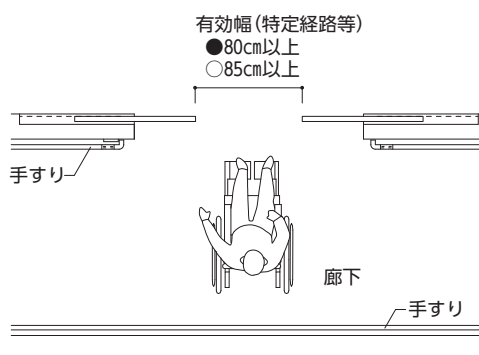
■引き戸の場合



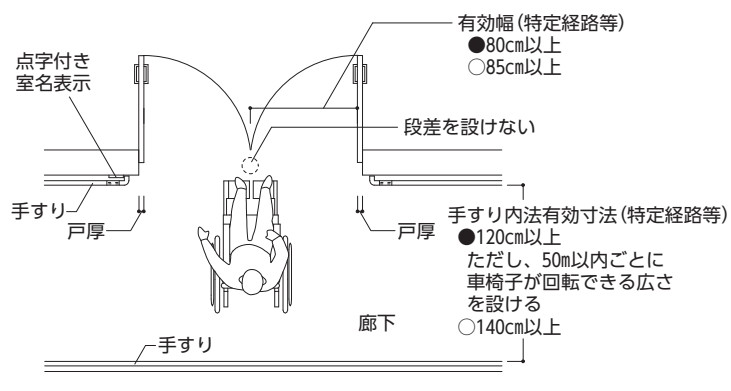
■開き戸の場合



■自動扉の場合



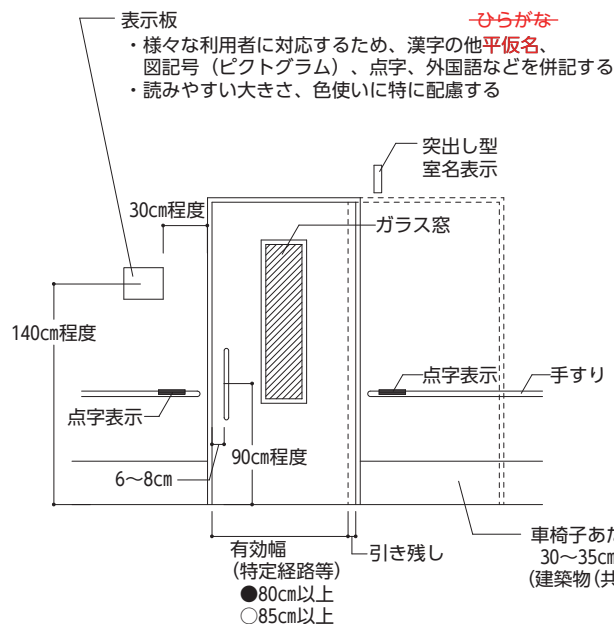
■両開き戸の場合



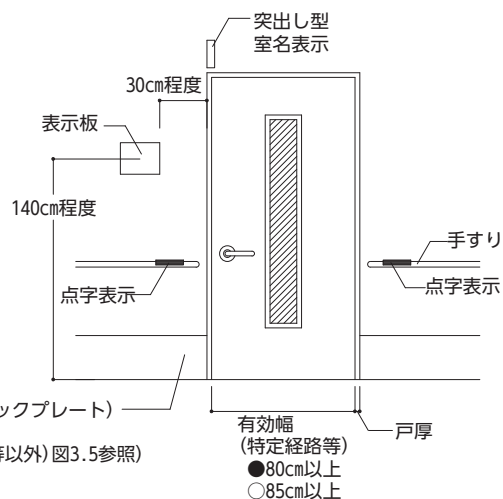
《 参 考 図 》

【図2.3】 出入口の例

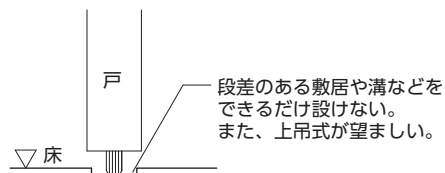
■引き戸の場合



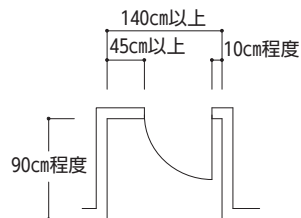
■開き戸の場合



【図2.4】 引き戸への配慮



【図2.5】 アルコーブの各部寸法

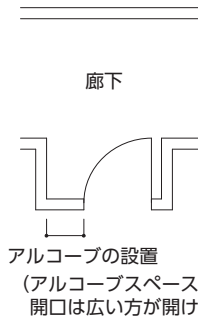


【図2.6】 開き戸への配慮

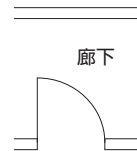
■内開き ○



■外開き(アルコーブ付) ○



■外開き ×

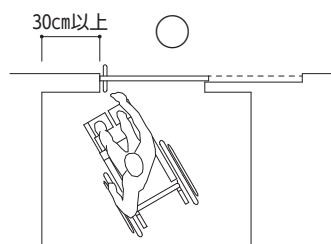


※外開き戸は、高齢者、障害者等の利用を考慮すると好ましくない。そのため建築基準法施行令第118条で内開き戸が禁止されている建築用途にあって外開き戸を設置する際にはアルコーブを設ける等の配慮が必要である。

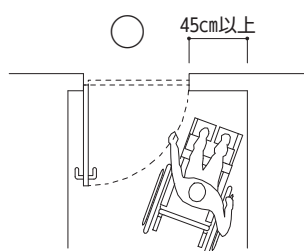
《 参 考 図 》

【図2.7】 車椅子使用者のための開閉スペースの設置

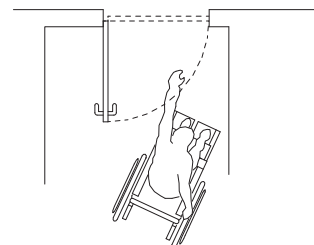
■引き戸の場合



■開き戸の場合



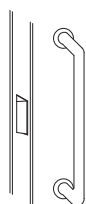
×



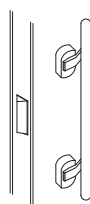
※袖壁は、引き戸の場合は30cm以上、開き戸の場合は45cm以上を確保すると、車椅子使用者が戸を開閉しやすい。また、必要となる袖壁と開閉スペースは、戸の開閉機構、取っ手の形状、周囲の状況等によって異なるため、設計にあたってはそれらを考慮したうえで、袖壁と開閉スペースを確保する。

【図2.8】 取っ手の使いやすさ

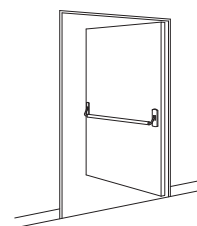
■棒状 ○



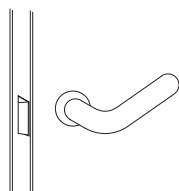
■プッシュプルハンドル ○



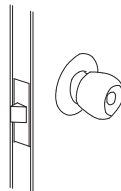
■パニックバー ○



■レバーハンドル ○



■握り玉 ×



③廊下等

【基本的考え方】

廊下等は、高齢者、障害者等の利用を配慮して整備した住棟の出入口から、共同住宅等内を円滑に利用するための最も重要な部分であり、最低限車椅子使用者と歩行者がすれ違うことができ、車椅子使用者が転回できるだけの幅が必要となる。

■整備基準（規則で定めた基準）

整備基準（遵守基準）	整備基準（努力基準）
(1) 多数の者が利用する廊下等の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げることを。	(1) 多数の者が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。
—	ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げることを。
イ 階段の上下端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。	
(2) 特定経路を構成する廊下等は、(1)に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。	(2) 特定経路等を構成する廊下等は、(1)に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。
ア 幅は、120センチメートル以上とすること。	ア 幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合は、120センチメートル以上とすることができる。この場合においては、50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。
イ 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。	
ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	イ 同左

■整備基準の解説

◆一般基準

ア 床面	● 滑りにくく、転倒しても衝撃の少ない床材料を使用する。カーペットカーペットの場合は毛足の長いものは避け、他の材料の部分と同一レベルとなるように敷き込む。 ● 特に表面が濡れるおそれがある部分は、仕上げに配慮する。	
イ 点状 ブロック等	○ 視覚障害者に階段の位置を知らせるためのものである。 ○ 階段の上下端に近接する部分には点状ブロック等を敷設する。	

◆特定経路等

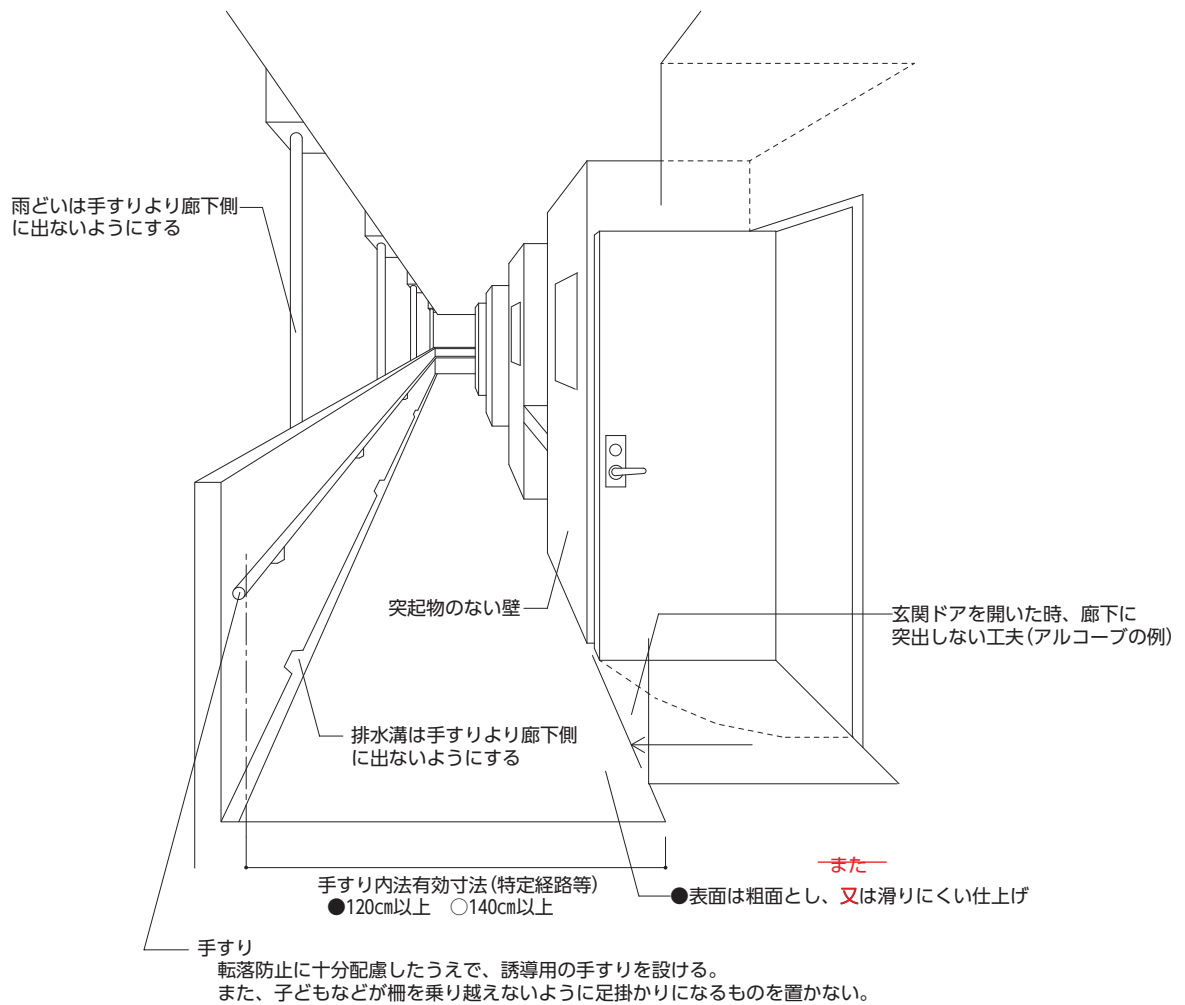
	● 共同住宅等に移動等円滑化経路等がある場合は、建築物（共同住宅等以外）の「③廊下等」の移動等円滑化経路等に係る基準が適用される。 ● 床面には段差を設けないこと。	
ア 有効幅	● 歩行者が横向きになって、車椅子使用者とすれ違える幅が120cmである。 ○ 歩行者が横向きにならず、車椅子使用者とすれ違える幅が140cmである。 ● 幅のとり方については、手すり等を設置する場合はその内法有効寸法である。	→【図 3.1】 【図 3.2】参照
イ 転回 スペース	● 廊下等の幅を120cm以上とした場合は、50m以内ごとに車椅子が転回できるスペース（おおよそ170cm×140cm 角以上）を設ける。	
ウ 戸	● 「②出入口」の整備基準の解説「戸」を準用する。	

■望ましい整備

	建築物（共同住宅等以外）の望ましい整備に準ずる。	P. 2-34 参照
--	--------------------------	------------

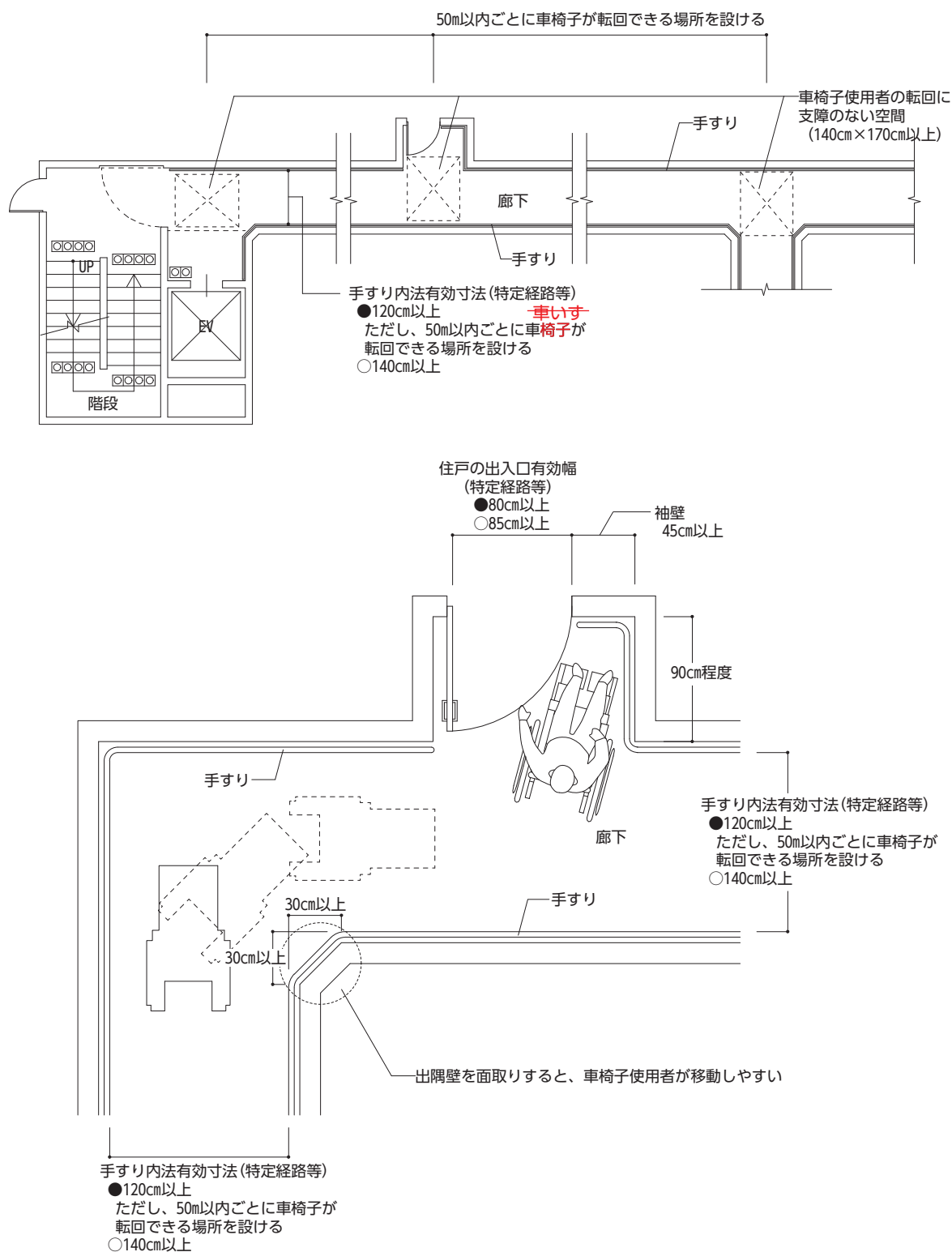
《 参 考 図 》

【図3.1】 共用廊下の整備例



《 参 考 図 》

【図3.2】廊下の基本的な考え方



④階段

【基本的考え方】

階段は、高齢者、杖使用者、視覚障害者等の安全かつ円滑な通行に配慮した構造とする。

■整備基準（規則で定めた基準）

整備基準（遵守基準）	整備基準（努力基準）
(1) 多数の者が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。	(1) 同左
ア 段がある部分に手すりを設けること。	ア 踊り場を含めて、手すりを設けること。
－	イ 手すりの端部の付近には、階段が通ずる場所を示す点字を表記すること。
イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	ウ 同左
ウ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別することができるものとする。	エ 同左
エ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。	オ 同左
－	カ 段がある部分の上下端に近接する踊り場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該踊り場が250センチメートル以下の直進のものである場合においては、この限りでない。
オ 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。	キ 同左
(2) 多数の者が利用する階段のうち1以上は、(1)に掲げるもののほか、次に掲げるものでなければならない。	(2) 同左
ア 踊り場に手すりを設けること。	ア 踊り場を含めて、両側に手すりを設けること。
イ 蹴上げの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とすること。	イ 同左
ウ 階段の幅(当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は10センチメートルを限度として、ないものとみなす。)は、120センチメートル以上とすること。	ウ 同左
(3) (2)の規定は、別表第4の6の項(1)に掲げる基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーを併設する場合には、適用しない。ただし、主として高齢者、障害者等が利用する階段については、この限りでない。	(3) (2)の規定は、別表第2の6の項(1)に掲げる基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーを併設する場合には、適用しない。ただし、主として高齢者、障害者等が利用する階段については、この限りでない。

■整備基準の解説

◆階段

ア 手すり	● 手すりは片麻痺者等の利用を考慮すると、階段の両側に連続して設けることが基本であるが、構造上困難な場合には、少なくとも片側に設ける。 ● 段がある部分には、手すりを設ける。階段のうち 1 以上は、踊り場にも連続して手すりを設ける。 ○ 踊り場を含め、手すりを設ける。階段のうち 1 以上は、踊り場も含め両側に連続して手すりを設ける。 ● 手すりは断面が円形又は楕円形とし、壁面から 4～5cm 程度の空気を確保する。この空き寸法は、手すりと壁の間に手が滑り込まないで、しかも手すりをつかみやすいものとするのに必要な寸法である。	→【図 4.1】 【図 4.2】参照 →【建築物編 図 27.1】参照
イ 床面	● 階段の床面仕上げは、滑りにくいものとする。特に表面が濡れるおそれがある部分は、仕上げに配慮する。	
ウ 踏面	● 段鼻に滑り止めを設けることが有効であるが、滑り止めは金属製のものは杖が滑るので避け、踏面及びけこみ板の面とそろえてつまずきにくい構造とする。 ● 踏面は、段鼻（滑り止め）の色と明度の差が大きい色とする等により、段を識別しやすいものとする。	
エ 形状	● けこみは 2cm 以下とする。 ● けこみ板は杖や足の落ち込みを防止するために必ず設ける。 ● 段鼻を突き出すとつま先がひっかけやすいので、突き出しは設けない。 ● 杖の転落を防止するために、立ち上がり（2cm 以上）を設ける。	→【図 4.3】参照 →【図 4.4】参照 →【図 4.5】参照
オ 点状ブロック等	○ 視覚障害者に階段の位置を知らせるためのものである。 ○ 段がある部分の上下端に近接する踊り場の部分に点状ブロック等を敷設する。 ○ ただし、踊り場の長さが 250cm 以下の直進のものである場合は、この限りでない。 ○ 階段の上下端に近接する廊下等の部分に敷設する点状ブロック等については「③廊下等」において規定している。 ○ 点状ブロック等は、視覚障害者が手すり付近を歩く際にも踏み外さないよう、階段の幅いっぱいに敷設する。	
カ 回り階段	● 主たる階段は、回り階段とはしない。ただし、増築等で既存の回り階段以外の階段を新たに設けることが構造上困難である場合等はこの限りでない。	→【図 4.6】参照
その他の注意事項	● 階段下側の天井やささら桁が低くなる部分では、視覚障害者等がぶつかる危険があるため、柵やベンチ、植栽、点状ブロック等を適切に配置するなどの安全に配慮した措置を講じる。	→【図 4.7】参照

◆階段のうち 1 以上

イ 形状	● けこみ蹴上げの寸法は 18cm 以下とし、踏面の寸法は 26cm 以上とする。同一の階段においては同一寸法を原則とする。	→【図 4.3】参照
------	---	------------

ウ 有効幅	● 歩行困難者が円滑に通行できる幅は120cm以上となっている。	
-------	----------------------------------	--

◆除外規定

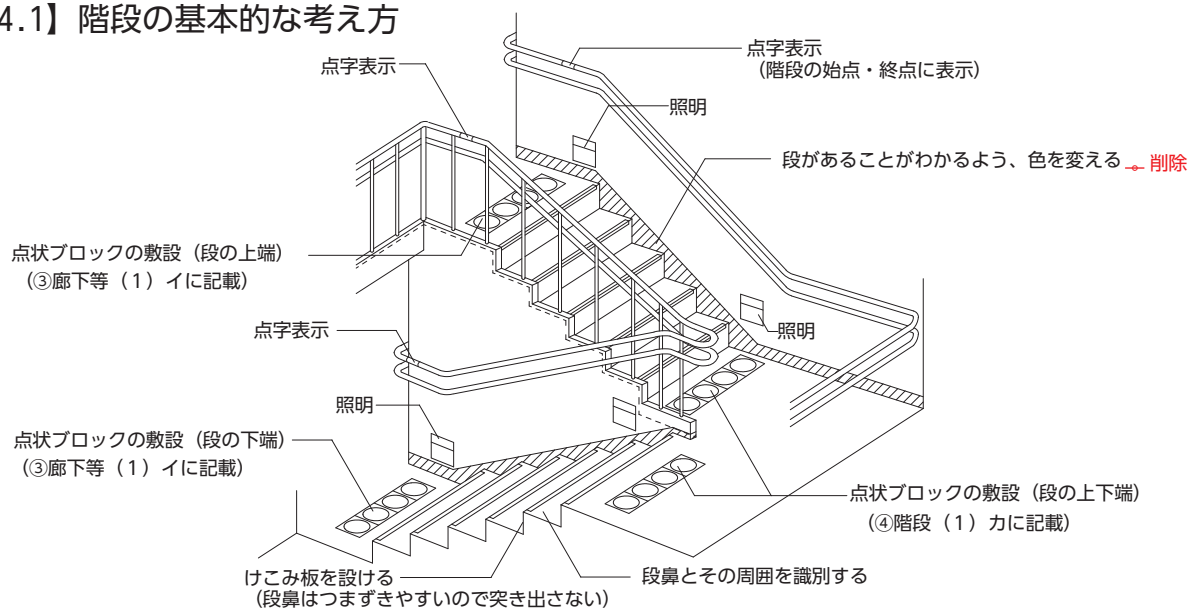
除外規定	● 2-42 (2)の規定は、建築物（共同住宅等以外）の整備基準における「⑥エレベーター及びその乗降ロビー」を併設する場合には、適用しない。ただし、主として高齢者、障害者等が利用する階段には適用する。	→ 籠の奥行き 135cm以上のエレベーター
------	--	---------------------------

■望ましい整備

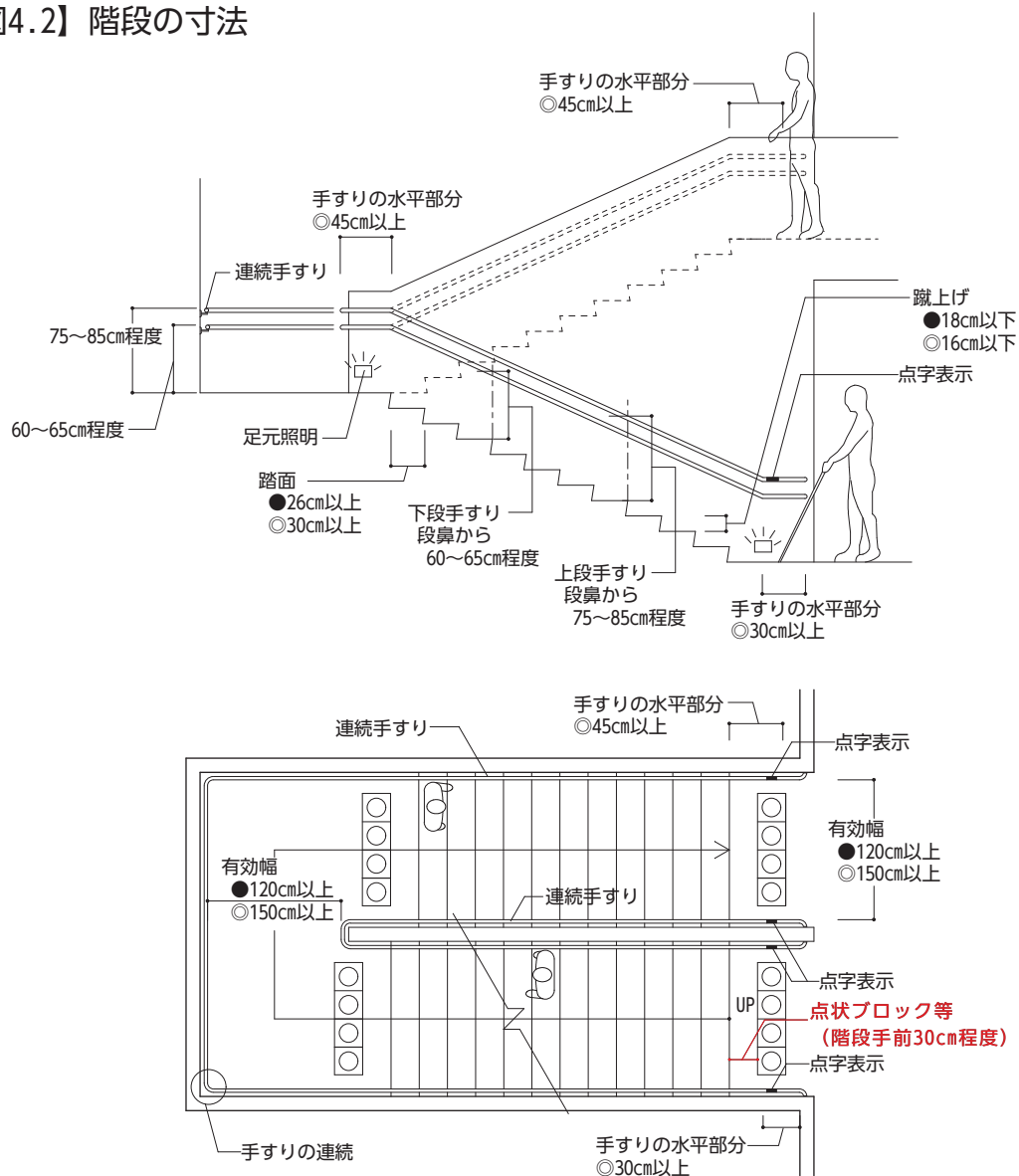
	建築物（共同住宅等以外）の望ましい整備に準ずる。	P. 2-42 参照
--	--------------------------	----------------------------

《 参 考 図 》

【図4.1】 階段の基本的な考え方

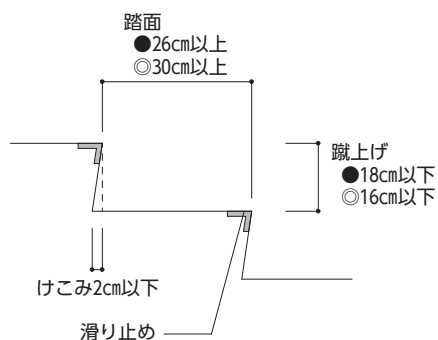


【図4.2】 階段の寸法

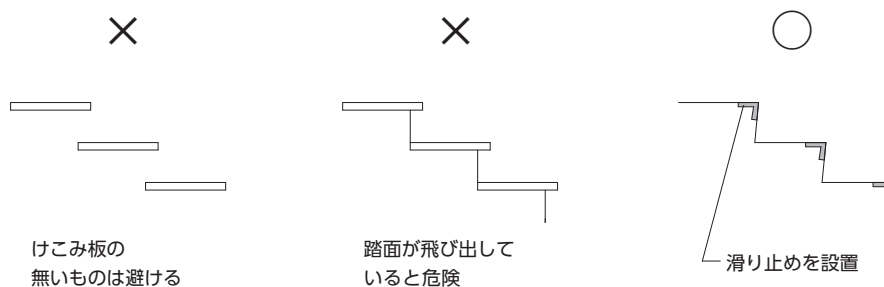


《 参 考 図 》

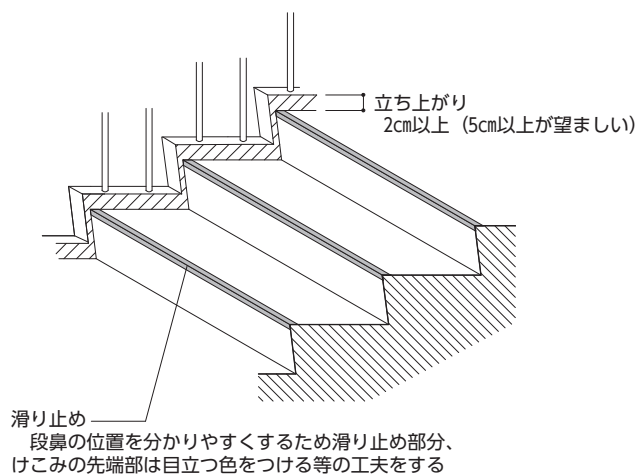
【図4.3】 踏面端部の例



【図4.4】 蹴上げ、路面の形状（つまずきにくい構造の例）



【図4.5】 踏面端部の例



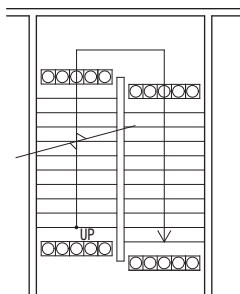
—出典：公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン—

出典：削除

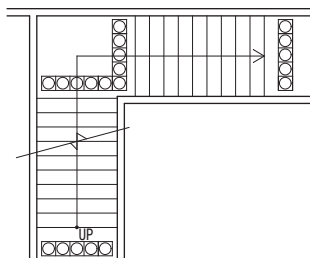
《 参 考 図 》

【図4.6】 階段の形状

■折返し階段 ○

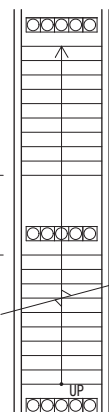


■折返し階段 ○



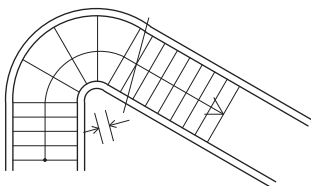
■直線階段 ○

踊り場の幅
※踊り場の幅が250cmを
超える場合は、点状
ブロックを敷設する



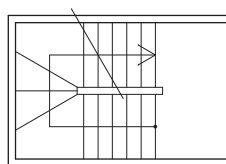
■回り階段 △

(構造上困難な場合に限る。
また路面の最少寸法は30cm必要)



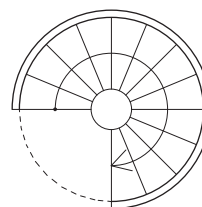
■回り階段 △

(構造上困難な場合等に限る)

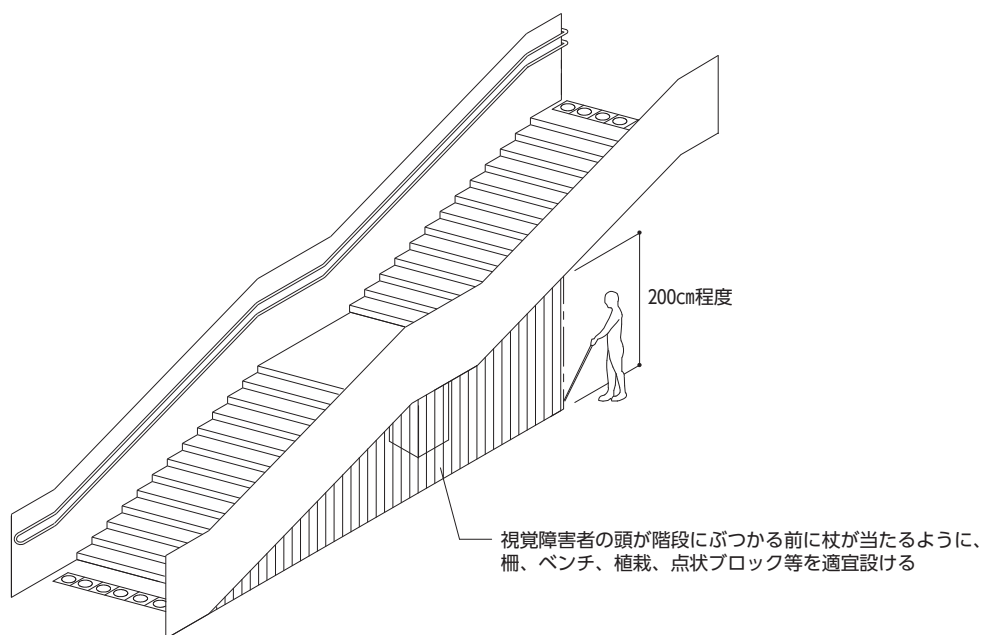


■らせん階段 ×

(らせん階段は主階段としない)



【図4.7】 視覚障害者に対する階段下の安全確保の措置の例



⑤階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路

【基本的考え方】

設計上段差が生じるのをどうしても避けられない場合がある。しかし、車椅子使用者は１段でも段差があると前進することができなくなるので、傾斜路を設ける。傾斜路は、車椅子使用者はもとより高齢者やベビーカーの通行などにも有効なものである。なお、この項目では屋内の傾斜路について規定している。

■整備基準（規則で定めた基準）

整備基準（遵守基準）	整備基準（努力基準）
(1) 多数の者が利用する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げるものでなければならない。	(1) 同左
ア 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。	ア 手すりを設けること。
イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	イ 同左
ウ その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することができるものとする。	ウ 同左
(2) 特定経路を構成する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、(1)に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。	(2) 特定経路等を構成する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、(1)に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。
ア 幅は、階段に代わるものにあつては120センチメートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。	ア 同左
イ 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。	イ 同左
ウ 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。	ウ 同左
エ 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。	エ 同左
オ 傾斜路の始点及び終点には、車椅子を安全に停止させることができる平坦な部分を設けること。	オ 同左

■整備基準の解説

◆一般基準

ア 手すり	● 手すりは、歩行困難者にとって歩行の補助になる。勾配が 1/12 を超え、又は高さが 16cm を超える傾斜がある部分には、手すりを設ける。 ● 手すりは、片麻痺者等の利用を考慮すると両側に設けることが基本となるが、構造上やむを得ない場合は、少なくとも片側に設ける。 ○ 手すりは、勾配や高さに関係なく、すべて全ての傾斜路に設ける。	→【図 5.1】参照
イ 床面	● 勾配が急になると、車椅子はスリップして昇降できなくなる。したがって、傾斜路の表面は滑りにくい材料や仕上げを選択する必要があり、特に表面が濡れるおそれがある部分は、仕上げに配慮する。	
ウ 傾斜部分	● 傾斜のある部分は、平たん部の色と明度の差の大きい色とすること等により、これらと識別しやすいものとする。	

◆特定経路等

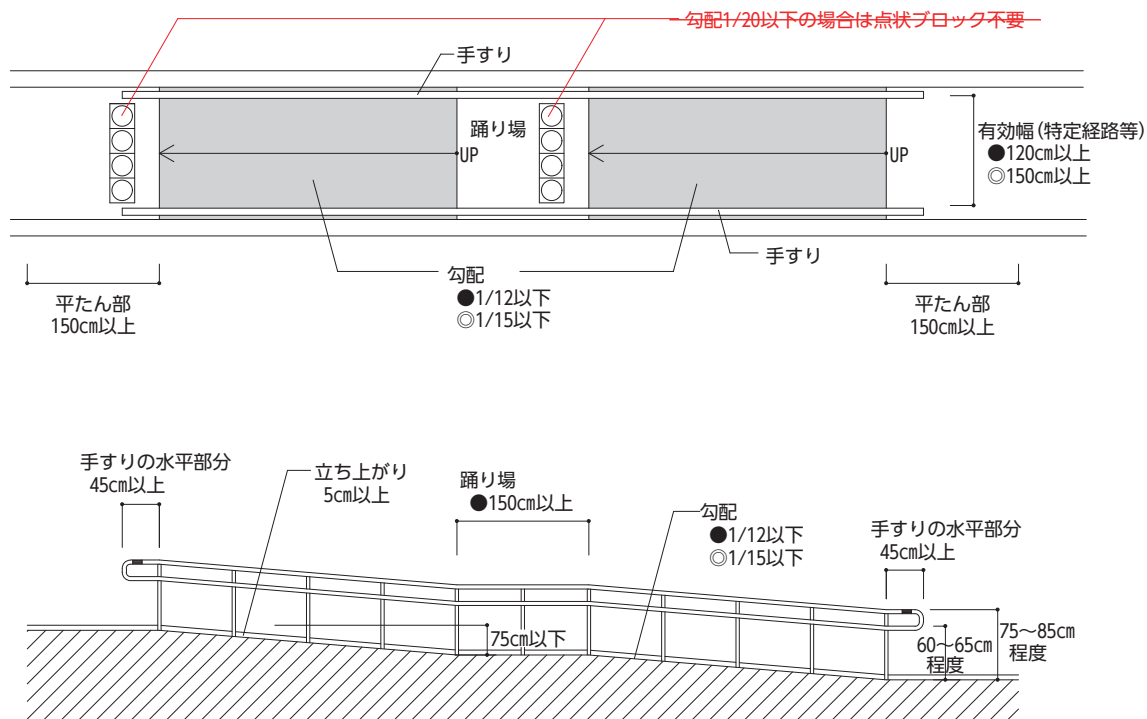
	● 共同住宅等に移動等円滑化経路等がある場合は、建築物（共同住宅等以外）の「⑤階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路」の移動等円滑化経路等に係る基準が適用される。	
ア 有効幅	● 歩行者が横向きになって、車椅子使用者とすれ違える幅は、120cm 以上である。 ● 階段を併設する場合は、車椅子使用者と歩行者とが傾斜路内においてすれ違う機会が少ないため 90cm 以上とすることができる。	→【図 5.2】参照
イ 勾配	● 車椅子使用者が自力で傾斜路を上るには相当な腕力を必要とする。車椅子使用者が自力で上ることができる傾斜路の勾配は、1/12 以下である。	
ウ 踊り場	● 長くて急な傾斜路では昇降の途中で休憩スペースが必要となる。したがって、長い傾斜路では 9m ごとに長さ 150cm 以上の踊り場の設置を求めている（この間隔を勾配 1/12 で高さに換算すると 75cm となる。）。 ● 車椅子使用者が安全に転回するためには水平な踊り場が必要である。	→【図 5.3】参照
エ 立ち上がり	● 車椅子の脱輪などを防止するため、両側に側壁又は 35cm 以上の立ち上がりを設ける。ただし、手すりを設ける場合は、5cm 以上とすることができる。	
オ 平たん部	● 傾斜路の始点、終点、曲がり部分、折り返し部分及び他の通路との交差部分にも 150cm 以上の平たん部を設ける。	

■望ましい整備

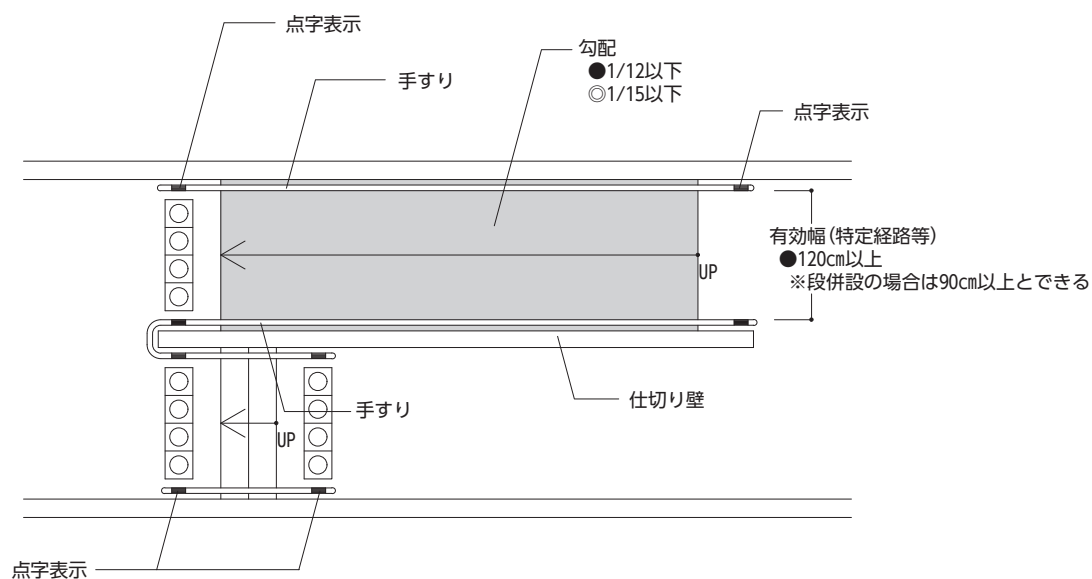
	建築物（共同住宅等以外）の望ましい整備に準ずる。	P. 2-51 参照
--	--------------------------	------------

《 参 考 図 》

【図5.1】 傾斜路の仕様

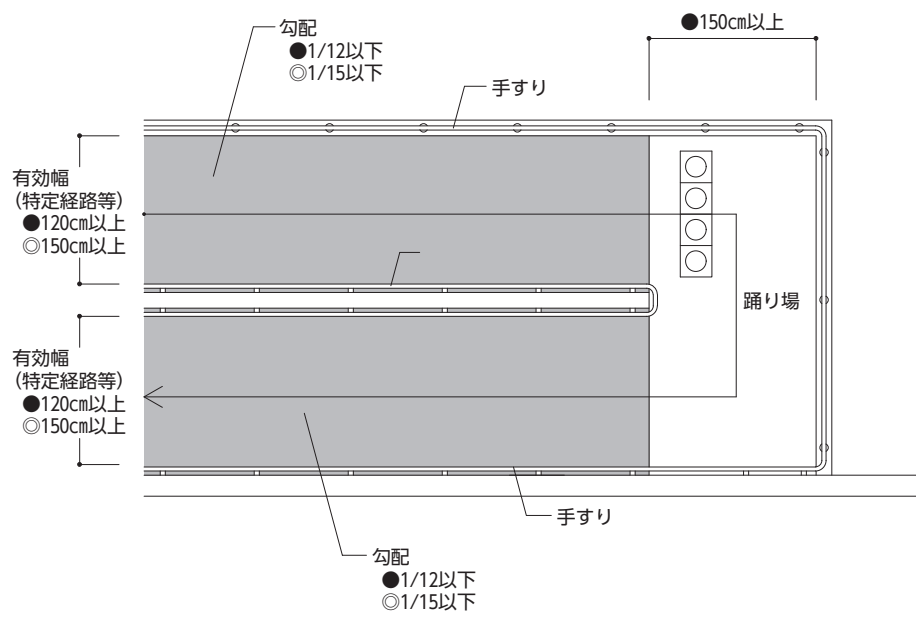


【図5.2】 段併設の例



《 参 考 図 》

【図5.3】 踊り場の設置例



【図5.4】 案内表示例



⑥エレベーター及びその乗降ロビー

【基本的考え方】

エレベーターは高齢者、障害者等の垂直移動手段として最も有効なものである。エレベーターは、だれもが容易に認識でき、利用しやすい場所に設ける。また、籠及び乗降ロビーの構造は、車椅子使用者、視覚障害者等に配慮したものとする。

■整備基準（規則で定めた基準）

整備基準（遵守基準）	整備基準（努力基準）
特定経路を構成するエレベーター（次の項に規定するものを除く。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。	特定経路等を構成するエレベーター（次の項に規定するものを除く。以下この項において同じ。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。
(1) 籠は、各住戸、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。	(1) 籠は、多数の者が利用する階に停止すること。
(2) 籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。	(2) 同左
－	(3) 籠の内部については、次に掲げるものとする。ただし、車椅子で利用することができる機種を採用する場合は、この限りでない。
(3) 籠の奥行きは、115センチメートル以上とすること。	ア 奥行きは、135センチメートル以上とすること。
－	イ 幅は、140センチメートル以上とすること。
－	ウ 車椅子の転回に支障がない構造とすること。
(4) 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。	(4) 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。 また、当該エレベーターの付近に階段等を設ける場合には、利用者の安全を確保するため、乗降ロビーに転落を防止するための対策を講ずるものとする。
(5) 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。	(5) 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。また、次に掲げる方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造の制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）を設けること。 ア 文字等の浮き彫り イ 音による案内 ウ 点字及びア又はイに類するもの
(6) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。	(6) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。 また、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

(7) 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。	(7) 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。 また、籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。
—	(8) その他高齢者、障害者等が支障なく利用することができる構造とすること。

■整備基準の解説

	● 共同住宅等に移動等円滑化経路等がある場合は、建築物（共同住宅等以外）の「⑥エレベーター及びその乗降ロビー」の移動等円滑化経路等に係る基準が適用される。	
➡(1) 停止階	● 籠は、各住戸、車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設のある階及び地上階に停止すること。 ○ 籠は、多数の者が利用する階に停止すること。したがって、通常は一般の利用に供しない部分や機械室等の特定少数の者が利用する部分のみの階を除いたすべて全ての階に停止する必要がある。	
➡(2) 出入口の有効幅	● 籠及び昇降路の出入口の有効幅 80cm は、車椅子使用者が通過できる最低幅である。直進できないと乗降には困難を伴うため、籠内及び乗降ロビーは直進での乗降の支障となるような障害物、突起物を設けない。特に手すりについては籠内に設けることが望ましいが、設置位置については車椅子使用者の乗降の際に支障とならないよう、出入口の幅員の確保に十分配慮し設置する。	→【図 6.1】 【図 6.2】参照
➡(3) 籠の大きさ	● 籠の奥行き 115cm 以上とは、住宅用エレベーターでは 6 人乗り以上のものが該当する。 ○ 籠の奥行き寸法は、135cm 以上とする。この寸法は、電動車椅子利用者でも利用できる大きさである。 ○ 籠の幅は、140cm 以上とする。 ○ 車椅子で利用できる機種とは、9 人乗り以上の住宅用エレベーターである。	→【図 6.1】参照
➡(4) 乗降ロビー	● 乗降ロビーは、エレベーターへの乗降の前後に車椅子使用者が回転できる空間（150cm 角以上）を確保する。 ● 床の表面は水平とするとともに滑りにくい仕上げとする。 ○ 新築の場合には、乗降ロビー付近には、下り階段・下り段差を設けない。 ○ 改修等で、エレベーター付近に下りの階段若しくは段、又は下りのスロープを設ける場合には、それらをエレベーターからできるだけ離れた位置に設けるなど、車椅子使用者等の転落防止等に十分に配慮する。	→【図 6.2】参照
籠内及び乗降ロビーに設ける設備	● 籠内及び乗降ロビーには以下の設備を設けること。 ① 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設ける。 ② 籠内に、停止する予定の階及び籠の現在位置を分かりやすく表示する装置を設ける。 ③ 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を分かりやすく表示する装置を設ける。	→【図 6.3～6.7】参照

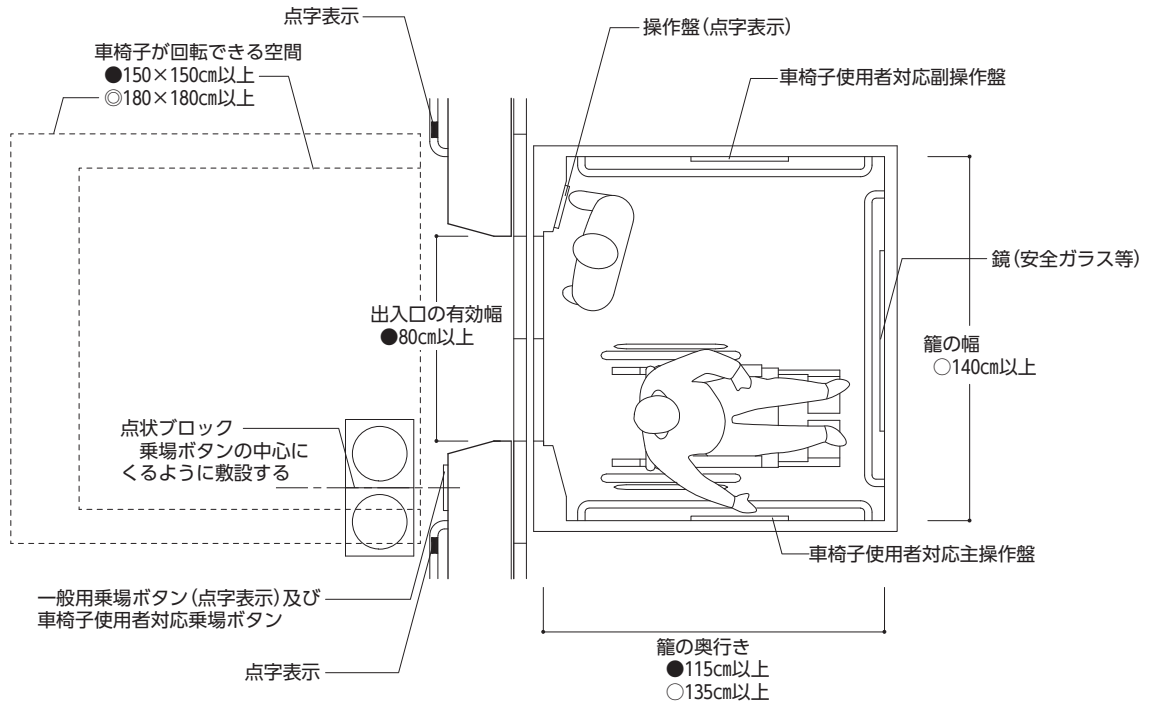
視覚障害者のための設備	○ 高齢者、障害者等の円滑な利用を確保するための籠内及び乗降ロビーに設ける設備は、以下の仕様に配慮すること。 ① 車椅子使用者対応乗場ボタンは、車椅子使用者が操作しやすい高さとして 100cm 程度とする。 ② 籠内左右の側板には車椅子使用者対応操作盤のボタンを設け、中心位置が床から 100cm 程度の高さとする。 ③ 籠入口正面壁面に、出入口状況確認用の床上 40cm から 150cm 程度まである鏡（ステンレス製又は安全ガラス等）を設ける。なお、出入口が貫通型（スルー型）、直角 2 方向型及びトランク付型の籠の場合には凸面鏡等でもよい。 ④ 乗降者検出装置を設置する。 ⑤ 籠内に車椅子使用者対応位置表示器を設置する。 ⑥ 操作盤のボタン類は、感知式ではなく、ボタン式とする。 ⑦ 車椅子使用者対応操作盤のボタンを操作することにより、戸の開閉時間が通常より長くなる配慮を行う。また、その際はその旨の表示をする。 ○ 籠内には、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設ける。 ○ 乗降ロビーには、到着する籠の昇降方向及び開閉を音声により知らせる装置を設ける。ただし、籠内に、籠及び昇降路の出入口の戸が開いたときに籠の昇降方向及び開閉を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りでない。 ○ 籠内及び乗降ロビーに設ける操作盤（車椅子使用者対応操作盤を除く。）は、各ボタン面かその付近に点字や浮き彫りの階数表示を施したり、内部にランプを内蔵させて判別しやすくするなど、視覚障害者等が円滑に操作することができる構造とする。 ○ 乗降ロビーの扉及び乗場ボタンは周囲の壁と異なる色とする等識別しやすいものとする。	→一般社団法人日本エレベーター協会 「車椅子兼用エレベーターに関する標準（JEAS-C506A）」 おまび及び、「視覚障害者兼用エレベーターに関する標準（JEAS-515E）」 参照
--------------------	---	---

望ましい整備

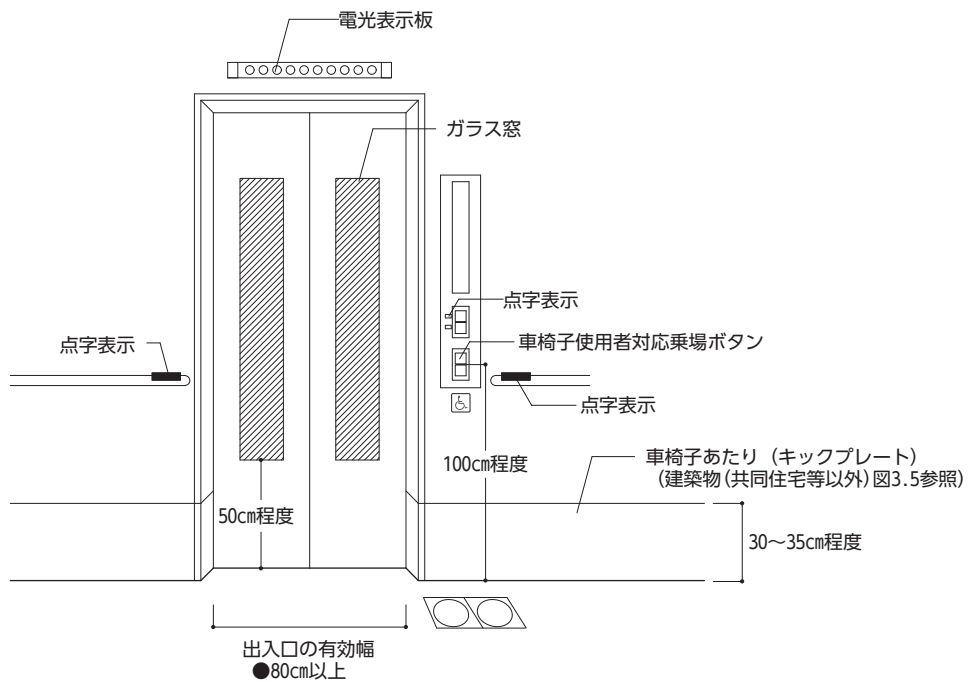
	建築物（共同住宅等以外）の望ましい整備に準ずる。	P. 2-58 参照
--	---------------------------------	-------------------

《 参 考 図 》

【図6.1】 エレベーターの平面図



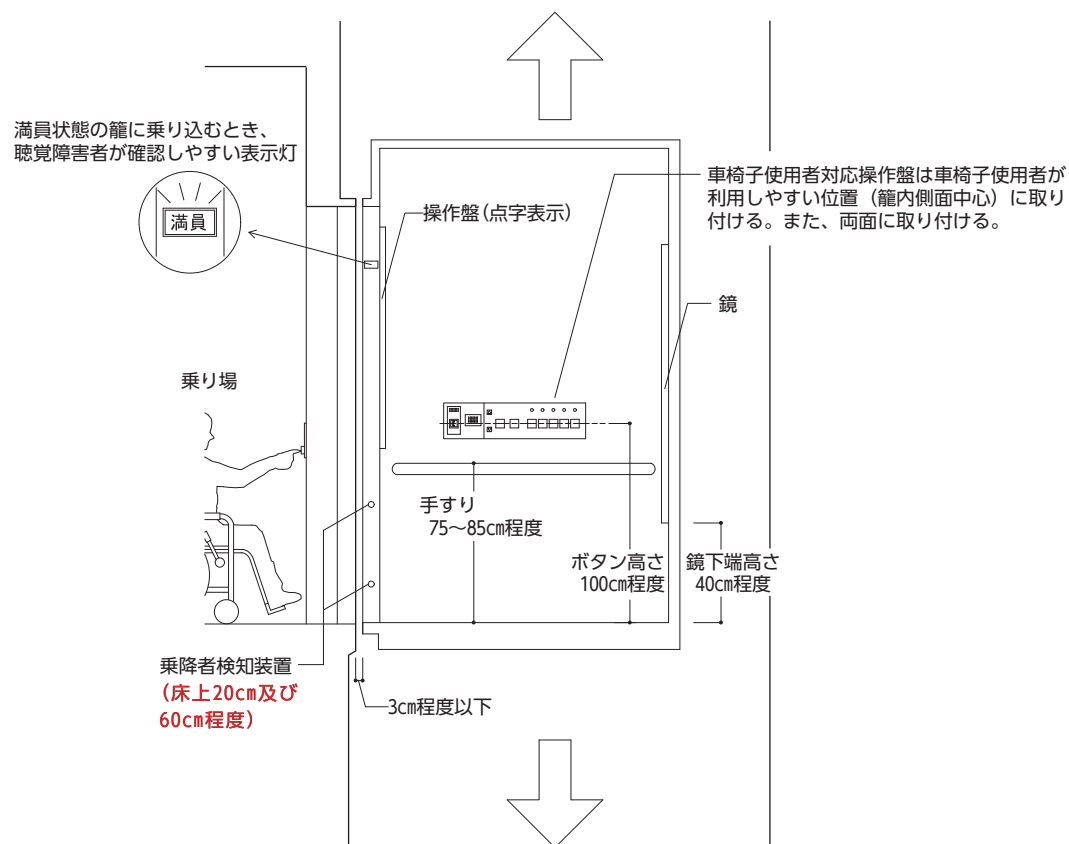
【図6.2】 エレベーターの出入口 (乗り場)



※エレベーター付近に下りの階段若しくは段、又は下りのスロープを設けない。
やむを得ず設ける場合には、車椅子使用者等の転落防止等に十分配慮する。

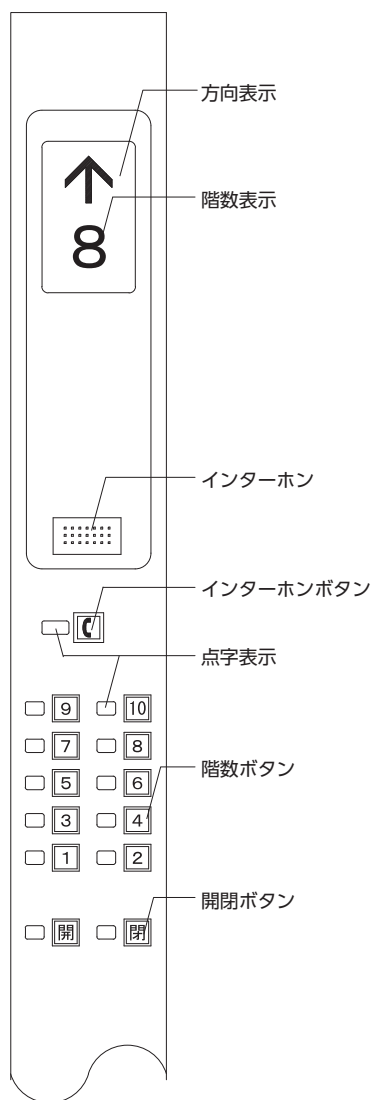
《 参 考 図 》

【図6.3】 籠内の断面図

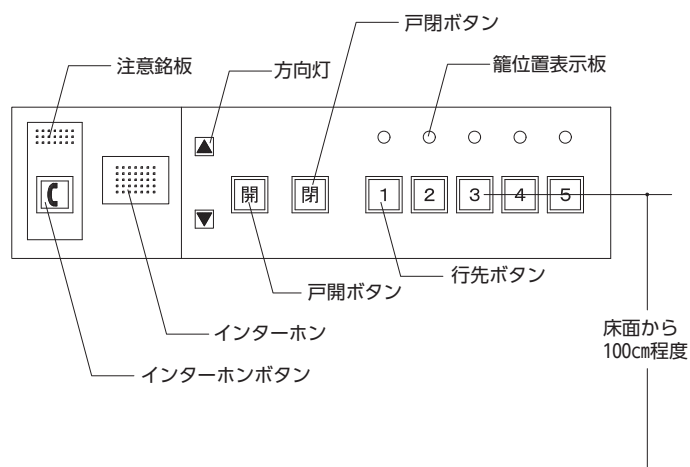


《 参 考 図 》

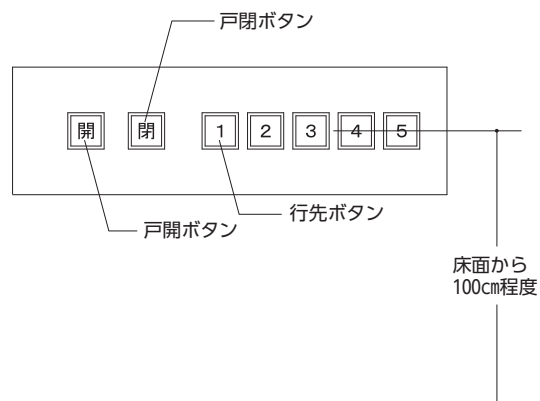
【図6.4】 縦型操作盤



【図6.5】 車椅子使用者対応主操作盤

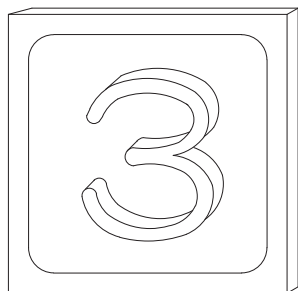


【図6.6】 車椅子使用者対応副操作盤



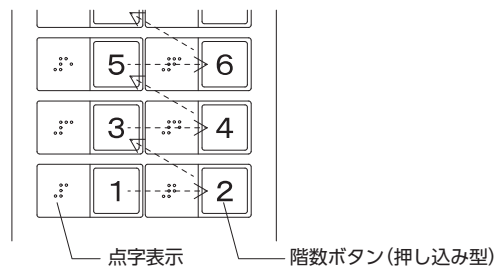
【図6.7】 階数ボタン

■浮き文字ボタン



※階数ボタンは浮き彫り階数表示が望ましい

■千鳥配列



※階数ボタンが2列になる場合は千鳥配列が望ましい

⑦特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機

【基本的考え方】

既存施設の改修、地形や建築物の構造等によりやむを得ず段が生じる場合にあっては、エレベーターや傾斜路を設けることが原則であるが、エレベーターや傾斜路による段差解消が困難な場合には、段差解消機を設置する。

■整備基準（規則で定めた基準）

整備基準（遵守基準）	整備基準（努力基準）
特定経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機（平成 18 年国土交通省告示第 1492 号第 1 に規定するものをいう。）は、次に掲げる構造とすること。	特定経路等を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機（平成 18 年国土交通省告示第 1492 号第 1 第 1 号に掲げるものをいう。）は、次に掲げる構造とすること。
(1) エレベーターにあっては、次に掲げるものであること。	－
ア 平成 12 年建設省告示第 1413 号第 1 第 9 号に定めるものとする。	(1) 同左
イ 籠の幅は 70 センチメートル以上とし、かつ、奥行きは 120 センチメートル以上とすること。	(2) 同左
ウ 車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合にあっては、籠の幅及び奥行きが十分に確保されていること。	(3) 同左
(2) エスカレーターにあっては、平成 12 年建設省告示第 1417 号第 1 ただし書に規定するものであること。	－

■整備基準の解説

◆一般基準

(1) 段差 解消機	● この項目のエレベーターは、以下に掲げるものである。 ① 昇降行程が 4m 以下のエレベーター又は階段の部分、傾斜路の部分等に沿って昇降するエレベーター ② 籠の定格速度が 15m 毎分以下 ③ 床面積が 2.25 m²以下	→【図 7.1】 【図 7.2】参照
ア 構造	● 平成 12 年建設省告示第 1413 号第 1 第 9 号に規定するものとする。	
イ、ウ 籠の 大きさ	● 籠の幅は 70cm 以上、奥行き 120cm 以上とする。 ● 籠内で車椅子使用者が 90 度転回して乗降する必要がある場合の籠の大きさは、間口 140cm 以上、奥行 140cm 以上とする。	→【図 7.3】参照
(2) エスカ レーター	● この項目のエスカレーターは、以下に掲げるものである。 ① 車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる場合に 2 枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーター ② 運転時において、踏段の定格速度 30m 毎分以下 ③ 2 枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの	

(構造)	● 平成 12 年建設省告示第 1417 号第 1 ただし書に規定するものとする。	
その他の 注意事項	○ 特定経路等上には、エスカレーターではなく「⑥エレベーター及びその乗降ロビー」を設ける。	

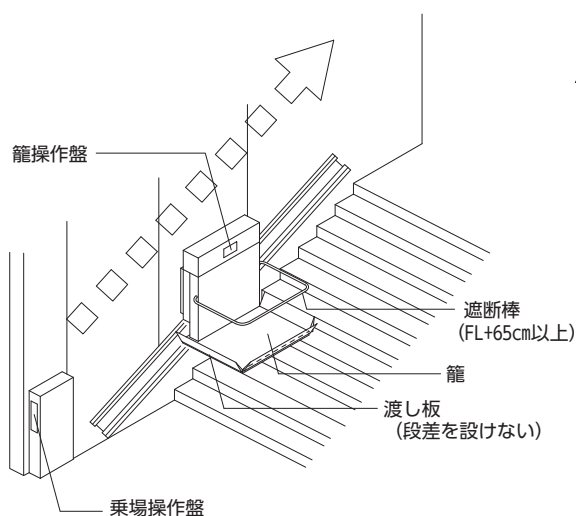
■ 望ましい整備

	建築物(共同住宅等以外)の望ましい整備に準ずる。	P. 2-65 参照
--	--------------------------	------------

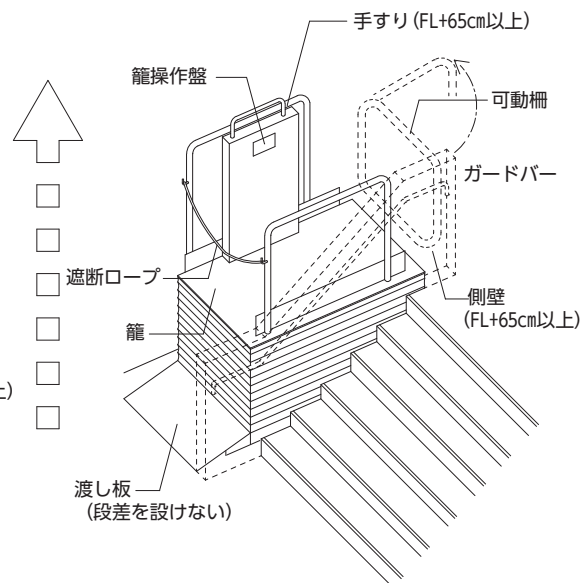
《 参 考 図 》

【図7.1】 斜行型段差解消機

※障害物検地装置を設置した場合
壁又は囲いは設けなくてよい

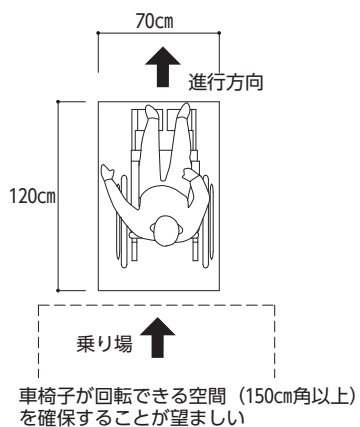


【図7.2】 垂直型段差解消機

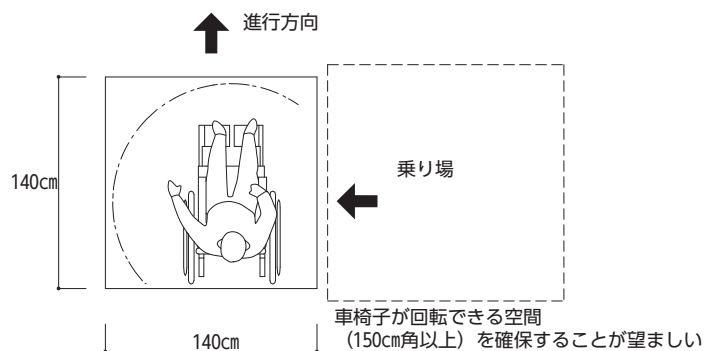


【図7.3】 籠の大きさ

■定員1名の籠（直線形式の場合）

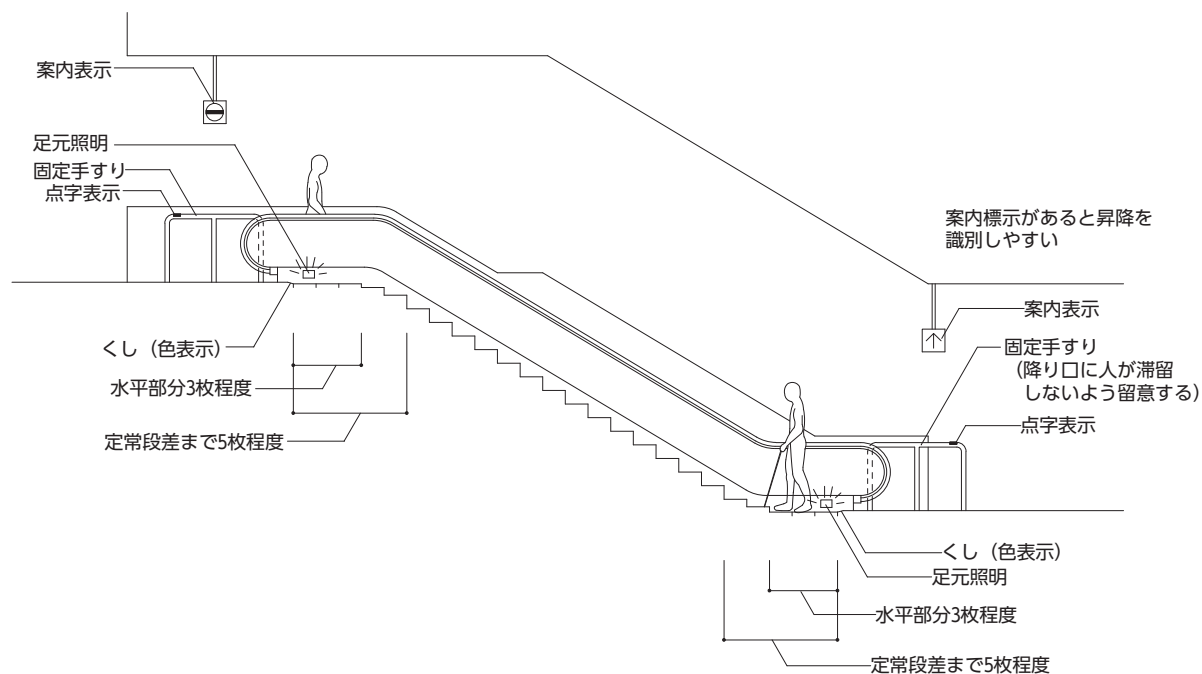
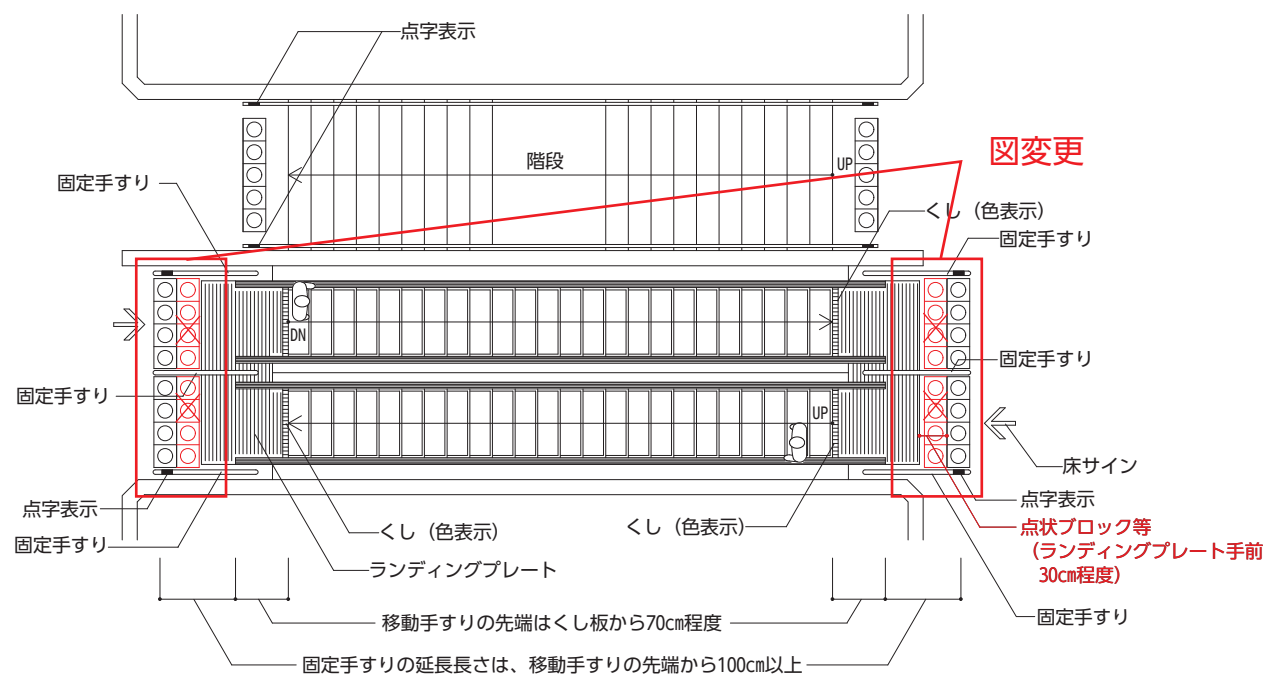


■定員1名の籠（90度の転回形式の場合）



《 参 考 図 》

【図7.4】 エスカレーターの場合



⑧便所（トイレ）

【基本的考え方】

だれもが快適に便所を利用するためには、広いスペースの便房、手すり、オストメイト用設備等を設けるなど、使いやすい環境を整備する。

便所には、車椅子使用者が円滑に利用することができる便房（車椅子使用者用便房~~又はだれでもトイレ~~）、オストメイト用汚物流しを設けた便房を、それぞれ１以上設置する。

＜便所における機能分散の考え方＞

建築物編（共同住宅等以外）に準ずる。

■整備基準（規則で定めた基準）

整備基準（遵守基準）	整備基準（努力基準）
(1) 多数の者が利用する便所を設ける場合には、床の表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	(1) 同左
(2) (1)の便所のうち１以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ１以上)は、次に掲げるものとする。	(2) 同左
ア 次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を１以上設けること。	ア 次に掲げる構造の だれでもトイレ 車椅子使用者用便房を１以上設けること。
(ア) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。	(ア) 同左
(イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。	(イ) 同左
—	(ウ) 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。
—	(エ) 出入口 車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、 誰もが利用することができる旨 当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示すること。
イ 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を１以上設けること。	イ 同左
—	(3) 多数の者が利用する一般用の便所を設ける場合には、そのうち１以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ１以上)は、次に掲げる構造とすること。
—	ア 床面には、段差を設けないこと。
—	イ 大便器は、１以上を腰掛式とすること。
—	ウ 腰掛式とした大便器の１以上に手すりを設けること。
(3) 多数の者が利用する小便器がある便所を設ける場合には、そのうち１以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のもの	(4) 多数の者が利用する小便器がある便所を設ける場合には、そのうち１以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のもの

のに限る。)その他これらに類する小便器を1以上設けなければならない。	のに限る。)その他これらに類する小便器を1以上設け、当該小便器に手すりを設けなければならない。
—	(5) 介助用ベッド その他の着替えをすることができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。

■整備基準の解説

◆便所全般

床面	● 車椅子使用者用便房、オストメイト用設備は、その設備を必要とする人が、それぞれ同時に便所を利用できるよう、便所内に分散して配置するよう配慮する。 ● 案内設備及び便房の付近に設置する標識には、設備や機能を図記号（ピクトグラム）等で分かりやすく表示する。 ● 水洗いができ、かつ濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択する。	→【図 8.1】参照 →「⑫標識」参照
その他の注意事項	○ 便器洗浄ボタン及び呼び出しボタン、各種設備の操作ボタンは、文字・図記号の見やすさ、背景の色の明度、色相又は彩度の差を選定し、分かりやすいボタン表示とする。	→資-113 参照 →洗浄装置等に表示する操作性ピクトグラムは、一般社団法人日本レストルーム工業会の策定した標準ピクトグラム参照

◆車椅子使用者用便房 ~~だれでもトイレ~~ (●は共通の解説、○は~~だれでもトイレ~~の解説)

出入口	● 車椅子使用者用便房、だれでもトイレの出入口は、移動等円滑化経路等となる。 ● 出入口の有効幅は、85cm 以上とする。また、車椅子使用者用便房又はだれでもトイレが一般便所内に設けられている場合は、その一般便所の出入口の有効幅も、85cm 以上とする。	→【図 8.2】 →【図 8.3】参照
戸	● 戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、戸の前後には水平スペースを設ける。 ● 開閉動作の難易度からみると、引き戸が開き戸より簡単容易である。 一般に推奨されている順位としては、①自動式引き戸、②手動式引き戸の順である。 ● 引き戸は軽い力で開閉できるものとする。 ● 自動式引き戸の開閉ボタンの位置は、70cm 以上の離隔をとるなど、車椅子使用者が接近しやすいように、便房内設備等のレイアウトに配慮する。 ● 車椅子使用者の開閉時の動作を考慮して、袖壁と開閉スペースを確保する。 ● 内開き戸は、車椅子使用者が入室した後のドア閉めが困難であり、かつ、便房内で転倒した場合、体や車椅子がじゃまになって戸が開かず、救出しにくいので避ける。	→【図 8.4】参照
手すり	● 手すりは全体重をかけて使用されることが多いので、取り付けを堅固にする。	

便房の 大きさ	● 手すりは便器の両側の利用しやすい位置に、垂直、水平に設ける。また、車椅子便器と平行に寄り付けて利用する場合等に配慮し、壁付手すりとは反対側の手すりは可動式とする。 ● 横手すりは便座から 20cm から 25cm 程度上方の高さ、縦手すりは便器先端から 25cm 程度前方の位置に、便座の中心から両側の手すりが同距離となるように設置する。 ● 車椅子使用者が円滑に利用できる便房の大きさは原則として概ね内法で 200cm×200cm 以上とし、直径 150cm 以上の円が内接できる程度の空間を確保する。また、（ライニング等（洗面器の背後にある配管収納等）は内法寸法に含めないことを原則とする。） ● 車椅子から便座への移乗は車椅子の側面（障害にもよるが一般的にこの方法が最も容易）又は前方からなされるため、便器の前方及び側面に車椅子を寄り付け、便器へ移乗するために必要なスペースを適切に設けるとともに、便器の両側に手すりをつける必要がある。また、衛生機器等は直径 150cm の円が内接できる程度の空間を避け、車椅子使用者が利用しやすい位置に配置する。（内接する円は、車椅子のフットサポート高での動きを配慮しているため、洗面器、手すり等の下部を通過できれば、それらと円が交差していてもよい。） ● ただし、床面積の合計が 1,000 m²以下の共同住宅等で 200cm×200cm 以上の空間が確保できない場合及び既存建築物の改修で構造上やむを得ない場合には、次善の策として、内法で 130cm×200cm（直進及び側方進入）以上、又は、150cm×180cm（側方進入）以上の簡易型車椅子使用者用便房を確保する。（ただし、オストメイト用汚物流し、手洗い器その他の設備を併せて設置すると、さらに大きなスペースが必要となる場合がある。）	→【図 8.2】 【図 8.5】参照 →【図 8.2】参照 →【図 8.3】参照
位置	● 異性介助に配慮し、少なくとも 1 以上の車椅子使用者用便房 又はだれでもトイレ は、男女が共用できる位置に設ける。 ○ だれでもトイレ 車椅子使用者用便房は、利用者が位置を把握しやすいよう、一般用の便所と一体的若しくはその出入口の近くに設ける。 ○ だれでもトイレ 車椅子使用者用便房は、だれも利用対象者が利用しやすく分かりやすい位置に設ける。	
表示	● 車椅子使用者用便房 だれでもトイレ の付近には、当該便房があることを表示する標識を設ける。 ○ だれでもトイレの入口付近には、図記号（ピクトグラム）を組み合わせるなど、車椅子使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた者等だれもが利用できる旨を表示する。 ○ トイレの表示は、誰でも使用できるような「多機能」「多目的」等の名称ではなく、当該トイレの設備や機能をピクトグラム等のみで表示する。 なお、トイレの場所等を表示する際に、名称がないと支障が生じる場合には、トイレの名称に加えてピクトグラム等を併せて表示する。 ● 建築物に案内所が設けられていないときは、高齢者、障害者等を誘導するために、建築物内の案内板に車椅子使用者用便房 又はだれでもトイレ の位置を表示する。	→「⑫標識」参照 →「⑬案内設備」参照
その他の 注意事項	● 車椅子使用者の手の届く高さに手荷物棚又はフックを設置する。ただし、人がぶつからないように配慮すること。また、仮に当たっても怪我をしにくい丸みを	

	帯びているものとする。 ● 便器横の手すりより洗面器等の設備機器が前に出ていると、便器正面への車椅子の寄り付けが困難となるため、注意する。洗面器等の設備機器は、便器の前方及び側面に車椅子を寄り付け、便器に移乗するために必要なスペースを確保して設置する。また、便房内に十分なスペースが確保されない場合には、小さめの洗面器又は手洗器を設置する。洗面器の手すりは、スペースに余裕がある場合のみに設置し、車椅子使用者の洗面器の利用にも配慮する。 ● 洗面器下部に車椅子使用者の膝が入るスペースを確保する。 ● 吐水口の位置は、車椅子使用者が利用しやすい位置に設ける。 ● 照明スイッチ、扉の開閉ボタン、扉の取っ手は、車椅子使用者の利用を考慮し、操作しやすい位置に設ける。 ● 洗面器のほかに手洗器を設ける場合は、便器に腰掛けたままで利用できる位置に設け、水栓器具はレバー式など操作が容易なものとする。 ● 洗浄装置、ペーパーホルダー、非常用の呼出しボタンの配置は JIS S 0026 に準ずる。また、非常用の呼出しボタンを設ける場合は、床に転倒した際にも手が届く位置にも設けるか、ひもでも操作できるものとする。 ● 洗浄装置の基本はボタン式とする。また、自動洗浄式や感知式を設ける場合は、ボタン式を併設する。 ● 使用中の表示は施錠と連動させ、目につきやすい位置に設ける。	→【図 8.6】参照 →【図 8.5】参照
--	---	-------------------------------------

◆水洗器具

水洗器具	● 水洗器具とは、オストメイト（人工肛門、人工膀胱保持者）の利用に配慮して、パウチ（排泄物をためておく袋）や汚れた物、しびん等を洗浄するための汚物流し（洗浄装置・水栓を含む）をいう。 ● 便器に水栓をつけたもの（簡易型水洗器具）は利用しやすいものとはいえないため、専用の汚物流し台の設置スペースが取れないような既存便所の改修等の際など構造上やむを得ない場合に設置する。 ● オストメイト用汚物流しを設けた便房のある便所の出入口及び当該便房の戸には、オストメイトが利用できる設備を備えていることが分かる標識を設ける。 ● ペーパーホルダーを設置する。	→【図 8.7】 【図 8.8】参照 →「⑫標識」参照
------	---	--

◆一般便所

大便器 (床面)	○ 便所は床面を水洗いするために、入口に段差が生じることが多いが、高齢者、障害者等の通行に際して支障とならないよう、すりつけ又は傾斜路を設ける。	
(構造)	○ 高齢者などの下肢機能の低下している者にとって、和式便器の利用は困難を伴うため、腰掛式のものを設ける。	
(手すり)	○ 便房内の手すりは高齢者などの下肢機能が低下している者の立ち上がりを補助したり、用便中の姿勢を安定させるのに有効である。手すりのつかみやすい位置は個人差があるので、できるだけ長いものや L 型手すりをつけると多くの利用者の要求を満たすことができる。	→【図 8.9】参照
小便器		

(構造)	● 男子用小便器のうち1以上は、小児等の利用に配慮し、床置き又は壁掛式とし、受け口の高さが35cm以下のものとする。なお、床等の清掃性を配慮する。 ○ 小便器は、便所の出入口から最も近い位置に設ける。	→【図8.10】参照
(手すり)	○ 小便器の手すりは胸を支点にしてよりかかりながら用を足すためのものである。この場合は腰を後ろに引くような姿勢となるので、小便器の上端手前部分と手すりの中心位置を合わせて取りつけることとし、高さは120cm程度とする。横の手すりはつかまりながら用を足すためのものであり、間隔60cm程度、高さは80～90cm程度とする。	→【図8.10】参照
その他の 注意事項	○ 男女別の標示、便所の位置等を分かりやすく表示する。また、男女別の標示はJIS Z 8210を適用する。	→「⑫標識」参照

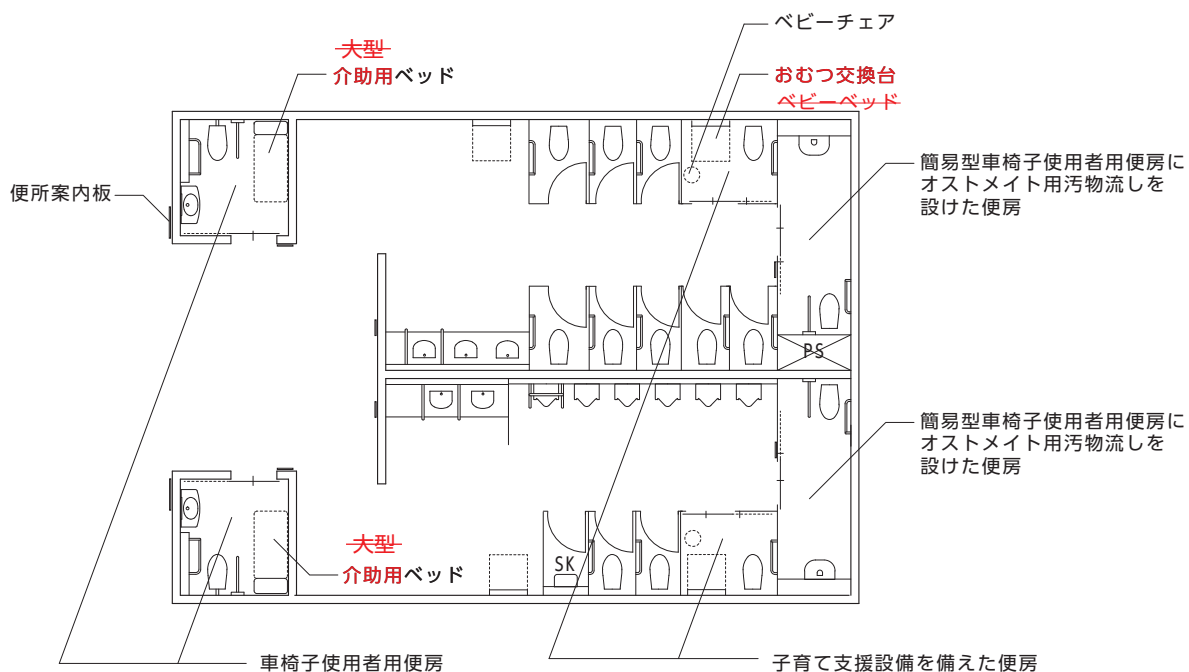
■望ましい整備

	建築物（共同住宅等以外）の望ましい整備に準ずる。	P. 2-72 参照
--	--------------------------	------------

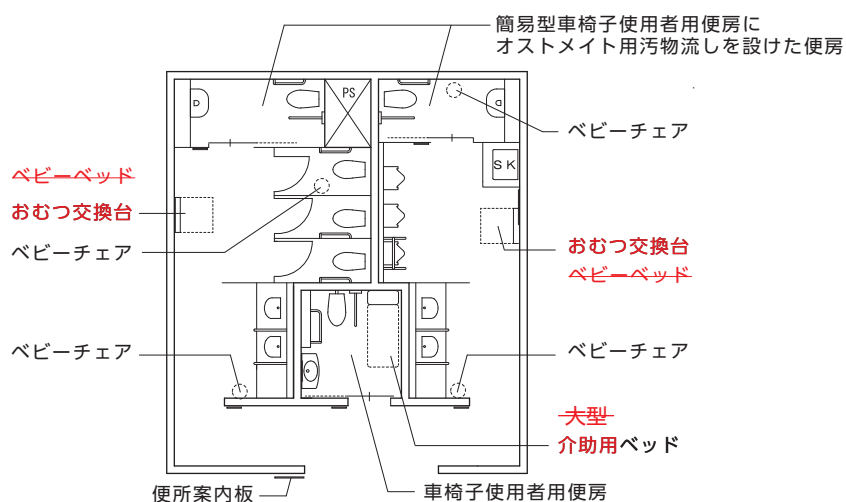
《 参 考 図 》

【図8.1】機能分散に配慮した便所の配置例

■左右対称の車椅子使用者用便房 **又はだれでもトイレ** 及びオストメイト対応便房を設けた例



■車椅子使用者用便房 **又はだれでもトイレ** を1つ設けた例

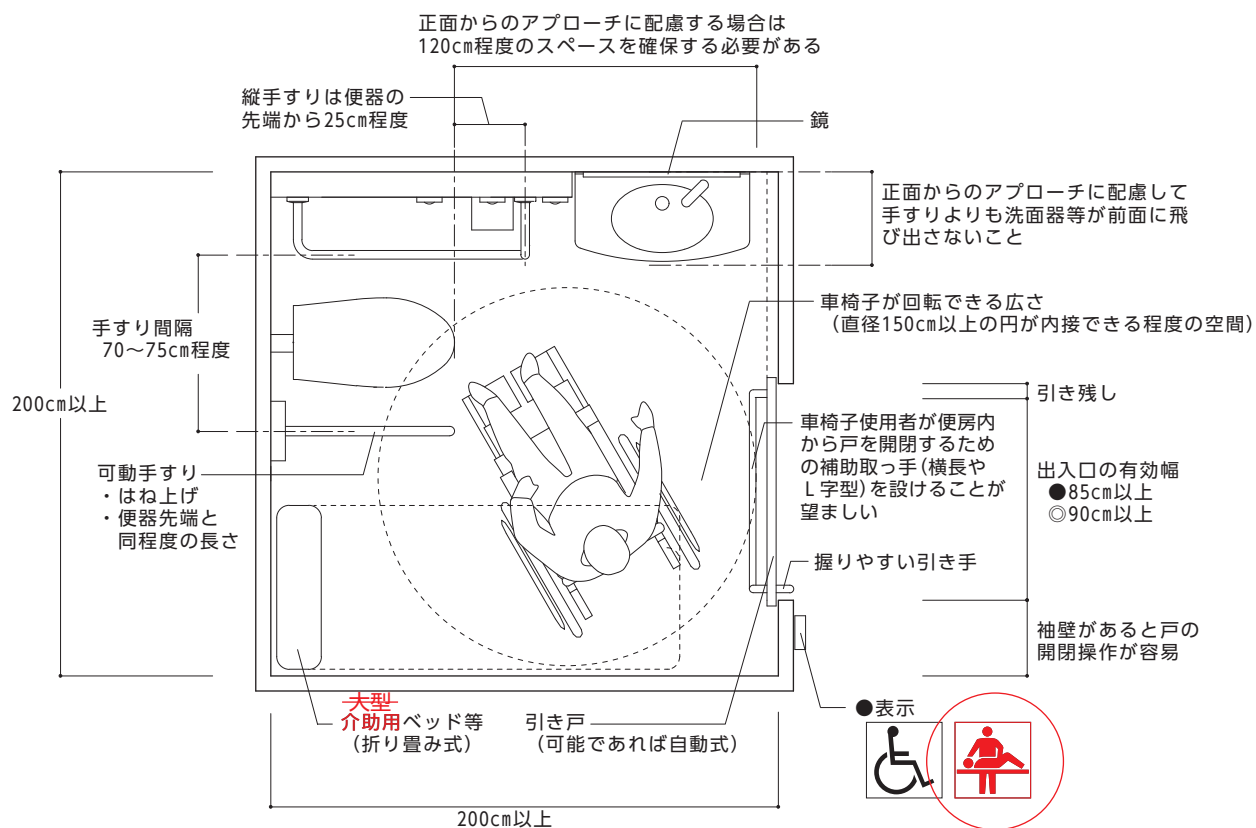


■便房設備の表示例



《 参 考 図 》

【図8.2】車椅子使用者用便房の例（内法200cm×200cm以上の場合）



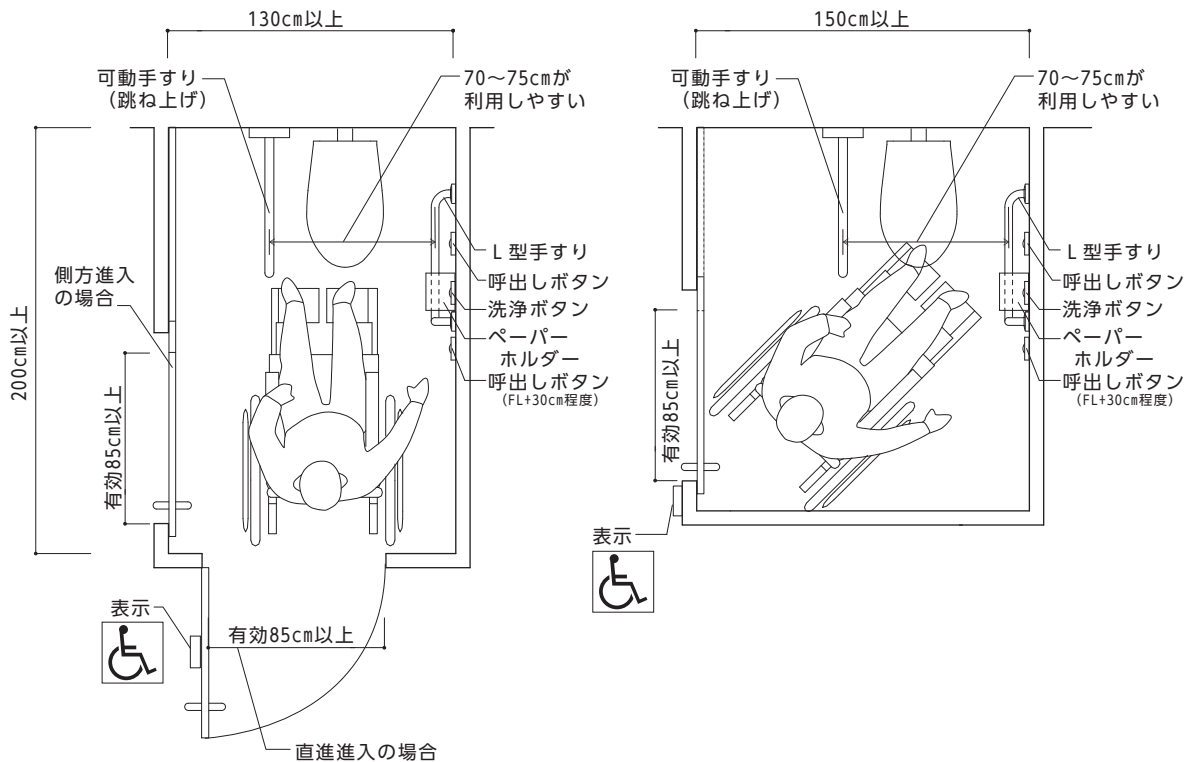
※介助用ベッド：折り畳み式介助用ベッド等を設置する場合、畳み忘れであっても、車椅子での出入りが可能となるよう、車椅子に乗ったままでも畳める構造、位置とすることが望ましい。また、次使用する人のために折り畳んでから退室するよう注意喚起を行う。

《 参 考 图 》

【図8.3】簡易型車椅子使用者用便房の例

■直進又は側方進入の場合

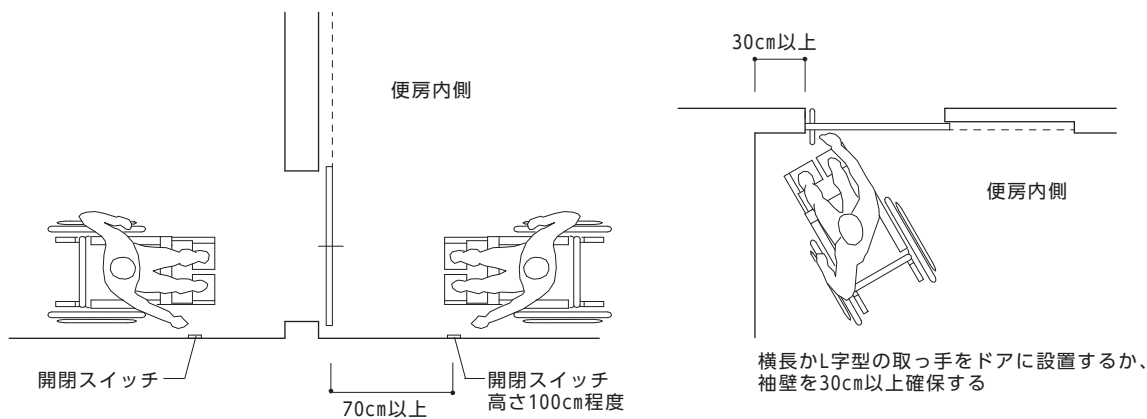
■側方進入の場合



【図8.4】 開閉ボタンや扉の取っ手の設置位置

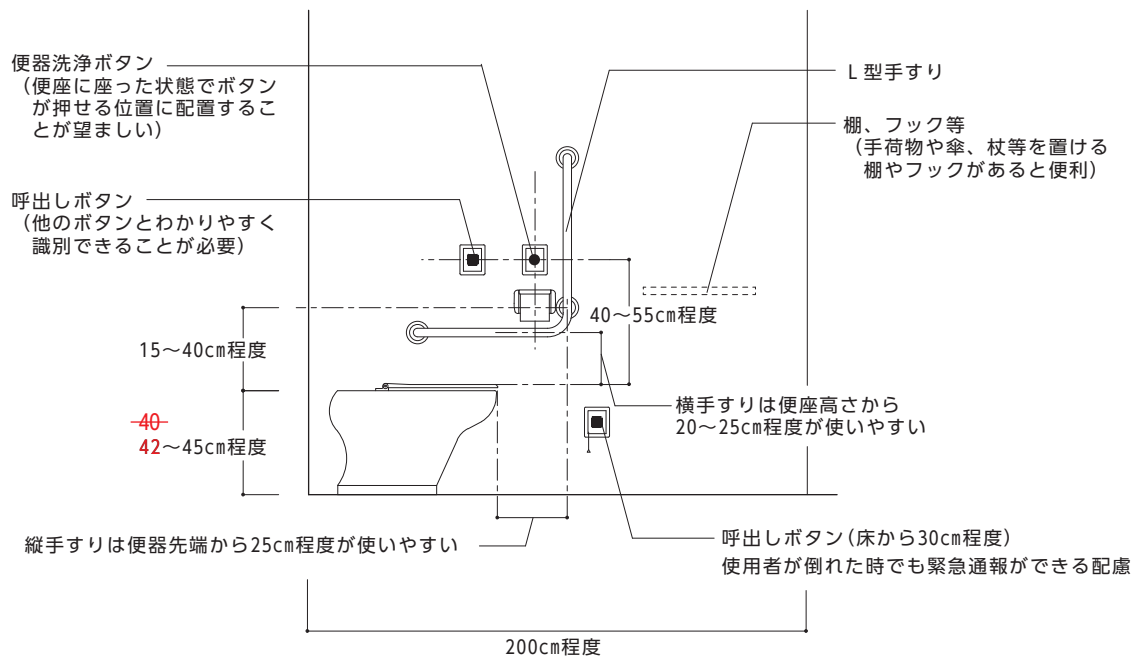
■自動ドア（引き戸）の場合

■手動ドア（引き戸）の場合



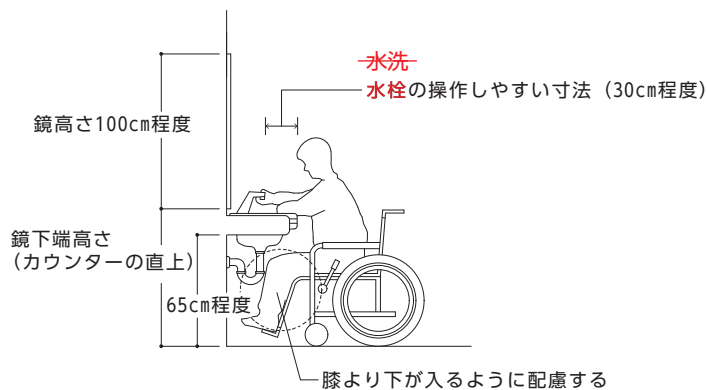
《 参 考 図 》

【図8.5】 ボタンの配置例



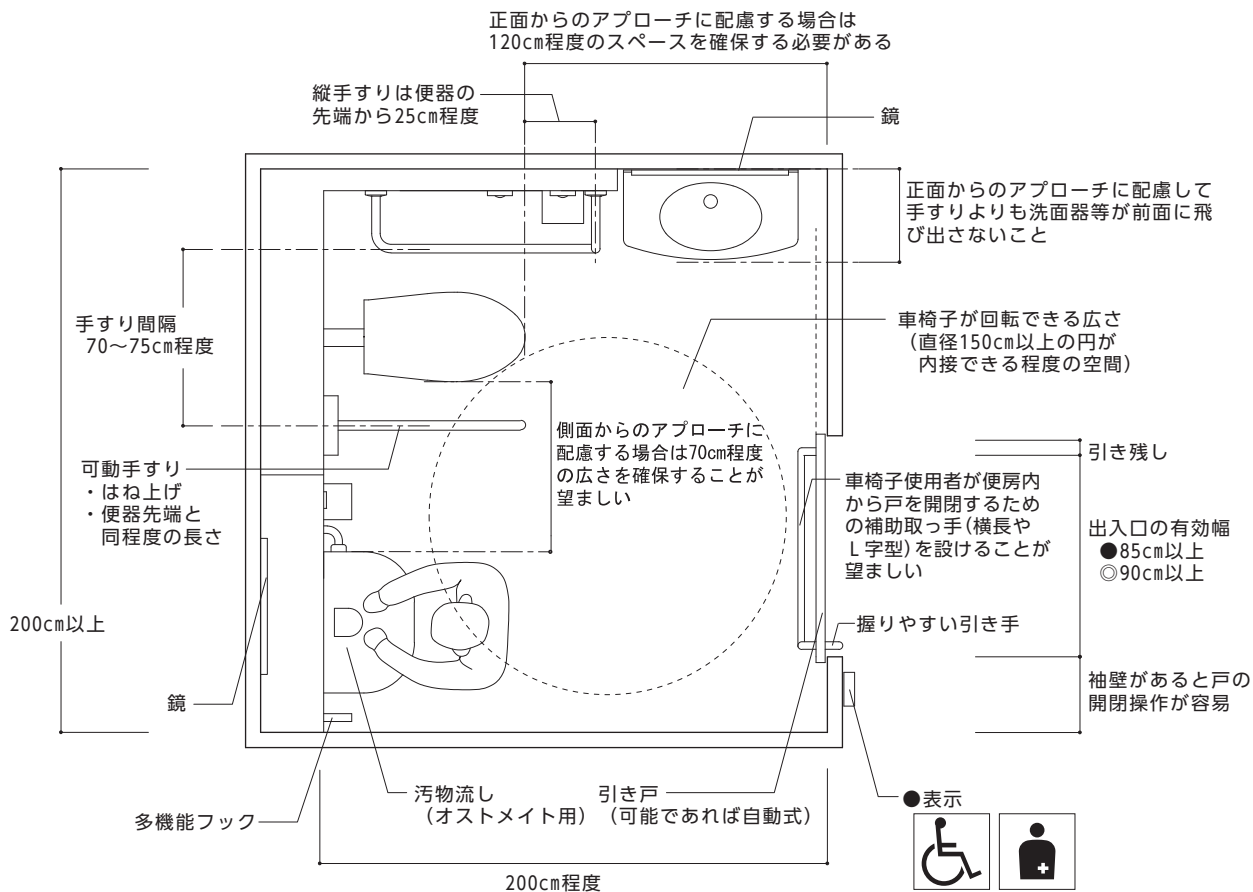
※ペーパーホルダー、便器洗浄ボタン、呼出しボタンはJIS S 0026参照

【図8.6】 車椅子使用者が利用しやすい洗面台



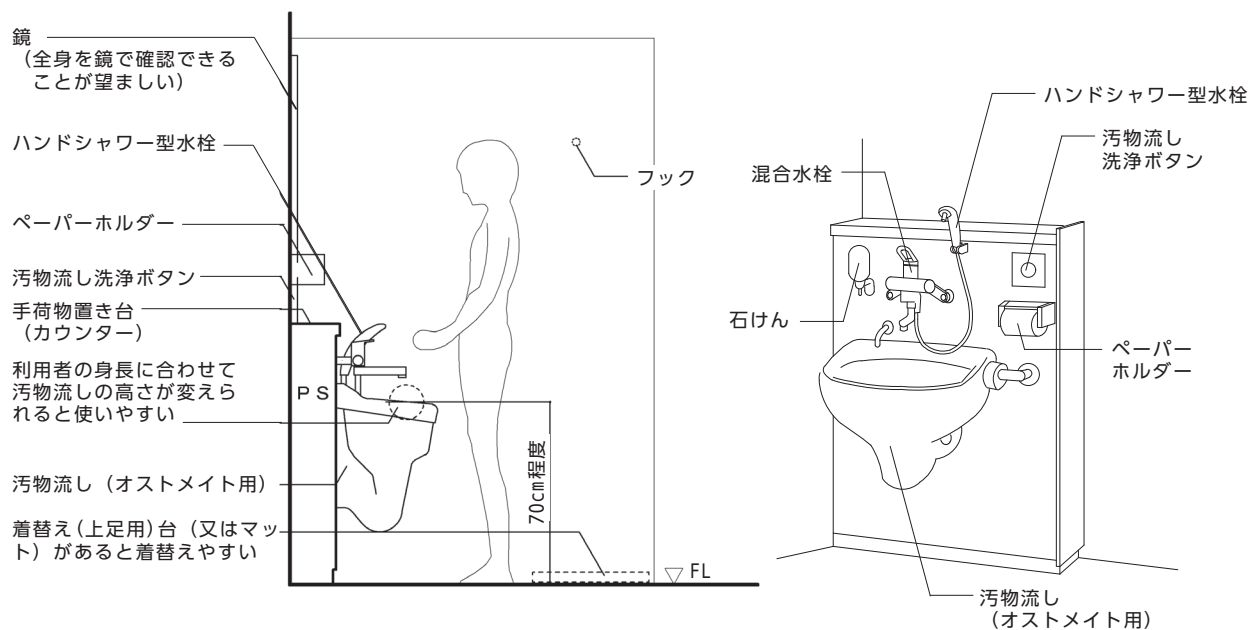
《 参 考 図 》

【図8.7】 車椅子使用者用便房又はだれでもトイレに
オストメイト用汚物流しを設けた例



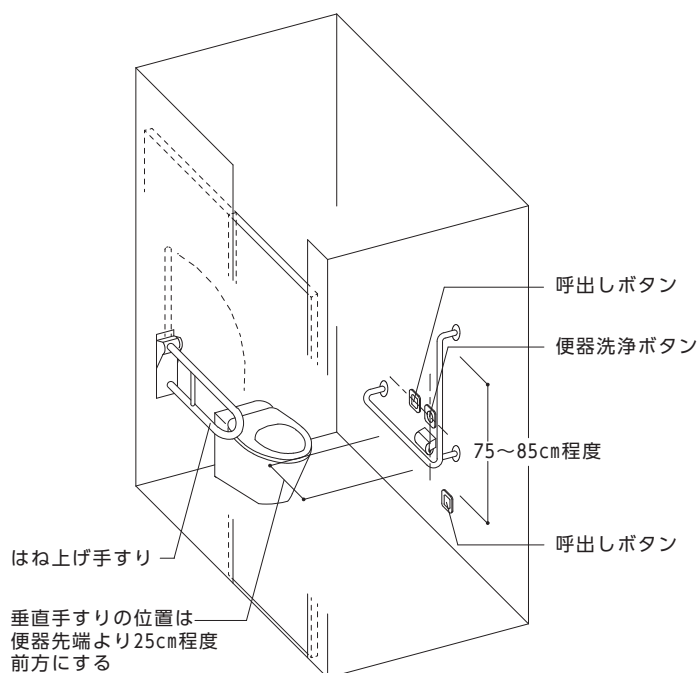
—○だれでもトイレの入口付近には—
—だれでもが利用できる旨を表示する—

【図8.8】 オストメイト用汚物流しの例



《 参 考 図 》

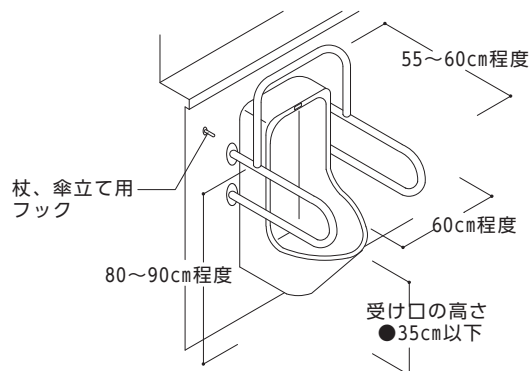
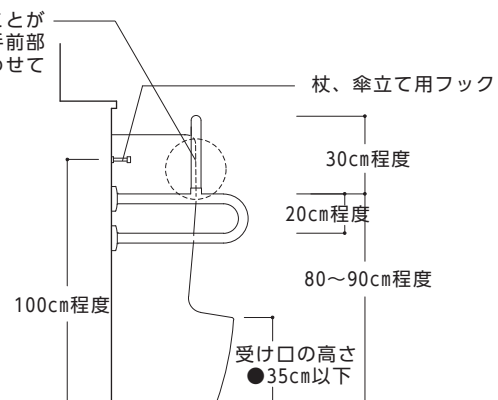
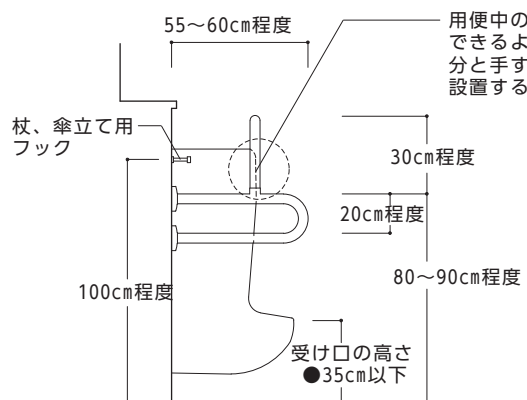
【図8.9】 大便器の手すりの例



【図8.10】 小便器の手すりの例

■ 壁掛式低受け口

■ 床置き式ストール



⑨浴室又はシャワー室

【基本的考え方】

浴室又はシャワー室は下肢の不自由な障害者が利用できることを最低条件とし、車椅子が横付けできるスペースや、できれば介助者用のスペースを確保するとよい。

■整備基準（規則で定めた基準）

整備基準（遵守基準）	整備基準（努力基準）
(1) 多数の者が利用する浴室等を設ける場合には、床の表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。	(1) 同左
(2) (1)の浴室等のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものでなければならない。	(2) 同左
ア 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。	ア 同左
イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。	イ 同左
ウ 出入口は、次に掲げるものであること。	ウ 同左
(ア) 幅は、85センチメートル以上とすること。	(ア) 同左
(イ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	(イ) 同左

■整備基準の解説

床面(表面)	●浴槽内や浴室等の床は滑りやすいので、仕上げ材料を工夫する。洗いは滑りにくい材料とするとともに、石けん水が床面一面に広がらないよう、排水溝や排水口の位置に留意する。 ●水仕舞との関係を工夫し、出入口から浴槽又はシャワールームまでの床面には、車椅子使用者の通行の支障となる段差を設けない。	→2cm以下の段差は許容
ア 設備	●「浴槽、シャワー、手すり等」とは、具体的には、浴槽、シャワー、手すりのほかに、水洗水栓金具、非常用の呼出しボタン、車椅子から移乗できる移乗台などが挙げられる。 ●浴室又はシャワー室は、高齢者や障害者等にとって転倒等の危険性の高い場所であり、障害の種類、程度、介助者の有無等を考慮して、浴室又はシャワー室の形状や設備を計画する必要がある。	→【図9.1】 【図9.2】参照
(浴槽)	●浴槽のわきに、車椅子から乗り降り、浴槽に移動できるような移乗台を設ける。 ●移乗台の高さは40cmから45cm程度とし、高さ及び奥行きは、浴槽と同程度とする。	

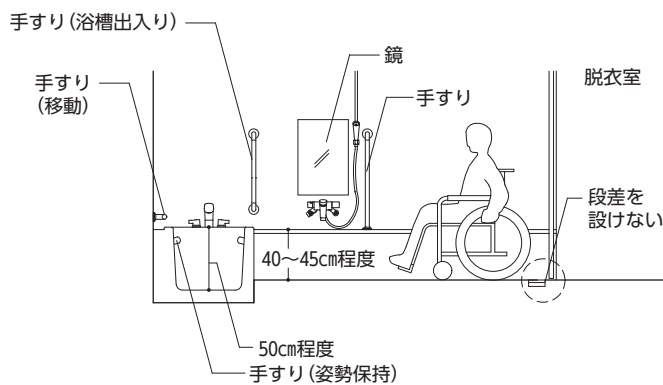
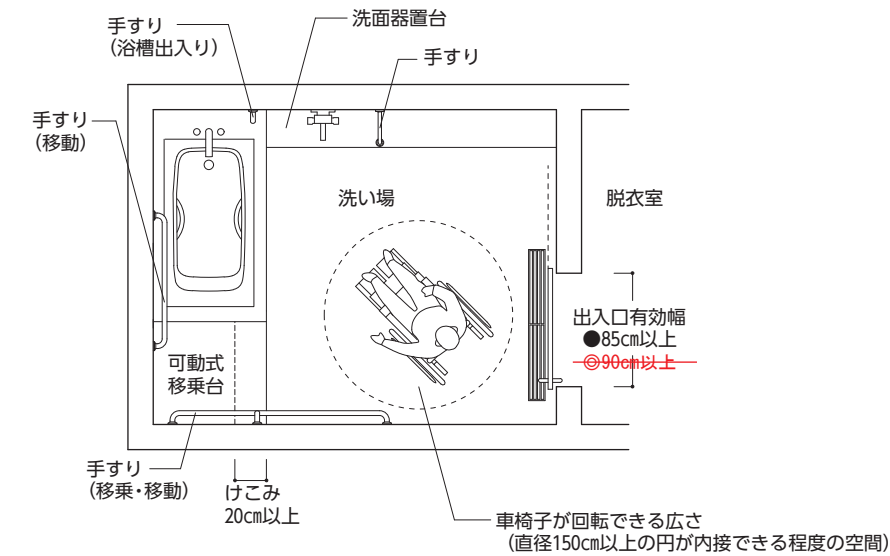
(手すり)	● 手すりは、浴槽、洗い場又はシャワーブースの周囲に設ける。 ● 水平・垂直の両タイプとする。特に洗い場と浴槽の移動に際して、立ち上がる動作を補助するため、垂直タイプの手すりを設ける。	
(シャワー)	● シャワー、水洗水栓金具は座ったまま届く位置に設ける。 ● シャワーはハンドシャワーとし、シャワーヘッドかけを使いやすい位置に上下 2 箇所設けるか、垂直方向にスライド調整できるものとする。	
(水洗水栓 金具)	● 水栓金具は、温水の混合操作を容易にするため、自動温度調節器（サーモスタット）の付いたレバー式など、簡単に操作できるものとする。	
(呼出しボタン)	● 非常用の呼出しボタンを設ける場合は、洗場及び浴槽から手の届く位置にループやひもをつける。	
イ スペース	● 車椅子使用者が円滑に利用できるよう、車椅子が回転できる広さ（直径 150cm 以上の円が内接できる程度の空間）を確保する（内接する円は、車椅子のフットサポート高での動きを配慮しているため、洗面器、手すり等の下部を通過できれば、それらと円が交差していてもよい。）。	
ウ 出入口 (有効幅)	● 出入口の有効幅は 85cm 以上とする。	
(戸)	● 開閉動作の難易度からみると、引き戸のほうが開き戸より容易である。 一般に推奨されている順位としては、①自動式引き戸、②手動式引き戸の順である。 ● 引き戸は軽い力で開閉できるものとする。 ● 自動式開き戸は、突然に開いたドアに衝突する危険があるので配慮を要する。 ● 車椅子使用者の開閉時の動作を考慮して、袖壁と開閉スペースを確保する。 ● 車椅子使用者が円滑に浴室等に入れるように、戸の前後に段差を設けない。	

■望ましい整備

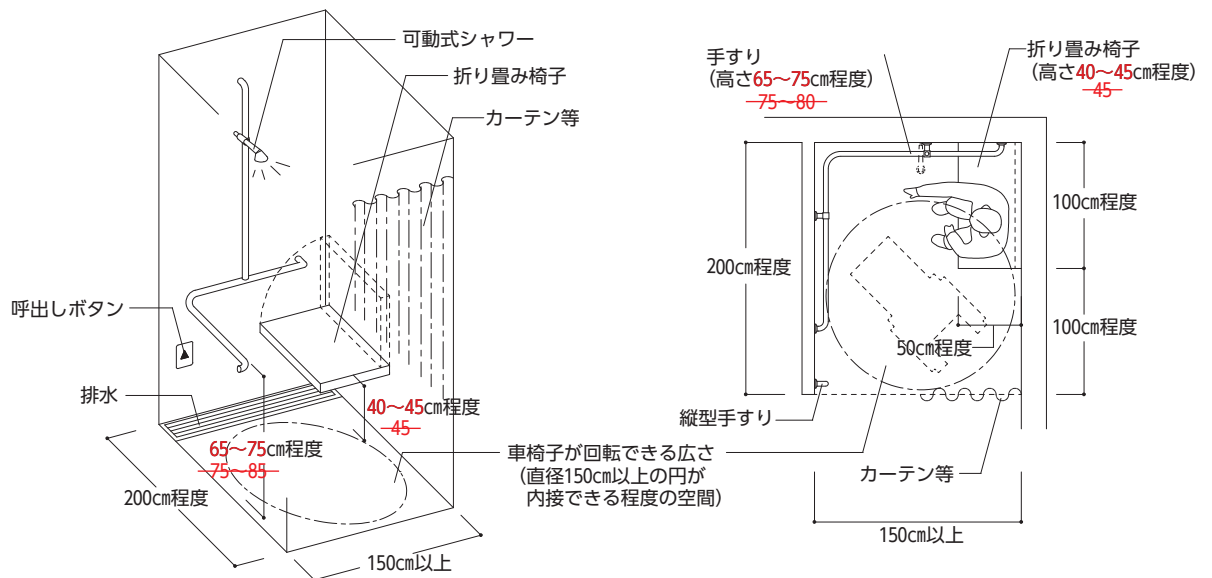
	建築物（共同住宅等以外）の望ましい整備に準ずる。	P. 2-87 参照
--	--------------------------	------------

《 参 考 図 》

【図9.1】 小規模な浴室の例



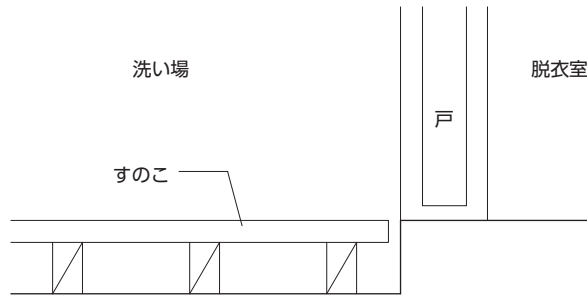
【図9.2】 車椅子使用者ブースの例



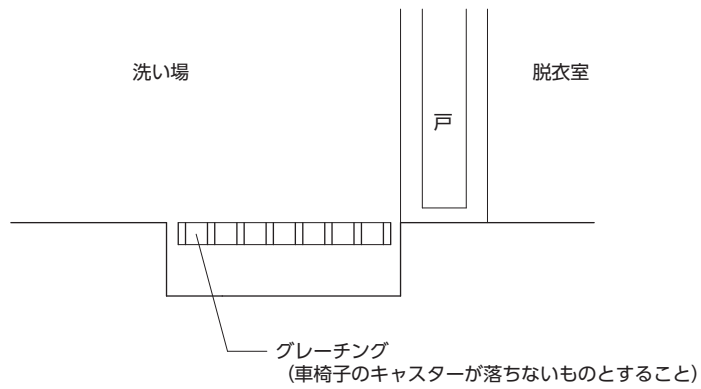
《 参 考 図 》

【図9.3】 出入口の段差解消例

■すのこによる場合



■グレーチングによる場合



⑩敷地内の通路

【基本的考え方】

道路から通路を経て住棟出入口に至る部分を整備し、高齢者、障害者等を含む**すべて**の人が安全かつ円滑に住棟へアクセスできるよう配慮する必要がある。

■整備基準（規則で定めた基準）

整備基準（遵守基準）	整備基準（努力基準）
(1) 多数の者が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。	(1) 同左
ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる	ア 同左
イ 段がある部分は、次に掲げるものであること。	イ 同左
(ア) 手すりを設けること。	(ア) 同左
(1) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別することができるものとする。	(1) 同左
(ウ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。	(ウ) 同左
—	(エ) 段がある部分の上下端には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、点状ブロック等の敷設が利用上特に支障を来す場合には、仕上げの色を変えるなどの代替措置により段を識別しやすくすること。
ウ 傾斜路は、次に掲げるものであること。	ウ 同左
(ア) 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。	(ア) 手すりを設けること。
(1) その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することができるものとする。	(1) 同左
(2) 特定経路を構成する敷地内の通路は、(1)に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。	(2) 特定経路等を構成する敷地内の通路は、(1)に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。
ア 幅は、120センチメートル以上とすること。	ア 幅は、135センチメートル以上とすること。ただし、敷地等の状況によりやむを得ない場合は、120センチメートル以上とすることができる。
イ 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。	イ 同左
ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	ウ 同左

エ 傾斜路は、次に掲げるものであること。	エ 同左
(ア) 幅は、段に代わるものにあつては 120 センチメートル以上、段に併設するものにあつては 90 センチメートル以上とすること。	(ア) 幅は、段に代わるものにあつては 135 センチメートル以上、段に併設するものにあつては 90 センチメートル以上とすること。
(イ) 勾配は、12 分の 1 を超えないこと。ただし、高さが 16 センチメートル以下のものにあつては、8 分の 1 を超えないこと。	(イ) 勾配は、20 分の 1 を超えないこと。ただし、高さが 16 センチメートル以下のものにあつては 8 分の 1 以下、高さが 75 センチメートル以下のもの又は敷地の状況等によりやむを得ない場合は 12 分の 1 以下とすることができる。
(ウ) 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。	(ウ) 同左
(エ) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子を安全に停止させることができる平坦な部分を設けること。	(エ) 同左
(オ) 高さが 75 センチメートルを超えるもの(勾配が 20 分の 1 を超えるものに限る。)にあつては、高さ 75 センチメートル以内ごとに踏幅が 150 センチメートル以上の踊り場を設けること。	(オ) 高さが 75 センチメートルを超えるものにあつては、高さ 75 センチメートル以内ごとに踏幅が 150 センチメートル以上の踊り場を設けること。
(3) 1 の項(1)に定める経路を構成する敷地内の通路が、地形の特殊性により(2)の規定によることが困難である場合におけるこの表の規定の適用については、同項(1)中「道等」とあるのは、「当該共同住宅等の車寄せ」とする。	(3) 1 の項(1)に定める道等から各住戸までの経路を構成する敷地内の通路が、地形の特殊性により(2)の規定によることが困難である場合におけるこの表の規定の適用については、同項(1)中「道等」とあるのは、「当該共同住宅等の車寄せ」とする。

■整備基準の解説

◆一般基準

ア 床面表面	● 雨掛りによる濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択する。 ● アプローチの通路面には、原則として排水溝などは設けない。やむを得ず設ける場合は、溝蓋を設け、仕上げ、溝の間隔等は車椅子使用者、杖使用者等の通行に支障のないものとする。車椅子のキャスターや杖の落ち込みは、動か 動けなくなるだけでなく、転倒の危険もある。	→【図 10.1】参照
イ 段がある部分	● 段がある部分には、手すりを設置する。 ● 踏面の色と段鼻(滑り止め)の色を対比させることにより、段を識別しやすいものとする。 ● けこみは 2cm 以下とする。 ● けこみ板は杖や足の落ち込みを防止するために必ず設ける。 ● 段鼻を突き出すと、つま先がひっかかりやすいので、突き出しは設けない。 ● 杖の転落を防止するために、立ち上がり(2cm 以上)を設ける。 ○ 段がある部分の上下端には、点状ブロック等を敷設する。	→【図 4.3】参照 →【図 4.4】参照 →【図 4.5】参照
ウ 傾斜路	● 手すりは、車椅子使用者はもちろんその他の歩行困難者にとっても歩行の補助になるので、勾配が 1/12 を超える傾斜がある部分、高さが 16cm を超え、かつ、勾配が 1/20 を超える傾斜がある部分には、手すりを設ける。 ● 手すりは両側に設けることが基本となるが、構造上やむを得ない場合は、少なくとも片側に設けることにより、歩行困難者の補助となり得る。	

その他の 注意事項	○ 手すりは勾配や高さに関係なく、すべて全ての傾斜路に設ける。 ● 傾斜のある部分は、平たん部の色と明度の差の大きい色とすること等により、これらと識別しやすいものとする。 ● 傾斜路が長くなりすぎる場合は、「⑦特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機」を設置することも考えられる。 ● 敷地内の通路は、歩車道の分離に配慮する。	
--------------	--	--

◆特定経路等

ア 有効幅	● 共同住宅等に移動等円滑化経路等がある場合は、建築物（共同住宅等以外）の「②敷地内の通路」の移動等円滑化経路等に係る基準が適用される。 ● 歩行者が横向きになって、車椅子使用者とすれ違える幅が120cmである。 ● 50m 以内ごとに車椅子が転回できるスペース（おおよそ170cm×140cm 角以上）を設ける。	→【図 10.2】参照
イ 戸	● 「②出入口」の整備基準の解説「戸」を準用する。	
ウ 傾斜路 (幅)	● 階段に併設する場合は、車椅子使用者と歩行者とが傾斜路内においてすれ違う機会が少ないため90cm 以上とすることができる。	→【図 10.3】参照
(勾配)	● 車椅子使用者が自力で傾斜路を上するには相当な腕力を必要とする。敷地内の通路に設ける傾斜路は、雨に濡れると滑りやすくなるため、車椅子使用者が自力で上りやすいよう、傾斜路の勾配は1/20 以下とする。	→【図 10.4】参照
(立ち上がり)	● 車椅子の脱輪などを防止するため、両側に側壁又は35cm 以上の立ち上がりを設ける。ただし、手すりを設ける場合は、5cm 以上とすることができる。	
(平たん部)	● 傾斜路の始点、終点、曲がり部分、折り返し部分及び他の通路との交差部分にも150cm 以上の平たん部を設ける。	
(踊り場)	○ 長くて急な傾斜路では昇降の途中で休憩スペースが必要となる。したがって、長い傾斜路では高さ75cm ごとに長さ150cm 以上の踊り場を設置する。 ○ 車椅子使用者は傾斜路の途中で転回するのが困難であるので、安全に転回するためには水平な踊り場が必要である。	

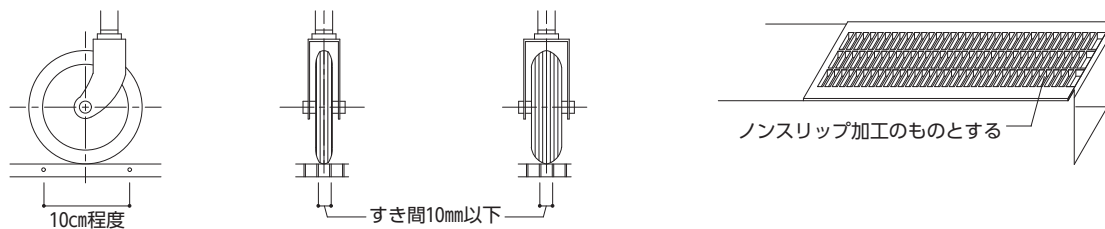
■望ましい整備

	建築物（共同住宅等以外）の望ましい整備に準ずる。	P. 2-111 参照
--	--------------------------	-------------

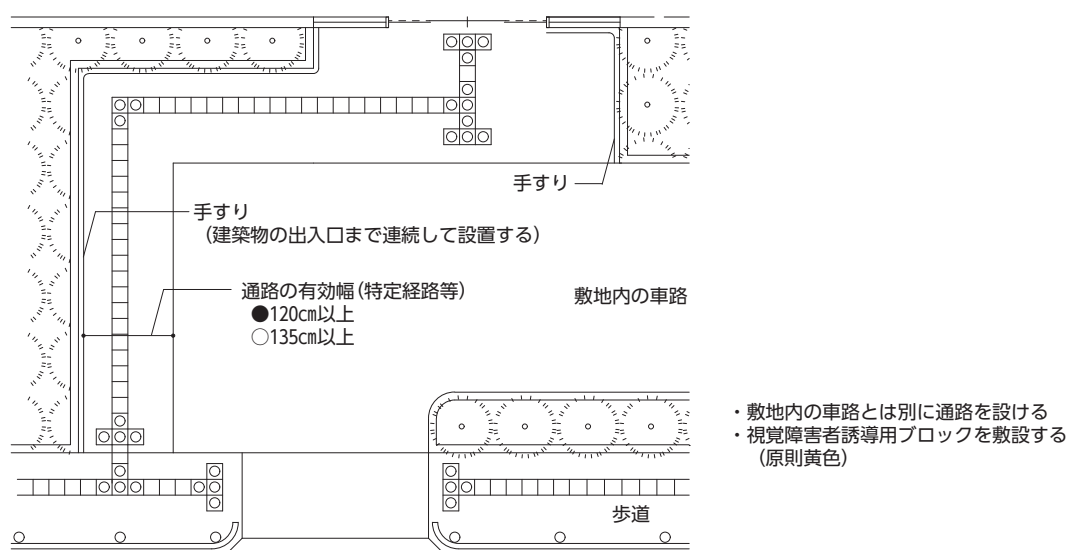
《 参 考 図 》

【図10.1】 車椅子の前輪が落下しない配慮

■車椅子前輪の大きさ ■手動車椅子 ■電動車椅子 ■蓋の概要
ふた



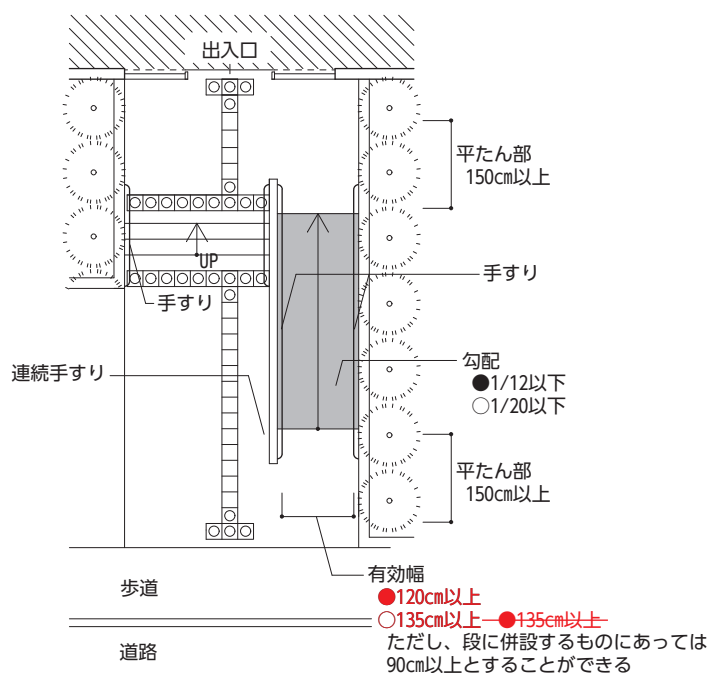
【図10.2】 敷地内の通路



※図は、歩道の連続誘導と一体的に整備する場合の例示
歩道が切り下げ形式である場合、歩道の誘導用ブロックは
連続して敷設させる

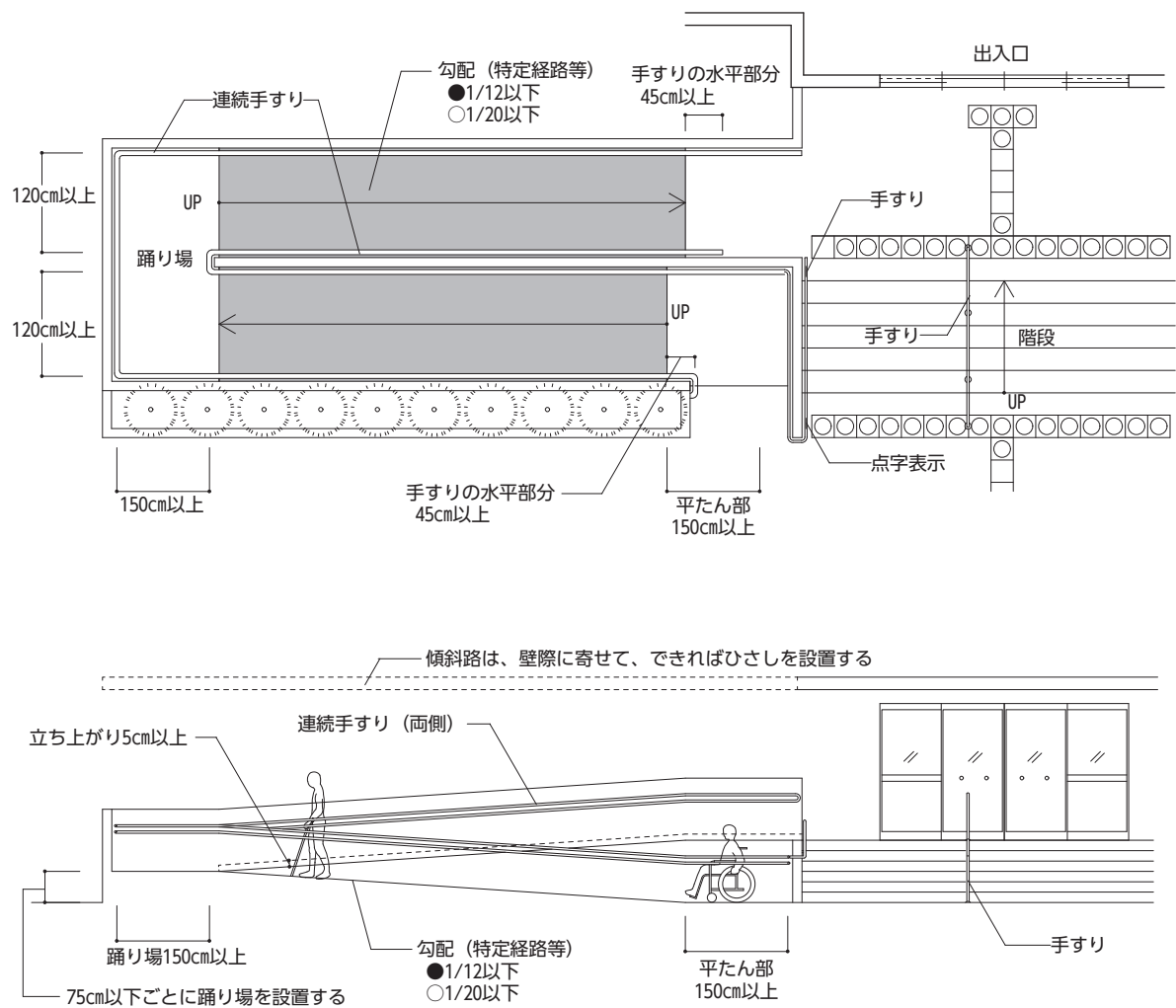
- ・敷地内の車路とは別に通路を設ける
- ・視覚障害者誘導用ブロックを敷設する
(原則黄色)

【図10.3】 階段と傾斜路を併設した敷地内の通路



《 参 考 図 》

【図10.4】敷地内の通路に傾斜路を設けた例



⑪ 駐車場

【基本的考え方】

すべて全ての建築物について、車椅子使用者など車の乗り降りや移動に際して配慮が必要な人のために、建物の出入口やエレベーターホール等に近い車椅子使用者用駐車施設等を設置する必要がある。また、車椅子使用者等、必要としている人が不適正利用などにより駐車できないケースもあるため、各施設管理者がそれに対して十分に配慮をする必要がある。

■ 整備基準（規則で定めた基準）

整備基準（遵守基準）	整備基準（努力基準）
(1) 多数の者が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち1以上に車椅子使用者用駐車施設を1以上設けなければならない。	(1) 同左
(2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。	(2) 同左
ア 幅は、350センチメートル以上とすること。	ア 同左
イ 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室（設けないときは、道等。（3）において同じ。）までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。	イ 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等（設けないときは、道等。（3）において同じ。）までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。
(3) 多数の者が利用する駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路についての誘導表示を設けなければならない。	(3) 多数の者が利用する駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路についての誘導表示を設けなければならない。

■ 整備基準の解説

(1) 設置数	● 多数の者が利用する駐車場とは、居住者用の駐車場を含めた共同住宅等に設けられる駐車場のことである。 ● 車椅子使用者用駐車施設を1以上設置する。	→【図11.1】参照
(2) 構造 (有効幅)	● 車椅子使用者用駐車施設は、自動車のドアを全開にした状態で車椅子から自動車へ容易に乗降できる幅を確保する。整備基準で規定している幅は、普通車用駐車スペースに、車椅子使用者が転回でき、介護者が横に付き添えるスペース（幅140cm以上）を見込んだものである。	→【図11.2】参照
(経路)	○ 車椅子使用者用駐車施設から各住戸までの経路は、特定経路等とする。 ● 建築物の出入口にできるだけ近い位置（屋内駐車場ではエレベーターホール入口付近など）に、障害者等が利用できる車寄せと駐車スペースを設けることが必要である。	→【図11.3】 【図11.4】参照
(3) 誘導表示	● 共同住宅等に集会室などの利用居室等を設けている場合は、車椅子使用者用駐車施設の付近に当該利用居室等までの誘導表示をする。 ● 誘導表示は、当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの誘導ができるものとし、車椅子使用者にも見やすい位置・高さに設ける。	

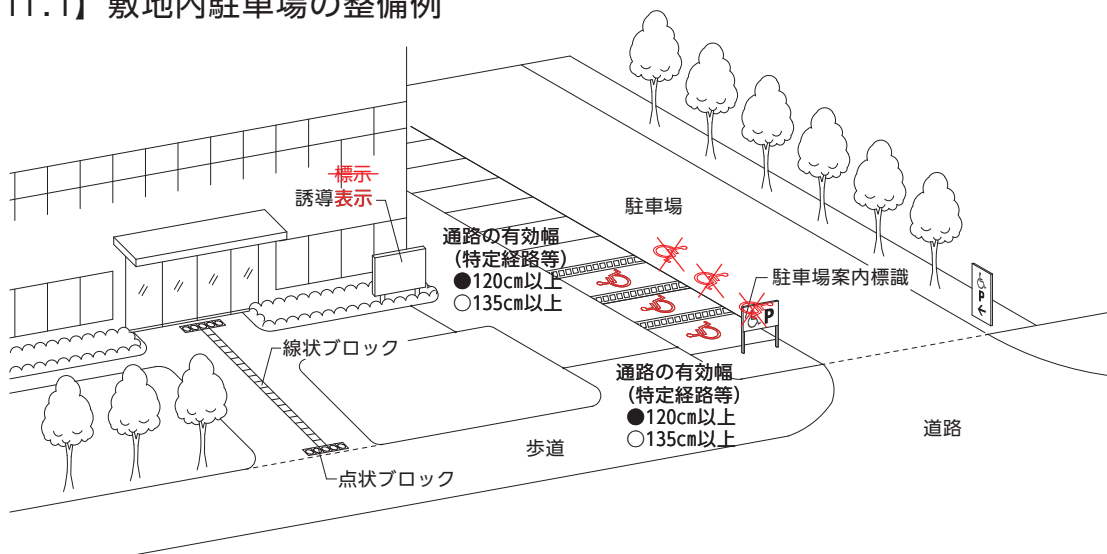
その他の 注意事項	● 大きめの文字や図を用いるなど、分かりやすいデザインのものとし、背景と色の明度、色相及び彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものとする。 ● 一般用駐車スペースと区別するため、車椅子使用者駐車施設の駐車スペース床面に「国際シンボルマーク」を、乗降スペース床面に斜線をそれぞれ塗装表示し、付近に標識を設けることとし、これらは運転席からも判別できる大きさとする。（車椅子使用者用駐車施設付近に設置する標識は、車椅子使用者の通行や後部側ドアからの乗降に配慮して、利用者の支障とならない位置に設置する。） ● 車椅子使用者用駐車施設に、一般の自動車が駐車するのを避けるため、その旨の表示をする。 ● 駐車場の進入口には、車椅子使用者用駐車施設が設置されていることが分かるように標識を設けることとし、駐車場の入口から車椅子使用者用駐車施設に至るまでの誘導用の標識を設ける。 ● 床面又は地面は、車椅子での移乗に配慮し、できる限り水平にする。 ● 車椅子使用者用駐車施設から各住戸までの経路は、特定経路等となる。 ● 車椅子使用者用駐車施設は平置きを原則とする。やむを得ず、機械式駐車施設とする場合においても、幅 350cm 以上確保しなければならない。 ● 共同住宅等に集会室などの利用居室等を設けている場合は、車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路は、移動等円滑化経路等としての整備が必要となる。	→「⑫標識」参照 →【図 11.5】参照 →1/100 程度の水勾配は許容 →P. 2-237 コラム参照
--------------	--	---

■望ましい整備

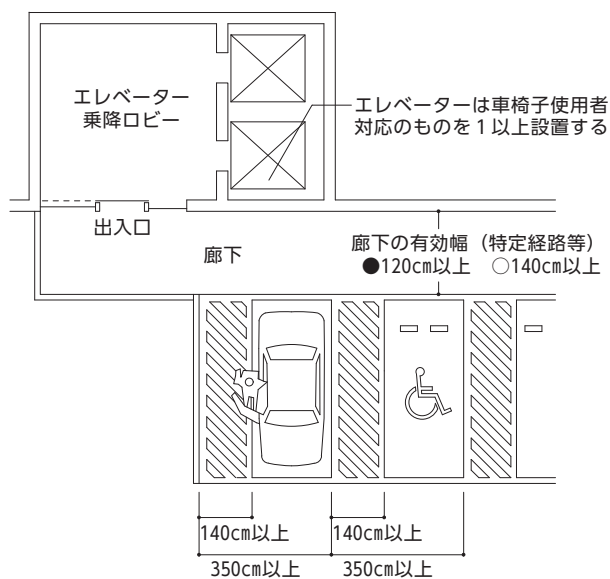
	建築物（共同住宅等以外）の望ましい整備に準ずる。	P. 2-116 参照
--	--------------------------	-------------

《 参 考 図 》

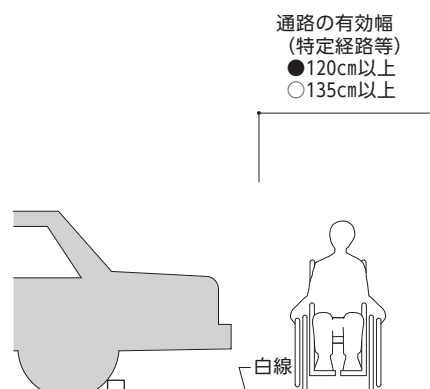
【図11.1】敷地内駐車場の整備例



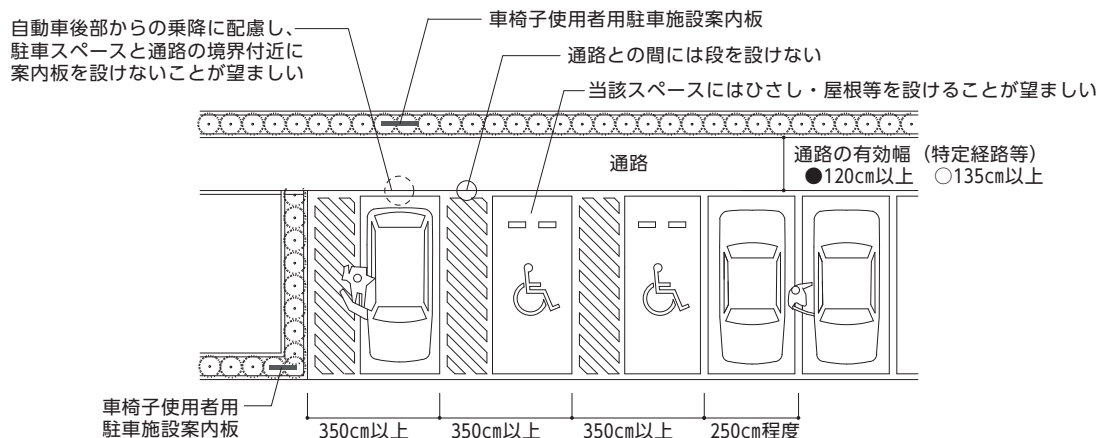
【図11.2】屋内駐車場の整備例



【図11.3】駐車スペース後ろに通路を設ける場合

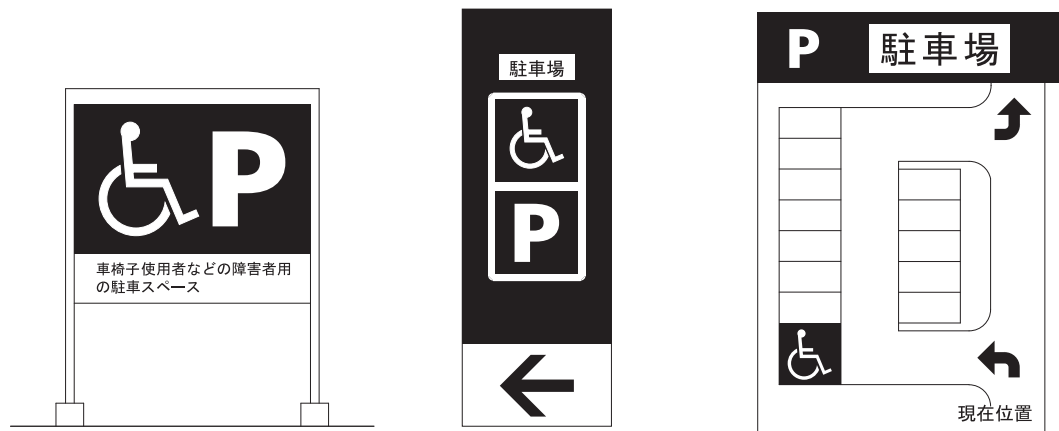


【図11.4】駐車場の整備例



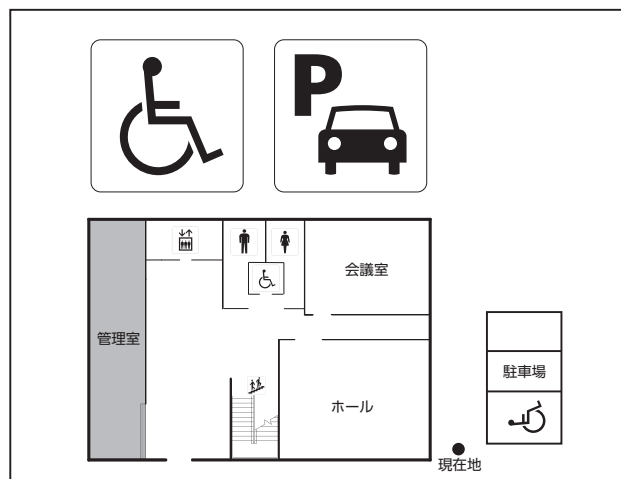
《 参 考 図 》

【図11.5】立札による表示例



新設

■車椅子使用者用駐車施設に関する案内板（図説）



- ・車椅子使用者用駐車場に設ける誘導表示の記載例

■機械式駐車場

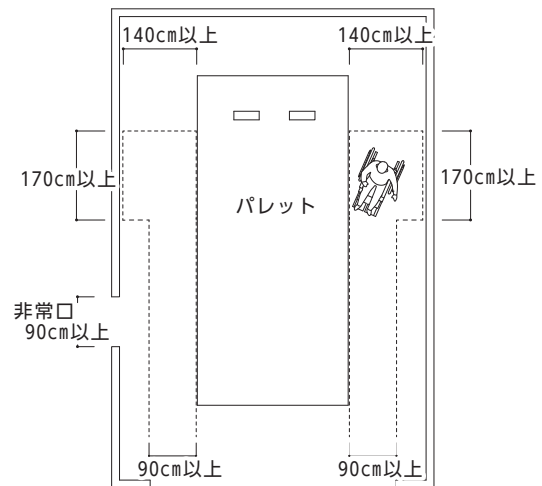
車椅子使用者用駐車施設は平置きを原則とする。ただし、敷地の状況等によりやむを得ず機械式駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、整備基準に適合するものとし、高齢者、障害者等が車の乗降に支障なく、円滑に利用できるものとする。そのため、車椅子使用者が管理人等の介助がなくても自力で乗降できるものとし、人的介助のみを前提とした通常の機械式駐車場は該当しない。また、当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路は移動等円滑化経路等、当該車椅子使用者用駐車施設から各住戸までの経路は特定経路等となるため、経路上に段差を設けてはならない。

さらに、機械式駐車場技術基準のバリアフリー対応駐車装置の基準を参考とする。

【参考】機械式駐車場技術基準（主な内容）

- ・人の通路は、幅90cm以上、高さ190cm以上、段差及びすき間は20cm以下とすること。
- ・非常口へ通ずる通路も上記に準ずることとし、非常口は、90cm以上、高さ190cm以上で、内側から容易に開けられるようにすること。
- ・自動車への乗降部分は車椅子の転回を考慮して、車椅子の進行方向に対して幅140cm以上、奥行き170cm以上の空間を確保すること。
- ・バリアフリー対応駐車装置の操作盤の少なくとも1面は、車椅子に乗ったままで操作できるよう床面から100cm程度の高さに設けること。
- ・一部の収容台数に対してバリアフリー対応駐車装置を適用する場合は、該当する搬器とそれ以外を識別できるように色分け、マーキング等の処置を施すこと。
- ・その他の基準については、「機械式駐車場技術基準・同解説 2023年版」（公益社団法人 立体駐車場工業会）を参照すること。

機械式駐車場に車椅子使用者用
駐車施設を設けた例



⑫標識

【基本的考え方】

だれもが、目的の場所に容易に到達できるよう、標識を設置する。標識の設置にあたっては、だれも見やすい高さ及び位置に設置し、車椅子使用者、視覚障害者等の通行の妨げとならないよう、設置高さ、位置等について配慮する。

また、表示されている内容を読み取ることが難しいこともあるため、知的障害、発達障害、精神障害のある人にとっても、統一されたデザインによる表示は有効である。

■整備基準（規則で定めた基準）

整備基準（遵守基準）	整備基準（努力基準）
移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する次に掲げる要件に該当する標識を設けなければならない。	同左
(1) 高齢者、障害者等が見やすい位置に設けること。	(1) 同左
(2) 表示すべき内容を容易に識別することができること（当該内容が日本産業規格 Z 8210 に定めるものであるときは、これに適合すること。）。	(2) 同左

■整備基準の解説

	● エレベーター、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、車椅子使用者用便所、だれでもトイレ、オストメイト用汚物流しを設けた便所及び車椅子使用者用駐車施設の付近には、標識を設置する。	→【図 12.1】参照
(1) 表示位置	● 標識は、車椅子使用者にも見やすい位置・高さに取り付ける。 ● 突出型又はつり下げ型の標識を設ける場合は、視覚障害者等の支障とならない位置（高さ 200cm 以上）に設ける。	→【図 12.2】 【図 12.3】参照
(2) 表示内容	● 表示内容が JIS Z 8210 に定められているときは、これに適合させる。 ● 文字や記号が大きく太い書体や図を用いるなど分かりやすいデザインとし、地板の色とコントラストをつける。 ● 施設の利用者の状況を踏まえて、子どもや外国人にも分かるように、ふり仮名 振り仮名や外国語を併記する。その場合、遠くからでも見えやすいよう、文字の大きさ等に配慮する。 ● 逆光又は反射グレアが生じないように、仕上げや、設置位置、照明に配慮する。（グレアとは、必要な照度力維持されていても、周囲との輝度対比で見えにくくなる現象）	→資-109・110 参照
その他の注意事項	● 一般便所及び子育て支援環境（ベビーチェア等・ベビーベッド等・授乳及びおむつ交換ができる場所）の付近には、標識を設置する。 ● 車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路についての誘導表示を設ける。	→資-110 参照 →「⑪駐車場」参照

	○ 当該内容が容易に識別できる大きさとすること。ただし、やむを得ない場合は 10 cm 角以上とすることができる。	
--	--	--

■望ましい整備

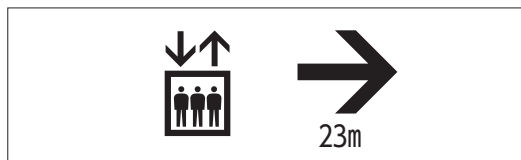
	建築物（共同住宅等以外）の望ましい整備に準ずる。	P. 2-123 参照
--	--------------------------	-------------

《 参 考 図 》

【図12.1】案内標示の例

■誘導サイン（つり下げ型等の形式）

① エレベーター



② 上りエスカレーター



だれでもトイレ

③ トイレ（便房内に設置された設備のピクトグラムをあわせて表示）



■位置サイン

① エレベーター



② 上りエスカレーター



③だれでもトイレ

④ トイレ（便房内に設置された設備のピクトグラムをあわせて表示）



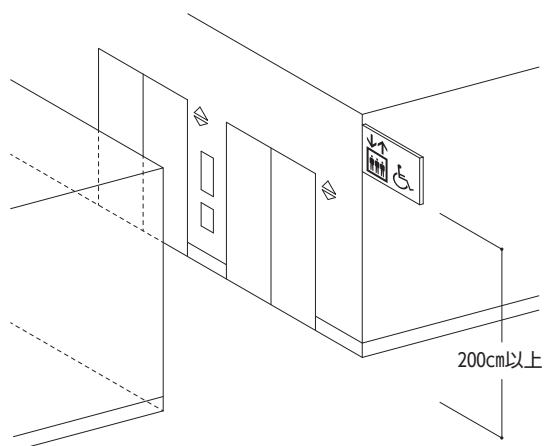
③

④ 車椅子使用者用便房

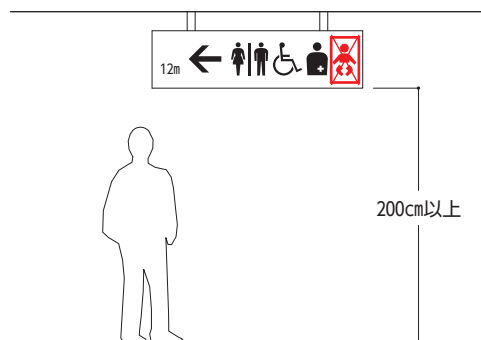


写真削除

【図12.2】突出型標識の例



【図12.3】つり下げ型標識の例



⑬案内設備

【基本的考え方】

だれもが円滑に目的地へ到達できるよう、住棟の状況に応じた案内設備を分かりやすい位置に設置する。案内板等の設置にあたっては、高齢者、障害者等が見やすく、かつ視覚障害者の通行の妨げにならないよう、設置位置や高さ等について配慮する。また、視覚障害者にとっては、照明や採光も位置を特定することに有効なので、あわせて配慮する。

■整備基準（規則で定めた基準）

整備基準（遵守基準）	整備基準（努力基準）
(1) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認することができる場合は、この限りでない。	(1) 同左
(2) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置について、次に掲げる方法により、視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。	(2) 同左
ア 文字等の浮き彫り	(1) 同左
イ 音による案内	(2) 同左
ウ 点字及びア又はイに類するもの	(3) 同左
(3) 案内所を設ける場合には、(1)及び(2)の規定は適用しない。	(3) 同左

■整備基準の解説

(1)案内板等	● エレベーター、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、車椅子使用者用便房、 だれでもトイレ 、オストメイト用汚物流しを設けた便房及び車椅子使用者用駐車施設の配置を表示した案内板等を、共同住宅等内の主要な出入口付近に設ける。	→【図 13.1】 【図 13.2】参照
(2)視覚障害者のための設備	● エレベーター、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、車椅子使用者用便房 及びだれでもトイレ の配置を、以下の方法により視覚障害者に示すための設備を共同住宅等内の主要な出入口付近に設ける。 ① 文字等の浮き彫り ② 音による案内 ③ 点字及び①又は②に類するもの	→【図 13.2】参照
その他の注意事項	● 案内板に表示する図記号（ピクトグラム）は、エレベーターその他の昇降機、便所、駐車施設等とし、JIS Z 8210 に定められているときは、これに適合すること。	→資-109・110 参照

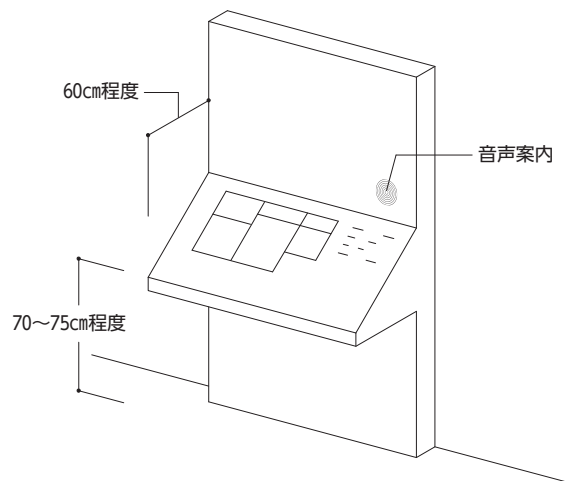
	● 点字については、JIS T 0921 に準じ、墨字を併記する。 ● 触知案内板については、JIS T 0922 に準ずる。	→資-94・95 参照 →資-96~98 参照
	○当該内容が容易に識別できる大きさとする。※ JIS T 0922 触知案内板 に定められている大きさ 100cm以下×60cm以下 また、文字の大きさの選択の目安 を参考にすること。	→資-96・117 参照

■望ましい整備

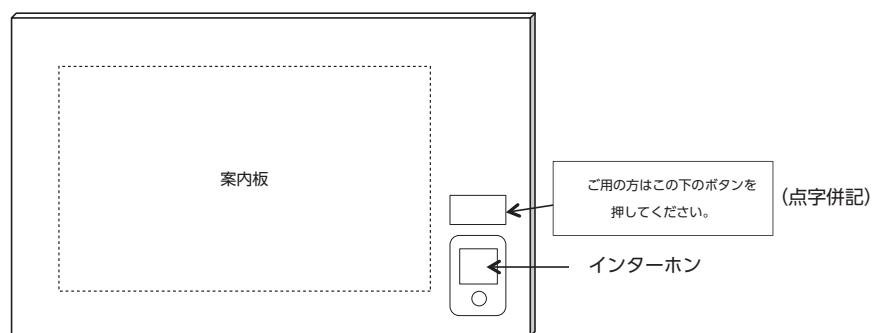
	建築物（共同住宅等以外）の望ましい整備に準ずる。	P.2-127 参照
--	--------------------------	------------

《 参 考 図 》

【図13.1】案内板の設置例

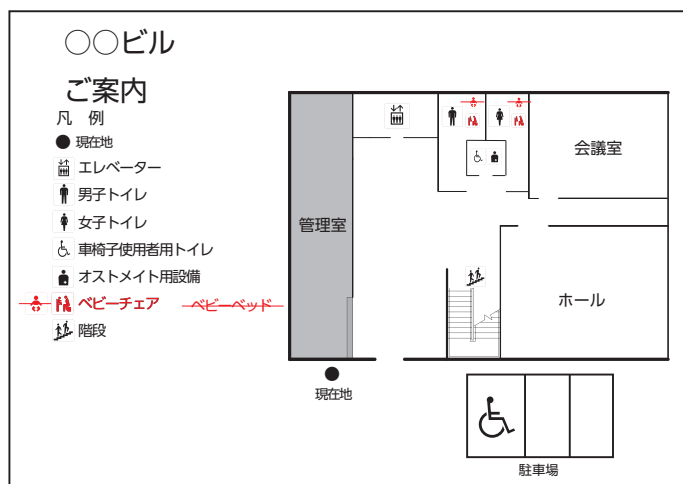


■インターホンを設置し、垂直に取り付けた案内設備の例



- ・設置高さは目線の低い車椅子使用者にも配慮する。
- ・表示方法等は JIS T 0922 に準じる。(資-96～98参照)

【図13.2】案内板の表示例



- ・大きめの文字や分かりやすい図とし、色や明度差に配慮し、弱視者、色弱者にも見えやすいようにする。
- ・表示方法等は JIS T 0922 に準じる。(資-96～98参照)

⑭案内設備までの経路

【基本的考え方】

道等から視覚障害者のための案内設備までの経路のうちⅠ以上は、視覚障害者が円滑に移動できる経路とし、視覚障害者誘導用ブロックや音声等で誘導する。また、視覚に代わる情報伝達方式は複数の方法を併用することが望ましい。

■整備基準（規則で定めた基準）

整備基準（遵守基準）	整備基準（努力基準）
—	(1) 道等から前の項(2)に規定する設備又は同項(3)の案内所までの経路は、そのうちⅠ以上を、視覚障害者移動等円滑化経路等にしなければならない。ただし、建築物内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認することができ、かつ、道等から当該出入口までの経路が(2)に定める基準に適合するものである場合については、この限りでない。
—	(2) 視覚障害者移動等円滑化経路等は、次に掲げるものでなければならない。
—	ア 視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。
—	イ 視覚障害者移動等円滑化経路等を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。
—	(ア) 車路に近接する部分
—	(1) 段がある部分の上下端に近接する部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分(次に掲げる部分を除く。)
—	i 勾配が20分のⅠを超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
—	ii 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分のⅠを超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
—	iii 段がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊り場等

■整備基準の解説

視覚障害者移動等円滑化経路等	○ 道等から視覚障害者のための案内設備又は案内所までの経路は、そのうちⅠ以上を視覚障害者が円滑に利用できる経路とする。 ○ 建築物内にある案内所（管理人等が常時勤務するもの）から直接地上へ通	→【図14.1】参照
----------------	--	------------

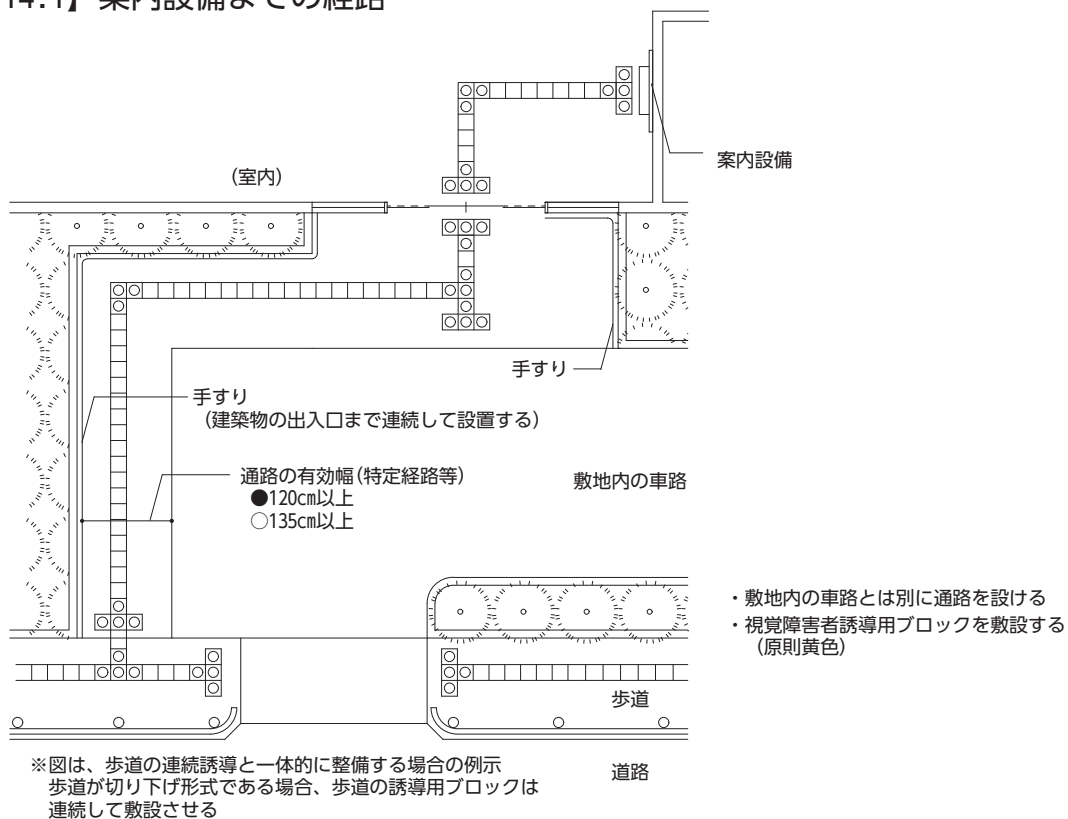
	ずる出入口が容易に視認できるときは、道等から当該出入口までのみを視覚障害者移動等円滑化経路等とすることができる。 ○ 視覚障害者が移動の方向や経路を認識しやすいこと、おまび及び一般の歩行動線と著しく異ならないように配慮する。	
誘導	○ 視覚障害者移動等円滑化経路等には、できるだけ分かりやすい経路となるように線状ブロック等を直進で敷設することを原則とする。ただし、敷地の状況等により直進で敷設できない場合は、線状ブロック等・点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設するか、音声その他の方法により視覚障害者を誘導する。	→【図 14.1】参照
(視覚障害者用誘導ブロック)	○ 風除室内は、風除室の形状や建築物の状況、利用者の特性に応じて、線状ブロック等・点状ブロック等の敷設を考慮する。 ○ 視覚障害者誘導用ブロックは JIS T 9251 による形状のものを使用する。 ① 注意喚起をする点状ブロック ② 移動の方向を示す線状の突起のある線状ブロック ○ 点状ブロック等は段差部分、危険箇所の前面、誘導方向が変化する部分などに敷設する。 ○ 線状ブロック等は、誘導方向と線状突起の方向を平行にし、連続して敷設する。 ○ 敷設幅は 30cm 以上とする。 ○ 弱者に配慮し、誘導用ブロックの色は、黄色を原則とするが、白や薄いグレーの床に黄色の誘導用ブロックを敷設した場合は見にくいいため、他の色を選択するなど、周辺の色との明度差、輝度比などに配慮する必要がある。 ○ 誘導用ブロックと周囲の床の仕上げとは少なくとも輝度比 2.0 以上確保する。 ○ 敷設位置は、壁・塀に近すぎないよう余裕を確保した位置とする。また、視覚障害者が壁や塀、電柱等の路上施設等に衝突しないよう、敷設位置には十分注意する。	→【図 14.2～14.5】参照 →資-100～103 参照
(音声案内)	○ 音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備の一例として、音声誘導装置（視覚障害者の持つ発信機等にセンサーが反応して音声により、誘導、案内を行う装置）が挙げられる。 ○ 必要に応じ、案内設備の位置等を知らせるための誘導鈴を設ける。 ○ 必要に応じ、音声又は放送による案内を行う。	
点状ブロック等	○ 車路に近接する部分、段がある部分の上下端又は傾斜がある部分の上端に近接する部分には、視覚障害者に対する警告用の点状ブロック等を敷設する。 ○ ただし、勾配が 1/20 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、高さが 16cm を超えず、かつ、勾配が 1/12 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊り場等については、この限りでない。	

■望ましい整備

	建築物（共同住宅等以外）の望ましい整備に準ずる。	P. 2-132 参照
--	--------------------------	-------------

《 参 考 図 》

【図14.1】 案内設備までの経路

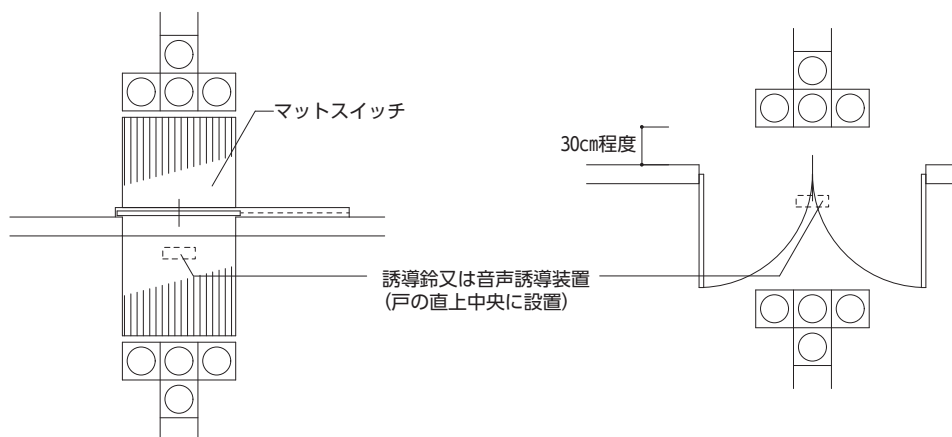


【図14.2】 出入口(玄関)付近での設置例

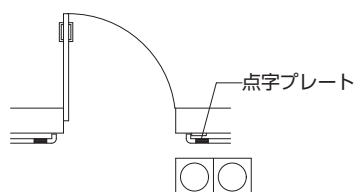
■自動扉の場合

(マットスイッチを設けた場合)

■開き扉の場合



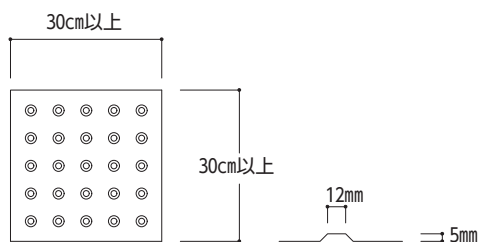
【図14.3】 出入口(居室等)付近での設置例



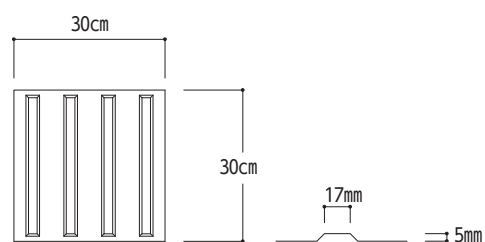
《 参 考 図 》

【図14.4】 種類 (JIS T 9251による 資料編 (各種規格等) 資-100～103 参照)

■点状ブロック

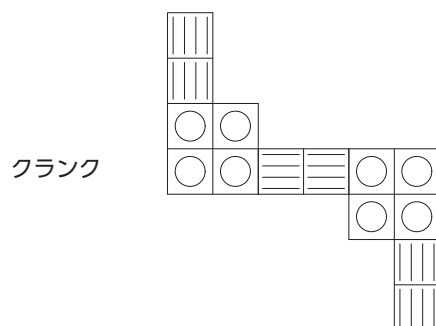
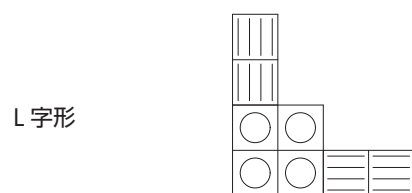
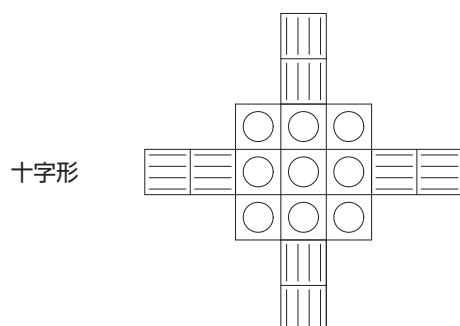
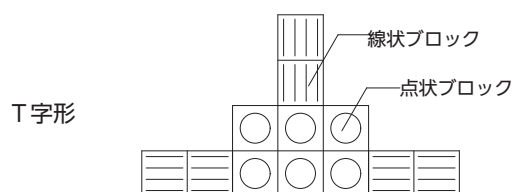


■線状ブロック

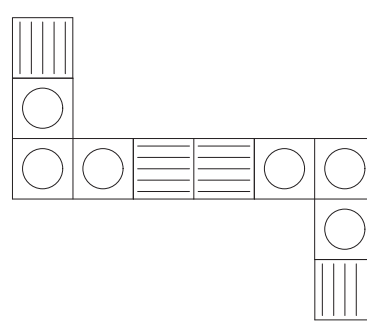
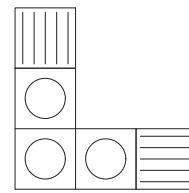
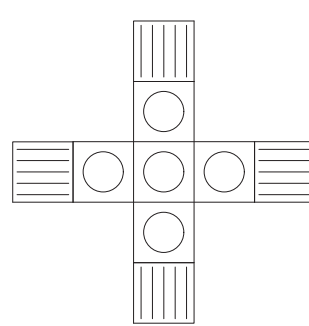
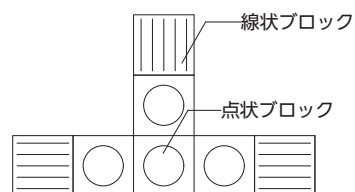


【図14.5】 経路分岐点における標準的な敷設方法の例

■30cm角の場合



■40cm角の場合



⑮公共的通路

【基本的考え方】

面的なバリアフリー化を進めるため、人の通行機能を補完する歩行者デッキ、交通機関連絡通路、歩道状空地等、不特定かつ多数の者の利用に供される公開空地等のうち公共的通路部分について整備する。公共的通路は、都市計画で定める都市再生特別地区内や建築基準法に基づく総合設計許可等により設けられる公開空地等のうち専ら人の通行の用に供する通路部分とし、高齢者、障害者等を含む~~すべて~~**全て**の人が安全で円滑に通行できるように配慮する。なお、公開空地等のうち公園的要素が強い広場部分については、原則として適用しないが、公園編の整備基準に適合するよう整備することが望ましい。また、計画に際しては周辺の道路等との連続性に配慮する。

なお、公共的通路上にやむを得ず段差が生じる場合は、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機を組み合わせ設置し、高齢者や障害者等を含む~~すべて~~**全て**の人が円滑に利用できるよう、分かりやすい動線計画とする。

■整備基準（規則で定めた基準）

整備基準（遵守基準／努力基準）	
公共的通路の１以上は、次に掲げる構造とすること。	
(1) 歩道状空地、屋外貫通通路、歩行者デッキ等の建築物の外部の公共的通路に係る構造は、次に掲げるとおりとする。	
ア 通路の幅は、200センチメートル以上（都市計画、許可等で別に定める幅がある場合には、当該幅以上）とし、通行に支障がない高さの空間を確保すること。	
イ 通路の面には、段差を設けないこと。ただし、次に掲げる要件に該当する傾斜路又は６の項若しくは７の項に定める基準を満たすエレベーターその他の昇降機を設置する場合その他道路等の自然勾配が段に代わる傾斜路の勾配を上回る場合等地形上やむを得ない場合は、この限りでない。	
(ア) 手すりを設けること。	
(イ) その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することができるものとする。	
(ウ) 幅は、段に代わるものにあつては１４０センチメートル以上、段に併設するものにあつては９０センチメートル以上とすること。	
(エ) 勾配は、20分の１を超えないこと。	
(オ) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。	
(カ) 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。	
(キ) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子を安全に停止させることができる平たんな部分を設けること。	
ウ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。	
エ 当該敷地外の道路又は公共的通路等に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合には、連続性を確保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、道路の歩道に沿って歩道状空地を設ける場合には、当該歩道状空地に視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができる。	
オ 階段を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。	
(ア) 踊り場を含めて、両側に手すりを設けること。	
(イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別することができるものとする。	
(ウ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。	

(エ) 段がある部分の上下端に近接する通路の部分及び段がある部分の上下端に近接する踊り場(250センチメートル以下の直進のものを除く。)の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。 (オ) 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。 (カ) 蹴上げの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とすること。 (キ) 階段の幅(当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は10センチメートルを限度として、ないものとみなす。)は、120センチメートル以上とすること。
(2) 屋内貫通通路、アトリウム、地下鉄連絡通路等の建築物の内部の公共的通路に係る構造は、次に掲げるとおりとする。
ア 通路の幅は、200センチメートル以上(都市計画、許可等で別に定める幅がある場合には、当該幅以上)とし、当該部分の天井の高さを250センチメートル以上とすること。
イ 通路の面には、段差を設けないこと。ただし、次に掲げる要件に該当する傾斜路又は6の項若しくは7の項に定める基準を満たすエレベーターその他の昇降機を設置する場合その他道路等の自然勾配が段に代わる傾斜路の勾配を上回る場合等地形上やむを得ない場合は、この限りでない。 (ア) 手すりを設けること。 (イ) その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することができるとすること。 (ウ) 傾斜がある部分の上端に近接する通路の部分及び傾斜がある部分の上端に近接する踊り場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、高さが16センチメートルを超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの又は直進で、長さが250センチメートル以下の踊り場に設けるものについては、この限りでない。 (エ) 幅は、段に代わるものにあつては140センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。 (オ) 勾配は、12分の1を超えないこと。 (カ) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。 (キ) 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。 (ク) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子を安全に停止させることができる平たんな部分を設けること。
ウ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
エ 道路又は建築物外の公共的通路等に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合には、連続性を確保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。
オ 階段を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。 (ア) 踊り場を含めて、両側に手すりを設けること。 (イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別することができるものとすること。 (ウ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。 (エ) 段がある部分の上下端に近接する通路の部分及び段がある部分の上下端に近接する踊り場(250センチメートル以下の直進のものを除く。)の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。 (オ) 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。 (カ) 蹴上げの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とすること。 (キ) 階段の幅(当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は10センチメートルを限度として、ないものとみなす。)は、120センチメートル以上とすること。

なす。)は、120センチメートル以上とすること。

■整備基準の解説

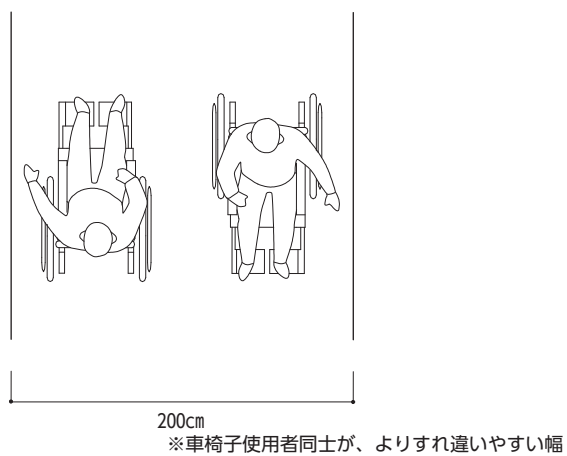
	● 本項による整備対象となる公共的通路は、道路又は隣地の公共的通路から敷地内又は建築物内を経由して道路又は隣地の公共的通路に通ずる経路部分に設ける公共的通路である。	
有効幅	● 建築物外部及び内部に設ける公共的通路の有効幅 200cm は、車椅子使用者同士がよりすれ違いやすい寸法である。	→【図 15.1】参照
通路面 (段差)	● 公共的通路部分には段差を設けない。ただし、やむを得ず段差が生じる場合には、傾斜路、「⑥エレベーター及びその乗降ロビー」、「⑦特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機」を設ける。なお、傾斜路は、屋外にあっては、整備基準「1(2)「アから「キ」(1)イ(ア)から「キ」に定めるもの、屋内にあっては、整備基準「2(2)「アから「ク」(2)イ(ア)から「ク」に定めるものとする。	
通路面 (表面)	● 砂利敷や段差のある石畳などは、高齢者、障害者等には移動しにくいのでできるだけ避ける。 ● 床材は雨等により濡れた状態でも滑りにくい材料を用いる。 ● 通路面には原則として縦断する排水溝等を設けない。やむを得ず設ける場合には、蓋等を設け、車椅子使用者、杖使用者の通行に支障がないものとする。	
通路面 (誘導)	● 視覚障害者誘導用ブロックは、道路その他の公共的通路との接続部分の連続性を考慮して設ける。なお、設置方法は「④案内設備までの経路」の整備基準の解説「視覚障害者誘導用ブロック」によるものとする。 ● ただし、敷地外の歩道と一体的に歩道上空地が設けられている場合には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができる。	→【図 14.4】 【図 14.5】参照
階段	● 階段を設ける場合には、整備基準に規定する構造とする。 ● 階段下側の天井やささら桁が低くなる部分では、視覚障害者等が衝突する危険があるため、柵やベンチ、植栽、点状ブロック等を適切に配置するなどの安全に配慮した措置を講ずる。	→【図 15.2】参照
その他の 注意事項	● 「公共的通路の 1 以上」とは、交通機関連絡通路、歩行者デッキ、歩道状空地等を各々複数設ける場合には、原則として当該複数施設毎に 1 以上をこの基準に適合するように整備することである。なお、当該敷地が枢要な地区にある場合や建築物の配置計画等によっては、高齢者、障害者等の通行動線が同一施設でも複数整備する。ただし、幅 200cm 未満の歩道状空地の場合や道路に歩道が設けられている場合等では、本基準によらないことができる。 ● 公共的通路部分は公開空地等の整備や維持に担保性があるものに限られ、単に敷地の庭を通路として任意に公開した部分については本基準は適用しない。また、公開空地等でも公共的通路以外の広場部分については、本基準は適用しない。	
建築限界の 確保	● 安心して通行できる歩行者空間を確保するため、公共的通路は床から高さ 250cm 以上の空間を連続して確保する。	→【図 15.3】参照

■望ましい整備

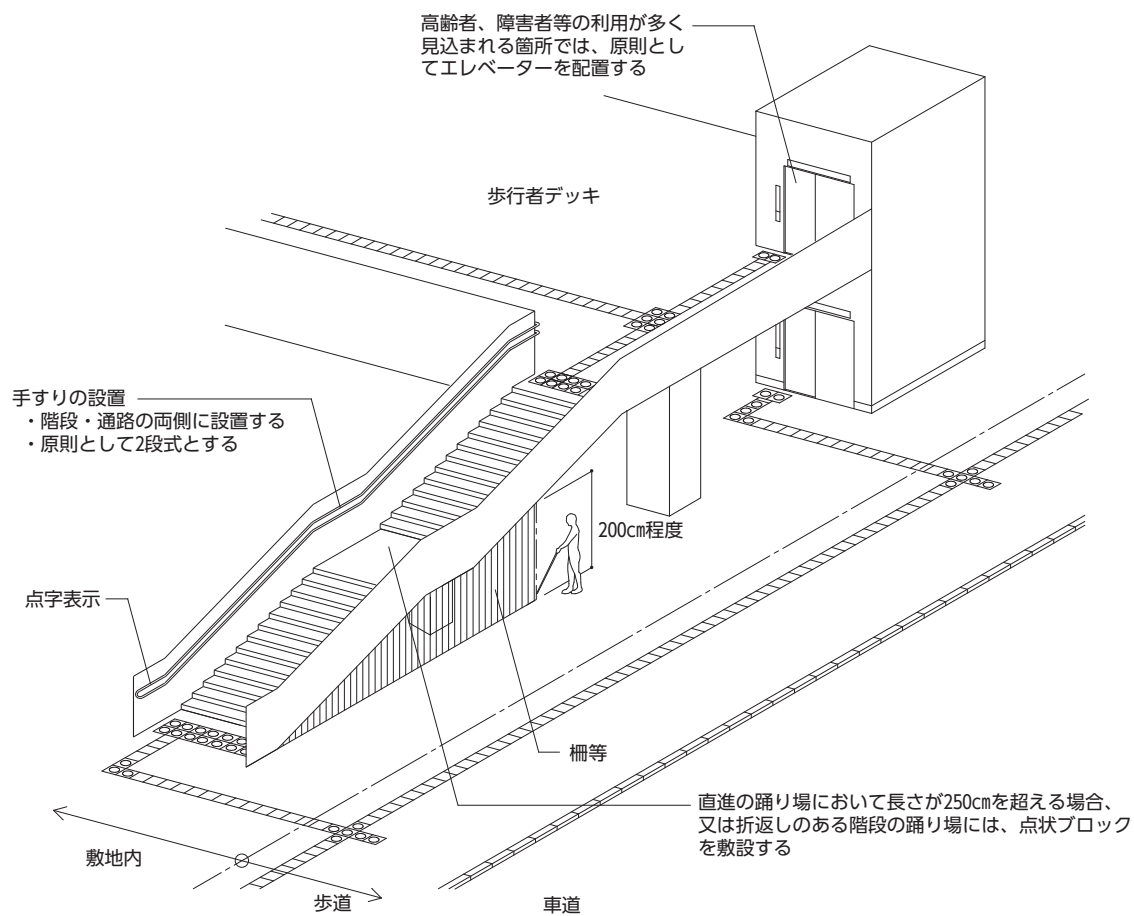
	建築物(共同住宅等以外)の望ましい整備に準ずる。	P. 2-139 参照
--	--------------------------	-------------

《 参 考 図 》

【図15.1】 公共的通路の幅

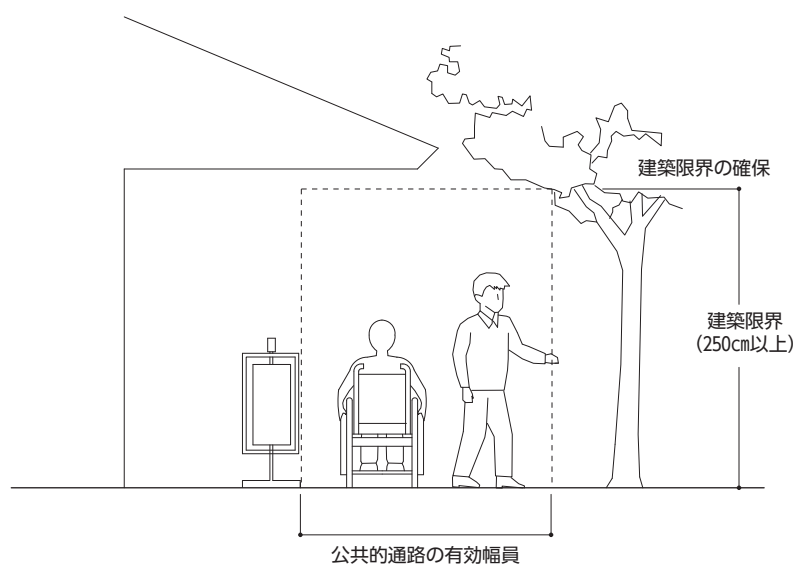


【図15.2】 歩行者デッキの例



《 参 考 図 》

【図15.3】 公共的通路の有効幅と建築限界(高さ空間の確保)



Ⅲ 小規模建築物

①出入口

■整備基準(規則で定めた基準)

整備基準(遵守基準)	
不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する出入口(直接地上へ通ずる出入口、利用居室の出入口並びに便所及び便房(次の項に掲げるものに限る。))の出入口に限る。)は、次に掲げるものでなければならない。	
(1) 幅は、80センチメートル以上とすること。	
(2) 通行の際に支障となる段差を設けないこと。ただし、敷地の状況、施設の構造その他の事情により段差を設けざるを得ない場合において、当該建築物を管理する者の介助等により、高齢者、障害者等が通行することが可能であるときは、この限りでない。	
(3) 直接地上へ通ずる出入口と利用居室の出入口とを結んで通行することができる経路を確保すること(上下階の移動に係る部分を除く。)	

■整備基準の解説

有効幅	● 主要な出入口、利用居室の出入口、車椅子使用者が利用できるよう設置された便所及び便房の出入口の有効幅は、80cm以上とする。 ● 有効幅80cmは、車椅子使用者が通過できる最低限の幅である。ここでいう幅とは、開放時の有効幅とし、開き戸の場合は戸を開けた状態での幅(戸厚を含めない幅)とし、引き戸の場合は引き残しを含めない幅とする。また、両開き戸の場合は、片側の戸のみの開放時有効幅とする。 ● 設計にあたっては、ドアの開閉機構を考慮したうえで、開口寸法、ドア寸法などを決定する。	→【図1.1】参照
戸	● 扉ガラス衝突防止やドアに挟まれないよう、ドア走行部で存在検出を行うため、ドア枠の左右かつ安全な高さに安全装置(補助光電センサー)を設置する。	
段差の禁止	● 車椅子使用者が通過できるよう、段差は設けない。 ● ただし、敷地の形状や施設の構造上、段差の解消が困難である場合において、仮設スロープ(補助スロープ板)の設置や管理者等の介助などにより、高齢者、障害者等が円滑に通行可能であるときは、この限りでない。その際は、だれも見やすい位置に介助が可能である旨を表示したり、管理者呼出し用インターホンを設けたりするなどの配慮をする。 ● 出入口の前後には、車椅子使用者が利用できるよう、水平部分を設ける。 ● 外部出入口の建具は雨仕舞の関係から多少の段差が生じてくる場合があり、その際にはすりつけを設ける等、車椅子使用者の通行に支障とならない配慮を行う。	→2cm以下の段差は許容
経路の確保	● 主要な出入口と利用居室の出入口を結ぶ経路上に、障害物や荷物などがあると、その建築物を円滑に利用することができないため、最低でも車椅子使用者が通過できる程度の通路幅を確保し、段差を設けない。 ● 地上階以外の階に利用居室を設ける場合には、エレベーターその他の昇降機を設置して上下階の移動を確保することが原則であるが、施設の構造上、エレベーターその他の昇降機の設置が困難である場合は、この限りでない。	

その他の 注意事項	● 開閉動作の難易度からみると、引き戸のほうが開き戸より簡単である。 一般に推奨されている順位としては、①自動式引き戸、②手動式引き戸の順である。 ● 引き戸は軽い力で開閉できるものとする。 ● そのほか戸の構造については、建築物（共同住宅等以外）の整備項目「②出入口」の整備基準の解説を準用する。 ○努力基準は、建築物（共同住宅等以外）の整備基準が適用されるので参照されたい。	→【図 1.2】参照
--------------	--	------------

《コラム》

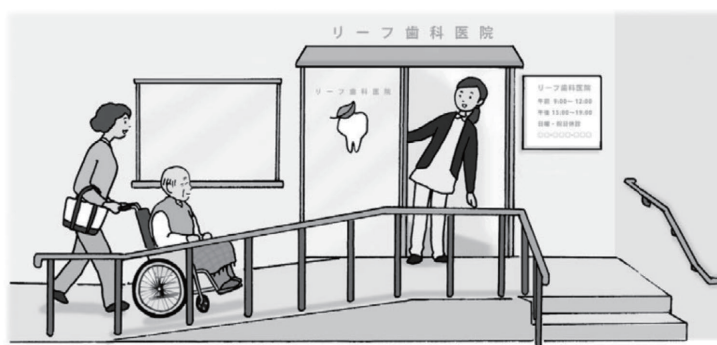
「建築物の出入口における人的な対応」

高齢者、障害者等が建築物をより円滑に利用するためには、建築的対応や設備に留まらず、常時来客に対応できる従業員等（案内係・受付係・ドアマン等）が配置されていることが望ましい。

<人的な対応の例>



- ・出入口に段差がある場合、すり付け板や敷地内にスロープを作って入りやすくする。

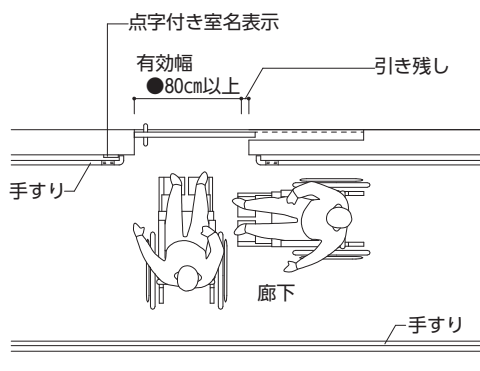


- ・利用者自身で出入口を開けることが難しい場合は、従業員等がドアの開閉補助を行う。

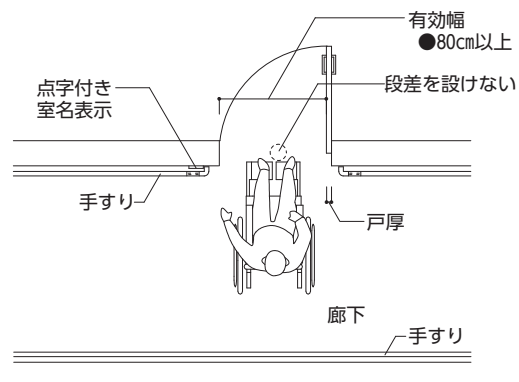
《 参 考 図 》

【図1.1】 戸幅の寸法

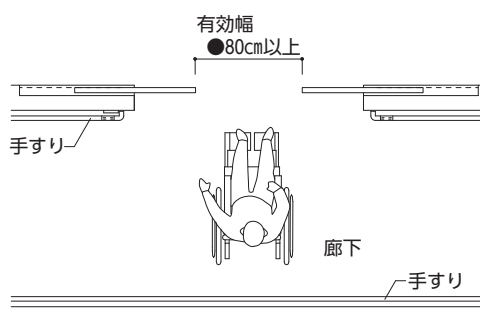
■引き戸の場合



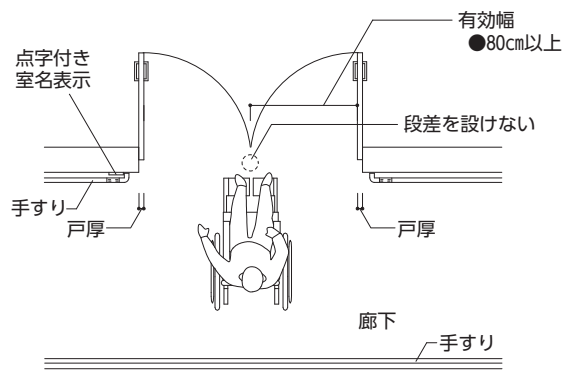
■開き戸の場合



■自動扉の場合

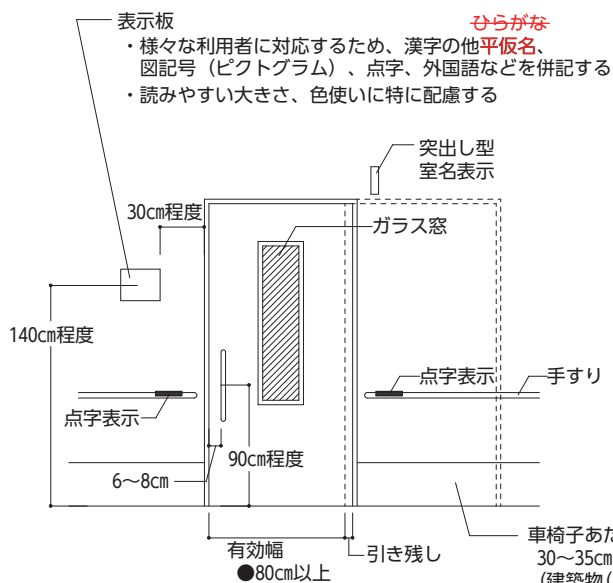


■両開き戸の場合

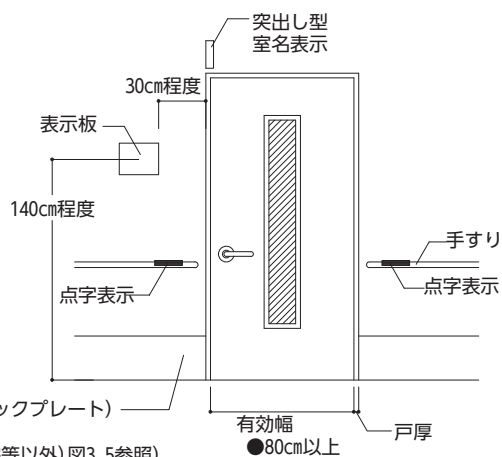


【図1.2】 出入口の例

■引き戸の場合



■開き戸の場合



②便所（トイレ）

■整備基準（規則で定めた基準）

整備基準（遵守基準）	
不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち 1 以上に、車椅子使用者が利用することができる次に掲げる構造の便房を 1 以上設けること。	
(1) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。	
(2) 車椅子使用者が利用することができるような空間であること。	
(3) 直接地上へ通ずる出入口と当該便房の出入口とを結んで通行することができる経路を確保すること(上下階の移動に係る部分を除く。)	

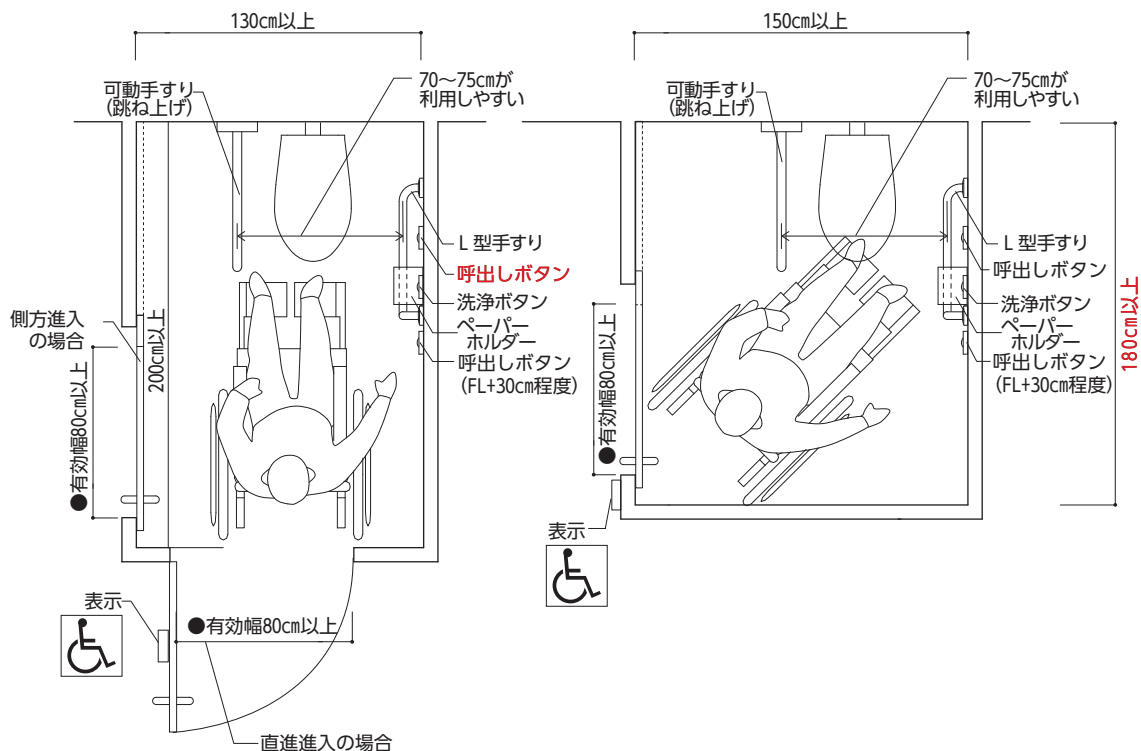
■整備基準の解説

出入口	● 便所及び便房の出入口の有効幅は、80cm 以上とする。 ● 車椅子使用者が利用できる便房が一般便所内に設けられている場合は、その一般便所の出入口の有効幅も、80cm 以上とする。 ● 内開き戸は、車椅子使用者が入室した後のドア閉めが困難であり、かつ、便房内で転倒した場合、体や車椅子がじゃまになって戸が開かず、救出しにくいので避ける。 ● 自動式引き戸の開閉ボタンは車椅子使用者が接近しやすいように、便房内設備等のレイアウトに配慮する。	→「①出入口」参照 →【図 2.3】参照
(1)設備	● 手すりは全体重をかけて使用されることが多いので、取り付けを堅固にする。 ● 手すりは便器の両側の利用しやすい位置に、垂直、水平に設ける。また、車椅子を便器と平行に寄り付けて利用する場合等に配慮し、壁付の手すりと反対側の手すりは可動式とする。 ● 横手すりは便座から 20cm から 25cm 程度上方の高さ、縦手すりは便器先端から 25cm 程度前方の位置に、便座の中心から両側の手すりが同距離になるように設置する。 ● 便器横の手すりより洗面器等の設備機器が前に出ていると、便器正面への車椅子の寄り付けが困難となるため、注意する。洗面器等の設備機器は、便器の前方及び側面に車椅子を寄り付け、便器に移乗するために必要なスペースを確保して設置する。また、便房内に十分なスペースが確保されない場合には、小さめの洗面器又は手洗器を設置する。洗面器の手すりは、スペースに余裕がある場合のみに設置し、車椅子使用者の洗面器の利用にも配慮する。 ● 洗面器下部に車椅子使用者の膝が入るスペースを確保する。 ● 吐水口の位置は、車椅子使用者が利用しやすい位置に設ける。 ● 洗浄装置、ペーパーホルダー、非常用の呼出しボタンの配置は JIS S 0026 に準ずる。また、非常用の呼出しボタンを設ける場合は、床に転倒した際にも手が届く位置にも設けるか、ひもでも操作できるものとする。 ● 洗浄装置の基本はボタン式とする。また、自動洗浄式や感知式を設ける場合は、ボタン式を併設する。	→【図 2.4】参照
(2)便房の 大きさ	● 可能な限り車椅子使用者が円滑に利用できる便房として、内法 200cm×200cm 以上のものを設置する。ただし施設の構造上これらの便房の設置が困難な場合は、内法 130cm×200cm 以上（直進又は側方進入）、又は内法	→【図 2.1】参照

	150cm×180cm以上(側方進入)の簡易型車椅子使用者用便房を設置する。 直進又は側方進入の場合:幅 130cm 以上、奥行きは 200cm 以上 側方進入の場合:幅 150cm、奥行きは 180cm 以上 ● 既存建築物の改修等の構造上やむをえない場合は、内法 120cm×220cm 以上(側方進入)、又は、内法 100cm×180cm 以上(直進進入)のものを設置する。 ● 車椅子から便座への移乗は便器の側面(障害にもよるが一般的にこの方法が最も容易)または前方からなされるため、便器の前方及び側面に車椅子を寄り付け、便器へ移乗するために必要なスペースを適切に設けるとともに、便器の両側に手すりをつける必要がある。また、衛生機器等は車椅子使用者が利用しやすい位置に配置する。 ● 出入口幅や便房への進入方向によって、車椅子使用者が利用できない場合があるので便器前の空間の広さや便房内部の設備等のレイアウトなどに十分な配慮が必要である。	→【図 2.2】参照
(3)経路の 確保	● 主要な出入口と当該便房の出入口を結ぶ経路上に、障害物や荷物などがあると、その建築物を円滑に利用することができないため、最低でも車椅子使用者が通過できる程度の通路幅を確保し、段差を設けない。 ● 地上階以外の階に当該便房を設ける場合には、エレベーターその他の昇降機を設置して上下階の移動を確保することが原則であるが、施設の構造上、エレベーターその他の昇降機の設置が困難である場合は、この限りでない。	
その他の 注意事項	● オストメイト用汚物流しを設けた便房や、便器に簡易型水洗器具を設けた便房を設置するよう配慮する。 ● 車椅子使用者の手の届く高さに手荷物棚又はフックを設置する。ただし、人がぶつからないように配慮すること。また、仮に当たっても怪我をしにくい丸みを帯びているものとする。 ● 照明スイッチ、扉の開閉ボタン、扉の取っ手は、車椅子使用者の利用を考慮し、操作しやすい位置に設ける。 ● 洗面器のほかに手洗器を設ける場合は、便器に腰掛けたままで利用できる位置に設け、水栓器具はレバー式など操作が容易なものとする。 ● 使用中の表示は施錠と連動させ、目につきやすい位置に設ける。 ● 床面は、水洗いができ、かつ濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択する。 ○努力基準は、建築物(共同住宅等以外)の整備基準が適用されるので参照されたい。	→【図 2.5】 【図 2.6】参照

《 参 考 图 》

【図2.1】簡易型車椅子使用者用便房の例

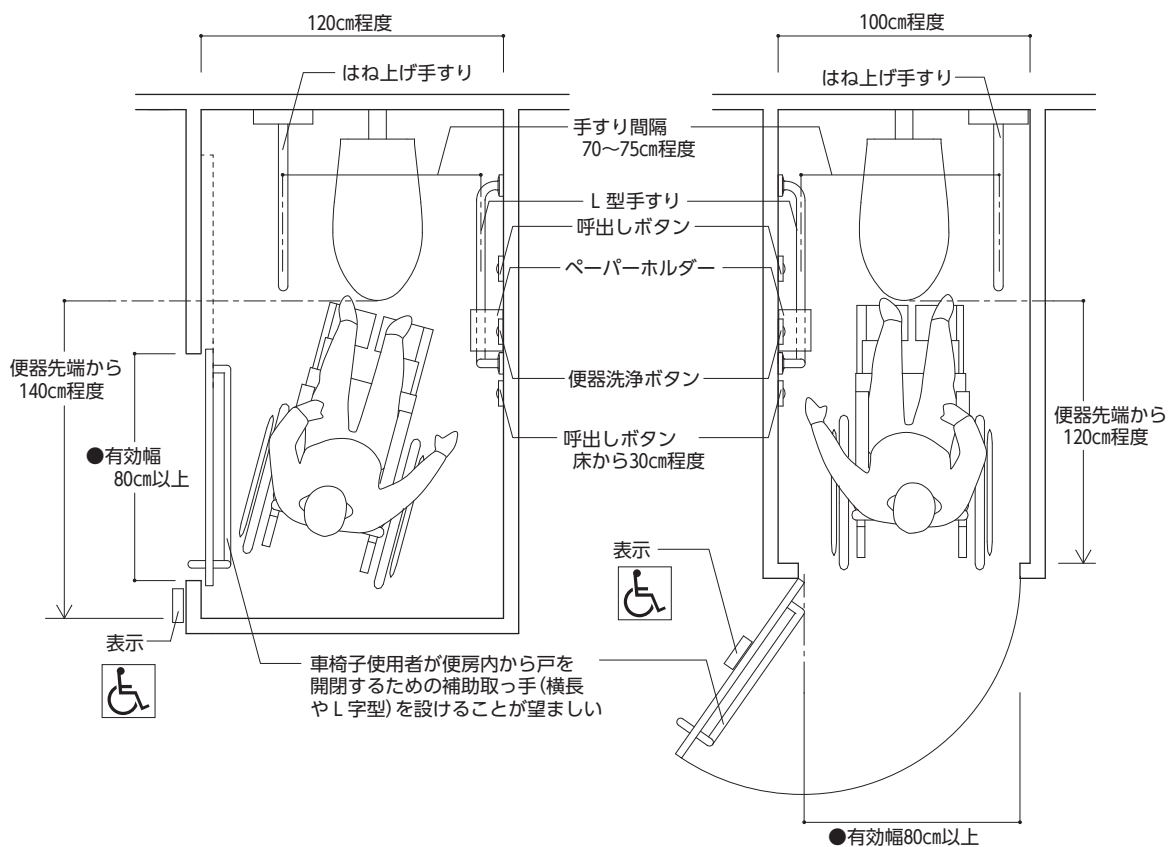


【図2.2】既存建築物の改修等の構造上やむを得ない場合の例

—え— 場合等の車椅子使用者用便房の例—

■側方進入の場合

■前方進入の場合

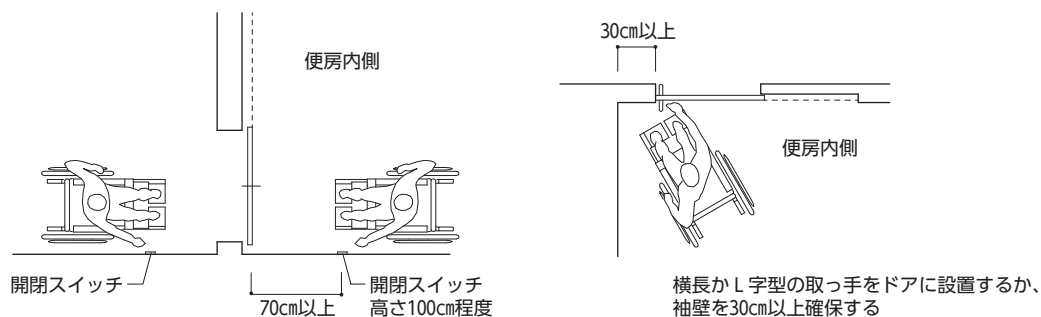


《 参 考 図 》

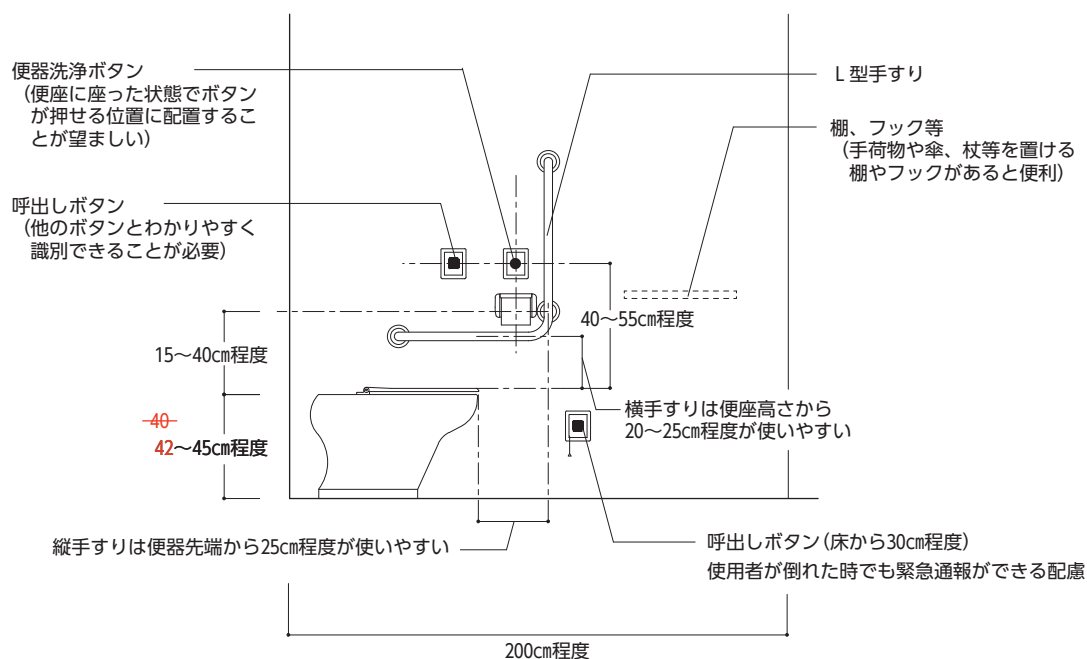
【図2.3】 開閉ボタンや扉の取っ手の設置位置

■自動ドア(引き戸)の場合

■手動ドア(引き戸)の場合

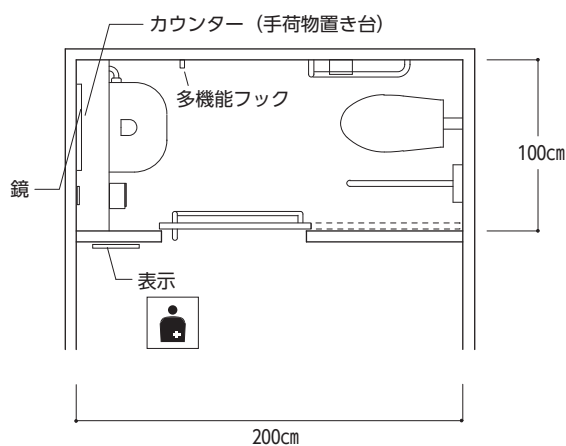


【図2.4】 ボタンの配置例

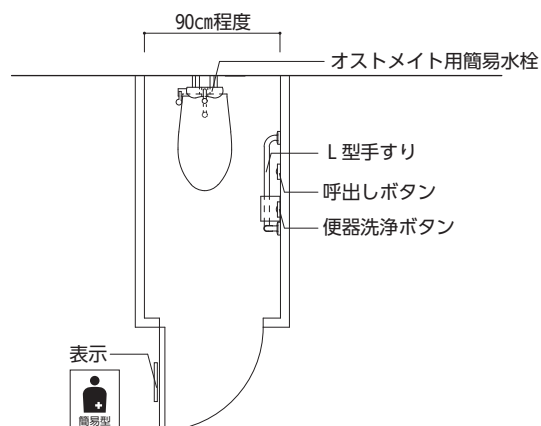


※ペーパーホルダー、便器洗浄ボタン、呼出しボタンはJIS S 0026参照

【図2.5】 オストメイト対応便房



【図2.6】 オストメイト用簡易水栓を設けた例



③敷地内の通路

■整備基準(規則で定めた基準)

整備基準(遵守基準)
不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路(道等から1の項に定める基準を満たした直接地上へ通ずる出入口までのものに限る。)は、1以上を次に掲げるものとしなければならない。
(1) 幅は、120センチメートル以上とすること。
(2) 通行の際に支障となる段差を設けないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
ア 傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合
イ 敷地の状況、施設の構造その他の事情により段差を設けざるを得ない場合において、当該建築物を管理する者の介助等により、高齢者、障害者等が通行することが可能である場合

■整備基準の解説

(1)有効幅	● 歩行者が横向きになって、車椅子使用者とすれ違える幅が120cmである。	
(2)段差の 禁止	● 敷地内の通路には段差を設けないことを原則とする。 ● ただし、車椅子使用者が通行することができる傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。なお、車椅子使用者が自力で上ることができる傾斜路の勾配は、1/12以下である。 ● また、敷地の形状や施設の構造上、段差の解消が困難である場合において、仮設スロープ(補助スロープ板)の設置や管理者等の介助などにより、高齢者、障害者等が円滑に通行可能であるときは、この限りでない。その際は、だれも見やすい位置に介助が可能である旨を表示したり、管理者呼出し用インターホンを設けたりするなどの配慮をする。 ● アプローチの通路面には、原則として排水溝などは設けない。やむを得ず設ける場合は、溝蓋を設け、仕上げ、溝の間隔等は車椅子使用者、杖使用者等の通行に支障のないものとする。車椅子のキャスターや杖の落ち込みは、動かな く動けなくなるだけでなく、転倒の危険もある。 ● 敷地境界では、道等との間にすりつけを行う等、通行の支障となる段差は設けない。	→【図3.1】参照
その他の 注意事項	● 敷地内の通路は、歩車道の分離に配慮する。 ● 雨掛りによる濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択する。 ○ 努力基準は、建築物(共同住宅等以外)の整備基準が適用されるので参照されたい。	

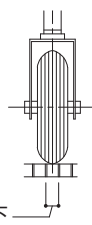
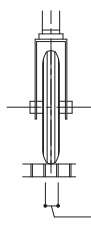
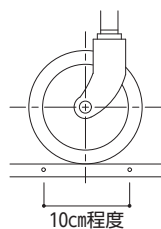
《 参 考 図 》

【図3.1】車椅子の前輪が落下しない配慮

■車椅子前輪の大きさ

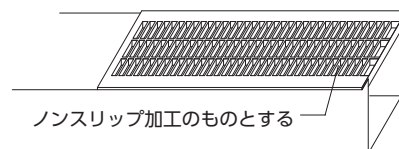
■手動車椅子

■電動車椅子



すき間10mm以下

■蓋の概要
ふた



制作協力 一覧

編集・デザイン／株式会社ポリテック・エイディディ

協力／株式会社 京王プラザホテル

独立行政法人日本スポーツ振興センター

東日本旅客鉄道株式会社

東京地下鉄株式会社

株式会社昭文社

高橋 儀平 氏

成田国際空港株式会社

一般社団法人日本火災報知機工業会

新宿高速バスターミナル株式会社

株式会社ゆりかもめ

イラスト／キタ大介

新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施設整備マニュアル (建築物編)

令和7(2025)年度版

令和7(2025)年●月 発行

編集・発行

新宿区 都市計画部 景観・まちづくり課

東京都新宿区歌舞伎町1-4-1

電話(03)5273-3843

印刷物制作番号

2025-●-●●●●